

博士学位請求論文

中国の家計における金融商品投資と借入金問題

—非銀行系融資の急増について—

Financial products investment and lending problems in Chinese households

-About the rapid increase in non-bank loans-

2021年10月

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科

地域政策科学専攻

江 駿

Jiang Jun

# 目次

<b>第1章 序論</b> .....	1
1.1. 問題の所在.....	1
1.2. 本論文の目的.....	12
1.3. 本論文の研究手法.....	13
1.3.1. 本論文の取り扱う期間について.....	13
1.3.2. 『中国統計年鑑』について.....	13
1.3.3. 家計調査ベース, SNA (国民経済計算体系) ベースの統計について.....	13
1.3.4. 家計部門の所得階層別の収支状況の統計について.....	14
1.3.5. 融資型クラウドファンディングの統計について.....	14
1.3.6. 国際比較に関する統計について.....	14
1.4. 本論文の構成.....	15
<b>第2章 先行研究</b> .....	18
2.1. 中国における家計部門の金融機関貸出残高の急拡大に関する先行研究.....	18
2.1.1. 張 (2014) のマクロ的な視点.....	18
2.1.2. 宋 (2017) のマクロ的な視点.....	21
2.1.3. 田・黄・宁・王 (2018) の家計部門からの視点.....	22
2.1.4. 三浦 (2019) の家計部門からの視点.....	23
2.1.5. 荒井 (2019) の家計部門からの視点.....	25
2.1.6. まとめ.....	26
2.2. 中国における不動産市場の拡大に関する先行研究.....	28
2.2.1. 関 (2010) の不動産市場の高騰からの視点.....	28
2.2.2. 梶谷 (2012) の過剰資本蓄積からの視点.....	30
2.2.3. 田村・魏 (2015) の不動産バブルからの視点.....	31
2.2.4. 三輪 (2012) の不動産ブームからの視点.....	32
2.2.5. まとめ.....	34
2.3. 中国における家計部門の貯蓄に関する先行研究.....	35
2.3.1. 曾根 (2013) の過剰貯蓄からの視点.....	35
2.3.2. 藤・房 (2017) の消費からの視点.....	37
2.3.3. 三浦 (2014) の高貯蓄率からの視点.....	38
2.3.4. まとめ.....	40
2.4. 中国における非銀行系融資に関する先行研究.....	41
2.4.1. 陳 (2014) の民間金融からの視点.....	41
2.4.2. 王 (2013) のマイクロクレジットの現状からの視点.....	43
2.4.3. 趙・水ノ上 (2019) 融資型クラウドファンディングの金融規制からの視点.....	44
2.4.4. 陳 (2004) の伝統的な庶民金融システムからの視点.....	46

2.4.5. まとめ	48
2.5. 先行研究のまとめ	49
<b>第3章 中国における家計部門の年間黒字に基づいた金融商品投資と借入分析</b>	<b>55</b>
3.1. 中国における家計部門の金融機関貸出残高の急拡大	55
3.2. 中国における家計部門の年間黒字	57
3.2.1. 家計部門の「貯蓄」の推移	58
3.2.2. 家計部門の「金融商品投資」の推移	59
3.2.3. 家計部門の「資本形成」の推移	61
3.2.4. 家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」の推移	63
3.2.5. まとめ	65
3.3. 中国における家計部門の金融機関貸出残高	65
3.3.1. 中国における家計部門の金融機関貸出残高の推移	65
3.3.2. 家計部門の金融機関貸出残高の分類と推移	67
3.3.3. まとめ	78
3.4. 中国における家計部門の年間黒字の構成からみた借入金返済	79
3.5. まとめ：債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている中国の家計部門	87
<b>第4章 中国の家計部門における非銀行系融資の拡大</b>	<b>89</b>
4.1. 中国における四大銀行の個人消費貸出条件の比較	89
4.1.1. 中国銀行	89
4.1.2. 中国工商銀行	90
4.1.3. 中国建設銀行	92
4.1.4. 中国農業銀行	92
4.1.5. まとめ	94
4.2. 所得階層別からみる中国における家計部門の年間黒字の推移	95
4.2.1. 11省・1自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移	99
4.2.2. 11省・1自治区都市部における家計部門の年間黒字がマイナスの階層の割合	111
4.3. 所得階層別からみる中国における年間黒字がプラスである階層の貸出状況	114
4.4. まとめ	118
<b>第5章 中国における融資型クラウドファンディングの発展要因</b>	<b>120</b>
5.1. 非銀行系融資としたマイクロクレジットと融資型クラウドファンディングの拡大	120
5.1.1. マイクロクレジットとは	120
5.1.2. 融資型クラウドファンディングとは	121
5.1.3. マイクロクレジット、融資型クラウドファンディングの貸出残高の推移	122
5.2. 中国における融資型クラウドファンディングの発展	123
5.2.1. クラウドファンディングとは	123
5.2.2. クラウドファンディングの発展状況	125
5.2.3. 融資型クラウドファンディングの仕組み	127

5.2.4. 融資型クラウドファンディングの発展要因	130
5.2.5. まとめ	139
5.3. グループレンディングの代表例とした「グラミン銀行」	139
5.3.1. グループレンディングとは	139
5.3.2. 「グラミン銀行」とは	140
5.3.3. 「グラミン銀行 I」と融資型クラウドファンディングの比較	143
5.3.4. まとめ	145
5.4. 中国における伝統的な庶民金融システム「合会」	146
5.4.1. 「合会」とは	146
5.4.2. 「合会」の仕組み	147
5.4.3. 伝統的な庶民金融システム「合会」と融資型クラウドファンディングとの仕組みの比較	148
5.5. まとめ	151
<b>第6章 中国当局が融資型クラウドファンディングに制限をかける要因</b>	<b>153</b>
6.1. 中国における融資型クラウドファンディングに関する法規制	153
6.2. 中国における融資型クラウドファンディングの急成長から急消滅	162
6.3. まとめ	170
<b>第7章 本論文の結論と今後の課題</b>	<b>171</b>
7.1. 本論文で明らかにした課題	171
7.2. 本論文の限界性と残された課題	172
<b>謝辞</b>	<b>175</b>
<b>参考文献</b>	<b>176</b>
英語文献	176
英語引用 URL	176
日本語文献	177
日本語引用 URL	179
中国語文献	181
中国語引用 URL	185
<b>本論文関連法令等一覧</b>	<b>192</b>
<b>付録目次</b>	<b>194</b>
付録 1. 2010 年から 2018 年まで本論文の使用した中国における家計部門の各経済指標の一覧表（単位：十億元，%，倍）	195
付録 2. 2010 年から 2018 年まで中国における全国と省別の住宅平均価格の推移（単位：元/m <sup>2</sup> ，倍）	196
付録 3. 2010 年から 2018 年まで中国における全国と省別の住宅平均価格前年比伸び率の推移（単位：%）	197
付録 4. 2013 年から 2018 年まで中国における 11 省・1 自治区の所得階層別の年間可処分所得の推移（単位：元）	198

付録 5. 2013 年から 2018 年まで中国における 11 省・1 自治区の所得階層別の年間消費支出の推移（単位：元） .....	200
付録 6. 2013 年から 2018 年まで中国における 11 省・1 自治区の所得階層別の年間黒字率の推移（単位：%） .....	202
付録 7. 2013 年から 2018 年まで中国における 11 省・1 自治区の都市部人口対総人口の比率（単位：%） .....	204
<b>表目次</b> .....	<b>205</b>
<b>図目次</b> .....	<b>210</b>

# 中国の家計における金融商品投資と借入金問題 —非銀行系融資の急増について—

## 第1章 序論

### 1.1. 問題の所在

中国では1978年より、計画経済体制から市場経済体制へと経済体制の移行を開始した。その後、2010年にはGDPが約39,798十億元<sup>1</sup>に達した。これは、ドルに換算して6.09兆ドル<sup>2</sup>となり、日本のGDP 5.76兆ドル<sup>3</sup>を上回り、アメリカの14.99兆ドル<sup>4</sup>に次いで世界二位である。表1では、第二次世界大戦後、中国（1978-2010年）、日本（1956-1973年）、韓国（1971-2010年）、ドイツ（1961-2010年）、アメリカ（1961-2010年）、フランス（1961-2010年）、アメリカ（1961-2010年）、イギリス（1961-2010年）、イタリア（1961-2010年）の各期間中10年間実質GDP成長率単純平均値の最も高い値を抽出し比較した。表1において、中国は10.45%の実質GDP成長率を遂げ、日本、韓国、ドイツ、アメリカ、フランス、イギリス、イタリアの高度経済成長期の実質GDP成長率の平均値と比較して、最も高い成長率を示した。

表1. 国別の最も高い10年間実質GDP成長率の平均値（単位：％）

国別	最も高い10年間	実質GDP成長率（単純平均）
中国	1991-2000年	10.45%
日本	1956-1965年	9.00%
韓国	1981-1990年	8.74%
ドイツ	1950-1959年	9.26%
アメリカ	1961-1970年	4.16%
フランス	1961-1970年	5.75%
イギリス	1961-1970年	3.18%
イタリア	1961-1970年	5.72%

出所：（中国国家统计局），（内閣府，2020），（香港环亚经济数据有限公司），（The World Bank, a），（マディソン，1995）に基づき筆者作成。

そのような中国の経済成長において、表2に示すように、2001年から2009年までの期間に家計部門の年間可処分所得が2.83倍に拡大し、家計部門の年間消費支出が2.50倍に拡大した。それに対して、表3に示すように、その後の2010年から2018年までの期間において、家計部門の年間可処分所得が2.45倍に拡大し、家計部門の年間消費支出が2.89倍に拡大した。

2001年から2009年までの期間で、家計部門の年間可処分所得の拡大比は家計部門の年間消費支出以上に増加していることと比較して、2010年から2018年までの期間では、家計部門の年間可処分所得と家計部門の年間消費支出の絶対額が拡大しているが、家計部門の年間消費支出の拡大比は家計部門の年間可処分所得以上に増加している傾向がみられる。

<sup>1</sup>（中国国家统计局）

<sup>2</sup>（The World Bank, b）

<sup>3</sup>（The World Bank, c）

<sup>4</sup>（The World Bank, d）

このように、2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門の年間可処分所得の伸びが鈍化し、年間消費支出の伸びがより増加している傾向がみられ、2001年から2009年までの期間と異なる傾向を示している。

そのため、本論文は2010年から2018年までの期間に着目し、この状況がいかに特異な状況にあるのかについて確認する。

家計部門は年間可処分所得より拡大している年間消費支出に対して、中国の家計部門は借入金や貯金からその年間消費支出を満たすことが考えられる。そのため、この期間において、家計部門の金融機関貸出残高と金融機関貯蓄残高の確認をおこなう。

表 2. 2001年、2009年中国における家計部門の年間可処分所得と年間消費支出（単位：十億元、倍）

	2001年	2009年	拡大比： 2009年/2001年
家計部門の年間可処分所得	6,969	19,749	2.83
家計部門の年間消費支出	4,944	12,358	2.50

出所：（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2002』，2002），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2010』，2010）に基づき筆者作成。

表 3. 2010年、2018年中国における家計部門の年間可処分所得と年間消費支出（単位：十億元、倍）

	2010年	2018年	拡大比： 2018年/2010年
家計部門の年間可処分所得	24,312	59,580	2.45
家計部門の年間消費支出	14,076	40,662	2.89

出所：（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2011』，2011），（国家统计局，『中国统计年鉴 2019』，2019）に基づき筆者作成。

2010年から2018年までの期間において、表 4 に示すように、家計部門の金融機関貯蓄残高が 2.32 倍に拡大し、家計部門の金融機関貸出残高は 4.25 倍に拡大した。家計部門の金融機関貸出残高の急増にもかかわらず、依然として家計部門の金融機関貯蓄残高が家計部門の金融機関貸出残高を上回っている。しかし、表 4 から確認できるように、2010年の「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率は 36.05%であったが、その後 2018年には 66.11%まで達している。

表 4. 2010 年, 2018 年中国における家計部門の金融機関貸出残高, 家計部門の金融機関貯蓄残高, 「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率 (単位: 十億元, %, 倍)

	2010 年	2018 年	拡大比: 2018 年/2010 年
家計部門の金融機関貸出残高	11, 259	47, 895	4. 25
家計部門の金融機関貯蓄残高	31, 230	72, 444	2. 32
「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率	36. 05%	66. 11%	

出所: (中国国家统计局, 国家数据), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表(按部门分类)2010 年, 2011), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表2018 年, 2019)に基づき筆者作成。

表 3 で示したように, 2010 年から 2018 年までの期間において, 家計部門の年間可処分所得は 2. 45 倍に拡大し, 家計部門の年間消費支出が 2. 89 倍に拡大した。このような状況のなかで, 家計部門は, 金融機関貯蓄残高によって家計部門の金融機関貸出残高を返済できる余力を維持しつつも, 金融機関貸出残高が急拡大している。急拡大している中国の家計部門の金融機関貸出残高は家計部門を圧迫しているといえよう。そのような状況において, なぜ中国の家計部門の金融機関貸出残高は急拡大したのか。この原因を解明することが本論文の目的である。

この目的を達成するために, 本論文では家計部門の年間可処分所得から家計部門の年間消費支出を引いた余剰である家計部門の年間黒字に着目し, 家計部門の金融機関貸出残高, 家計部門の金融機関貯蓄残高と家計部門の消費行動に焦点を絞る。

家計部門の年間黒字を構成している項目は, 中国統計年鑑の「資金循環表(資本勘定)」と「資金循環表(金融勘定)」によれば, 貯蓄, 金融商品投資<sup>5</sup>, 資本形成, その他非金融資産の取得マイナス処分, 借入金返済である。表 5 に示すように, 家計部門の年間黒字を構成している項目の中で, 借入金返済は表示されていない。しかし, 他の項目の計算から, 借入金返済の値を推測することができる。

<sup>5</sup> 本論文では金融商品投資について, 「資金循環表(金融勘定)」に基づき, 預貯金以外の項目である「通貨」, 「証券会社顧客保証金」, 「保険準備金」, 「債券」, 「株式」, 「基金」, 「その他」の全てを金融勘定の構成項目として考える。



表 5. 中国における家計部門の年間黒字の構成項目（単位：十億元，％）

家計部門の年間黒字の構成項目	2018 年の実測値
資本形成	10,288
	(50.22%)
その他非金融資産の取得マイナス処分	-3,373
	(-16.47%)
借入金返済	-
	-
金融商品投資	5,862
	(28.61%)
貯蓄	7,709
	(37.63%)

出所：（国家统计局，『中国统计年鉴 2020』，2020，pp. 76-79）に基づき筆者作成。

表 6 に示すように、2010 年から 2018 年までの期間において、家計部門の年間黒字が 1.85 倍に拡大している。これは、同期間において、家計部門の年間可処分所得が 2.45 倍に拡大し、家計部門の年間消費支出が 2.89 倍に拡大した結果である。

表 6. 2010 年，2018 年中国における家計部門の年間可処分所得，年間消費支出と年間黒字（単位：十億元，倍）

	2010 年	2018 年	拡大比： 2018 年/2010 年
家計部門の年間可処分所得	24,312	59,580	2.45
家計部門の年間消費支出	14,076	40,662	2.89
家計部門の年間黒字	10,236	18,918	1.85

出所：（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2011』，2011），（国家统计局，『中国统计年鉴 2019』，2019）に基づき筆者作成。

家計部門の年間可処分所得と家計部門の年間消費支出の絶対額が拡大しているが、家計部門の年間消費支出の拡大比は家計部門の年間可処分所得と家計部門の年間黒字の拡大比以上に増加している。

家計部門の年間消費支出が拡大している状況において、表 7 に示すように、家計部門の金融機関貸出残高が 4.25 倍に拡大した。他方、同期間の全部門の金融機関貸出残高は 2.78 倍に拡大したが、家計部門の金融機関貸出残高の 4.25 倍と比較すれば、家計部門の金融機関貸出残高が急拡大していることが確認できる。

表 7. 2010 年, 2018 年中国における全部門の金融機関貸出残高と家計部門の金融機関貸出残高  
(単位: 十億元, 倍)

	2010 年	2018 年	拡大比: 2018 年/2010 年
全部門の金融機関貸出残高	50,923	141,752	2.78
家計部門の金融機関貸出残高	11,259	47,895	4.25
その他部門の金融機関貸出残高	39,664	93,856	2.37

出所: (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表(按部门分类)2010年, 2011), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表2018年, 2019)に基づき筆者作成。

また, 中国における家計部門の年間可処分所得が拡大している一方で, 表 8 で示したように, 「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の年間可処分所得」に対する比率は, 2010 年の 46.31%から 2018 年の 88.61%まで上昇した。

表 8 は, 2018 年の中国, 日本, イギリス, ドイツ, フランス, アメリカ, イタリアにおける「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の年間可処分所得」に対する比率を示す。この国際的な比較を見ても, この比率は, 中国が突出して増加していることが示される。

その要因をより詳しく分析するため, まず, 家計部門の金融機関貸出残高を家計部門の金融機関短期貸出残高<sup>6</sup>と家計部門の金融機関中長期貸出残高<sup>7</sup>に分類し個別に分析する。

次に, 家計部門の金融機関貸出残高を家計部門の金融機関消費貸出残高<sup>8</sup>と家計部門の金融機関経営貸出残高<sup>9</sup>に分類し個別に分析する。

<sup>6</sup> 中国人民銀行が制定した『贷款统计分类及编码 (JR/T 0135-2016)』によれば, 家計部門の金融機関短期貸出残高とは, 金融機関が家計部門に向けた貸出期間が 1 年以内 (1 年を含む) の貸出金の残高である。

<sup>7</sup> 中国人民銀行が制定した『贷款统计分类及编码 (JR/T 0135-2016)』によれば, 家計部門の金融機関中長期貸出残高とは, 金融機関が家計部門に向けた貸出期間が 1 年以上 (1 年を含まない) の貸出金の残高である。

<sup>8</sup> 中国人民銀行が制定した『贷款统计分类及编码 (JR/T 0135-2016)』によれば, 家計部門の金融機関消費貸出残高とは, 金融機関が家計部門に向けた消費用途の貸出金の残高である。

<sup>9</sup> 中国人民銀行が制定した『贷款统计分类及编码 (JR/T 0135-2016)』によれば, 家計部門の金融機関経営貸出残高とは, 金融機関が家計部門に向けた経営用途の貸出金の残高である。

表 8. 2010 年，2018 年国別の「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の年間可処分所得」に対する比率（単位：％）

国別	2010 年「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の年間可処分所得」に対する比率	2018 年「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の年間可処分所得」に対する比率
中国	46.31%	88.16%
日本	108.19%	109.98%
イギリス	156.76%	143.37%
ドイツ	100.59%	94.76%
フランス	112.81%	118.45%
アメリカ	128.69%	104.58%
イタリア	89.53%	87.18%

出所：（中国国家统计局，国家数据），（Organization for Economic Co-operation and Development）に基づき筆者作成。

まず，表 9 に示すように，家計部門の金融機関貸出残高を家計部門の金融機関短期貸出残高，家計部門の金融機関中長期貸出残高別に分類し，それぞれ検討する。2010 年から 2018 年までの期間において，家計部門の金融機関短期貸出残高は 4.02 倍に拡大し，家計部門の金融機関中長期貸出残高は 4.36 倍に拡大した。このことから，家計部門の金融機関貸出残高と近い比率で拡大していることが示される。

家計部門の金融機関貸出残高における家計部門の金融機関短期貸出残高と家計部門の金融機関中長期貸出残高の占める割合の推移を確認すると，家計部門の金融機関短期貸出残高が 2010 年の 30.54%から 2018 年の 28.83%まで微減し，家計部門の金融機関中長期貸出残高は 2010 年の 69.46%から 2018 年の 71.17%まで微増していることがわかる。このことから，家計部門の金融機関貸出残高において家計部門の金融機関短期貸出残高と家計部門の金融機関中長期貸出残高の占める割合は，先に示した他の経済指標のような大きな変動はないことが確認できる。

表 9. 2010 年，2018 年中国における家計部門の金融機関貸出残高，家計部門の金融機関短期貸出残高，家計部門の金融機関中長期貸出残高と家計部門の金融機関貸出残高に占める割合（単位：十億元，％，倍）

	2010 年	2018 年	拡大比： 2018 年/2010 年
家計部門の金融機関貸出残高	11,259 (100.00%)	47,895 (100.00%)	4.25
家計部門の金融機関短期貸出残高	3,438 (30.54%)	13,809 (28.83%)	
家計部門の金融機関中長期貸出残高	7,821 (69.46%)	34,087 (71.17%)	4.36

出所：（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010 年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2018 年，2019）に基づき筆者作成。

表 10 に示すように、家計部門の金融機関消費貸出残高と家計部門の金融機関経営貸出残高別について、それぞれ確認する。2010 年から 2018 年までの期間において、家計部門の金融機関消費貸出残高は 5.03 倍に拡大し、家計部門の金融機関経営貸出残高は 2.69 倍に拡大した。このことから、4.25 倍に拡大した家計部門の金融機関貸出残高は、家計部門の金融機関消費貸出残高の拡大が主要因であると考えられる。

家計部門の金融機関貸出残高における家計部門の金融機関消費貸出残高と家計部門の金融機関経営貸出残高の占める割合の推移を確認する。家計部門の金融機関消費貸出残高は 2010 年の 66.71%から 2018 年の 78.92%まで増加した。対して、家計部門の金融機関経営貸出残高は 2010 年の 33.29%から 2018 年の 21.08%まで減少した。このことから、家計部門の金融機関貸出残高において家計部門の金融機関消費貸出残高の占める割合は、拡大傾向が示される。

表 10. 2010 年，2018 年中国における家計部門の金融機関貸出残高，家計部門の金融機関消費貸出残高，家計部門の金融機関経営貸出残高と家計部門の金融機関貸出残高に占める割合（単位：十億元，%，倍）

	2010 年	2018 年	拡大比： 2018 年/2010 年
家計部門の金融機関貸出残高	11,259 (100.00%)	47,895 (100.00%)	4.25
家計部門の金融機関消費貸出残高	7,511 (66.71%)	37,801 (78.92%)	5.03
家計部門の金融機関経営貸出残高	3,699 (33.29%)	9,475 (21.08%)	2.69

出所：（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010 年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2018 年，2019）に基づき筆者作成。

表 11，表 12 に示すように、家計部門の金融機関短期貸出残高，家計部門の金融機関中長期貸出残高，家計部門の金融機関消費貸出残高，家計部門の金融機関経営貸出残高を組み合わせ確認すると以下の結果が示される。

2010 年から 2018 年までの期間において、家計部門の金融機関短期消費貸出残高は 9.17 倍に拡大，家計部門の金融機関短期経営貸出残高は 2.02 倍に拡大，家計部門の金融機関中長期消費貸出残高は 4.43 倍に拡大，家計部門の金融機関中長期経営貸出残高は 4.01 倍に拡大した。これらのことから、家計部門の金融機関短期消費貸出残高は、4.25 倍に拡大した家計部門の金融機関貸出残高を上回る急拡大をしていることが確認できる。

表 11 は、家計部門の金融機関短期貸出残高における家計部門の金融機関短期消費貸出残高と家計部門の金融機関短期経営貸出残高の占める割合の推移を示す。

表 11. 2010 年, 2018 年中国における家計部門の金融機関短期消費貸出残高, 家計部門の金融機関短期経営貸出残高と家計部門の金融機関短期貸出残高に占める割合 (単位: 十億元, %, 倍)

	2010 年	2018 年	拡大比: 2018 年/2010 年
家計部門の金融機関短期貸出残高	3,438 (100.00%)	13,809 (100.00%)	4.02
家計部門の金融機関短期消費貸出残高	960 (27.92%)	8,808 (63.79%)	9.17
家計部門の金融機関短期経営貸出残高	2,478 (72.08%)	5,001 (36.21%)	2.02

出所: (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表(按部门分类)2010年, 2011), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表2018年, 2019)に基づき筆者作成。

表 11 から, 家計部門の金融機関短期消費貸出残高は 2010 年の 27.92%から 2018 年の 63.79%まで大幅に拡大し, 家計部門の金融機関短期経営貸出残高は 2010 年の 72.08%から 2018 年の 36.21%まで大幅に減少していることが確認できる。他方, 家計部門の金融機関短期消費貸出残高もまた大幅に拡大しており, 既に家計部門の金融機関短期貸出残高の 60%以上を占めている。このことから, 2010 年から 2018 年までの期間において, 家計部門の金融機関短期貸出残高の拡大は, 家計部門の金融機関短期消費貸出残高の拡大が主要因と考えられる。

次に, 家計部門の金融機関中長期貸出残高の内訳の推移を確認する。

表 12 は, 家計部門の金融機関中長期貸出残高において, 家計部門の消費貸出残高と家計部門の経営貸出残高の占める割合の推移を示す。

表 12. 2010 年, 2018 年中国における家計部門の金融機関中長期消費貸出残高, 家計部門の金融機関中長期経営貸出残高と家計部門の金融機関中長期貸出残高に占める割合 (単位: 十億元, %, 倍)

	2010 年	2018 年	拡大比: 2018 年/2010 年
家計部門の金融機関中長期貸出残高	7,803 (100.00%)	34,069 (100.00%)	4.36
家計部門の金融機関中長期消費貸出残高	6,551 (83.76%)	28,993 (85.06%)	4.43
家計部門の金融機関中長期経営貸出残高	1,270 (16.24%)	5,094 (14.94%)	4.01

出所: (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表(按部门分类)2010年, 2011), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表2018年, 2019)に基づき筆者作成。

表 12 から, 家計部門の中長期消費貸出残高が 2010 年の 83.76%から 2018 年の 85.06%まで微増し, 家計部門の中長期経営貸出残高が 2010 年の 16.24%から 2018 年の 14.94%まで微減していることが確認できる。家計部門の金融機関中長期貸出残高において, 家計部門の消費貸出残高と家計部門の経営貸出残高の割合は, これまでのべた, 他の経済指標のような大きな変動

は確認できない。このことから、本論文において、中国における家計部門の金融機関貸出残高の拡大が家計部門の金融機関短期貸出残高に集中するという重要性を示される。

表 11 と表 12 に示したように、家計部門の金融機関短期貸出残高と家計部門の金融機関中長期貸出残高の内訳において、家計部門の金融機関短期消費貸出残高が突出して拡大していることが確認できる。このことから、家計部門の金融機関貸出残高の拡大は、家計部門の金融機関消費貸出残高が影響していると考えられる。

家計部門の金融機関貸出残高が急拡大している状況下において、家計部門の年間黒字はどのような影響を受けているのか。2010 年から 2018 年までの期間において、家計部門の年間黒字を構成している項目について、表 13 に示すように、金融機関貯蓄残高が 2.32 倍に拡大、金融商品投資が 2.56 倍に拡大、資本形成が 2.53 に倍拡大、その他非金融資産の取得マイナス処分が 3.40 倍に拡大した。これらの項目について、表 6 で示した家計部門の年間黒字の 1.85 倍に拡大と比較した際、家計部門の年間黒字の伸び率以上に拡大していることが確認できる。

表 13. 2010 年、2018 年中国における家計部門の金融機関貯蓄残高、家計部門の金融商品投資、家計部門の資本形成、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分と拡大比（単位：十億元、倍）

	2010 年	2018 年	拡大比： 2018 年/2010 年
家計部門の金融機関貯蓄残高	31,230	72,444	2.32
家計部門の金融商品投資	2,291	5,861	2.56
家計部門の資本形成	4,060	10,290	2.53
家計部門のその他非金融資産 の取得マイナス処分	-990	-3,370	3.40

出所：（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010 年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2018 年，2019），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2012』，2012），（国家统计局，『中国统计年鉴 2020』，2020）に基づき筆者作成。

前述のように、家計部門の年間黒字を構成している項目のうち、貯蓄、金融商品投資、資本形成、その他非金融資産の取得マイナス処分という 4 つの項目が全て家計部門の年間黒字の伸び率以上に拡大している。そのため、残る 1 つの項目である借入金返済は、家計部門の年間黒字の伸び率より低いと考えられる。このことから、借入金返済の家計部門の年間黒字内の構成比が減少している可能性が推察される。このような状況において、通常ならば、金融機関への債務返済は増額するはずである。しかし、中国の家計部門では、債務返済を軽視して、消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている可能性があると考えられる。このような家計部門の経済消費活動は永続的に可能なものでなく、将来的に債務不履行などの問題が生じる可能性が予想される。

したがって、本論文においては、この問題について明らかにするために、第 1 の課題として、「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」という仮説を設定する。

この第1の課題において提示した状況を維持するためには、非銀行系融資の増加という状況が想定される。この理由として、家計部門において、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることが困難であることが挙げられる<sup>10</sup>。そのため、非銀行系融資へと資金需要が転換し、家計部門の非銀行系融資が拡大したと予測される。

表 14. 2010 年、2018 年中国における融資型クラウドファンディングの貸出残高、年間貸出純増と拡大比（単位：十億元、倍）

	2010 年	2018 年	拡大比： 2018 年/2010 年
融資型クラウドファンディングの貸出残高	0.06	789	13,149
融資型クラウドファンディングの年間貸出純増	0.70	1,798	2,569

出所：（王・徐、『2013 中国网络借贷行业蓝皮书』，2014），（网贷之家）に基づき筆者作成。

表 14 に示すように、2010 年から 2018 年までの期間において、非銀行系融資の融資型クラウドファンディングの貸出残高は 13,149 倍に拡大した。表 11 で示した家計部門の金融機関短期消費貸出残高の 9.17 倍に拡大と比較した際に、融資型クラウドファンディングが異常な速度で拡大していることがわかる。また、2010 年から 2018 年までの期間において、融資型クラウドファンディング年間貸出純増は 2,569 倍に急拡大した。その結果として、2017 年の融資型クラウドファンディング年間貸出純増は世界の規模へと発達した。

このように、急速な市場の拡大を遂げた融資型クラウドファンディングについて、その発展要因を検討する必要がある。より具体的には、融資型クラウドファンディングの取引システムと手続きについての検討である。

既存の銀行融資では、銀行自身が担保の有無や信用力の高さなど個人や企業の財務指標を中心とした融資基準による与信判断・融資審査をおこなう。その際に、担保力の低い個人や企業は借入できない場合が多い<sup>11</sup>。一方、融資型クラウドファンディングにおいて貸し手側は、プラットフォームが掲載した借り手側の資料を確認することで、直接融資プロジェクトを選択することができる。また、選択したプロジェクトの収益率によりリターンを得る。銀行は自らの判断基準で貸出先を選択し、その情報を預金者側に渡すことがない。つまり、銀行がクローズドな情報で貸出先の選別を判断するのに対して、融資型クラウドファンディングは資金使途、借入期間、平均収益率などの情報を全てプラットフォーム上でオープンに公開し、貸し手はその情報を入手して自ら投資の判断をする。これらの点について、非銀行系融資である融資型クラウドファンディングと銀行系融資は大きく異なる。

2007 年に中国で初めて出現した非銀行系融資である融資型クラウドファンディング<sup>12</sup>は、表 15 に示すように、伝統的な庶民金融システムとの間に一定の関連性が認められると考える。こ

<sup>10</sup> 中国では、信用情報機関として中国人民銀行信用情報収集センター（中国人民銀行征信中心）が存在する。その信用情報機関を通じて、借り手の信用情報が各金融機関に共有される。

<sup>11</sup> （佐藤，2017，p. 7）

<sup>12</sup> 2007 年 6 月に、中国初の融資型クラウドファンディングプラットフォーム「拍拍貸」（PaiPaiDai）が成立した。

の点について、中国における融資型クラウドファンディングと伝統的に社会に位置していた庶民金融システムとの構造比較から、優位性についての検討をおこなう。

表 15. グループレンディングに属する「グラミン銀行 I」、中国の伝統的な庶民金融システム「合会」、融資型クラウドファンディングのシステムの比較

	グループレンディングに属する「グラミン銀行 I」	中国の伝統的な庶民金融システム「合会」	融資型クラウドファンディング
借り手	5人グループを結成した個人	個人	個人
貸し手	グラミン銀行	特定少数	不特定多数
人間関係	必要	必要	不要
貸出原資	設立当時は中央銀行などの外部資金、その後は自己資本	貸し手からの資金	貸し手からの資金
手段（空間）	面会	面会	インターネット
貸出期間	1年	不定	7.53ヶ月 <sup>13</sup>
貸出利率	単利 20%	不定	15.02% <sup>14</sup>
担保	相互連帯保証	なくでも借入可能	なくでも借入可能
貸し手への報酬	金銭	金銭、なし	金銭

出所：筆者作成。

他方、年間貸出純増が世界一までに成長した融資型クラウドファンディングに対して、中国当局からの強力な制限がかけられることになった。そのため、2020年11月時点で、中国国内の全ての融資型クラウドファンディングプラットフォームが廃業させられるに至った。

ここに存在する問題について明らかにするため、第1の課題として提示した、「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」という仮説に次いで、第2の課題を提示する必要がある。

第2の課題は、「このような状況（第1の課題）では、中国の家計部門が金融機関貸出残高を拡大している中で、さらに非銀行系融資である融資型クラウドファンディングからの融資も増大させた」という仮説である。

中国における家計部門の金融機関貸出残高の拡大と融資型クラウドファンディングの急拡大により、中国の家計部門は膨大な資金需要を満たしていたと考えられる。第1の課題より、家計部門の債務返済の滞りが推察される。このような状況の継続と更なる非銀行系融資額の増加は、大規模な家計部門の債務不履行に至る可能性が予想される。そのため、中国当局による融資型クラウドファンディングへの規制は、そのような重大な問題への対策としておこなわれたと考えられる。

本節でのべた、中国の家計における金融商品投資と借入金問題について、本論文を通して明らかにする。

<sup>13</sup> 2012-2018年の平均値である。

<sup>14</sup> 2012-2018年の平均値である。



## 1.2. 本論文の目的

前節で示した中国の家計部門における金融商品投資と借入金問題を踏まえ、本論文では上述の「二つの課題」を解明することを目的とする。

第1の課題は、「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」である。

2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門は、金融機関貸出残高の金融機関貯蓄残高に対する比率は表4で示したように、2010年の36.05%から2018年の66.11%まで上昇した。この数値が示すように、家計部門の金融機関貯蓄残高によって金融機関貸出残高を返済できる余力を保持しつつも、家計部門の金融機関貸出残高は急拡大している。急拡大している中国の家計部門の金融機関貸出残高は家計を圧迫することが必然である。しかし、そのような状況において、なぜ中国の家計部門の金融機関貸出残高が急拡大しているのか。この問題について原因を解明することが本論文の第一の目的である。第1の課題を解明することにより、現代の中国人民の消費や投資の特徴を明らかにできる。

第1の課題の中で示した中国の家計部門の消費性向から、金融機関の借入金返済が滞っている可能性が示される。家計部門にとって、金融機関の借入金返済が滞っているならば、同一の借入先からの追加融資を受けられないため、非銀行系融資を利用する可能性が想定される。これについて検証するために、近年利用が拡大している非銀行系融資のマイクロクレジットと融資型クラウドファンディングの検討をおこなう。家計部門の融資手段の1つである融資型クラウドファンディングはマイクロクレジットと比較して、貸出残高が突出して拡大している。そのため、とくに融資型クラウドファンディングについて着目する。

2007年に中国初の融資型クラウドファンディングプラットフォームが設立された。そして、2017年には中国が融資型クラウドファンディングについて世界一の年間貸出純増へと発達した。どのような要因から、短期間で中国の融資型クラウドファンディングが急激に成長したのだろうか。これについて明らかにするために、中国の融資型クラウドファンディングの取引システムと手続きに注目し、融資型クラウドファンディングの発展要因を探る。具体的には、融資型クラウドファンディングと中国における伝統的な庶民金融システム、グループレンディング・システムなどのシステム上の類似性・相違性に着目し、中国の融資型クラウドファンディングの優位性を明らかにする。

しかし、世界一の年間貸出純増まで発達した融資型クラウドファンディングは中国当局から強力な制限をかけられ、2020年11月には全て廃業させられるに至った。

上記に基づき、第2の課題として、「このような状況（第1の課題）では、中国の家計部門が金融機関貸出残高を拡大している中で、さらに非銀行系融資である融資型クラウドファンディングからの融資も増大させた」を設定する。なぜ中国の家計部門はそれほどまでに借金をするのか。この問題を解明することが本論文の第二の目的である。第2の課題を解明することにより、中国当局が融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除するに至った金融リスクについて明らかにする。

### 1.3. 本論文の研究手法

#### 1.3.1. 本論文の取り扱う期間について

まず、本論文では2010年から2018年までの期間を対象とする。この期間を選定する理由について以下で示す。

前述のように、2001年から2009年までの期間に、家計部門の年間可処分所得の拡大比は家計部門の年間消費支出以上に増加していることに対して、2010年から2018年までの期間に、家計部門の年間可処分所得と家計部門の年間消費支出の絶対額が拡大しているが、家計部門の年間消費支出の拡大比は家計部門の年間可処分所得以上に増加している傾向がみられる。

2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門の年間可処分所得の伸びが鈍化し、年間消費支出の伸びがより増加している傾向がみられ、2001年から2009年までの期間と異なる傾向を示している。

2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門がどのような変化が起こったかを見極めるために、本論文は2010年から2018年までの期間を選定した。

中国の統計資料は検証するうえで不備がある。そのため、次項で示す手法で統計資料を整理し分析する。

#### 1.3.2. 『中国統計年鑑』について

中国国内の状況を分析するうえで、中国元ベースで統計した中国国内の統計資料を確認する必要がある。そのため、中国国家統計局（中国国家统计局）による『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』から、中国全国の統計を大枠で把握することが出来る。『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』は1981年以降に毎年刊行される中国全国の統計を整理した本である。中国国家統計局（中国国家统计局）のウェブサイトにおいて、1999年以降の全文が公開されている。1998年以前の統計年鑑については紙媒体で公開された各年版を参考にした。

『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』以外に中国全体の状況を把握する媒体として中国人民銀行（中国人民银行）による統計資料がウェブサイト上に公開されている。しかし、1998年以前の統計資料は不在であるため、『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』と中国金融年鑑雑誌社（中国金融年鉴杂志社）による『中国金融年鑑（中国金融年鉴）』（2010-2018年）から統計データを整理して分析する。

中国国家統計局（中国国家统计局）のウェブサイトに掲載されていない統計データについては、『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』、『中国金融年鑑（中国金融年鉴）』に加え、各省の統計年鑑等の政府系年鑑（香港、マカオ、台湾を除く31省・直轄市・自治区の統計年鑑）から補足した。

#### 1.3.3. 家計調査ベース、SNA（国民経済計算体系）ベースの統計について

中国の家計部門の年間可処分所得と年間消費支出の統計に関して、家計調査ベースとSNA（国民経済計算体系）ベースがある。家計調査ベースとSNAベースは統計基準が異なるため、統計上の差異が生じている。中国の家計部門の年間可処分所得と年間消費支出の全体像を正確に把

握するため、SNA ベースで統計した家計部門の年間可処分所得と年間消費支出のデータについても『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』から確認する。

#### 1.3.4. 家計部門の所得階層別の収支状況の統計について

中国における家計部門の所得階層別の年間黒字の推移を分析するため、『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』からデータを整理する。

しかし、家計部門の所得階層別の年間可処分所得と年間消費支出の統計データは2012年まで掲載されていたが、その後は所得階層別の年間可処分所得のみ掲載されている。そのため、2013年以降の所得階層別のデータを分析するため、中国全土の統計情報を網羅している『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』の他、各省の統計年鑑から省毎に確認する。

2013年以降の各省の統計年鑑について、31省・直轄市・自治区（香港、マカオ、台湾を除く）のうち、11省・1自治区の統計年鑑には家計部門の所得階層別の年間可処分所得と年間消費支出が掲載されている<sup>15</sup>。したがって、2013年以降の統計データについては掲載されている各省の統計年鑑に沿って分析する。

また、家計部門の年間黒字の構成に関して、借入金返済の表示はないため、『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』に掲載されていた「資金循環表（資本勘定）」と「資金循環表（金融勘定）」、加えて中国人民銀行の公開統計資料から、家計部門の借入金返済を推計する。

#### 1.3.5. 融資型クラウドファンディングの統計について

中国の融資型クラウドファンディングの統計は、政府による統計に不備があるため、民間シンクタンクの公開統計資料を活用する。まず、世界のクラウドファンディングの統計に関して、Massolution社やStatista社などによる統計資料や報告を利用する。

しかし、それらの統計はドルベースで示され、統計基準も中国の統計とは異なっている。そのため、中国国内の融資型クラウドファンディングの統計に関して、中国元ベースで統計されている中国の民間シンクタンク盈燦諮詢（盈灿咨询）、網貸之家（网贷之家）の公開統計資料を利用し分析する。

#### 1.3.6. 国際比較に関する統計について

本論文では、世界銀行（World Bank）、国際決済銀行（Bank for International Settlements）、経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development）などの世界機関のデータを利用して国際比較をおこなう。しかし、世界機関の統計基準はドルベースが多いことから、中国元ベースの統計と比較するには、為替レートで誤差が生じる可能性があるため、中国国内の統計資料を主として採用する。

以上のように、本論文の研究方法は、中国政府をはじめとした各種の公開統計資料に基づき現状分析をおこなう。加えて、世界機関と世界、中国の民間シンクタンクの公開統計資料を分

---

<sup>15</sup> 家計部門の所得階層別の年間可処分所得と年間消費支出のデータが記載されている11省・1自治区は、河北省、遼寧省、江蘇省、安徽省、江西省、河南省、河北省、広東省、海南省、四川省、陝西省と寧夏回族自治区である。

析し補足とする。

以上の研究方法を踏まえ、次に本論文の構成を示す。

#### 1.4. 本論文の構成

本論文の構成は、以下の通りである。

まず第1章にあたる本章では、本論文における研究の背景を示し、研究の目的を明らかにする。そのうえで、研究方法および論文構成の概要について示す。近年急拡大している中国の家計部門の金融機関貸出残高について、とくに家計部門の金融機関短期消費貸出残高から特異な拡大状況が確認できる。この特異な拡大状況について問題提起する。次に、家計部門の年間黒字の構成の変化から、家計部門の「貯蓄」、「金融商品投資」、「資本形成」、「その他非金融資産の取得マイナス処分」が拡大している一方で、家計部門の「借入金返済」が減少している状況が示される。そのような状況において、家計部門の債務拡大と、融資型クラウドファンディングの急拡大が確認される。この二つの状況間の関連について課題の提起をおこなう。そのうえで、以下本論にて検証する「二つの課題」を提示する。この検証を進める上で資料の取り扱いについて、その基準を示した後、本論文における構成を示す。

第2章では、「二つの課題」について検討するうえでの妥当性を示すため、先行研究の整理をおこなう。この整理において、①中国における家計部門の金融機関貸出残高の急拡大、②中国における不動産市場の拡大、③中国における家計部門の貯蓄に関する議論について整理する。

近年拡大した家計部門の非銀行系融資に関する先行研究の整理からは、本論文において上記の作業から妥当性が示された「二つの課題」の検証において、主として融資型クラウドファンディングを検討対象として採用することの妥当性を示す。

第3章では、本論文の第1の課題「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」について詳細な状況を明らかにする。

まず、諸統計情報に基づき、中国における家計部門の金融機関貸出残高の推移を確認する。そのうえで、家計部門の金融機関貸出残高の推移について、家計部門の金融機関貯蓄残高との比較をおこなう。このことから、中国における家計部門は金融機関貯蓄残高によって家計部門の金融機関貸出残高を返済できる余力を有することを確認する。

次に、家計部門の年間黒字の推移と年間黒字を構成している各項目について確認する。家計部門の年間黒字の推移から、家計部門の年間黒字率が減少していることを確認する。そのうえで、家計部門の年間黒字を構成している項目である「貯蓄」、「金融商品投資」、「資本形成」、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の推移について確認し、家計部門の年間黒字率の減少の主な要因を特定する。

また、家計部門の金融機関貸出残高の拡大から、その拡大要因と家計部門の不動産投資との関連性について検討をおこなう。この検討を通じて、家計部門の不動産投資と年間消費支出の拡大には、明確な関係性を捉えることができなかった。このことから、本論文では、家計部門の年間黒字率の減少について、第一の要因である「その他非金融資産の取得マイナス処分」で

なく、第二の要因と推察される「年間消費支出」の拡大について着目する必要性について示す。

最後に、家計部門の年間黒字を構成している項目の推移から、家計部門の借入金返済を推計する。このことから、家計部門の借入金返済が滞っている可能性について推察する。

これらの検証を通し、第1の課題を明らかにする。

第4章では、中国の家計部門における非銀行系融資の拡大傾向について分析をおこなう。前章の検討をふまえ、家計部門にとって、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることが困難であると考えられる。そのため、中国の家計部門は、非銀行系融資を利用する可能性があると考えられ、その仮説を用いて検証をおこなう。

そこで、まず、中国における四大銀行の個人消費貸出の条件を確認し比較する。これらの貸出条件の比較から、中国における四大銀行の個人消費貸出は返済滞納者に対して追加融資が困難であるという前提を確認する。

次に、中国における家計部門の年間黒字について所得階層別に推移を確認する。この確認から、銀行系融資からの借入が困難である所得階層を特定する。それらの階層は、非銀行系融資と直結する可能性があると考えられる。

さらに、非銀行系融資を増大させる主な要因と考えられる年間黒字がプラスの所得階層の貸出状況を確認する。そのため、年間黒字がプラスである所得階層の貸出状況を推計する。そのうえで、最低収入戸・低収入戸を除いた家計部門のその他所得階層の一世帯当たり最大借入額と家計部門の一世帯当たり金融機関消費貸出を概算し比較する。この作業から、家計部門の貸出状況を確認する。

第5章では、前章までの検討を踏まえ、非銀行系融資としたマイクロクレジット、融資型クラウドファンディングについて分析をおこなう。融資型クラウドファンディングの貸出残高の拡大率は、マイクロクレジットの拡大率と比較して、より急激な拡大である。そのため、中国における融資型クラウドファンディングは特異な発展状況が確認できる。この状況について、融資型クラウドファンディングの発展要因を明らかにする。

融資型クラウドファンディングと伝統的な庶民金融システムとの関連性を分析する。そのため、まず、グループレンディングの分析をおこない、その代表例である「グラミン銀行」について検討をおこなう。次に、グループレンディングと融資型クラウドファンディング、中国の伝統的な庶民金融システム「合会」の比較をおこなうことで、融資型クラウドファンディングと伝統的な庶民金融システム「合会」に類似性があることを発見する。これらから、融資型クラウドファンディングの強みを検証していくことにより、中国における融資型クラウドファンディングの独自の発展要因を明らかにする。

第6章では、第2の課題について検討する。まず、中国における融資型クラウドファンディングに関する法規制を整理し、行政による融資型クラウドファンディングへの指導の経緯を確認する。次に、融資型クラウドファンディングはそのような行政による指導に至った経緯について検討し、融資型クラウドファンディングの発展にともなう問題点と反社会的事件を検討する。前述のように中国の家計部門には借金して消費している消費性向が見られ、そのような消費性向を抑制するために、中国当局が融資型クラウドファンディングに制限をかけ、規制を受けた

金融機関へ吸収を促していることが考えられる。こうした中国当局の融資型クラウドファンディングに対する行動を分析し、第2の課題への回答を示す。

最終章となる第7章では、最後に本論文の貢献を整理するとともに、結論を提示し、今後の課題についてのべる。

## 第2章 先行研究

本章では、第1章で設定した本論文の「二つの課題」に関する先行研究の整理をおこなう。

第1の課題は、「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」である。この問題を解くために、第1節では、中国の家計債務問題に関する先行研究について整理する。この整理から、本論文では、中国の家計部門の債務問題について、金融機関短期消費貸出残高に着目することを明らかにする。

第2節では、中国の住宅ローンが家計債務の主体であるという前提に基づき、中国の不動産市場に関する先行研究を検討する。この検討から、本論文では、家計部門の債務拡大要因を住宅ローン以外に求めることを明らかにする。

第3節では、中国における家計部門の金融機関中長期貸出残高が家計部門の金融機関貸出残高に占める割合が70%以上を占めているものの、近年中国の家計部門の金融機関短期消費貸出残高が急拡大していることに着目する。これについて、第3節では、家計部門の投資先について、不動産以外の状況について確認するために、家計部門の貯蓄についての先行研究を概観する。

以上の整理から、第1の課題の設定についての妥当性を示す。

本論文の第2の課題は、「中国の家計部門が金融機関貸出残高を拡大している中で、さらに非銀行系融資である融資型クラウドファンディングからの融資も増大させた」である。この問題を解くために、近年拡大した家計部門の非銀行系融資の融資先であるマイクロクレジットに関する先行研究を整理する。

第4節では、2010年以降急激にその規模を拡大した融資型クラウドファンディングについてさらに着目し、その発展状況と成長要因について先行研究を整理する。これらの整理から、家計部門の債務残高の急拡大と融資型クラウドファンディングとの関連について示す。さらに、貸出残高を急激に拡大させた中国の融資型クラウドファンディングの成長要因について、中国の伝統的な庶民金融システムとの関連性を先行研究に基づき検討し、伝統的な庶民金融システムに関する先行研究をまとめ上げる。

以上の整理から、第2の課題の設定についての妥当性を示す。

### 2.1. 中国における家計部門の金融機関貸出残高の急拡大に関する先行研究

本節では、中国における家計部門の金融機関貸出残高の急拡大に関する先行研究を整理する。

#### 2.1.1. 張（2014）のマクロ的な視点

本項では、2010年以降の中国経済について、マクロな視点から各部門の債務拡大に論じた文献に注目し、その債務拡大の原因が家計部門の債務拡大にどれだけ適用可能か検討する。

張（2014）は、中国の金融システム・リスク<sup>16</sup>について民間部門、公共部門、対外部門の

---

<sup>16</sup> 金融システム全体に存在し得るリスクおよび、それが金融システムと実体経済に与え得るネガティブ・インパクトを指す。

それぞれについて、各部門が直面するリスクに関する分析をおこなっている<sup>17</sup>。

まず、同論考において、2011年以降の中国の民間部門の債務拡大の原因は大規模投資計画であると指摘している。この投資計画とは、2008年の米国発金融危機リーマン・ショックへの景気対策として、2008年11月に中国政府が4兆元規模でおこなったものである<sup>18</sup>。張（2014）は、4兆元の大規模投資計画の大半は中長期の建設プロジェクト（とくにインフラと不動産向け）に流れたと指摘する。これらの建設プロジェクトは継続的な融資の支援がなければ完成できないため、貸出の縮小は銀行にとって大量の不良債権の発生を意味する。そのため、監督当局からの圧力を受けたとのべる<sup>19</sup>。この状況について、銀行は貸出資産をオフバランス化するため、銀行理財商品<sup>20</sup>を発行し、中国当局による規制を避けつつ地方政府融資プラットフォーム会社と不動産企業に絶え間なく貸出を提供し続けたとのべる<sup>21</sup>。この影響により、銀行理財商品の規模が急速に拡大したと指摘する<sup>22</sup>。

次に、張（2014）は、3つの部門の直面するシステムミック・リスクについて分析する。

まず、民間部門が直面する最大のシステムミック・リスクについて①企業の高い債務比率、②不動産価格の上昇、③シャドーバンキングの膨張の3点を指摘する<sup>23</sup>。次に、公共部門のシステムミック・リスクについて、地方政府融資プラットフォーム会社の債務の増加を指摘する<sup>24</sup>。対外部門のシステムミック・リスクについて、これまで計上されてきた大幅な経常収支黒字が、今後赤字に転落する可能性があるとする<sup>25</sup>。

第三に、張（2014）は、中国の各部門間のリスクの伝播の可能性について分析する。

各部門の過去において有効であったリスク・バッファは、新しい時代にその効果が低下しつつある。そのため、中国において金融システムミック・リスクが顕在化する可能性を秘めているとのべる<sup>26</sup>。そのうえで、中国において金融危機が起こるとしたら、それは対外部門から始まり、民間部門、公共部門を経て、再び対外部門に波及するという悪循環に発展する恐れがあると示す<sup>27</sup>。また、上記の金融危機の現実化について、その影響力の規模を分析する<sup>28</sup>。この分析

---

<sup>17</sup> 張，2014，p. 27)

<sup>18</sup> 張，2014，p. 30)

<sup>19</sup> 張，2014，p. 30)

<sup>20</sup> 銀行理財商品とは、中国国内で販売されている高利回りの資産運用商品である。「理財」は中国語で資産運用を指す。上限規制がある中国の預金金利より高い利回りが提示されていることから、中国国内の投資家や国有企業などの巨額の資金が流入している。国債や社債などの安定的な資産のほか、銀行の正規融資を受けられない中国の中小企業や不動産開発会社、地方政府などに対し資金を供給し、投融資先の債券や貸出債権を小口化して販売するなど、シャドーバンキングの代表的な商品となっている。（野村証券）

<sup>21</sup> 張，2014，p. 31)

<sup>22</sup> 張，2014，p. 31)

<sup>23</sup> 張，2014，p. 31)

<sup>24</sup> 張，2014，p. 33)

<sup>25</sup> 張，2014，p. 35)

<sup>26</sup> 張，2014，p. 39)

<sup>27</sup> 張，2014，p. 40)

<sup>28</sup> 張，2014，p. 39)



から、危機の収束以降、中国政府は、家計、企業、金融機関と政府自身のバランスシートを修復するのに非常に長い時間をかけなければならないと指摘する<sup>29</sup>。

最後に、張（2014）は、中国の金融システミック・リスクに対処するため、以下の5つの政策を提言している。それは、①「将来の企業部門のデレバレッジ化と不動産市場の調整をきっかけとする銀行リスクを予防し、対策を準備しないとイケない<sup>30</sup>」、②「次回の銀行不良債権の波を解決する過程において、政府による銀行救済という単純な手法を避け、資産証券化など市場的な解決策をもっと取り入れるべき<sup>31</sup>」、③「一連の措置をとり、地方政府債務の透明性を高め、コントロール可能にすること<sup>32</sup>」、④「引き続き慎重かつ漸進的に、コントロール可能な範囲内で資本勘定の自由化を実施し、速すぎた自由化によるリスクを避ける<sup>33</sup>」、⑤「金融危機が勃発した場合、中国政府は、危機を一定の範囲内にコントロールするのみではなく、危機による圧力を利用し、引き続き国内の構造改革を進めるべき<sup>34</sup>」の5つである。

以上のように、張（2014）は、マクロ的な視点から中国の民間部門、公共部門、対外部門のそれぞれが直面するシステミック・リスクについて分析した。そのうえで、この分析に基づき、各部門間のリスクの伝播の可能性を指摘し、政策を提言した。

以上の張（2014）の論考から、中国の家計部門の債務拡大について以下の問題が指摘できる。

第一に、張（2014）は、民間部門の検討において、家計についての詳細な分析をおこなっていない。家計、政府、企業の各部門の債務問題について、企業のみを検討の対象とした。その理由について、中国企業のレバレッジ率が世界の平均を上回っていることを挙げる<sup>35</sup>。しかし、2010年から2018年の期間において、家計部門の金融機関貸出残高は急拡大している。そのため、張（2014）の分析は家計部門の債務問題についての分析に及んでいないといわざるを得ない。

第二に、張（2014）は、企業、地方政府融資プラットフォーム会社、家計部門の不動産投資について一定のリスクが存在していると言及しているものの、家計部門の債務拡大との関連性についての検討が一面的であるといわざるを得ない。

第三に、張（2014）は、中国の民間部門の債務拡大を2008年の中国政府による4兆元の大規模投資計画が原因であると指摘した。しかし、これを原因とするならば、本論文で取り上げる2010年から2018年までの期間における家計部門の金融機関貸出残高の急拡大については十分に説明することができない。そのため、家計部門の金融機関貸出残高の急拡大について、より詳細な検討が求められる。

---

<sup>29</sup> 張（2014, p. 40）

<sup>30</sup> 張（2014, p. 43）

<sup>31</sup> 張（2014, p. 43）

<sup>32</sup> 張（2014, p. 43）

<sup>33</sup> 張（2014, p. 43）

<sup>34</sup> 張（2014, p. 44）

<sup>35</sup> 張（2014）は、中国の総負債の対GDP比は、世界の主要国においては中間的な水準にあり、レバレッジ率は高くない。部門別でみると、中国の家計と政府部門のレバレッジ率は、世界平均を大きく下回っている。これは、中国の企業部門のレバレッジ率が世界平均を大きく上回っていることを意味するとのべた。（張、2014, p. 28）

以上のことから、張（2014）は、中国の不動産投資と家計部門の債務問題があると指摘している点は確認できるものの、本論文が設定した第一の問題の分析にあたり十分な知見を得ることができない。

### 2.1.2. 宋（2017）のマクロ的な視点

同じくマクロ視点からの分析として、供給側に着目した研究として宋（2017）が挙げられる。

宋（2017）は、まず、中国政府のリーマン・ショックへの対策とした4兆元の大規模投資計画が国内において過剰な債務をもたらしたと指摘する。その例として、既に過剰生産能力を持つ鉄鋼、石炭、アルミなど産業にさらなる投資がおこなわれ、投資過剰をもたらしたことを挙げる<sup>36</sup>。

次に、宋（2017）は、中国経済の「新常态」の下の課題をのべる<sup>37</sup>。2015年に習近平国家主席が「新常态<sup>38</sup>」という概念を提起した。これは、減速した経済成長率を常態化するという認識であり、この常態における課題とは、「過剰生産能力の削減」、「在庫の削減」、「債務比率の削減」、「コストの削減」、「弱い部門の育成」という「供給側構造改革」である<sup>39</sup>。

そのような課題における前提に基づき、宋（2017）は、景気循環理論に沿った検討をおこなう。その結果、中国経済は在庫調整に起因する短期的景気循環要因、設備投資の中期的景気循環要因とインフラ投資の長期的景気循環要因が重なっていることを指摘し<sup>40</sup>、中国政府の4兆元の大規模投資計画により、過剰投資による過剰生産能力が形成されたとのべる<sup>41</sup>。

加えて、宋（2017）は、「供給側構造改革」の観点から、供給過剰と生産能力削減、債務残高対GDP比率、企業の税負担<sup>42</sup>という3つの問題の検討をおこなう<sup>43</sup>。まず、供給過剰と生産能力削減について、高すぎた人民元為替レートの是正、国内の場合では地方保護主義の打破による統一市場の制度作り、国際市場における自由貿易原則の推進、企業の生産レベルの高度化措置が必要であるとのべる<sup>44</sup>。次に、中国の債務残高対GDP比率の問題について、その原因を4兆元の大規模投資計画と説明し、全体の債務残高対GDP比率の改善が、輸出促進による海外需要の促進と国内消費の刺激政策、そして企業のニーズにマッチングする高度化を促す政策措置の用意が必要であると指摘する<sup>45</sup>。また、企業の税負担について、2014年中国の企業の税負担率が

---

<sup>36</sup> (宋, 2017, p. 35)

<sup>37</sup> (宋, 2017, p. 36)。

<sup>38</sup> 「新常态」は、ニュー・ノーマルとも呼ばれている。中国の経済が高度成長から持続可能な中高速成長という新たな段階に移行したことを示す経済用語である。中国の習近平国家主席が用い、同国の経済を議論する際の重要な概念として広く使われるようになった。(『デジタル大辞泉』小学館)

<sup>39</sup> (宋, 2017, p. 37)

<sup>40</sup> (宋, 2017, p. 38)

<sup>41</sup> (宋, 2017, p. 38)

<sup>42</sup> 宋（2017）によると、企業の税負担率は企業が自ら負担すべき税・公課として実際に（優遇措置等の通用後に）払うすべての総計が営業利益に占める割合を示す。企業が源泉徴収する個人所得税や収集・移送する消費税などは除く。(宋, 2017, p. 39)

<sup>43</sup> (宋, 2017, p. 38)

<sup>44</sup> (宋, 2017, p. 39)

<sup>45</sup> (宋, 2017, p. 39)

63.70%であったことから、アジア各国の中で企業の税負担率が最も高く<sup>46</sup>、「供給側構造改革」の一環として、企業の税負担率の軽減を実施する必要があるとのべる<sup>47</sup>。

最後に、宋（2017）は、中国経済「新常态」下の経済構造の転換について、一次産業と二次産業の生産性が大きく向上したかどうかの視点を用いて分析する<sup>48</sup>。その結果、宋（2017）は、マクロ政策の視点から、サービス産業のGDPに占める割合の向上を目標とするのではなく、農業と（とくに）製造業の生産性の向上を政策重点にすべきと提言する<sup>49</sup>。

以上の、宋（2017）の論考から、家計部門の債務拡大について以下の問題が指摘される。

第一に、宋（2017）は、中国の政府部門、金融機関部門、非金融企業部門、家計部門の債務残高対GDP比率のみを採用し、家計部門の債務問題については触れていない。そのため、家計部門の債務問題について詳細な検討をする必要があると考える。

第二に、宋（2017）は、中国政府が2008年に実施した4兆元の大規模投資計画が、過剰債務問題を生み出したと指摘し、国有企業と地方政府が大規模投資計画の中心であるとのべる。しかし、2008年の大規模投資計画と本論文の取り上げる2010年から2018年までの家計部門の金融機関短期消費貸出残高の急拡大は関連性が乏しいと考えられる。これは前項で示した張（2014）に対する指摘と同様である。そのため、中国政府の大規模投資計画が家計部門の債務拡大の原因であるとの指摘は、本論文が設定した第1の課題の分析には採用できないと考える。

以上のことから、宋（2017）は、2015年に習近平国家主席が提起した「新常态」の概念を用いて、中国の供給側の企業の税負担の軽減、産業の経済構造の転換などの問題点についてマクロ的な視点から分析した。しかし、両論文の分析は、中国政府が2008年11月に実施した4兆元の大規模投資計画は、本論文の取り上げるおける家計部門の金融機関短期消費貸出残高の急拡大した2010年から2018年までの期間について、4兆元の大規模投資計画と家計部門の金融機関短期消費貸出残高の急拡大の時期がずれていることが見られる。そのため、4兆元の大規模投資計画が本論文の取り上げる2010年から2018年までの期間における家計部門の金融機関短期消費貸出残高の急拡大との関連性が乏しいことについて指摘している点は確認できるものの、本論文が設定した第1の課題の分析にあたり十分な知見を得ることができない。

### 2.1.3. 田・黄・宁・王（2018）の家計部門からの視点

本項では、2010年以降の中国経済について、部門別の視点から各部門の債務拡大に論じた文献に注目し、その債務拡大の原因が家計部門の債務拡大にどれだけ適用可能か検討する。

田・黄・宁・王（2018）は、中国における政府部門、非金融企業部門、家計部門の3つの部門に関して、家計部門が有する深刻な債務問題について指摘する。中国政府は家計問題の債務問題を見落としてきたとのべ、以下のように問題性を指摘する。

---

<sup>46</sup>（宋，2017，p. 39）

<sup>47</sup>（宋，2017，p. 39）

<sup>48</sup>（宋，2017，p. 40）

<sup>49</sup>（宋，2017，p. 41）

「中国政府が金融危機回避に向け企業の債務削減を進めたことにより、家計の抱える債務が見落とされてきた（中略）中国の家計債務は際立って高い水準にあるとはいえないものの、だからといって問題はないとするのは間違った見方である」（筆者訳）<sup>50</sup>。

そのうえで、田・黄・宁・王（2018）は、中国の家計部門における金融機関貸出残高の年間可処分所得に対する比率が、金融機関貸出残高のGDPに対する比率を上回っていることを示し、民間貸借などの統計上補足されていない部分を含め、中国の家計部門の金融リスクがすでに危険な状態であるとのべる<sup>51</sup>。

次に、田・黄・宁・王（2018）は、福建省、広東省、浙江省の家計部門の金融機関貸出残高の年間可処分所得に対する比率が130%を超えているため、省別に見れば、家計部門の債務問題がより顕著に現れると示す<sup>52</sup>。さらに、中国の家計部門の累積債務問題は、家計部門のみならず、非金融部門や金融システムにも影響を与える可能性があるとのべる<sup>53</sup>。

最後に、田・黄・宁・王（2018）は、中国の家計部門の債務問題の解決策について、家計、政府、企業の3つの部門から同時にデレバレッジを推進しなければならないとのべる<sup>54</sup>。その具体的な方法として、①年間可処分所得の増加と所得税改革の推進による家計の資金の流通性の改善、②金融システム改革による金融資金の配分効率の改善、③市場経済の参入基準の改革の3点を提言する<sup>55</sup>。

田・黄・宁・王（2018）の論考から、中国の家計部門の債務問題について、以下の2点が指摘できる。

第一に、田・黄・宁・王（2018）は中国の家計部門の債務残高が一見高い水準ではないものの、2017年末にその債務残高のGDPに占める割合が約48%を超えて、すでに無視できなくなったとのべる。この指摘については肯首できるものの、中国における家計部門の債務問題の深刻性について田・黄・宁・王（2018）の検討は十分なものではない。そのため、詳細な検討が必要である。

第二に、中国における家計部門の累積債務の問題について提起されているものの、家計部門の債務拡大についてその要因はのべられていない。そのため、その拡大要因の解明について、より詳細な分析が必要である。

#### 2.1.4. 三浦（2019）の家計部門からの視点

三浦（2019）は、中国の家計部門の債務問題について、GDPと年間可処分所得との対比、住宅ローンの返済負担という点から検証をおこなった。その結果として、中国の家計部門の債務残

---

<sup>50</sup> 原文 「强调将地方政府和企业特别是国有企业的杠杆降下来的同时，家庭部门成为被遗忘的角落（中略）但就此简单地认为家庭部门的债务问题并不严重，对我国经济的影响不大，则是一种危险的错判」（田・黄・宁・王，2018，p. 2）

<sup>51</sup> （田・黄・宁・王，2018，p. 3）

<sup>52</sup> （田・黄・宁・王，2018，pp. 4-5）

<sup>53</sup> （田・黄・宁・王，2018，p. 13）

<sup>54</sup> （田・黄・宁・王，2018，p. 13）

<sup>55</sup> （田・黄・宁・王，2018，pp. 13-14）

高は先進国との比較、及び新興国との比較において高い状況にはないと示す。しかし、そのような状況において、家計債務の増加ペースが非常に速いことについて問題と指摘する<sup>56</sup>。

三浦（2019）は、2006年第1四半期から2017年第1四半期までの期間において、中国の家計部門の債務残高の対GDP比率の推移が11.5%から49.3%へと上昇したことを示し、「これは世界のなかでも類を見ない増加スピードといえる」と示す<sup>57</sup>。そのうえで、中国の家計部門の債務残高の主体が住宅ローンであると示す<sup>58</sup>。

中国の住宅市場において住宅購入意欲が高まるなか、住宅価格が上昇し続ける<sup>59</sup>要因について、以下の3点を挙げる。それは、①中国の不動産市場は値上がり期待が優勢な市場であること、②都市化にともなう人口増加による住宅需要が高まっていること、③地方政府が宅地を供給する一次市場を独占し、住宅価格が高い水準で維持していることの3点である。

三浦（2019）は、中国で家計部門が債務不履行に陥るリスクが低いと認めつつも、経済環境の変化にともなう金融リスクを指摘する<sup>60</sup>。その理由として、①家計部門のローン残高の伸び率が預金残高の伸び率を上回っていること、②不動産開発企業の資産負債比率が悪化し続けていること、③消費者ローンなどの短期資金が住宅ローンに流用されるようになっていることの3点を挙げる<sup>61</sup>。

最後に、三浦（2019）は、中国当局が融資型住宅ローンを抑制するための政策である、不動産税の導入について、2019年12月の中央政治局会議で不動産市場の調整を重点政策にしない方針が示され、中国経済がますます非効率で内外のショックに対して脆弱な体質になることを懸念する<sup>62</sup>。

三浦（2019）の論考から、中国の家計部門の債務問題について以下の2点が指摘できる。

第一に、三浦（2019）は、中国の家計部門の債務残高について、その債務残高の増加スピードが非常に速いと指摘した。同論考では、住宅ローンにのみ着目し、金融機関消費貸出残高がより急激に拡大していると指摘する。したがって、中国における家計部門の債務残高の増加スピードの速さという観点について着目しており、他の項目や、他の状況についての検討がおこなわれていない。そのため、これらについての検討が必要である。

第二に、三浦（2019）は、中国の家計部門の債務問題について、その主体が住宅ローンであると提示した。また、三浦は、家計部門の消費者ローンなどの短期資金を住宅ローンに流用される可能性があるとのべた。しかし、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間において、家計部門の金融機関短期消費貸出残高は2010年の960十億元から2018年の8,808十億元まで9.17倍に急拡大している（付録1参照）。住宅ローンは中長期貸出に含まれるため、中国の家計部門の債務の主体が住宅ローンであるにもかかわらず、家計部門の金融機関短期消費貸出残高が急拡大している。そのため、中国における家計部門の債務残高の拡大要因は、住宅

---

<sup>56</sup>（三浦，2019，p. 5）

<sup>57</sup>（三浦，2019，p. 5）

<sup>58</sup>（三浦，2019，p. 6）

<sup>59</sup>（三浦，2019，pp. 9-14）

<sup>60</sup>（三浦，2019，p. 17）

<sup>61</sup>（三浦，2019，pp. 17-18）

<sup>62</sup>（三浦，2019，p. 21）

ローン以外にあるのではないかと考えられる。このことから、中国における家計部門の債務拡大の要因を住宅ローン以外に着目する必要性が示される。

以上のことから、本論文では、債務拡大について、消費の観点から検討する。加えて、債務問題について、住宅ローンのみではなく、住宅ローン以外の金融機関短期消費貸出残高について着目する。

#### 2.1.5. 荒井（2019）の家計部門からの視点

荒井（2019）は、中国の不動産市場の状況から累積債務問題について整理する<sup>63</sup>。まず、荒井（2019）は、中国経済の現状を実質 GDP 伸び率、業種別実質 GDP 伸び率、小売り商品の売上高、固定資産投資の伸び率、不動産開発及び販売の伸び率などの指標から分析をおこなう<sup>64</sup>。

1990年代後半におこなわれた経済改革は、国有企業を退けて民間企業の進出を促すという「民進国退」の理念の下に進められた。この経済改革の目的について、国有企業改革により民間企業の自立的発達を促すことを目指したとのべる<sup>65</sup>。しかし、2008年以降リーマン・ショックへの大規模投資計画が、中国経済を「国進民退」に逆旋回させる契機になったと指摘する<sup>66</sup>。

荒井（2019）は、そのような状況における2011年以降のシャドーバンキングの拡大についてのべる。中国の4兆元の大規模投資計画により、中国の膨大な資金需要が発生し、シャドーバンキングという方式の融資が拡大した<sup>67</sup>。地方政府による資金需要の大きいインフラ投資や不動産投資の分野を中心に、シャドーバンキングが「膨らんだ」と指摘する<sup>68</sup>。荒井（2019）は、銀行理財商品、委託融資、信託融資という3つのシャドーバンキングの仕組みについて概観し、シャドーバンキングの拡大の要因について田中（2016）<sup>69</sup>の観点を引用する。その拡大要因について、①「経済成長への貢献を使命とする地方政府幹部の正義感」、②「高利回り商品での運用を期待する投資家の射幸心を満たす理財商品の組成」、③「銀行の簿外化取引志向」の3点を挙げ、その問題の根底が中国の土地の所有権問題と不動産市場問題にあると示す<sup>70</sup>。

荒井（2019）は、シャドーバンキング問題の根底にある中国の土地所有と不動産市場の問題について、その所有権の問題が中国のシャドーバンキングを通じた不動産開発事業が活発におこなわれてきた1つの大きな理由と指摘する<sup>71</sup>。

そのうえで、荒井（2019）は、中国の債務残高増加の問題についてのべる。とくに、家計部門の債務問題について、家計部門の債務残高対 GDP 比率は低い、家計部門の債務残高の増加ペースが速いことが問題であると指摘する<sup>72</sup>。また、中国の不動産市場に関して、根強い住宅需要があるため、長期にわたって販売価格が一定の水準で維持し、バブル的体質が維持・温存さ

---

<sup>63</sup>（荒井，2019，p. 106）

<sup>64</sup>（荒井，2019，pp. 109-110）

<sup>65</sup>（荒井，2019，p. 111）

<sup>66</sup>（荒井，2019，p. 111）

<sup>67</sup>（荒井，2019，pp. 112-113）

<sup>68</sup>（荒井，2019，p. 113）

<sup>69</sup>（田中，2016，p. 129）

<sup>70</sup>（荒井，2019，pp. 114-116）

<sup>71</sup>（荒井，2019，p. 117）

<sup>72</sup>（荒井，2019，p. 119）

れている面があると示し、「家計部門の破綻が金融危機の引き金になると懸念する向きもある」とのべる<sup>73</sup>。

これらに基づき、荒井（2019）は、中国経済の長期的な4つの問題を示す。それは、①「低下する経済成長率への対応<sup>74</sup>」、②「対外摩擦への対応<sup>75</sup>」、③「不動産バブルへの対応<sup>76</sup>」、④「人口の高齢化<sup>77</sup>」の4点である。

荒井（2019）の論考から、中国の家計部門の債務残高の問題点について以下の問題が指摘できる。

第一に、荒井（2019）は、2008年11月の中国の4兆元の大規模投資計画により、膨大な資金需要が発生したとのべた。この大規模投資計画により、地方政府による資金需要の大きいインフラ投資や不動産投資の分野を中心に、シャドーバンキングが拡大したと指摘したが、家計部門の債務拡大と大規模投資計画の関連性については明記されていない。そのため、前述の張（2014）、宋（2017）に対する指摘と同様に、家計部門の債務残高が大規模投資計画の影響を受けて拡大したとはいえない。

第二に、荒井（2019）は、中国の不動産市場にバブル的体質が存在する可能性について言及した。しかし、不動産価格の高騰と家計部門の債務拡大との繋がりについて論述していない。また、家計部門の債務拡大についても、短期と中長期に分けてその要因を説明していない。前述の三浦（2019）と同様に、住宅ローンは中長期貸出に含まれる。そのため、家計部門の金融機関短期消費貸出残高の急拡大の要因に関して、住宅ローンを要因とすることでは説明しにくい。また、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間において、家計部門の中長期貸出に含まれる住宅ローン以外の金融機関短期消費貸出残高は、2010年の960十億元から2018年の8,808十億元まで9.17倍に急拡大している（付録1参照）。これらのことから、中国の家計部門の債務拡大について、金融機関短期消費貸出残高に着目し、その要因をより詳細に分析する必要がある。

第三に、三浦（2019）<sup>78</sup>と同様に、荒井（2019）もまた、中国の家計部門の債務問題について、国際比較から高い水準ではないとしつつも、債務残高の増加速度を問題として指摘する。両氏が指摘するように、中国における家計部門の債務残高の増加速度について着目する必要がある。そのため、中国の家計部門の債務問題について、増加速度に着目した詳細な検討をおこなう必要がある。

#### 2.1.6. まとめ

以上の先行研究の整理から、中国の家計部門の債務問題について共通する3つの問題点が指摘できる。

---

<sup>73</sup>（荒井，2019，p. 119）

<sup>74</sup>（荒井，2019，p. 119）

<sup>75</sup>（荒井，2019，p. 119）

<sup>76</sup>（荒井，2019，p. 120）

<sup>77</sup>（荒井，2019，p. 120）

<sup>78</sup>（三浦，2019，p. 5）

第一に、中国の4兆元の大規模投資計画と家計部門の債務拡大とのつながりである。まず、張（2014）<sup>79</sup>、宋（2017）<sup>80</sup>、荒井（2019）<sup>81</sup>は、中国の4兆元の大規模投資計画により、過剰債務問題が起こったと指摘した。これにより、中国における家計部門の金融機関中長期貸出残高は2010年の7,821十億元から2018年の34,087十億元まで4.36倍に拡大している（付録1参照）。しかし、2008年11月の中国政府による4兆元の大規模投資計画は、本論文の取り上げる2010年から2018年までの期間における家計部門の金融機関短期消費貸出残高の急拡大と、その拡大の時期に差異が生じている。そのため、これらの研究から大規模投資計画と金融機関短期消費貸出残高の急拡大について明確な関連性を十分に説明することができない。

第二に、中国における家計部門の債務拡大要因に対する分析の不足である。田・黄・宁・王（2018）<sup>82</sup>、荒井（2019）<sup>83</sup>は、中国の家計部門の債務問題の深刻性を示したが、その要因については言及していない。三浦（2019）<sup>84</sup>、荒井（2019）<sup>85</sup>は、深刻性について国際比較の観点から高い水準にはないとしつつも、債務残高の増加速度について深刻な問題としている。張（2014）と宋（2017）は、政府による大規模投資が過剰債務問題を引き起こしたとのべたが、家計部門の債務拡大要因については分析が及んでいない。

第三に、中国の家計部門の債務拡大の要因について金融機関短期消費貸出残高への着目が欠如していることである。三浦（2019）<sup>86</sup>は、中国の家計部門の債務問題について、住宅ローンが主であるとのべた。しかし、住宅ローンは中長期貸出に含まれる。2010年から2018年までの期間における家計部門の貸出残高が急拡大したのは住宅ローンではなく金融機関短期消費貸出残高であった。また、中国の家計部門の住宅ローン問題に関して、近年中国における家計部門の金融機関中長期貸出残高が家計部門の金融機関貸出残高に占める割合が70%以上を占めている。住宅ローンは中長期貸出に含まれるため、中国の家計部門の債務の主体が住宅ローンであるといえる。しかし、家計部門の金融機関短期消費貸出残高が急拡大しているという状況がある。本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間において、中国における家計部門の金融機関短期消費貸出残高は、2010年の7,511十億元から2018年の37,801十億元まで9.17倍に拡大した。これは、家計部門の金融機関中長期貸出残高が2010年の7,821十億元から2018年の34,087十億元までの4.36倍に拡大したことを上回る急拡大である（付録1参照）。住宅ローンは中長期貸出に含まれるため、家計部門の金融機関短期消費貸出残高の急拡大の要因に関して、住宅ローンによる要因と説明しにくい。

上記の先行研究に基づき、本論文では、中国における家計部門の債務拡大問題について、まず、債務残高の増加速度に着目する。そのうえで、金融機関短期消費貸出残高に着目する。

この理由として、問題点の第二で示したように荒井（2019）<sup>87</sup>は、中国の価格が高騰する不動

---

<sup>79</sup>（張，2014，p. 29）

<sup>80</sup>（宋，2017，p. 42）

<sup>81</sup>（荒井，2019，p. 112）

<sup>82</sup>（田・黄・宁・王，2018，p. 2）

<sup>83</sup>（荒井，2019，p. 119）

<sup>84</sup>（三浦，2019，p. 5）

<sup>85</sup>（荒井，2019，p. 119）

<sup>86</sup>（三浦，2019，p. 8）

<sup>87</sup>（荒井，2019，p. 119）



産市場と家計部門の債務拡大の繋がりについて明らかにしていないことが挙げられる。また、家計部門の債務拡大についても、その要因を説明していないことが挙げられる。加えて、問題点の第三で示したように、三浦（2019）<sup>88</sup>は、中国の家計部門の債務問題について、住宅ローンが主であるとのべた。しかし、2010年から2018年までの期間における家計部門の金融機関中長期貸出残高が、2010年の7,821十億元から2018年の34,087十億元までの4.36倍に拡大したが、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間における家計部門の金融機関短期消費貸出残高の急拡大について、その拡大要因は不動産以外にあると考える（付録1参照）。

以上から、本論文では、家計部門の債務拡大要因を住宅ローン以外に求める。これについて明らかにするために、次節では、三浦（2019）<sup>89</sup>、荒井（2019）<sup>90</sup>が示した中国の不動産問題について、不動産市場の拡大の観点から整理する。

## 2.2. 中国における不動産市場の拡大に関する先行研究

本節では、中国における家計部門の不動産市場の状況に関する先行研究を整理する。第1章でのべたように、本論文で取り上げる2010年から2018年までの期間において、家計部門の年間黒字を構成している項目に含まれる「その他非金融資産の取得マイナス処分」は3.40倍に拡大した。これは、家計部門の年間黒字の1.85倍の拡大と比較すれば、家計部門の年間黒字の拡大率を上回る（付録1参照）。「その他非金融資産の取得マイナス処分」とは、「土地などの有形非生産資産と特許などの無形非生産資産の取得からその処分を差し引いたもの」である<sup>91</sup>。この定義によれば、家計部門の不動産売却の収益が含まれる<sup>92</sup>。そのため、中国における家計部門の投機先から見た不動産の状況を確認するため、先行研究を整理する。

### 2.2.1. 関（2010）の不動産市場の高騰からの視点

関（2010）は、中国の不動産市場について、リーマン・ショック以降の金融緩和により、主要都市の新築住宅販売価格が前年比10%を上回るペースで急騰するなどバブルの様相を示しているとのべる<sup>93</sup>。また、それに対して、2010年4月に中国政府が住宅ローンへの制限を課したことから、中国の不動産市場が「調整局面」<sup>94</sup>に入りつつあるとのべる<sup>95</sup>。

まず、関（2010）は、中国政府による不動産バブル対策の内容と効果について示す。その対策の具体的な内容は、①物件の面積と購入の目的を考慮した上で、厳格な差別化した住宅ローン政策を実行すること<sup>96</sup>。②投機目的の購入を厳しく抑制するために、不動産市場の過熱がとくに深刻な地域では、さらに厳しい措置が求められること<sup>97</sup>。③税制面では、住宅の保有を対象と

---

<sup>88</sup>（三浦，2019，p. 8）

<sup>89</sup>（三浦，2019，p. 8）

<sup>90</sup>（荒井，2019，p. 119）

<sup>91</sup>（許，2006，p. 7）

<sup>92</sup> その他非金融資産の取得マイナス処分は、後述の3.2で詳細にのべる。

<sup>93</sup>（関，2010，p. 42）

<sup>94</sup>（関，2010，p. 42）

<sup>95</sup>（関，2010，p. 42）

<sup>96</sup>（関，2010，p. 42）

<sup>97</sup>（関，2010，p. 43）

する不動産保有税制を早急に策定し、「土地増値税」の徴収を厳格に実施すること<sup>98</sup>。④住宅の供給を増やすこと、の4点を示す<sup>99</sup>。

それらの対策の効果について、関（2010）は、中国国家统计局の統計資料を用いて、70大都市住宅販売価格の前年比の上昇率が2010年4月の12.8%をピークに低下に転じたと示す<sup>100</sup>。

次に、関（2010）は、中国の不動産市場において、1990年代以降の日本のようなバブル崩壊が起こる可能性について分析した。関（2010）の分析により、①中国は1990年代以降の先進国であった日本に対して、まだ潜在成長性の高い発展途上国である。そのため、仮に中国の不動産価格が大幅に低下して家計が債務超過に陥ったとしても、中国の高成長にともなう所得の上昇はそれを解消する力になること<sup>101</sup>。②中国における不動産取引の資金面での銀行への依存度はバブル時期の日本と比べて、相対的に低いこと<sup>102</sup>。③中国の不動産関連融資の統計は、地方政府が設立した融資プラットフォーム会社を経由して不動産市場に流れているものを含んでいないため、実態を過小評価している可能性があることの3点を指摘する<sup>103</sup>。これらを考慮した上、中国銀行業監督管理委員会（中国银行业监督管理委员会）は主要銀行を対象に健全性審査をおこなった結果、住宅価格の下落幅が30%以内であれば、銀行への影響は限定的であると述べ<sup>104</sup>、中国においてバブル崩壊が起こる可能性は低いと指摘した。

以上の関（2010）の論考から、中国の不動産市場について3つの問題点が指摘できる。

第一に、関（2010）は、中国の不動産市場が調整局面に入りつつあると指摘した。しかし、本論文で取り上げる2010年から2018年までの期間において、中国全土の住宅平均価格は1.81倍拡大している（付録2参照）。このことから、中国の不動産市場は政府の調整を受けたものの、急拡大は継続したと考えられる。

第二に、関（2010）は、中国政府による不動産バブル対策は不動産市場の投機目的での購入の抑制が意図されているとのべた。しかし、本論文で取り上げる2010年から2018年までの期間において、「その他非金融資産の取得マイナス処分」は3.40倍に拡大した（付録1参照）。このことから、政府による対策の効果は限定的であり、中国における家計部門の投機先とした不動産の売却益は、さらに拡大したと考えられる。

第三に、関（2010）では、中国の不動産市場において、1990年代以降日本のようなバブル崩壊を起こる可能性が低いと指摘した。本論文で取り上げる2010年から2018年までの期間において、中国全土の住宅平均価格は1.81倍に拡大し（付録2参照）、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分は3.40倍に拡大した（付録1参照）。このことから、2018年時点で中国の不動産バブルは崩壊しておらず、関（2010）の指摘は一定の妥当性があったものの、その要因については詳細な検討が必要である。

---

<sup>98</sup> 関，2010，p. 43)

<sup>99</sup> 関，2010，p. 43)

<sup>100</sup> 関，2010，p. 43)

<sup>101</sup> 関，2010，pp. 43-44)

<sup>102</sup> 関，2010，p. 44)

<sup>103</sup> 関，2010，p. 45)

<sup>104</sup> 関，2010，p. 45)

## 2.2.2. 梶谷（2012）の過剰資本蓄積からの視点

梶谷（2012）は、まず、中国のマクロ経済成長パターンの変化について「過剰資本蓄積<sup>105</sup>」の下での高成長であることを説明している<sup>106</sup>。そのうえで、梶谷（2012）は中国経済が実際に過剰資本蓄積の状況に陥っているかどうかの判断については、マクロ経済の動学理論に基づき検討すべきであるとのべている<sup>107</sup>。

次に、梶谷（2012）では、動学的効率性を実証的に検証する手法であるエイベル＝マンキュー＝サマーズ＝ゼックハウザー（AMSZ）の基準を用いながら、中国経済の動学的効率性についての検討をおこなっている<sup>108</sup>。その結果として、中国経済は1990年代から2000年代にかけて、政府部門の積極的な投資活動を主な要因とする過剰資本蓄積の傾向を持ちながら、経済成長を続けてきたことを明らかにした<sup>109</sup>。とくに2009年から2010年には、リーマン・ショック後の景気刺激策の影響により、過剰資本蓄積が全国レベルで深刻化していたと指摘している<sup>110</sup>。

さらに、梶谷（2012）では、中国経済が資本の過剰蓄積の下で高成長を遂げてきた4つの背景について整理している。それは、①「地方政府主導の積極的な投資行動」、②「労働分配率の趨勢的低下」、③「企業による内部留保の増大」、④「家計部門における高い貯蓄率」の4点である<sup>111</sup>。これら4つの背景は、どれか1つが主要な原因ではなく、相互補完的なものであることを示している<sup>112</sup>。

最後に、梶谷（2012）では、1990年から2010年における中国の資本過剰蓄積の原因について、①「資産バブルの顕在化」、②「経済主体間の資産格差の拡大」、③「産業の『二重構造化』の顕著化」の3点を明らかにしている<sup>113</sup>。

以上のことから、中国の家計部門の債務残高と不動産バブルの問題点について以下の2つの問題があげられる。

第一に、梶谷（2012）では、中国経済が政府部門の積極的な投資活動、とくにリーマン・ショック後の大規模投資計画により、中国全体が過剰資本蓄積の状態になったことについて指摘した。しかし、中国の家計部門の債務拡大に関する説明については触れていない。そのため、中国政府がリーマン・ショック後2008年11月に実施した4兆元の大規模投資計画と中国の家計部門の債務拡大の関連は明らかではない。

第二に、梶谷（2012）では、2010年までの「資産バブルの顕在化」について、不動産価格の高騰をもとに説明した。しかし、本論文で取り上げる2010年から2018年までの期間においては、中国全国の住宅平均価格は2010年の4,725元/平米から2018年の8,853元/平米まで1.81

---

<sup>105</sup> 梶谷（2012）は、斎藤（2006）「過剰資本蓄積」の定義を用いた。それは、経済が「過剰資本蓄積」にある状態として、固定資本投資の生産性が低下し、明らかに現在の投資を減らして消費を増やした方が経済厚生は増加するにもかかわらず、消費が抑制され、過剰な固定資産投資が持続的に起こられるような状況を想定していると定義した。

<sup>106</sup>（梶谷，2012，p. 32）

<sup>107</sup>（梶谷，2012，p. 33）

<sup>108</sup>（梶谷，2012，pp. 34-36）

<sup>109</sup>（梶谷，2012，p. 36）

<sup>110</sup>（梶谷，2012，p. 36）

<sup>111</sup>（梶谷，2012，pp. 36-40）

<sup>112</sup>（梶谷，2012，pp. 36-40）

<sup>113</sup>（梶谷，2012，pp. 40-41）

倍に拡大した（付録2参照）。家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分については、2010年の-990十億元から2018年の-3,370十億元まで3.40倍拡大した（付録1参照）。これらのことから、2018年時点においても、中国の不動産バブルは崩壊していないと判断すべきと思われる。

### 2.2.3. 田村・魏（2015）の不動産バブルからの視点

田村・魏（2015）は、中国の不動産バブルについて、日本の高度成長期と中国における不動産の高騰について類似性の観点から検証をおこなった。そのうえで、中国の不動産バブルとその崩壊時期に関する分析をおこなった<sup>114</sup>。

まず、田村・魏（2015）は、2012年時点において中国の全国住宅価格が不動産バブルの状況に至っていない可能性が高いとのべる。その理由として、不動産価格と取引量が増加していることを示す<sup>115</sup>。

次に、田村・魏（2015）は、北京や上海など、大都市部ではバブルとその崩壊の可能性があるとのべる。しかし、価格が下落してもその後すぐに取引量が増加している点について指摘する。この背景の1つとして、人口の都市部への集中が継続しているため、大都市部においては住宅需要が旺盛であることを挙げる<sup>116</sup>。

さらに、日本について高度成長期とそれに続く列島改造ブームで、GDPと地価の大幅な上昇があったことを挙げ、2012年までの中国におけるGDPと住宅価格の大幅な上昇と類似しているとのべる<sup>117</sup>。この類似性についてさらに検討するため、日本と中国における「高度成長期」のGDPと不動産価格の推移を比較する<sup>118</sup>。その結果、1991年から2012年にかけての中国の不動産価格の高騰は、日本の高度成長期から列島改造ブームの時期における不動産価格の高騰と類似しているとのべる<sup>119</sup>。そのうえで、中国におけるバブルの程度は、日本の高度成長期と比較して小さいとのべる<sup>120</sup>。

最後に、田村・魏（2015）は、中国の不動産価格上昇率と不動産販売増加率は、大きく変動していると指摘する。この背景として、景気変動とともに、不動産バブルを抑制するために中国政府がとった諸政策が多少なりとも機能しているためであるとのべる<sup>121</sup>。

以上の田村・魏（2015）の論考から、中国の不動産バブルについて以下の2点が指摘できる。

第一に、田村・魏（2015）は、中国が2012年時点において、不動産バブルの状況に至っていない可能性が高いと主張した。しかし、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間において、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分は2010年の-990十億元から2018年の-3,370十億元まで3.40倍に拡大した（付録1参照）。このことから、家計部門の投機先とし

---

<sup>114</sup>（田村・魏，2015，p. 74）

<sup>115</sup>（田村・魏，2015，p. 75）

<sup>116</sup>（田村・魏，2015，p. 76）

<sup>117</sup>（田村・魏，2015，p. 76）

<sup>118</sup>（田村・魏，2015，p. 76）

<sup>119</sup>（田村・魏，2015，p. 76）

<sup>120</sup>（田村・魏，2015，p. 77）

<sup>121</sup>（田村・魏，2015，p. 78）

て中国の不動産を購入する状況が確認でき不動産バブルの状況にあるといえる。そのため、2018年の時点において中国の不動産バブルは崩壊していないと判断できる。

第二に、田村・魏（2015）は、中国の不動産価格上昇率と不動産販売増加率は、大きく変動していると指摘した。しかし、本論文で取り上げる2010年から2018年までの期間において、前述のように、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分は2010年の-990十億元から2018年の-3,370十億元まで3.40倍に拡大した（付録1参照）。そのため、中国における家計部門の不動産の購入、並びに投機を目的とした不動産の売却は、拡大の一途にあるといえる。

#### 2.2.4. 三輪（2012）の不動産ブームからの視点

三輪（2012）は、中国の不動産ブーム形成の背景について分析した。

まず、三輪（2012）は、2008年以降中国政府によるリーマン・ショック後の大規模投資計画により、2002年にはじまり、リーマン・ショックにより一時下落した不動産ブームが再燃したと指摘する<sup>122</sup>。そのうえで、この二度目の不動産ブームにおいて、中国の主要都市の新築住宅販売価格が上昇し続けていると指摘する<sup>123</sup>。価格の高騰について、三輪（2012）は、不動産ブームが中国の住宅バブルであるか、利回り（＝収益/資産価格）の観点から分析した。その結果、大連などの一級都市の一般住宅においてバブルの懸念が伺えるとのべる<sup>124</sup>。

次に、三輪（2012）は、中国のインフレや住宅ブームの背景がマネーサプライ（M2<sup>125</sup>）の膨張であるとのべる<sup>126</sup>。2008年以前、中国では経常収支・資本収支の黒字を反映してベースマネーが増加した。このことが、マネーサプライを増加させ、中国経済のインフレやバブルの元になっているとのべる<sup>127</sup>。しかし、2008年以降のマネーサプライの急増については、政府によるリーマン・ショック後の大規模投資計画の影響から、銀行の貸出が拡大したことによるものとのべる<sup>128</sup>。

さらに、三輪（2012）は、2009年以降に起きた中国の住宅価格の高騰について、中央政府と地方政府が実施した抑制策についてのべる<sup>129</sup>。この抑制策の効果として、住宅バブルの沈静化の兆しがあると言及する<sup>130</sup>。

また、三輪（2012）は、中国の住宅ブームを支える要因として、根強い住宅需要と地方政府や不動産開発業者など供給側の開発熱があると指摘する<sup>131</sup>。根強い住宅需要に関して、三輪（2012）は、資産としての住宅を挙げる。中国では富裕層の資産保有手段として、とくに住宅

---

<sup>122</sup> （三輪，2012，p. 20）

<sup>123</sup> （三輪，2012，p. 22）

<sup>124</sup> （三輪，2012，p. 23）

<sup>125</sup> M2とは、流通している現金通貨と、企業の普通預金、機関・団体・部隊の預金、農村部の預金、個人所有の要求払預金を合計したものと、都市部住民の貯蓄預金残高と企業の定期預金、信託預金およびその他の預金を加えたものである。（人民網）

<sup>126</sup> （三輪，2012，p. 24）

<sup>127</sup> （三輪，2012，p. 24）

<sup>128</sup> （三輪，2012，p. 27）

<sup>129</sup> （三輪，2012，p. 28）

<sup>130</sup> （三輪，2012，p. 31）

<sup>131</sup> （三輪，2012，p. 31）

が選好される傾向がある<sup>132</sup>。その背景には、貯蓄率が高く保有資産が増加しているものの、他の選択肢が限られていることがあると指摘する<sup>133</sup>。このように、値上りが期待できる資産としての住宅を支えたのは、根強い住宅需要の存在であるとのべる<sup>134</sup>。

最後に、三輪（2012）は、供給側に立つ地方政府や不動産開発業者によって不動産ブームが拡大しているとのべる<sup>135</sup>。2008年以降の中国政府による大規模投資計画により、地方政府融資プラットフォームが多数設立された<sup>136</sup>。地方政府は不動産関連諸税と手数料への依存から、不動産産業の発展が地方政府にとって重要な意味を持つと指摘する<sup>137</sup>。

以上の三輪（2012）の論考から、中国の不動産ブームについて以下の3つの問題点が指摘できる。

第一に、三輪（2012）は、2008年以降の中国の住宅バブルは、大連などの一級都市の一般住宅においてバブルの懸念が伺えるとのべた。しかし、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間において、中国全土の住宅平均価格は2010年の4,725元/平米から2018年の8,853元/平米まで1.81倍に拡大した（付録2参照）。また、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分は2010年の-990十億元から2018年の-3,370十億元まで3.40倍に拡大した（付録1参照）。このことから、2018年時点においても中国の不動産バブルは崩壊しておらず、継続して拡大したことが指摘できる。

第二に、三輪（2012）は、2009年に中国政府が実施した抑制策により、中国の住宅バブルに沈静化の兆しが見えたとのべた。しかし、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間において、中国全土の住宅平均価格は1.81倍に拡大している。そのため、中国の不動産市場は政府の調整を受けたものの、さらに急拡大しているといえる。

第三に、三輪（2012）は、中国では富裕層の資産保有手段として、とくに住宅が選好される傾向があるとのべた。しかし、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分は3.40倍に拡大した。また、家計部門の金融商品投資は2.56倍に拡大した（付録1参照）。そのため、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門は、住宅以外の投資先として金融商品投資の拡大を看過できない。したがって、本論文は、家計部門の住宅以外の投資先とした金融商品投資についても分析する必要がある。

---

<sup>132</sup> （三輪，2012，p. 32）

<sup>133</sup> （三輪，2012，p. 32）

<sup>134</sup> （三輪，2012，p. 34）

<sup>135</sup> （三輪，2012，p. 35）

<sup>136</sup> （三輪，2012，p. 36）

<sup>137</sup> （三輪，2012，p. 37）

## 2.2.5. まとめ

以上の中国における不動産市場についての先行研究の整理から、中国における家計部門の不動産市場の状況について3つの問題点が指摘できる。

第一に、中国の不動産バブルの背景についての問題点が指摘できる。関(2010)<sup>138</sup>、梶谷(2012)<sup>139</sup>、三輪(2012)<sup>140</sup>は、2008年以降の不動産バブルの原因をリーマン・ショック後に中国政府が実施した大規模投資計画にあるとする。しかし、前節のまとめでも指摘した通り、中国政府が2008年11月に実施した4兆元の大規模投資計画と、本論文の取り上げる2010年から2018年までの期間の家計部門における金融機関短期消費貸出残高の急拡大では時期の差異が生じている。そのため、政府による大規模投資計画と本論文の取り上げる2010年から2018年までの期間の家計部門における金融機関短期消費貸出残高の急拡大については関連性が乏しい。

第二に、中国の不動産バブルが崩壊する可能性についての問題点を指摘できる。中国の不動産バブルに関して、梶谷(2012)は、資産バブルの顕在化について主張した<sup>141</sup>。その一方、関(2010)は、不動産市場において、1990年代以降の日本のようなバブル崩壊を起こる可能性が低いとのべる<sup>142</sup>。田村・魏(2015)<sup>143</sup>は、2012年時点において、不動産バブルの崩壊が起こる可能性は低いものの、北京や上海などの大都市部ではバブルとその崩壊の可能性があると主張する。三輪(2012)<sup>144</sup>も、2008年以降中国の住宅バブルは、大連などの一級都市で一般住宅においてバブルの懸念が伺えるとのべたが、その崩壊については言及していない。

しかし、本論文で取り上げる2010年から2018年までの期間において、中国全土の住宅平均価格は1.81倍に拡大し(付録2参照)、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分は3.40倍に拡大した(付録1参照)。このことから、2018年時点において、中国の不動産バブルは崩壊していないといえる。

第三に、中国の家計部門の投資先についての問題点が指摘できる。三輪(2012)<sup>145</sup>は、中国では富裕層の資産保有の手段として、とくに住宅が選好される傾向があるとのべた。しかし、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間においては、中国の家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分が2010年の-990十億元から2018年の-3,370十億元まで3.40倍に拡大した。また、家計部門の金融商品投資が2010年の2,291十億元から2018年の5,861十億元まで2.56倍に拡大した(付録1参照)。そのため、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間において、住宅以外の投資額も増加していると考えられる。

本節の先行研究の整理に基づき、本論文では、中国における家計部門において、不動産は投資先の1つとして確認できる。上述のように、2010年から2018年までの期間において、その他非金融資産の取得マイナス処分が3.40倍に拡大したことから、不動産売買によって利益を得て

---

<sup>138</sup> (関, 2010, p. 43)

<sup>139</sup> (梶谷, 2012, p. 32)

<sup>140</sup> (三輪, 2012, p. 20)

<sup>141</sup> (梶谷, 2012, p. 32)

<sup>142</sup> (関, 2010, p. 43)

<sup>143</sup> (田村・魏, 2015, p. 76)

<sup>144</sup> (三輪, 2012, p. 20)

<sup>145</sup> (三輪, 2012, p. 32)

いる状況が考えられる。しかし、家計部門の投資先は不動産以外に、金融商品投資が 2.56 倍に拡大していることが確認できる（付録 1 参照）。そのため、本論文が取り上げる 2010 年から 2018 年までの期間においては、中国の家計部門は、不動産以外の投資先も存在していると考えられる。したがって、本論文では、家計部門の住宅以外の投資先である金融商品投資について分析する必要がある。

そのため、次節では中国の家計部門の貯蓄について先行研究から概観する。

### 2.3. 中国における家計部門の貯蓄に関する先行研究

前節では中国の家計部門の債務拡大について先行研究を整理したが、第 1 章でのべたように、本論文の取り上げる 2010 年から 2018 年までの期間において、家計部門の金融機関貯蓄残高はさらに拡大している（付録 1 参照）。

2010 年から 2018 年までの期間において、家計部門の年間可処分所得は 2010 年の 24,312 十億元から 2018 年の 59,580 十億元までに 2.45 倍に拡大した。そのような状況において、家計部門の金融機関貯蓄残高も、2010 年の 31,230 十億元から 2018 年の 72,444 十億元まで 2.32 倍に拡大した。また、家計部門の金融機関貸出残高は 2010 年の 11,259 十億元から 2018 年の 47,985 十億元まで 4.25 倍に拡大した（付録 1 参照）。このように、家計部門の金融機関貸出残高の急増にもかかわらず、依然として家計部門の金融機関貯蓄残高が家計部門の金融機関貸出残高を上回っている。

2010 年の中国の「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率は 36.05%であったが、その後 2018 年には 66.11%まで達した。そのほか、家計部門の金融機関貯蓄純増も拡大した。家計部門の金融機関貯蓄純増は 2010 年の 4,365 十億元から 2018 年の 7,245 十億元まで 1.66 倍に拡大している（付録 1 参照）。

そのため、本節では、家計部門の貯蓄に関する先行研究を整理する。

#### 2.3.1. 曾根（2013）の過剰貯蓄からの視点

曾根（2013）は、中国政府が 2008 年のリーマン・ショック後に実施した大規模投資計画の変化について考察し、その対応策が中国経済にもたらした問題点について検討をおこなった。そのうえで、これらの検討を踏まえ中国の過剰貯蓄の原因を探り、その解消に向け中国政府が取り組むべき課題を提示した<sup>146</sup>。

まず、曾根（2013）は、中国政府がリーマン・ショック後の対応策について、①「財政・金融政策」、②「産業支援策」、③「消費支援策」、④「資産市場対策」の 4 つに整理する<sup>147</sup>。

次に、曾根（2013）は上記の対応策によって、中国経済における過剰流動性の問題が深刻化することになったと指摘する<sup>148</sup>。また、消費者物価指数の上昇について、庶民生活の圧迫要因と

---

<sup>146</sup> 曾根, 2013, p. 121)

<sup>147</sup> 曾根, 2013, pp. 123-128)

<sup>148</sup> 曾根, 2013, p. 128)



なったとも指摘する<sup>149</sup>。経済・産業構造転換の対応策については、結果的に投資主導の景気回復への回帰をもたらしたと評価する<sup>150</sup>。

さらに、曾根（2013）は、1992年から2009年の期間において、家計部門、企業部門、政府部門のいずれにおいても総貯蓄率が上昇していると示し、企業部門、政府部門の貯蓄率上昇要因と家計部門の高貯蓄率の背景についてのべる<sup>151</sup>。

まず、企業部門の貯蓄率が高水準である要因として、①「低水準の生産要素価格に起因する企業部門の高収益率」、②「国有企業の利潤留保増大を可能にする低水準の配当」、③「未熟な資本市場と信用市場を背景とした民営企業の高い利潤留保率」の3点を指摘する<sup>152</sup>。次に、政府部門の貯蓄超過の背景について、「財政収入の対GDP比の上昇」とのべる<sup>153</sup>。また、家計部門の高貯蓄率の背景については、①「1990年代後半から国有企業改革にともなう各種の制度改革の結果、それまで企業によって負担されてきた住宅・医療・教育・年金などの社会サービス・社会福祉コストが個人の負担となり、生産年齢人口の所得上昇がこれらの支出増大によって相殺されてしまったこと」、②「高所得者層および所得水準が相対的に高い地域において貯蓄率が高くなること」の2点を示す<sup>154</sup>。

最後に、曾根（2013）は、中国における過剰貯蓄の解消と消費拡大について4つの政策提言をする。それは、①「生産要素価格の適正化」、②「国有企業が政府への配当を増やすこと」、③「金融・資本市場の健全な発展」、④「財政を通じた余剰資金の家計部門への還元」の4つである<sup>155</sup>。

曾根（2013）の論考から、中国の過剰貯蓄について以下の2つの問題点が指摘できる。

第一に、曾根（2013）は、中国の家計部門の高貯蓄率の背景について、1990年代後半から社会サービス・社会福祉コストが個人の負担となり、生産年齢人口の所得上昇がこれらの支出増大によって相殺されたことを挙げた。しかし、本論文の取り上げる2010年から2018年までの期間において、家計部門の金融商品投資は2010年の2,291十億元から2018年の5,861十億元まで約2.56倍に拡大した。これは、家計部門の金融機関貯蓄残高は2010年の31,230十億元から2018年の72,444十億元までの約2.32倍の拡大を上回る規模である（付録1参照）。

このことから、家計部門の所得上昇と社会サービス・社会福祉コストの増大の相殺を上回り、家計部門が予備的動機な貯蓄から投資の拡大へと変化したと考えられる。したがって、2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門の投資活動が拡大していると考えられる。

第二に、曾根（2013）は、1992年から2009年の期間について、家計調査ベースを用いて中国の家計部門の年間黒字率が上昇したと示した。しかし、その指標の取り扱いについて、家計調査ベースとSNAベースでは差異が生じ、状況を正確に把握するうえで注意が必要になる。

---

<sup>149</sup>（曾根，2013，p. 129）

<sup>150</sup>（曾根，2013，p. 134）

<sup>151</sup>（曾根，2013，p. 135）

<sup>152</sup>（曾根，2013，p. 135）

<sup>153</sup>（曾根，2013，p. 136）

<sup>154</sup>（曾根，2013，p. 137）

<sup>155</sup>（曾根，2013，pp. 138-140）

本論文の取り上げる 2010 年から 2018 年までの期間において、SNA ベースによる家計部門の年間黒字率は、ピークであった 2010 年の 42.12%から 2018 年の 31.75%まで減少している<sup>156</sup>。その一方、家計調査ベースによれば、2010 年の 25.09%から 2018 年の 29.67%へと増加している<sup>157</sup>。この差について、許 (2013) は、家計調査ベースと SNA ベースの年間可処分所得と年間消費支出の概念、統計基準などの指標から比較した。許 (2013) は、家計調査ベースと SNA ベースの差異について、「家計調査の住民収入と住民消費のデータについて一定程度の過小評価が存在している」(筆者訳)と指摘する<sup>158</sup>。したがって、中国の家計部門の年間可処分所得、年間消費支出、年間黒字、年間黒字率をより詳しく把握するため、本論文では、家計部門の分析に関して、SNA ベースに基づいて検討をおこなう。

### 2.3.2. 滕・房 (2017) の消費からの視点

滕・房 (2017) は、中国の大衆消費社会の進展とその問題点について考察する。

まず、滕・房 (2017) は、中国の消費水準の現状と消費構造の変化について分析する<sup>159</sup>。中国は 2000 年代以降に、経済成長のパターンを消費主導型から投資主導型へと転換し、最終消費率<sup>160</sup>が低下したと指摘する<sup>161</sup>。そのうえで、その投資主導型の成長を支えたのは、消費を抑えて貯蓄率を高めるという消費者行動であるとのべる<sup>162</sup>。滕・房 (2017) は、中国における家計部門の消費構造の変化について、1990 年から 2015 年にかけて、対財消費シェア<sup>163</sup>の低下と対サービス消費シェア<sup>164</sup>の上昇という長期的傾向があるとのべる<sup>165</sup>。

次に、滕・房 (2017) は、中国の所得向上にともなう消費行動の変化について分析し、耐久消費財の保有率から中国の大衆消費社会の実態を明らかにした。その結果、世界一の人口を持つ中国では、多くの財・サービスの分野で世界一の販売量、消費量であっても、単位当たりの消費量や保有数量はまだ少ないと示す。このことから、中国の消費市場は大きなポテンシャルを秘めているとのべる<sup>166</sup>。

さらに、滕・房 (2017) は、中国の大量消費の要因となる電子商取引市場の急拡大について分析する。その要因について、中国政府の電子商取引強化政策の後押しや電子商取引インフラ

---

<sup>156</sup> (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2012』, 2012), (国家统计局, 『中国统计年鉴 2020』, 2020)

<sup>157</sup> (国家统计局住户调查办公室, 『中国住户调查年鉴 2011』, 2011), (国家统计局住户调查办公室, 『中国住户调查年鉴 2019』, 2019)

<sup>158</sup> (许, 2013, p. 24)

<sup>159</sup> (滕・房, 2017, pp. 42-43)

<sup>160</sup> 最終消費率は、家計消費が国内総生産に占める比率であることを指す。

<sup>161</sup> (滕・房, 2017, p. 42)

<sup>162</sup> (滕・房, 2017, p. 43)

<sup>163</sup> 対財消費シェアとは、家計部門の消費構造において、財への消費が消費全体に占める割合であることを指す。

<sup>164</sup> 対サービス消費シェアとは、家計部門の消費構造において、サービスへの消費が消費全体に占める割合であることを指す。

<sup>165</sup> (滕・房, 2017, p. 43)

<sup>166</sup> (滕・房, 2017, p. 49)

整備の進展にあると指摘する<sup>167</sup>。そのうえで、中国における電子商取引市場の発展が、中国の大量販売や大量消費社会をけん引する「新しいエンジン」となっていると<sup>168</sup>。

また、滕・房（2017）は、大衆消費社会に突入した中国が直面する4つ消費者問題を挙げる。それは、①「商品・サービスの品質、アフターサービス」、②「消費者契約」、③「食品安全」、④「インターネット通販関連の消費者被害」の4つである<sup>169</sup>。

最後に、滕・房（2017）は、今後中国の幸せと豊かな消費社会の在り方について政策提言をする<sup>170</sup>。

以上の滕・房（2017）の論考について、中国の家計部門における消費と貯蓄から問題点が指摘できる。

滕・房（2017）は、2000年代以降の中国の消費者行動について、最終消費率の低下に基づき、消費を抑えて貯蓄率を高めるパターンとのべた。しかし、本論文の取り上げる2010年から2018年までの期間において、家計部門の金融機関消費貸出残高は2010年の7,511十億元から2018年の37,801十億元まで5.03倍に拡大した。このうち、家計部門の金融機関短期消費貸出残高は2010年の960十億元から2018年の8,808十億元まで9.17倍に急拡大している。また、家計部門の年間黒字率は、2010年の42.10%から2018年の31.75%まで減少している（付録1参照）。したがって、中国の家計部門の最終消費率は2000年代以降に低下したものの、2010年から2018年までの期間において、家計部門の金融機関消費貸出残高が上昇していることが確認できる。つまり、家計部門の消費が拡大し、年間黒字率が減少するパターンにあるといえる。

### 2.3.3. 三浦（2014）の高貯蓄率からの視点

三浦（2014）は、中国の投資主導型経済を支える高い貯蓄率の問題を取り上げ、貯蓄率の高さの要因について分析している。

まず、三浦（2014）は、1980年から2012年までの期間について、中国における家計部門の貯蓄率をSNAベースと家計調査ベースに分けて分析している。SNAベースによると、貯蓄率は2000年を境に上昇へと転じており、GDP比50%を超える世界屈指の高貯蓄国であることを示す。一方、家計調査ベースによると、都市部の貯蓄率が33%、農村部の貯蓄率が25%に達したことを示す<sup>171</sup>。また、三浦（2014）は、中国全土の貯蓄は家計部門だけでなく、企業部門や政府部門によってもなされると指摘する。そのうえで、2011年の家計、企業、政府の金融資産残高の対GDP比は324.3%であり、2007年の数値から倍増したと<sup>172</sup>。三浦（2014）は、この要因について、企業部門による貯蓄であると指摘し、2011年の企業の金融資産は2007年から2.3倍の増加であり、これは家計の増加である1.7倍を上回る拡大を示す<sup>172</sup>。三浦（2014）は、拡大する企業部門の負債について、純資産を積み上げている家計の貯蓄により成長を維持していると指摘する<sup>173</sup>。

---

<sup>167</sup>（滕・房，2017，p. 50）

<sup>168</sup>（滕・房，2017，p. 51）

<sup>169</sup>（滕・房，2017，pp. 52-57）

<sup>170</sup>（滕・房，2017，p. 58）

<sup>171</sup>（三浦，2014，p. 9）

<sup>172</sup>（三浦，2014，p. 10）

<sup>173</sup>（三浦，2014，p. 10）

次に、三浦（2014）は、中国の家計部門の貯蓄の要因について、不動産価格の上昇、高まる教育熱、人口の高齢化による予備的動機の高まりなどを挙げる<sup>174</sup>。この貯蓄率の高さの理由として、①「都市労働市場の構造的変化に伴い年功序列的な賃金体系が弱まったこと」、②「将来の医療や教育支出に対する不安があること」、③「年金制度への不安」などを示す<sup>175</sup>。

さらに、三浦（2014）は、資産運用商品の債務不履行や社債の利払い不履行を取り上げ、資金循環の観点から中国のリスクについて検討する。この結論として、急速な信用収縮が起きるとは考えにくいとのべる。その理由として、①「銀行が破たんし、預金が戻らないことを心配する人がいないこと」、②「中央政府は地方政府融資プラットフォームの破たんを回避する一方、地方政府と企業に対する引締めを強化すること」、③「理財・信託商品を保有する家計は限られていること」の3点を挙げる<sup>176</sup>。

最後に、三浦（2014）は、中国政府がリスクを回避するための5つの政策提言をする。それは、①「農民工に都市戸籍を与える『農民工市民化』」、②「保障水準の異なる公的医療保険制度の一本化」、③「不動産の所有や相続に対する課税強化」、④「金利自由化」、⑤「国有・国有持ち株企業および地方政府融資プラットフォームの改革」の5点である<sup>177</sup>。

以上の三浦（2014）の論考から、中国の高貯蓄率について2つの問題点が指摘できる。

第一に、三浦（2014）は、中国の家計部門の高貯蓄率が不動産価格の上昇、高まる教育熱、人口の高齢化による予備的動機の高まりであるとのべた<sup>178</sup>。しかし、本論文の取り上げる2010年から2018年までの期間において、家計部門の金融商品投資は2010年の2,291十億元から2018年の5,861十億元まで2.56倍に拡大した。また、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分は2010年の-990十億元から2018年の-3,370十億元まで3.40倍に拡大した。家計部門の金融機関貯蓄残高は2010年の31,230十億元から2018年の72,444十億元まで2.32倍に拡大している。前述のように、2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門の金融商品投資と不動産投資が貯蓄以上に拡大していることが示される。しかし、SNAベースでみた中国の家計部門の年間黒字率は、2010年の42.12%のピークから、2018年の31.75%に減少している（付録1参照）。そのため、中国の家計部門は、予備的動機による高貯蓄から、投資の拡大へと変化したと考えられる。したがって、2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門における投資が拡大していると考えられる。

第二に、三浦（2014）は、中国の家計部門について、資産運用商品の債務不履行や社債の利払い不履行などのリスクが低いとのべ、この理由として、資産運用商品を保有する家計は限られていることを挙げる<sup>179</sup>。しかし、本論文の取り上げる2010年から2018年までの期間において、家計部門の金融商品投資は2010年の2,291十億元から2018年の5,861十億元まで2.56倍に拡大した。また、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分は2010年の-990十億元から2018年の-3,370十億元まで3.40倍に拡大した。それに対して、家計部門の金融機関貯蓄残高は

---

<sup>174</sup>（三浦，2014，p. 14）

<sup>175</sup>（三浦，2014，p. 16）

<sup>176</sup>（三浦，2014，p. 20）

<sup>177</sup>（三浦，2014，p. 22）

<sup>178</sup>（三浦，2014，p. 14）

<sup>179</sup>（三浦，2014，p. 20）

2010年の31,230十億元から2018年の72,444十億元まで2.32倍に拡大している（付録1参照）。よって、家計部門の金融商品投資と家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分は家計部門の金融機関貯蓄残高以上に拡大している。これらのことから、2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門は、金融商品投資の高まりが捉えられる。

以上から、本論文では、2010年から2018年までの期間において、中国における家計部門の金融商品投資が拡大していることを取り上げる。

#### 2.3.4. まとめ

以上の先行研究から、中国における家計部門の貯蓄の状況について2つの問題点が指摘できる。

第一に、中国の家計部門の高貯蓄率について指摘できる。曾根（2013）<sup>180</sup>、三浦（2014）<sup>181</sup>は、中国の家計部門の高貯蓄率の背景について、予備的動機の影響を受けているとのべた。許（2013）は、家計調査の住民収入と住民消費のデータについて一定程度の過小評価が存在していると指摘する<sup>182</sup>。そのため、家計部門の分析に関して、SNAベースに基づいて検討をおこなうことが妥当と考える。SNAベースによる国の家計部門の年間黒字率は、2010年から2018年までの期間において減少している。同期間において、家計部門の金融商品投資は2010年の2,291十億元から2018年の5,861十億元まで2.56倍に拡大した。また、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分は2010年の-990十億元から2018年の-3,370十億元まで3.40倍に拡大した。これらは、家計部門における金融機関貯蓄残高の2010年の31,230十億元から2018年の72,444十億元への2.32倍の増加以上に拡大している（付録1参照）。したがって、2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門が、予備的動機な貯蓄以上に、投資が拡大していると考ええる。

第二に、中国の家計部門の消費についての問題点が指摘できる。藤・房（2017）<sup>183</sup>は、2000年代以降について、最終消費率の低下により、消費者行動は消費を抑えて貯蓄率を高めるパターンとのべた。しかし、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間においては、家計部門の金融機関消費貸出残高が2010年の7,511十億元から2018年の37,801十億元まで5.03倍に拡大し、そのうち、家計部門の金融機関短期消費貸出残高は2010年の960十億元から2018年の8,808十億元まで9.17倍に急拡大している（付録1参照）。したがって、2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門の消費について、最終消費率は低下したものの、金融機関消費貸出残高が上昇していると考ええる。

このことから、本論文では、中国における家計部門の貯蓄について、2010年から2018年までの期間において、予備的動機による貯蓄ではなく、投資が拡大していると考ええる。そのような状況下において、家計部門の金融機関消費貸出残高、とくに家計部門の金融機関短期消費貸出残高が急拡大していると考ええる。

第1章でのべたように、2010年から2018年までの期間において、家計部門の年間黒字を構成している項目の拡大を捉えることができる。金融機関貯蓄残高は2010年の31,230十億元から

---

<sup>180</sup>（曾根，2013，p. 137）

<sup>181</sup>（三浦，2014，p. 9）

<sup>182</sup>（許，2013，p. 24）

<sup>183</sup>（藤・房，2017，p. 42）

2018年の72,444十億元まで2.32倍に拡大、金融商品投資は2010年の2,291十億元から2018年の5,861十億元まで2.56倍に拡大、資本形成は2010年の4,060十億元から2018年の10,290十億元まで2.53倍に拡大、その他非金融資産の取得マイナス処分は2010年の-990十億元から2018年の-3,370十億元まで3.40倍に拡大した。これらの項目の拡大と、家計部門の年間黒字の2010年の10,236十億元から2018年の18,918十億元まで1.85倍の拡大とを比較した際に、これらの項目の拡大は家計部門の年間黒字の増加率を上回る拡大をしているといえる（付録1参照）。このことから、上記の項目を除いた借入金返済額の家計部門における年間黒字の構成比が減少している可能性があるとして指摘できる。本来、このような状況においては金融機関への債務返済は増額するはずである。しかし、中国の家計部門では、債務返済を軽視して、金融商品投資をおこなっている可能性があると考えられる。このような家計部門の経済消費活動は、永続的に続けられるわけではなく、将来的に債務不履行などの問題を生じる可能性があると考えられる。したがって、本論文の冒頭において、第1の課題として示した、「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」という仮説について、本節の整理から検討する妥当性が認められる。

この仮説検証の妥当性をより示すために、以下について検討する必要がある。本節の先行研究の整理からは、「中国の家計部門では、債務返済を軽視して、消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている可能性がある」という状況が推察された。この状況を維持継続するためには、非銀行系融資の増加が考えられる。その理由として、家計部門において、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることが困難であるからである。そのため、次節では、中国の家計部門における非銀行系融資について、先行研究の整理をおこなう。

## 2.4. 中国における非銀行系融資に関する先行研究

前節の検討から、中国の家計部門において金融機関から追加融資を受けることが困難な層が存在することが想定される。そのため、そのような層は非銀行系融資から借入している可能性がある。中国の家計部門は金融機関からの貸出残高が拡大している。この状況において、非銀行系融資のマイクロクレジットや融資型クラウドファンディングの貸出残高も近年急激に拡大している。2010年から2018年までの期間において、融資型クラウドファンディングの貸出残高は2010年の0.06十億元から2018年の789十億元まで13,149倍に拡大した。対して、マイクロクレジットの貸出残高は2010年の198十億元から2018年の955十億元までの4.84倍の拡大である。また、家計部門の金融機関短期消費貸出残高は2010年の960十億元から2018年の8,808十億元までの9.17倍の拡大である（付録1参照）。このことから、その拡大比において、非銀行系融資の融資型クラウドファンディングが急拡大していることが確認できる。以上の状況を踏まえ、本節では中国の非銀行系融資について先行研究の整理をおこなう。

### 2.4.1. 陳（2014）の民間金融からの視点

陳（2014）は、中国の民間金融問題の発展過程と存在意義について考察した<sup>184</sup>。

---

<sup>184</sup>（陳，2014，p. 47）

まず、陳（2014）は、2008年のリーマン・ショック以前において、中国の正規金融システムと民間企業との間の資金調達に不均衡が生じていたという問題を指摘する<sup>185</sup>。そのうえで、1994年以前の中国の金融システムの問題点について3つを挙げた。それは、①「中国人民銀行の役割が不明確で独立性に欠けていた」、②「専門銀行は商業的な機能を持ち、政策的な貸付業務も担わなければならなかった」、③「当局側の規定した低い利率を遂行し、銀行の預金が不足した」の3点である<sup>186</sup>。これらの問題を解決するため、中国当局は中央銀行を改造し、商業銀行システムを健全化したと陳（2014）はのべる<sup>187</sup>。しかし、それらの金融抑圧政策の結果として、①「四大国有商業銀行が農村部の支店を次々と閉鎖し、農村部から撤退」、②「中小企業や郷鎮企業向けの融資が減額」、③「融資の決裁権が上層部に集中」といった変化が生じている<sup>188</sup>。そのため、農村部における郷鎮企業<sup>189</sup>にとっては、資金調達がますます困難になったと指摘する<sup>190</sup>。

次に、陳（2014）は、リーマン・ショック以降の国有企業と民間企業との間の資金調達の不均衡について指摘する<sup>191</sup>。中国当局が2008年11月に実施した4兆元の大規模投資計画により、固定資産への投資の急増をもたらした<sup>192</sup>。その結果として、政府の投資資金が公共建設や不動産業に流れ込み、①中小企業と大企業の資金調達の格差の拡大<sup>193</sup>。②預金が民間金融に流出の2点を示す<sup>194</sup>。

民間金融への預金の流出の要因として、長期的な実質マイナス金利により、正規金融システムと比較して民間金融の利息が高いことにあると説明する。この2つの事態の結果、民間金融の規模は拡大し、民間金融の活動は農村部から全国へと拡大したとのべる<sup>195</sup>。

最後に、陳（2014）は、中国の民間金融問題をめぐる中央と地方、地方と地方の間の意見対立、そして中央政府の意見転換についてのべる<sup>196</sup>。上記に示した事態を通じて、金融コントロールシステムの存続が現実の経済状況に応じ、ある程度の自由化改革を実施する必要があるとのべる<sup>197</sup>。そのうえで、中国政府が民間金融の柔軟性を活用し、多様性がある金融システムを構築する必要があると提言する<sup>198</sup>。

以上の陳（2014）の論考から、中国の民間金融について以下の問題点が指摘できる。

第一に、陳（2014）は、リーマン・ショック前後における、中国の正規金融システムと民間企業との間の資金調達の不均衡についてのべる。しかし、中国の家計部門についての詳細な分

---

<sup>185</sup> 陳，2014，pp. 48-49)

<sup>186</sup> 陳，2014，p. 49)

<sup>187</sup> 陳，2014，p. 49)

<sup>188</sup> 陳，2014，p. 50)

<sup>189</sup> 郷鎮企業とは、農村集団経済組織または農民の出資を主とし（出資が50%を超えるが、実質的には農民組織が支配する）、郷鎮（所轄の村を含む）で設立された企業であり、農業支援を義務とする各種の企業のことを指す。（全国人民代表大会，1996，第二条）

<sup>190</sup> 陳，2014，p. 52)

<sup>191</sup> 陳，2014，p. 53)

<sup>192</sup> 陳，2014，p. 53)

<sup>193</sup> 陳，2014，p. 53)

<sup>194</sup> 陳，2014，p. 55)

<sup>195</sup> 陳，2014，p. 55)

<sup>196</sup> 陳，2014，pp. 55-58)

<sup>197</sup> 陳，2014，p. 58)

<sup>198</sup> 陳，2014，p. 59)

析をおこなっていない。前述のように、2010年から2018年の期間において、中国における家計部門の金融機関貸出残高は急拡大している。そのため、陳（2014）の分析は中国における家計部門の債務問題について及んでいないといわざるを得ない。

第二に、陳（2014）は、中国の民間金融が拡大しているとのべた。しかし、非銀行系融資のマイクロクレジットと融資型クラウドファンディングについては言及していない。本節の冒頭で示したように、2010年から2018年までの期間において、融資型クラウドファンディングの貸出残高は2010年の0.06十億元から2018年の789十億元まで13,149倍に拡大した。また、マイクロクレジットの貸出残高は2010年の198十億元から2018年の955十億元まで4.84倍に拡大した（付録1参照）。そのため、本論文においてこれら非銀行系融資を詳細に分析する必要性が認められる。

#### 2.4.2. 王（2013）のマイクロクレジットの現状からの視点

王（2013）は、中国のマイクロクレジット企業の現状を紹介したうえで、江蘇省での現地調査の結果を踏まえ、その課題について考察する。

まず、王（2013）は、中国のマイクロクレジット企業設立の契機について、中国政府が農村・農業・農家向けの金融サービスと中小企業向けの資金供給不足を解消するため、2005年以降にその設立を認めたことを示す<sup>199</sup>。

次に、王（2013）は、2008年から2013年までの期間における、マイクロクレジット企業数と貸出残高が急拡大していることを示す。そのうえで、江蘇省での現地調査から、不良債権額対貸出残高の割合が上昇傾向にあることを指摘する<sup>200</sup>。同現地調査から、貸出残高の拡大にともなう貸出原資の不足、金融機関からの借入の困難さが明らかとなり、先行きへの不安についてのべる<sup>201</sup>。

最後に、王（2013）は、マイクロクレジットの利用者について、担保を持たないため、金融機関からの借入が困難な、中小企業や農家が多いと示す<sup>202</sup>。これらの利用者の借入の理由として、季節的や短期的な資金需要によるものとのべる<sup>203</sup>。

また、マイクロクレジットの貸出残高の拡大に伴い、貸出原資の不足に陥る恐れがあり、資金調達についての規制緩和など政策的な対応が求められると指摘する<sup>204</sup>。

以上の王（2013）の論考から、以下の問題が指摘できる。

王（2013）は、2008年から2013年までの期間において、中国のマイクロクレジット企業数と貸出残高が急拡大していると示し、そのような状況において貸出原資の不足といった不安要素があることをのべた。しかし、2013年から2018年までの期間において、中国のマイクロクレジットの貸出残高は2013年の918十億元から2018年の955十億元まで1.04倍に増加した。そのため、2013年以降においても中国のマイクロクレジットは一定の水準を維持していると考えら

---

<sup>199</sup> (王, 2013, p. 22)

<sup>200</sup> (王, 2013, pp. 22-23)

<sup>201</sup> (王, 2013, p. 23)

<sup>202</sup> (王, 2013, p. 23)

<sup>203</sup> (王, 2013, p. 23)

<sup>204</sup> (王, 2013, p. 23)



れる。前述のように、2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門の金融機関消費貸出残高は5.03倍に拡大した。このうち、家計部門の金融機関短期消費貸出残高は9.17倍に急拡大している（付録1参照）。このことから、中国のマикроクレジットが家計部門の急拡大している資金需要を満したとはいえない。したがって、中国のマикроクレジットは家計部門の資金元としての効果は限定的であると考えられる。そのため、家計部門の資金源として、非銀行系融資である融資型クラウドファンディングについて検討する必要がある。

#### 2.4.3. 趙・水ノ上（2019）融資型クラウドファンディングの金融規制からの視点

趙・水ノ上（2019）は、中国のP2P<sup>205</sup>ネット金融規制を時系列に説明し、その効果や市場の展望について考察する。

まず、趙・水ノ上（2019）は、2009年から2017年にかけて、中国のP2Pネット金融が急拡大している状況についてのべる<sup>206</sup>。

次に、趙・水ノ上（2019）は、P2Pネット金融の情報技術の進歩による金融イノベーションを分析するアプローチについて3種類を示す。それは、①「利潤最大化するための内部要因説」、②「市場環境変化に適応するための外部要因説」、③「規制回避による金融イノベーション説」の3種である<sup>207</sup>。

そのうえで、趙・水ノ上（2019）は、P2Pネット金融が大きく発展した理由として以下の4つを挙げる。①「中国金融規制当局は銀行のような伝統的金融機関に対して厳しい規制を敷き、それらによるイノベーションを阻害したため、多くの実在した金融サービス需要が非合法的な地下機関に向かわざるをえなかった」<sup>208</sup>、②「金融インフラ整備の遅れとITインフラ整備の先進性の間のギャップがP2Pネット金融の急拡大に大きな役割を果たしていた」<sup>209</sup>、③「投資家から見れば、P2Pネット金融のローン証券は商業銀行や証券会社など伝統金融機関で売られた資産運用商品とそれほど変わらないのに、理財商品よりはるかに高い収益を提供し、投資先の乏しい一般投資家にとっては非常に魅力的な投資先に見える」<sup>210</sup>、④「P2Pネット金融は金融機関でありながら、IT企業でもあり、IT企業の有するネットワーク外部性と先行者優位といった特徴をP2Pネット金融のプラットフォームも有していること」<sup>211</sup>の4点である<sup>212</sup>。加えて、中国P2Pネット金融の直面する3つのリスクについて以下の3点を挙げる。それは、①「完全保証リスク」、②「ディスクロージャー・リスク」、③「景気循環リスク」の3つである<sup>213</sup>。

---

<sup>205</sup> P2Pとは、本論文が取り上げる融資型クラウドファンディングを指す。中国では、融資型クラウドファンディングをP2PレンディングやP2Pファイナンスなどとも呼称する。クラウドファンディングとは、英語の「Crowd（群衆）」と「Funding（資金調達）」を組み合わせた造語であり、個人および企業がインターネット上のプラットフォームを通じて不特定多数の人から資金を調達する仕組みを指すと定義される。

<sup>206</sup>（趙・水ノ上，2019，pp. 81-82）

<sup>207</sup>（趙・水ノ上，2019，pp. 81-82）

<sup>208</sup>（趙・水ノ上，2019，p. 85）

<sup>209</sup>（趙・水ノ上，2019，p. 85）

<sup>210</sup>（趙・水ノ上，2019，p. 85）

<sup>211</sup>（趙・水ノ上，2019，p. 85）

<sup>212</sup>（趙・水ノ上，2019，pp. 84-85）

<sup>213</sup>（趙・水ノ上，2019，pp. 86-87）

また、趙・水ノ上（2019）は、これらのP2P ネット金融に関する諸要素についてのべたうえで、P2P ネット金融規制の歩みを三段階に整理する。第一段階は、「監督機関による窓口指導」であり、その代表とした法規制として、2014年4月21日に公表された「關於弁理非法集資刑事事件適用法律若干意見（关于办理非法集資刑事案件若干问题的意见）」を挙げる<sup>214</sup>。第二段階は、「規制当局による行政指導」であり、その代表とした法規制として、2015年7月18日に公表した「關於促進互聯網金融健康發展的指導意見（关于促进互联网金融健康发展的指导意见）」を挙げる<sup>215</sup>。第三段階は、「法律による規制の準備段階」であり、その代表とした法規制として、2016年8月24日の「網絡借貸信息仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借貸信息中介机构业务活动管理暫行办法）」を挙げる<sup>216</sup>。趙・水ノ上（2019）は「網絡借貸信息仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借貸信息中介机构业务活动管理暫行办法）」の内容は前述の中国 P2P ネット金融の直面する3つのリスクについて対応されているとのべる<sup>217</sup>。そのうえで、これらの規制の影響について、「網絡借貸信息仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借貸信息中介机构业务活动管理暫行办法）」実施後の P2P ネット金融の状況を示す。「網絡借貸信息仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借貸信息中介机构业务活动管理暫行办法）」の実施後、中国の P2P ネット金融は市場を拡大しつつあるものの、プラットフォームの数が減少し、大手プラットフォームへの集約が見られる。この影響から、ローン証券の平均収益率の低下と期間の延長が見られるとのべる<sup>218</sup>。

最後に、趙・水ノ上（2019）は、中国 P2P ネット金融の規制の未来展望についてのべる。これまでの規制は主として貸し手の保護とプラットフォームの安全性の確保に重点を置いてきた。しかし、今後の規制は借り手の保護を加えた規制へと修正されるとのべる。そのうえで、新しい金融イノベーションを促しつつも、貸し手と借り手の双方をバランスよく保護するような規制を求めると提言する<sup>219</sup>。

以上の趙・水ノ上（2019）の論考から、中国の P2P ネット金融の問題点について以下の指摘ができる。

第一に、趙・水ノ上（2019）は、中国 P2P ネット金融が大きく発展した4つの理由を挙げた。しかし、本論文で後述するように、融資型クラウドファンディングの発展要因は、環境要因以外にも、中国における伝統的な庶民金融システムとの類似性が確認できる。そのため、趙・水ノ上（2019）が指摘した中国の融資型クラウドファンディングの発展要因についての検討は十分とはいえない。本論文において、中国の融資型クラウドファンディングの発展要因を、趙・水ノ上（2019）の指摘した発展要因以外について詳細に検討する必要性が示される。

第二に、趙・水ノ上（2019）は P2P ネット金融に対する規制「網絡借貸信息仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借貸信息中介机构业务活动管理暫行办法）」実施後の市場について、市場は拡大しつつあるものの、プラットフォーム数が減少し、大手プラットフォームへ集約しているとのべた。しかし、年間貸出純増が世界一まで成長した融資型クラウドファンディング

---

<sup>214</sup>（趙・水ノ上，2019，p. 88）

<sup>215</sup>（趙・水ノ上，2019，p. 89）

<sup>216</sup>（趙・水ノ上，2019，p. 89）

<sup>217</sup>（趙・水ノ上，2019，p. 90）

<sup>218</sup>（趙・水ノ上，2019，pp. 91-93）

<sup>219</sup>（趙・水ノ上，2019，pp. 93-94）

は中国当局から強力な制限をかけられることとなった。その結果、2020年11月に全てのプラットフォームフォーマーは廃業させられるに至った。この帰結について、本論文において、世界一の年間貸出純増まで成長した中国の融資型クラウドファンディングがなぜ全て廃業させられるに至ったのか、その要因について分析する必要性が示される。

上記で指摘したように、中国における融資型クラウドファンディングの発展要因について、環境要因以外にも、中国における伝統的な庶民金融システムとの類似性が確認できる。そのため、次項では、中国における伝統的な庶民金融システム「合会」について先行研究から確認する。

#### 2.4.4. 陳（2004）の伝統的な庶民金融システムからの視点

陳（2004）は、伝統的な庶民金融システム「合会」について、中国の浙江省温州市、福建省福清市を中心として調査研究をおこなった。そのうえで、東南沿海部各省においてインフォーマルな金融方式の重要な存在である「合会」の実態を明らかにし、その金融機能と問題点について整理した<sup>220</sup>。

まず、陳（2004）は、中国における古い歴史を持つ庶民金融システム「合会」の定義と仕組みを示し、中国における「合会」の方式が日本の「無尽」の方式と全く同様であることを指摘する<sup>221</sup>。陳（2004）は、「合会」の歴史について、清の後期および中華民国期（1912-1949年）において、隆盛を極めたとのべる<sup>222</sup>。しかし、1949年の中華人民共和国成立以降、計画経済体制への移行から、「合会」は殆ど見られなくなったとのべる<sup>223</sup>。しかし、1970年代末からの改革開放以降、商品経済の著しい発展と共に、「合会」も復活してきたとのべる<sup>224</sup>。

次に、陳（2004）は、1970年代末以降の温州市における「合会」の復活についてのべる<sup>225</sup>。温州市で復活した「合会」の仕組みについて、代表例とした「輪・揺会」と「標会」の仕組みから説明する<sup>226</sup>。また、陳（2004）は、1998年夏から2001年夏にかけて福建省福清市で現地調査をおこない、福清式「標会」の復活とその仕組みについてのべる<sup>227</sup>。

陳（2004）は、1940年代までの消費と貯蓄を中心的な目的とした「合会」と、1980年代の復活した「合会」ではその目的が異なると指摘する、1980年代の復活した「合会」では、「標会」に代表するように、給付金使途が制限されないケースが主流になり、調達された資金が事業に使われることが多くなったとのべる<sup>228</sup>。

また、陳（2004）は、金融面における「合会」の3つのメリットを指摘する<sup>229</sup>。それは、①「利用者にとって他のインフォーマルな金融機関と同様、フォーマルな金融機関より金融アク

---

<sup>220</sup> 陳，2004，p. 23)

<sup>221</sup> 陳，2004，p. 23)

<sup>222</sup> 陳，2004，p. 24)

<sup>223</sup> 陳，2004，p. 25)

<sup>224</sup> 陳，2004，p. 25)

<sup>225</sup> 陳，2004，pp. 27-28)

<sup>226</sup> 陳，2004，pp. 28-32)

<sup>227</sup> 陳，2004，pp. 32-37)

<sup>228</sup> 陳，2004，p. 39)

<sup>229</sup> 陳，2004，pp. 41-42)

セスコストが低いこと<sup>230</sup>], ②「外部の援助なしに貯蓄や貸出という金融仲介機能の両面を合わせて持ちうること<sup>231</sup>」, ③「フォーマルな金融機関の革新あるいはサービス改善を促すことにある<sup>232</sup>」の3点である。

最後に、陳(2004)は、「合会」の優位性について述べる。

「合会」は中国のフォーマルな金融機関とは競合あるいは補完関係にあり、間接的に地域のフォーマル金融機関のサービス改善にも繋がるもの<sup>233</sup>。

また、「合会」が貯蓄を促して、遊休資金の利用によって高利貸から個人と中小私営企業を守り、地域の商品経済の発展に貢献するなどの経済的な役割を果たしてきたと指摘する<sup>234</sup>。

以上の陳(2004)の論考から、中国の庶民金融システムの問題点について以下の指摘ができる。

陳(2004)は、中国の古い歴史を持つ庶民金融システム「合会」について、個人や中小私営企業に経済的な役割を果たしてきたもの<sup>235</sup>。しかし、伝統的な庶民金融システム「合会」は、一部地域において繋がりのある特定少数の参加者を集めるものである。つまり、空間的な限定性と参加における条件の限定性がある庶民金融システムであると考えられる。

一方、融資型クラウドファンディングは、インターネット技術を利用し、限定された地域のみではなく、中国全土の各地において参加可能である。また、融資型クラウドファンディングの参加者の間に繋がりは不要であり、全く繋がりのない不特定多数の参加者によっておこなわれる。

加えて、庶民金融システム「合会」はインフォーマルであるため、公式な統計データが欠如している。そのため、「合会」についての全体的な規模を把握することは困難である。対して、融資型クラウドファンディングは、中国全土の統計データが存在し、その規模について相対的に把握することが可能である。

とはいえ、第5章で後述するように、中国における伝統的な庶民金融システム「合会」は融資型クラウドファンディングとシステム上の類似点が認められる。このことから、融資型クラウドファンディングは、伝統的な庶民金融システム「合会」と共通する(あるいは類似する)仕組みを用いて、インターネットの上に立ち現れたと考えられる。以上の理由から、伝統的な庶民金融システム「合会」の存在を、中国の非銀行系融資について検討するうえで無視することはできない。

そのため、本論文では、融資型クラウドファンディングにおいて確認できる、伝統的な庶民金融システム「合会」との類似性を、中国における融資型クラウドファンディングの急成長をもたらした要因の1つとして検討する。

---

<sup>230</sup> (陳, 2004, p. 41)

<sup>231</sup> (陳, 2004, p. 41)

<sup>232</sup> (陳, 2004, p. 42)

<sup>233</sup> (陳, 2004, p. 41)

<sup>234</sup> (陳, 2004, p. 43)

<sup>235</sup> (陳, 2004, p. 43)

#### 2.4.5. まとめ

本節で整理した非銀行系融資に関する先行研究から、中国における家計部門の非銀行系融資について3点が指摘できる。

第一に、中国の家計部門の非銀行系融資の資金元は、融資型クラウドファンディングによるものと考えられる。王（2013）<sup>236</sup>は2008年から2013年までの期間において、中国のマイクロクレジット企業数と貸出残高が急拡大したことを示し、そのような状況における貸出原資の不足といった不安要素について言及した。前節の検討から、中国の家計部門は金融機関から追加融資を受けることが困難であると考えられ、非銀行系融資からの借入がこれを補填していると考えられる。つまり、中国の家計部門の金融機関からの借入が、近年のマイクロクレジットと融資型クラウドファンディングの急激な拡大の契機となったと考えられる。2010年から2018年までの期間において、マイクロクレジットの貸出残高は2010年の198十億元から2018年の955十億元まで4.84倍に拡大し、融資型クラウドファンディングの貸出残高は2010年の0.06十億元から2018年の789十億元まで13,149倍に拡大した。家計部門の金融機関短期消費貸出残高は2010年の960十億元から2018年の8,808十億元までの9.17倍拡大であり、これと比較して融資型クラウドファンディングはその規模を急激に拡大している。しかし、2013年から2018年までの期間において、中国のマイクロクレジットの貸出残高は1.04倍に増加したため、2013年以降においてはマイクロクレジットの拡大は一定の水準を維持していると考えられる。前述のように、2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門の金融機関消費貸出残高は2010年の7,511十億元から2018年の37,801十億元まで5.03倍に拡大し、そのうち、家計部門の金融機関短期消費貸出残高は2010年の960十億元から2018年の8,808十億元まで9.17倍に急拡大している。2013年から2018年まで貸出残高が2013年の918十億元から2018年の955十億元まで1.04倍に拡大したマイクロクレジットは、中国の家計部門において急拡大している資金需要を満したとはいえない（付録1参照）。したがって、マイクロクレジットは家計部門の資金元としての効果が限られていると考えられる。このことから、中国の家計部門の非銀行系融資の資金元は、融資型クラウドファンディングによるものと考えられる。

第二に、中国の融資型クラウドファンディングの急拡大の要因について、中国の伝統的な庶民金融システムとの類似点の存在が考えられる。趙・水ノ上（2019）<sup>237</sup>は、中国の融資型クラウドファンディングの発展要因について環境要因の観点から4点を示した。しかし、本論文では環境要因以外の観点、すなわち伝統的な金融システムとの類似点に検討すべき重要性があると考えられる。陳（2004）<sup>238</sup>は、中国の伝統的な庶民金融システム「合会」の仕組みについて説明し、「合会」が個人や中小私営企業に経済的な役割を果たしてきたと指摘した。しかし、「合会」は、そのシステムにおいて空間的な限定性と参加における条件の限定性があることが指摘できる。対して、融資型クラウドファンディングはこれらの限定性を超えることが可能である。とはいえ、これらの相違点の他、多くの類似点が認められる。そのため、本論文では、中国の融資型クラウドファンディングの急拡大の要因について、中国の伝統的な庶民金融システムとの類似

---

<sup>236</sup> 王, 2013, p. 23)

<sup>237</sup> (趙・水ノ上, 2019, pp. 84-85)

<sup>238</sup> (陳, 2004, p. 43)

点の存在が考えられ、これについて検討する必要性が認められる。

第三に、融資型クラウドファンディングについて、政府によって禁止されるに至った要因を検討する必要性が認められる。年間貸出純増が世界一にまで成長した融資型クラウドファンディングは中国当局から強力な制限をかけられ、2020年11月に全て廃業させられるに至った。趙・水ノ上（2019）<sup>239</sup>はP2P ネット金融に対する規制「網絡借貸信息中介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」実施後の市場について、市場は拡大しつつあるものの、プラットフォーマー数が減少し、大手プラットフォーマーへ集約しているとのべた。しかし、実際には中国当局から強力な制限をかけられ、全ての融資型クラウドファンディングプラットフォーマーが廃業させられるに至った。そこには、政府当局が介入することに至る、社会的な状況やシステム上の構造があると考えられる。

本論文では、本論文を通して接近すべき第2の課題として「中国の家計部門が金融機関貸出残高を拡大している中で、さらに非銀行系融資である融資型クラウドファンディングからの融資も増大させた」と設定した。なぜ中国の家計部門はそれほどまでに借金をするのか。融資型クラウドファンディングについて、政府によって禁止されることに至った要因の検討から、これについて明らかにする。

## 2.5. 先行研究のまとめ

本章では、第1章で設定した本論文の「二つの課題」に関する先行研究の整理をおこなった。

第1の課題は、「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」である。この問題設定の妥当性は以下の先行研究の検討から示される。

第1節では、中国における家計部門の金融機関貸出残高の急拡大に関する先行研究の整理をおこなった。この整理から3つの点において、上記の第1の課題に対する検討の有用性が示される。まず、2008年のリーマン・ショック以降の不況に対する中国政府による4兆元の大規模投資計画と家計部門の債務拡大との繋がりに関する問題点が指摘できる。張（2014）<sup>240</sup>、宋（2017）<sup>241</sup>、荒井（2019）<sup>242</sup>は、この大規模投資計画により、過剰債務問題が起こったと指摘した。しかし、2008年11月の政府による大規模投資計画は、本論文の取り上げる2010年から2018年までの期間における家計部門の金融機関短期消費貸出残高の急拡大と、その拡大の時期について差異が生じている。そのため、①これらの研究から大規模投資計画と金融機関短期消費貸出残高の急拡大について明確な関連性を十分に説明することができない。

第二に、中国における家計部門の債務拡大要因に対する分析の不足が指摘できる。田・黄・宁・王（2018）<sup>243</sup>、荒井（2019）<sup>244</sup>は、中国の家計部門の債務問題の深刻性を示したが、その要

---

<sup>239</sup>（趙・水ノ上，2019，pp. 84-85）

<sup>240</sup>（張，2014，p. 29）

<sup>241</sup>（宋，2017，p. 42）

<sup>242</sup>（荒井，2019，p. 112）

<sup>243</sup>（田・黄・宁・王，2018，p. 2）

<sup>244</sup>（荒井，2019，p. 119）

因については言及していない。三浦（2019）<sup>245</sup>、荒井（2019）<sup>246</sup>は、深刻性について国際比較の観点から高い水準にはないとしつつも、債務残高の増加速度については深刻な問題としている。張（2014）<sup>247</sup>と宋（2017）<sup>248</sup>は、政府による大規模投資が過剰債務問題を引き起こしたとのべたが、家計部門の債務拡大要因について分析が及んでいない。これらのことから、②中国における家計部門の債務拡大要因に対する詳細な分析が求められる。

第三に、中国の家計部門の債務拡大の要因について金融機関短期消費貸出残高への着目が欠如していることが指摘できる。三浦（2019）<sup>249</sup>は、中国の家計部門の債務問題について、住宅ローンが主たる問題であるとのべた。また、中国の家計部門の住宅ローン問題に関して、近年中国における家計部門の金融機関中長期貸出残高が家計部門の金融機関貸出残高に占める割合は70%以上である。しかし、住宅ローンは中長期貸出に含まれるため、中国の家計部門の債務の主体は住宅ローンであるにもかかわらず、家計部門の金融機関短期消費貸出残高が急拡大している。本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間において、中国における家計部門の金融機関短期消費貸出残高は2010年の960十億元から2018年の8,808十億元まで9.17倍に拡大した。この拡大は、家計部門の金融機関中長期貸出残高が2010年の7,821十億元から2018年の34,087十億元の4.36倍の拡大以上である（付録1参照）。このことから、家計部門の金融機関短期消費貸出残高の急拡大について、住宅ローン以外にその要因が存在すると考えられる。そのため、③中国の家計部門の債務拡大の要因について金融機関短期消費貸出残高へ着目する必要がある。

以上の第1節の先行研究の整理から、家計部門の債務拡大要因を住宅ローン以外に求める必要性が示される。

第2節では、上記で明らかにした課題をより明確にするため、中国における家計部門の不動産市場の状況に関する先行研究の整理をおこなった。この整理から3つの点において、上記の第1の課題に対する検討の有用性が示される。

まず、中国の不動産バブルの背景についての問題点が指摘できる。関（2010）<sup>250</sup>、梶谷（2012）<sup>251</sup>、三輪（2012）<sup>252</sup>は、2008年以降の不動産バブルの原因をリーマン・ショック後に中国政府が実施した大規模投資計画にあるとする。しかし、第1節のまとめでも指摘した通り、中国政府が2008年11月に実施した4兆元の大規模投資計画と、本論文の取り上げる2010年から2018年までの期間の家計部門における金融機関短期消費貸出残高の急拡大ではその時期について差異が生じている。そのため、中国政府の4兆元の大規模投資計画と本論文の取り上げる2010年から2018年までの期間の家計部門における金融機関短期消費貸出残高の急拡大については関連性が乏しいと考えられる。

---

<sup>245</sup>（三浦，2019，p. 5）

<sup>246</sup>（荒井，2019，p. 119）

<sup>247</sup>（張，2014，p. 29）

<sup>248</sup>（宋，2017，p. 42）

<sup>249</sup>（三浦，2019，p. 8）

<sup>250</sup>（関，2010，p. 45）

<sup>251</sup>（梶谷，2012，p. 32）

<sup>252</sup>（三輪，2012，p. 20）

第二に、中国の不動産バブルが崩壊する可能性についての問題点を指摘できる。中国の不動産バブルに関して、梶谷（2012）<sup>253</sup>は、資産バブルの顕在化について主張した。その一方、関（2010）<sup>254</sup>は、不動産市場において、1990年代以降の日本のようなバブル崩壊を起こる可能性は低いとのべる。田村・魏（2015）は、2012年時点において、不動産バブルの崩壊が起こる可能性は低いものの、北京や上海などの大都市部ではバブルとその崩壊の可能性があると主張する<sup>255</sup>。三輪（2012）も、2008年以降中国の住宅バブルは、大連などの一級都市で一般住宅においてバブルの懸念が伺えるとのべたが、その崩壊については言及していない<sup>256</sup>。

しかし、本論文で取り上げる2010年から2018年までの期間において、中国全土の住宅平均価格は2010年の4,725元/平米から2018年の8,853元/平米まで1.81倍に拡大し、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分は2010年の-990十億元から2018年の-3,370十億元まで3.40倍に拡大した（付録1・2参照）。このことから、2018年時点において、中国の不動産バブルは崩壊していないといえる。

第三に、中国の家計部門の投資先についての問題点が指摘できる。三輪（2012）<sup>257</sup>は、中国では富裕層の資産保有の手段として、とくに住宅が選好される傾向があるとのべた。しかし、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間においては、中国の家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分が2010年の-990十億元から2018年の-3,370十億元まで3.40倍に拡大した。また、家計部門の金融商品投資が2010年の2,291十億元から2018年の5,861十億元まで2.56倍に拡大している（付録1参照）。そのため、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間において、住宅以外の投資額も増加していると考えられる。

第2節の先行研究の整理からは、中国における家計部門の不動産市場は投資先の1つであり、不動産以外の投資先が存在することが示される。そのため、家計部門の住宅以外の投資先である金融商品投資について分析する必要性が示される。

第3節では、中国人民の収支を明らかにするため、中国における家計部門の貯蓄に焦点を当て先行研究の整理をおこなった。この整理から2つの点において、上記の第1の課題に対する検討の有用性が示される。

まず、中国の家計部門の高貯蓄率についての問題が指摘できる。曾根（2013）<sup>258</sup>、三浦（2014）<sup>259</sup>は、中国の家計部門の高貯蓄率の背景について、予備的動機の影響を受けているとのべた。しかし、SNAベースでみた中国の家計部門の年間黒字率は、2010年から2018年までの期間において減少している。2010年から2018年までの期間において、家計部門の金融商品投資は2010年の2,291十億元から2018年の5,861十億元まで2.56倍に拡大した。また、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分は2010年の-990十億元から2018年の-3,370十億元まで3.40倍に拡大した。これらは、家計部門の金融機関貯蓄残高の2010年の31,230十億元から

---

<sup>253</sup> (梶谷, 2012, p. 32)

<sup>254</sup> (関, 2010, p. 45)

<sup>255</sup> (田村・魏, 2015, p. 76)

<sup>256</sup> (三輪, 2012, p. 20)

<sup>257</sup> (三輪, 2012, p. 20)

<sup>258</sup> (曾根, 2013, p. 137)

<sup>259</sup> (三浦, 2014, p. 16)



2018年の72,444十億元への2.32倍の増加以上に拡大している（付録1参照）。したがって、①2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門が、予備的動機な貯蓄以上に、投資が拡大していると考えられる。

次に、中国の家計部門の消費についての問題点が指摘できる。滕・房（2017）<sup>260</sup>は、2000年代以降について、最終消費率の低下により、消費者行動は消費を抑えて貯蓄率を高めるパターンとのべた。しかし、本論文が取り上げる2010年から2018年までの期間においては、家計部門の金融機関消費貸出残高が2010年の7,511十億元から2018年の37,801十億元まで5.03倍に拡大し、そのうち、家計部門の金融機関短期消費貸出残高は2010年の960十億元から2018年の8,808十億元まで9.17倍に急拡大している（付録1参照）。したがって、②2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門の消費について、最終消費率は低下したものの、金融機関消費貸出残高が上昇していると考えられる。

第3節の整理から、中国における家計部門の貯蓄について、2010年から2018年までの期間において、予備的動機による貯蓄ではなく、投資が拡大していると考えられる。そのような状況下において、家計部門の金融機関消費貸出残高、とくに家計部門の金融機関短期消費貸出残高は急拡大していると考えられる。

第1章でのべたように、2010年から2018年までの期間において、家計部門の年間黒字を構成している項目の拡大を捉えることができる。金融商品投資は2010年の2,291十億元から2018年の5,861十億元まで2.56倍に拡大した。また、金融機関貯蓄残高は2010年の31,230十億元から2018年の72,444十億元まで2.32倍に拡大した。資本形成は2010年の4,060十億元から2018年の10,290十億元まで2.53倍に拡大した。そして、その他非金融資産の取得マイナス処分は2010年の-990十億元から2018年の-3,370十億元まで3.40倍に拡大した。これらの項目の拡大と、家計部門の年間黒字の2010年の10,236十億元から2018年の18,918十億元まで1.85倍の拡大とを比較した際に、これらの項目の拡大は家計部門の年間黒字の伸び率以上に拡大しているといえる（付録1参照）。このことから、上記の項目を除いた借入金返済の家計部門における年間黒字の構成比が減少している可能性があるとして指摘できる。本来、このような状況においては金融機関への債務返済は増額するはずである。しかし、中国の家計部門では、債務返済を軽視して、金融商品投資をおこなっている可能性があると考えられる。このような家計部門の経済消費活動は、永続的に続けられるわけではなく、将来的に債務不履行などの問題を生じる可能性がある。したがって、本論文の冒頭において、第1の課題として示した、「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」という仮説について、検討する妥当性が示される。

この仮説についての検証の有用性を示すため、中国の家計部門における非銀行系融資について確認する必要がある。その理由として、第1の課題として提示した、「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」という状況について、この状況を維持継続するためには、非銀

---

<sup>260</sup>（滕・房，2017，p. 42）

行系融資の増加が考えられる。家計部門において、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることが困難のためである。

これを検証するために、本論文の第2の課題「このような状況（第1の課題）では、中国の家計部門が金融機関貸出残高を拡大している中で、さらに非銀行系融資である融資型クラウドファンディングからの融資も増大させた」について、その検討の妥当性を示す必要がある。

そこで、第4節では、上記第3節で示した理由に基づき、中国における非銀行系融資に関する先行研究の整理をおこなった。この整理から3つの点において、上記の第2の課題に対する検討の有用性が示される。

まず、中国の家計部門の非銀行系融資の資金元は、融資型クラウドファンディングによると考えられる。王（2013）<sup>261</sup>は2008年から2013年までの期間において、中国のマイクロクレジット企業数と貸出残高が急拡大していると示し、そのような状況における貸出原資の不足といった不安要素について言及した。第3節の検討から、中国の家計部門は金融機関から追加融資を受けることが困難であると考えられ、非銀行系融資からの借入がこれを補填していると考えられる。つまり、中国の家計部門の金融機関からの借入が、近年非銀行系融資のマイクロクレジットと融資型クラウドファンディングの急激な拡大の契機となったと推察できる。

2010年から2018年までの期間において、マイクロクレジットの貸出残高は2010年の198十億元から2018年の955十億元まで4.84倍に拡大し、融資型クラウドファンディングの貸出残高は2010年の0.06十億元から2018年の789十億元まで13,149倍に拡大した。家計部門の金融機関短期消費貸出残高は2010年の7,511十億元から2018年の37,801十億元までの9.17倍拡大であり、これと比較して融資型クラウドファンディングはその規模を急激に拡大している（付録1参照）。しかし、2013年から2018年までの期間において、中国のマイクロクレジットの貸出残高は1.04倍の増加であったため、2013年以降においてはマイクロクレジットの拡大は一定の水準を維持していると考えられる。

前述のように、2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門の金融機関消費貸出残高は、2010年の7,511十億元から2018年の37,801十億元まで5.03倍に拡大し、そのうち、家計部門の金融機関短期消費貸出残高は2010年の960十億元から2018年の8,808十億元まで9.17倍に急拡大している（付録1参照）。2013年から2018年まで貸出残高が2013年の918十億元から2018年の955十億元まで1.04倍に拡大したマイクロクレジットは、中国の家計部門において急拡大している資金需要を満たしたとはいえない。したがって、マイクロクレジットは家計部門の資金元としての効果が限られていると考えられる。このことから、①中国の家計部門の非銀行系融資の資金元は、融資型クラウドファンディングによると考えられる。

次に、中国の融資型クラウドファンディングの急拡大の要因について、中国の伝統的な庶民金融システムとの類似点の存在が考えられる。趙・水ノ上（2019）<sup>262</sup>は、中国の融資型クラウドファンディングの発展要因について環境要因の観点から4点を示した。しかし、本論文では環境要因以外の観点、すなわち伝統的な金融システムとの類似点に検討すべき重要性があると考え

---

<sup>261</sup>（王，2013，p. 23）

<sup>262</sup>（趙・水ノ上，2019，pp. 84-85）

る。陳（2004）<sup>263</sup>は、中国の伝統的な庶民金融システム「合会」の仕組みについて説明し、「合会」が個人や中小私営企業に経済的な役割を果たしてきたと指摘した。しかし、「合会」は、そのシステムにおいて空間的な限定性と参加における条件の限定性があることが指摘できる。対して、融資型クラウドファンディングはこれらの限定性を超えることが可能である。とはいえ、これらの相違点の他、多くの類似点が認められる。そのため、本論文では、②中国の融資型クラウドファンディングの急拡大の要因について、中国の伝統的な庶民金融システムとの類似点の存在が考えられ、これについて検討する必要性が認められる。

第三に、融資型クラウドファンディングについて、政府によって禁止されるに至った要因を検討する必要性が認められる。年間貸出純増が世界一にまで成長した融資型クラウドファンディングは中国当局から強力な制限をかけられ、2020年11月に全ての融資型クラウドファンディングプラットフォームが廃業させられるに至った。趙・水ノ上（2019）<sup>264</sup>はP2Pネット金融に対する規制「暫定条例」実施後の市場について、市場は拡大しつつあるものの、プラットフォーム数が減少し、大手プラットフォームへ集約しているとのべた。しかし、実際には中国当局から強力な制限をかけられ、運営されている融資型クラウドファンディングプラットフォームがすべて廃業させることに至った。そこには、政府当局が介入するに至る、社会的な状況やシステム上の構造があると考えられる。そのため、③融資型クラウドファンディングについて、政府によって禁止されるに至った要因を検討する必要性が示された。

第4節の整理から、中国の家計部門の金融機関からの借入が、近年の融資型クラウドファンディングの急激な拡大の契機となったと推察できた。中国の融資型クラウドファンディングの急拡大の要因について、中国の伝統的な庶民金融システムとの類似点の存在が考えられ、これについて検討する必要性が認められた。また、融資型クラウドファンディングについて、政府によって禁止されるに至った要因を検討する必要性が示された。

以上から、本章では先行研究の整理から本論文の第1章で設定した「二つの課題」の妥当性を示した。この妥当性に基づき、次章では、第1の課題「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」に関する分析をおこなう。

---

<sup>263</sup> 陳（2004, p. 43）

<sup>264</sup> 趙・水ノ上（2019, pp. 91-93）

### 第3章 中国における家計部門の年間黒字に基づいた金融商品投資と借入分析

本章では、第1章で設定した本論文の第1の課題「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」について詳細に分析し、その状況を明らかにする。

まず、第1節では、諸統計情報に基づき、中国における家計部門の金融機関貸出残高の推移を確認する。そのうえで、家計部門の金融機関貸出残高の推移について、家計部門の金融機関貯蓄残高との比較をおこなう。このことから、中国における家計部門は金融機関貯蓄残高によって家計部門の金融機関貸出残高を返済できる余力を有することを確認する。

次に、第2節では、家計部門の年間黒字の推移と年間黒字を構成している各項目について確認する。家計部門の年間黒字の推移から、家計部門の年間黒字率が減少していることを確認する。そのうえで、家計部門の年間黒字を構成している項目について、「貯蓄」、「金融商品投資」、「資本形成」、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の推移について確認し、家計部門の年間黒字率の減少の主な要因を特定する。

また、第3節では、家計部門の金融機関貸出残高の拡大から、その拡大要因と家計部門の不動産投資との関連性について検討をおこなう。この検討を通じて、家計部門の不動産投資と年間消費支出の拡大には、明確な関係性を捉えることができなかった。このことから、本論文では、家計部門の年間黒字率の減少について、第一の要因である「その他非金融資産の取得マイナス処分」でなく、第二の要因と推察される「年間消費支出」の拡大について着目する必要性について示す。

最後に、第4節では、家計部門の年間黒字を構成している項目の推移から、家計部門の「借入金返済」を推計する。このことから、家計部門の「借入金返済」が滞っている可能性について推察する。

これらの検証を通し、第1の課題を明らかにする。

#### 3.1. 中国における家計部門の金融機関貸出残高の急拡大

本節では、中国における家計部門の金融機関貸出残高の推移を確認し、中国における家計部門の金融機関貸出残高が急拡大したことを示す。そのうえで、家計部門の金融機関貯蓄残高との比較をおこなう。このことから、中国における家計部門は金融機関貯蓄残高によって家計部門の金融機関貸出残高を返済できる余力を有することを確認する。

まず、2010年から2018年までの期間において、中国における「家計部門の金融機関貸出残高」と「家計部門の金融機関貯蓄残高」の推移を確認する。表16に示すように、2010年から2018年までの期間において、家計部門の金融機関貸出残高は2010年の11,259十億元から2018年の47,895十億元まで4.25倍に拡大し、金融機関貯蓄残高は2010年の31,230十億元から2018年の72,444十億元まで2.32倍に拡大した。このことから、金融機関貸出残高の拡大率は金融機関貯蓄残高の拡大率以上に増加していることが確認できる。しかし、実数から確認すると、同期間において、金融機関貯蓄残高が金融機関貸出残高を上回っていることが確認できる。つまり、家計部門は、金融機関貯蓄残高によって金融機関貸出残高を返済できる余力を有すると考えられる。

しかし、2010年の「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率は36.05%であったが、2018年には66.11%にまで達した。このように、家計部門の金融機関貸出残高が急増していることが確認できる。

急拡大している中国の家計部門の金融機関貸出残高は将来的に家計部門を圧迫する可能性があると考えられる。しかし前述のように、中国の家計部門は、金融機関貯蓄残高が金融機関貸出残高を上回っていることから、金融機関貯蓄残高によって金融機関貸出残高を返済できる余力を有する。返済余力を有していれば、借入金の返済が可能になると思われるため、家計部門の年間黒字から借入金返済の状況を検証しなければならない。

そのため、次項では、「家計部門の年間可処分所得」から「家計部門の年間消費支出」を引いた余剰である家計部門の年間黒字に着目する。

表 16. 2010年から2018年まで中国における家計部門の金融機関貸出残高、家計部門の金融機関貯蓄残高、「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率の推移（単位：十億元，%，倍）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	拡大比： 2018年 /2010年
家計部門の金融機関貸出残高	11,259	13,607	16,138	19,860	23,151	27,031	33,373	40,515	47,895	4.25
家計部門の金融機関貯蓄残高	31,230	35,196	41,020	46,544	50,689	55,193	60,652	65,198	72,444	2.32
「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率	36.05%	38.66%	39.34%	42.67%	45.67%	48.98%	55.02%	62.14%	66.11%	

出所：（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2011年，2012），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2012年，2013），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2013年，2014），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2014年，2015a），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表2015年，2016），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表2016年，2017），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表2017年，2018），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表2018年，2019），（中国国家统计局，国家数据）に基づき筆者作成。

### 3.2. 中国における家計部門の年間黒字

本節では、中国における家計部門の年間黒字を構成している各項目について確認する。家計部門の金融機関貸出残高が急拡大している状況において、家計部門の年間黒字を構成している各項目の「貯蓄」、「金融商品投資」、「資本形成」、「その他非金融資産の取得マイナス処分」、「借入金返済」の確認から、家計部門の傾向について明らかにする。

まず、中国における家計部門の年間黒字の推移を確認する<sup>265</sup>。「家計部門の年間黒字」とは、「家計部門の年間可処分所得」から「家計部門の年間消費支出」を引いた余剰である。家計部門の年間黒字率とは、「家計部門の年間黒字」の「家計部門の年間可処分所得」に対する比率である<sup>266</sup>。

表 17 に示すように、2010 年から 2018 年までの期間において、「年間可処分所得」は 2010 年の 24,312 十億元から 2018 年の 59,580 十億元まで 2.45 倍に拡大した。また、「年間消費支出」は 2010 年の 14,076 十億元から 2018 年の 40,662 十億元まで 2.89 倍に拡大した。同期間における、「年間黒字」は 2010 年の 10,236 十億元から 2018 年の 18,918 十億元まで 1.85 倍に拡大したことが確認できる。「年間可処分所得」と「年間消費支出」の絶対額が拡大しており、「年間消費支出」の拡大は「年間可処分所得」と「年間黒字」の拡大以上に増加していることが確認できる。また、家計部門の「年間黒字率」が 2010 年の 42.10%から 2018 年の 31.75%まで減少したことが確認できる。

なぜ家計部門の年間黒字率が減少しているのか。この年間黒字率の減少の要因について確認するため、次に年間黒字を構成している各項目の推移状況を確認する。

家計部門の年間黒字を構成している項目は、『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』の「資金循環表（資本勘定）（資金流量表（非金融取引））」<sup>267</sup>と「資金循環表（金融勘定）（資金流量表（金融取引））」<sup>268</sup>によれば、「貯蓄」、「金融商品投資」、「資本形成」、「その他非金融資産の取得マイナス処分」、「借入金返済」が該当する。「年間黒字」を構成している項目において、「貯蓄」は中国人民銀行が毎年公表している「金融機関人民元及び外貨収支表（部門別）（金融机构本外币信贷收支表（按部门分类））」<sup>269</sup>から確認できる。「金融商品投資」、「資本形成」、「その他非金融資産の取得マイナス処分」については、『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』の「資金循環表（資本勘定）（資金流量表（非金融取引））」と「資金循環表（金融勘定）（資金流量表（金融取引））」に当該項目が表記される。これらにおいて、「借入金返済」の項目は存在しないものの、家計部門の「年間黒字」を構成している項目からの総額から各項目の値を引くことで、「借入金返済」の値の推計ができる。

次項では、まず、家計部門の「貯蓄」の推移について確認する。

<sup>265</sup> 中国では家計部門の年間可処分所得から家計部門の年間消費支出を引いた余剰を家計部門の貯蓄として使われる。しかし本論文では、日本における基準に基づき「黒字」「黒字率」と表記する。

<sup>266</sup> （総務省統計局）

<sup>267</sup> （国家统计局，『中国统计年鉴 2020』，2020，pp. 72-75）

<sup>268</sup> （国家统计局，『中国统计年鉴 2020』，2020，pp. 76-79）

<sup>269</sup> （中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010 年，2011）

表 17. 2010 年から 2018 年まで中国における「家計部門の年間可処分所得」, 「家計部門の年間消費支出」, 「家計部門の年間黒字」, 「家計部門の年間黒字率」の推移 (単位: 十億元, %) <sup>270</sup>

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比: 2018 年 /2010 年
家計部門 の年間可 処分所得	24,312	28,577	32,140	35,711	39,111	42,263	45,953	49,853	59,580	2.45
家計部門 の年間消 費支出	14,076	16,896	19,058	21,976	24,254	26,598	29,344	31,796	40,662	2.89
家計部門 の年間黒 字	10,236	11,682	13,081	13,735	14,857	15,665	16,609	18,056	18,918	1.85
家計部門 の年間黒 字率	42.10%	40.88%	40.70%	38.46%	37.99%	37.07%	36.14%	36.22%	31.75%	

出所: (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2012』, 2012), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2013』, 2013), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2014』, 2014), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2015』, 2015), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2016』, 2016), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2017』, 2017), (国家统计局, 『中国统计年鉴 2018』, 2018), (国家统计局, 『中国统计年鉴 2019』, 2019), (国家统计局, 『中国统计年鉴 2020』, 2020)に基づき筆者作成。

### 3.2.1. 家計部門の「貯蓄」の推移

本項では, 家計部門の「貯蓄」の推移について確認する。

表 18 は, 2010 年から 2018 年までの期間の中国における家計部門の「金融機関貯蓄残高」と「金融機関貯蓄純増」の推移を示す。

2010 年から 2018 年までの期間において, 「金融機関貯蓄残高」は, 2010 年の 31,230 十億元から 2018 年の 72,444 十億元まで 2.32 倍に拡大した。それに対して, 「金融機関貯蓄純増」も, 2010 年の 4,365 十億元から 2018 年の 7,246 十億元まで 1.66 倍に拡大したことが確認できる。

このことから, 中国における家計部門について, 表 16 で示した「年間可処分所得」と「年間消費支出」が拡大している状況において, 「金融機関貯蓄残高」も拡大していたことが確認できる。

次項は, 家計部門の「金融商品投資」の推移について確認する。

<sup>270</sup> 2018 年に, 『中国統計年鑑 (中国统计年鉴)』は, 資金循環表の統計方法を改訂し, 2018 年以前の年間可処分所得の項目と異なり, 実物社会転移という項目を増設した。実物社会転移と年間可処分所得の合計額が調整後の年間可処分所得となる。(中国国家统计局, 2020)

表 18. 2010 年から 2018 年まで中国における「家計部門の金融機関貯蓄残高」, 「家計部門の金融機関貯蓄純増」の推移 (単位: 十億元, 倍)

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比: 2018 年 /2010 年
家計部門 の金融機 関貯蓄残 高	31,230	35,196	41,020	46,544	50,689	55,193	60,652	65,198	72,444	2.32
家計部門 の金融機 関貯蓄純 増	4,365	3,966	5,824	5,524	4,145	4,504	5,459	4,546	7,245	1.66

出所: (中国国家统计局, 国家数据)に基づき筆者作成。

### 3.2.2. 家計部門の「金融商品投資」の推移

本項では, 家計部門の「金融商品投資」の推移について確認する。

家計部門の「金融商品投資」として, 『中国統計年鑑 (中国统计年鉴)』に記載される「資金循環表 (金融勘定) (資金流量表 (金融交易))」の各項目について, 表 19 に示す。

表 19. 家計部門の「資金循環表 (金融勘定)」の項目一覧

用途	源泉
1. 預貯金	1. 貸出金
2. 通貨	2. その他
3. 証券会社顧客保証金	3. 資金過不足
4. 保険準備金	
5. 債券	
6. 株式	
7. 基金	
8. その他	

出所: (国家统计局, 『中国统计年鉴 2020』, 2020, pp. 76-79)に基づき筆者作成。



表 18 に示したように、本論文では、家計部門の「金融商品投資」として、使途側の「1. 預貯金<sup>271</sup>」以外の項目である「2. 通貨<sup>272</sup>」、「3. 証券会社顧客保証金<sup>273</sup>」、「4. 保険準備金<sup>274</sup>」、「5. 債券<sup>275</sup>」、「6. 株式<sup>276</sup>」、「7. 基金<sup>277</sup>」、「8. その他<sup>278</sup>」の全てを「金融商品投資」の構成要素として考える。

次に、家計部門の「金融商品投資」の推移を確認する。

表 20 は、2010 年から 2018 年までの期間の中国における家計部門の「金融商品投資」の推移を示す。同表から、「金融商品投資」が、2010 年の 2,291 十億元から 2018 年の 5,861 十億元まで 2.56 倍に拡大したことが確認できる。

また、前述の表 16 に示したように、中国における家計部門の「年間消費支出」は、2010 年から 2018 年まで 2.89 倍に拡大した。このことから、中国における家計部門は、「消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」と考えられる。

また、同期間において、表 16 で示したように、金融機関貸出残高は 2010 年の 11,259 十億元から 2018 年の 47,895 十億元まで 4.25 倍に拡大した。このことから、中国の家計部門は、「金融商品投資」が拡大しているのと同時に、金融機関貸出残高も拡大していることが確認できる。とくに 2013 年から 2015 年の期間においては、表 21 に示すように、「金融商品投資」が 2013 年の 3,488 十億元から 2015 年の 7,586 十億元まで 2.17 倍に急激に拡大している。これは、同期間の「年間可処分所得」の 2013 年の 35,711 十億元から 2015 年の 42,263 十億元までの 1.18 倍の拡大を上回る増加率である。

このような家計部門の「金融商品投資」の拡大から、家計部門における投機目的の資金需要が拡大した可能性が伺える。そのため、中国における家計部門の金融機関貸出残高の拡大の要因の 1 つとして、投機目的の資金需要の拡大が考えられる。

次項では、家計部門の「資本形成」について確認する。

---

<sup>271</sup> 「預貯金」とは、金融機関に預かった家計貯蓄預金である。

<sup>272</sup> 「通貨」とは、現金の形で市場に流通している紙幣と硬貨のことであり、本国通貨と外貨が含まれる。

<sup>273</sup> 「証券会社顧客保証金」とは、証券事業機関の顧客が預け入れた証券取引に利用できる全ての資金である。

<sup>274</sup> 「保険準備金」とは、社会保険および商業保険ファンドの純資産、保険料の前払金および未払いの保険金のことである。

<sup>275</sup> 「債券」とは、資金を調達するために機関投資家によって発行され、合意された条件で返済を約束した有価証券である。

<sup>276</sup> 「株式」とは、株式会社が会社法の規定にしたがい、会社の資本を調達するために発行され、株主の身元と権利を証明し、配当とボーナスを獲得するために使用される証明である。

<sup>277</sup> 「基金」とは、ファンドの株式を売却して多くの投資家から資金プールをおこない、ファンドマネージャーが管理した独立資産を形成することであり、ポートフォリオ投資によって証券投資の利益とリスクを共有する集団投資である。

<sup>278</sup> 「その他」とは、上述「預貯金」、「通貨」、「証券会社顧客保証金」、「保険準備金」、「債券」、「株式」、「基金」以外のその他金融取引である。

表 20. 2010 年から 2018 年まで中国における「家計部門の金融商品投資」, 「家計部門の金融機関貸出残高」の推移 (単位: 十億元, 倍)

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比: 2018 年 /2010 年
家計部門の金融商品投資	2,291	3,105	3,813	3,488	4,362	7,586	5,936	7,237	5,861	2.56
家計部門の金融機関貸出残高	11,259	13,607	16,138	19,860	23,151	27,031	33,373	40,515	47,895	4.25

出所: (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2012』, 2012), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2013』, 2013), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2014』, 2014), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2015』, 2015), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2016』, 2016), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2017』, 2017), (国家统计局, 『中国统计年鉴 2018』, 2018), (国家统计局, 『中国统计年鉴 2019』, 2019), (国家统计局, 『中国统计年鉴 2020』, 2020)に基づき筆者作成。

表 21. 2013 年から 2015 年まで中国における「家計部門の金融商品投資」, 「家計部門の年間可処分所得」の推移 (単位: 十億元, 倍)

	2013 年	2014 年	2015 年	拡大比: 2015 年/2013 年
家計部門の金融商品投資	3,488	4,362	7,586	2.17
家計部門の年間可処分所得	35,711	39,111	42,263	1.18

出所: (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2014』, 2014), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2015』, 2015), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2016』, 2016), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2017』, 2017)に基づき筆者作成。

### 3.2.3. 家計部門の「資本形成」の推移

本項では, 家計部門の「資本形成」について確認する。

家計部門の「資本形成」とは, 『中国統計年鑑 (中国统计年鉴)』に記載された「資金循環表 (資本勘定)」によると, 固定資本形成と在庫変動で構成される。表 22 に 2010 年から 2018 年までの期間において, 中国における家計部門の「資本形成」の推移を示す。

家計部門の固定資本形成の対象となる固定資産は、①住宅<sup>279</sup>、②機械・設備<sup>280</sup>、③育成生物資源<sup>281</sup>、④知的財産生産物<sup>282</sup>に区分される。在庫変動は、家計部門に属する個人企業の原材料、仕掛品、製品、流通品の変動について計上するものである。

表22に示すように2010年から2018年までの期間において、家計部門の「資本形成」は、2010年の4,060十億元から2018年の10,290十億元まで2.53倍に拡大した。このうち、2017年の5,100十億元から2018年の10,290十億元まで、短期間に約2倍以上拡大している。

その原因として、地方都市の人材誘致政策の影響が考えられる。2016年9月以降、中国当局は各地の不動産市場に対して、「各地方の状況に応じた対策実施（一城一策）」という方針を定めた。この方針により地方政府の不動産市場対策における主導性が高まったと考えられる。2017年2月以降、西安、武漢、成都、長沙、鄭州などの各都市では、経済の活性化を目的とした、優秀な人材を労働力として誘致する政策が実施された<sup>283</sup>。この人材誘致政策の主な内容として、年齢や学歴などに応じた戸籍の付与要件の緩和や住宅手当の提供、起業促進のための補助金支給といった優遇策が示された<sup>284</sup>。2018年5月には、人材誘致政策を実施する都市は50都市以上に拡大したことからも<sup>285</sup>、政策による人材誘致が過熱した結果、地方都市の住宅需要も押し上げられたと考えられる<sup>286</sup>。

次項では、家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」について確認する。

---

<sup>279</sup> 住宅は固定資産の形態の1つである。完全にあるいは主として住居として使用される、建物あるいは建物の特定部分を指し、住宅に不可欠な設備を含む。

<sup>280</sup> 建物や構築物や建物に必要不可欠なものを除く機械や設備といった固定資産を指し、さらに「輸送用機械」、「情報通信機器」、「その他の機械・設備」に分かれる。「輸送用機械」は、人や物を移動させるための機械・設備であり、乗用車やトラック、トレーラー、オートバイ等が含まれる。「情報通信機器」は、コンピューターや携帯電話、テレビ等事務用機器が含まれる。「その他の機械・設備」は、他に分類されない計測機器や農業用機械等の生産用機械、器具・備品等の機械・設備が含まれる。

<sup>281</sup> 育成生物資源とは、その自然成長や再生が、制度単位による直接の制御、責任、管理の下にあるような動植物資源を指し、乳牛や果樹などの動植物が含まれる。

<sup>282</sup> 知的財産生産物とは、その知識の使用が法的またはその他の保護手段によって制限されるために、その開発者がそれを市場で販売したり、自らの利益のために生産に使用できたりする知識につながる研究、開発、調査またはイノベーションの成果である。

<sup>283</sup> (中国经济周刊, 2017)

<sup>284</sup> (中国经济周刊, 2017)

<sup>285</sup> (21世紀経済報道, 2018)

<sup>286</sup> 不動産価格の高騰を防止するため、2018年5月、中国当局が成都、太原、西安、海口、三亜、長春、哈爾濱、昆明、大連、貴陽、徐州、佛州の都市建設責任者と「談話」をおこなった。さらに、2018年8月に中国当局が海口、三亜、煙台、宜昌、揚州の都市建設責任者と「談話」をおこなった。2010年から2018年まで各省の住宅平均価格の推移は付録2参照。

表 22. 2010 年から 2018 年まで中国における「家計部門の資本形成」の推移（単位：十億元，倍）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比： 2018 年 /2010 年
家計部門の資本形成	4,060	5,700	6,280	7,260	7,660	7,370	5,270	5,100	10,290	2.53

出所：（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2012』，2012），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2013』，2013），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2014』，2014），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2015』，2015），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2016』，2016），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2017』，2017），（国家统计局，『中国统计年鉴 2018』，2018），（国家统计局，『中国统计年鉴 2019』，2019），（国家统计局，『中国统计年鉴 2020』，2020）に基づき筆者作成。

### 3.2.4. 家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」の推移

本項では、家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」について確認する。

「その他非金融資産の取得マイナス処分」とは、「土地などの有形非生産資産と特許などの無形非生産資産の取得からその処分を差し引いたもの」である<sup>287</sup>。前述のように、この定義に基づく、「その他非金融資産の取得マイナス処分」には不動産売却の収益が含まれる。「その他非金融資産の取得マイナス処分」の表示がマイナスの場合は、有形非生産資産と無形非生産資産の取得額がその処分量より少ないことを示す。つまり、その有形非生産資産と無形非生産資産の処分により利益を得ているということである。

図 1 に例示するように、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の表示がマイナスの場合（-10）は、家計部門の収支において、左図の収入側に属し、見せかけの所得は、年間可処分所得（100）とその他非金融資産の取得マイナス処分（10）の合計（110）になる。そのため、右図に示されるように、その他非金融資産の取得マイナス処分の表示がマイナス（-10）であることから、年間黒字（40）の中においては、数値上の年間黒字を減少させ（ $40-10=30$ ）、見せかけの年間黒字（30）となる。

表 22 に示すように、2010 年の 4,060 十億元から 2018 年の 10,290 十億元まで 2.53 倍に拡大し、中国における住宅需要が高まっていることが伺える。そのような状況において、家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」の推移から、中国における家計部門の投機先から見た不動産市場の状況を確認することができる。また、家計部門の年間黒字の構成の一部も把握できる。

表 23 は、2010 年から 2018 年までの期間において、中国における家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」の推移を示している。

2010 年から 2018 年までの期間において、「その他非金融資産の取得マイナス処分」は、2010 年の -990 十億元から 2018 年の -3,370 十億元まで 3.40 倍に拡大した。表 23 に示すように、この期間において、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の数値が全てマイナスである。その

<sup>287</sup>（许，2006，p. 7）

ため、中国の家計部門は、同期間において不動産売買により利益を得ていたと考えられ、その利益が拡大している傾向が確認できる。

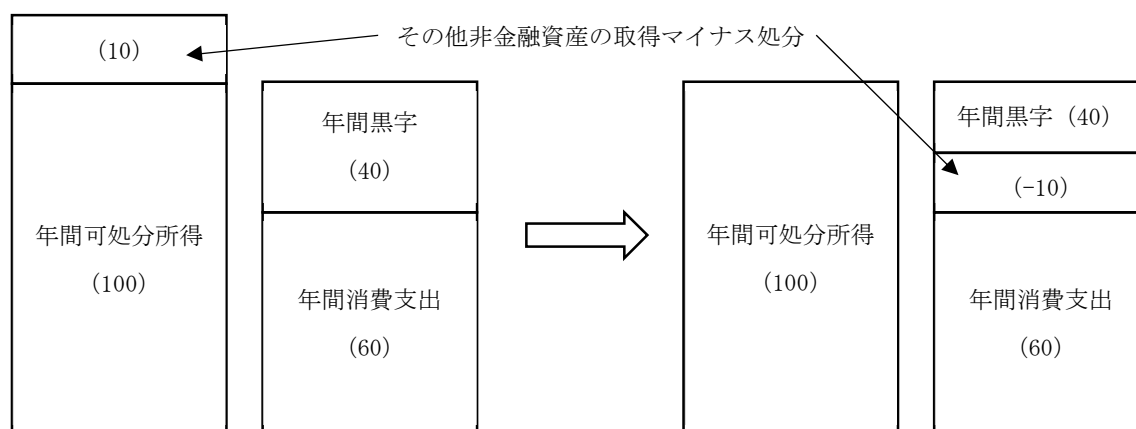


図 1. 家計部門の年間可処分所得，年間消費支出，年間黒字，年間その他非金融資産の取得マイナス処分の表示  
出所：筆者作成。

表 23. 2010 年から 2018 年まで中国における「家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分」の推移（単位：十億元，倍）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比： 2018 年 /2010 年
家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分	-990	-1,460	-1,450	-2,340	-1,750	-1,560	-1,910	-2,680	-3,370	3.40

出所：（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2012』，2012），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2013』，2013），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2014』，2014），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2015』，2015），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2016』，2016），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2017』，2017），（国家统计局，『中国统计年鉴 2018』，2018），（国家统计局，『中国统计年鉴 2019』，2019），（国家统计局，『中国统计年鉴 2020』，2020）に基づき筆者作成。

このことから、家計部門の年間黒字率の減少の要因として、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の拡大が考えられる。「その他非金融資産の取得マイナス処分」は 2010 年の-990 十億元から 2018 年の-3,370 十億元まで 3.40 倍に拡大し、その数値は全てマイナスである。前述のように、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の表示がマイナスの場合は、有形非生産資産と無形非生産資産の取得額がその処分数より少ないことを示す。つまり、その有形非生産資産と無形非生産資産の処分により利益を得ているということである。「その他非金融資産の取得マイナス処分」の 3.40 倍の拡大は、家計部門の年間消費支出の 2.89 倍の拡大を上回っている（付録 1 参照）。このことから、家計部門の年間黒字率の減少は、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の拡大が主な原因として考えられる。

前述 3.1 の表 16 で示したように、2010 年の家計部門の「金融機関貸出残高」の「金融機関貯蓄残高」に対する比率は 36.05%であったが、2018 年には 66.11%にまで達した。このように、家計部門の金融機関貸出残高が急増していることが確認できる。このことから、金融機関貸出残高の急拡大は将来的に家計部門を圧迫する可能性があると考えられる。

中国における家計部門の不動産投資は、金融機関貸出残高の急拡大にどのような影響を与えたのか。これについて確認するため、次節では中国における家計部門の「金融機関貸出残高」の分類から、家計部門の不動産投資との関連性について分析する。

### 3.2.5. まとめ

本節では、中国における家計部門の年間黒字の推移と年間黒字を構成している各項目について確認した。

まず、3.2.1 では、家計部門の「金融機関貯蓄残高」を確認した。この確認から、2010 年から 2018 年までの期間において、「年間可処分所得」と「年間消費支出」が拡大している状況下で、「金融機関貯蓄残高」も拡大していることが確認できた。

次に、3.2.2 では、家計部門の「金融商品投資」の推移を確認した。この確認から、中国における家計部門は、「消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」状況が推察できる。

また、3.2.3 では、家計部門の「資本形成」の推移を確認した。この確認から、中国において家計部門の住宅需要が拡大していることが確認できた。

最後に、3.2.4 では、家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」を確認した。この確認から、中国における家計部門は、2010 年から 2018 年までの期間において、不動産売買により利益を得ていると考えられ、その利益が拡大している傾向があることを確認した。その結果、家計部門の「年間黒字率」の減少について、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の拡大が主な原因であることを数値が示される。そのため、家計部門の不動産投資は、家計部門の金融機関貸出残高の急拡大にどのような影響を与えたのか検討する必要性が示される。これについて確認するため、次節では家計部門の金融機関貸出残高の分類から、家計部門の不動産投資との関連性について検討する。

## 3.3. 中国における家計部門の金融機関貸出残高

本節では、中国における家計部門の金融機関貸出残高の拡大から、その拡大要因と家計部門の不動産投資との関連性について検討する。

### 3.3.1. 中国における家計部門の金融機関貸出残高の推移

本項では、まず、中国における家計部門の金融機関貸出残高の拡大について確認する。

中国における家計部門の金融機関貸出残高は、前述のように、2010 年の 11,259 十億元から 2018 年の 47,895 十億元まで 4.25 倍に拡大した（付録 1 参照）。第 2 章でのべたように、中国における家計部門の債務拡大問題は、債務残高の増加に着目する必要がある。表 24 に、中国、日本、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、イタリアにおける「家計部門の金融機関貸出残高」の GDP に対する比率の推移を示す。

表 24 に示すように、2010 年から 2018 年までの期間において、中国における家計部門の「金融機関貸出残高」の GDP に対する比率について各国と比較した際、急激に増加していることが確認できる。2010 年から 2018 年までの期間において、中国における家計部門の「金融機関貸出残高」は 2010 年の 11,259 十億元から 2018 年の 47,895 十億元まで 4.25 倍に拡大した。これは、家計部門の年間可処分所得の 2.45 倍の拡大と年間消費支出の 2.89 倍の拡大と比較した際、「金融機関貸出残高」が急激に拡大していることが示される（付録 1 参照）。

表 25 は、中国における家計部門の「金融機関貸出残高」と「金融機関貸出残高総額」の比較を示す。

表 25 に示すように、2010 年から 2018 年までの期間において、「金融機関貸出残高総額」は 2010 年の 50,923 十億元から 2018 年の 141,752 十億元まで 2.78 倍に拡大した。このことから、「金融機関貸出残高」の 4.25 倍の拡大は突出しているといえる。

また、表 26 から、中国、日本、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、イタリアにおける家計部門の「金融機関貸出残高」の「年間可処分所得」に対する比率の推移が確認できる。

表 26 に示すように、2010 年から 2018 年までの期間において、中国における家計部門の「金融機関貸出残高」の「年間可処分所得」に対する比率は毎年増加していることが確認でき、2010 年の 46.31%から 2018 年の 88.61%まで急速に増加している。これについて、日本、イギリス、フランス、アメリカにおける家計部門の「金融機関貸出残高」の「年間可処分所得」に対する比率と比較した際、2018 年時点における、日本、イギリス、フランス、アメリカの家計部門の「金融機関貸出残高」の「年間可処分所得」に対する比率は、それぞれ 109.98%、143.37%、118.45%、104.58%である。2018 年の中国における家計部門の「金融機関貸出残高」の「年間可処分所得」に対する比率は 88.16%であり、中国における家計部門の「金融機関貸出残高」は「年間可処分所得」を上回っていない。しかし、家計部門の「金融機関貸出残高」の分類から、「金融機関貸出残高」の問題点について確認することができる。

次項では家計部門の「金融機関貸出残高」の分類と推移から、これについて明らかにする。

表 24. 2010 年から 2018 年まで中国、日本、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、イタリアにおける「家計部門の金融機関貸出残高」の GDP に対する比率の推移（単位：%）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
中国	27.30	27.80	29.80	33.30	35.70	38.80	44.20	48.10	51.50
日本	61.30	60.30	59.10	58.80	58.40	57.10	57.50	58.20	59.30
イギリス	93.30	90.70	89.20	87.10	85.00	85.00	85.30	85.20	85.10
ドイツ	59.50	57.20	56.60	55.60	54.10	53.70	53.40	53.00	53.40
フランス	53.80	54.80	55.10	55.50	55.60	56.10	57.10	58.40	59.80
アメリカ	91.80	87.70	83.80	82.20	79.40	77.10	77.20	76.80	75.20
イタリア	43.50	43.50	43.70	43.30	42.50	41.90	41.20	40.70	40.80

出所：（中国国家统计局，国家数据），（Bank For International Settlements, a）に基づき筆者作成。

表 25. 2010 年から 2018 年まで中国における「金融機関貸出残高総額」, 「家計部門の金融機関貸出残高」, 「その他の部門の金融機関貸出残高」と「金融機関貸出残高総額」に占める割合  
(単位：十億元, %, 倍)

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比： 2018 年 /2010 年
家計部門の金融機関貸出残高	11,259 (22.11%)	13,607 (23.38%)	16,138 (23.98%)	19,860 (25.92%)	23,151 (26.68%)	27,031 (27.21%)	33,373 (29.78%)	40,515 (32.26%)	47,895 (33.79%)	4.25
その他の部門の金融機関貸出残高	39,664 (77.89%)	44,582 (76.62%)	51,149 (76.02%)	56,772 (74.08%)	63,636 (73.32%)	72,315 (72.79%)	78,682 (70.22%)	85,092 (67.74%)	93,856 (66.21%)	2.37
金融機関貸出残高総額	50,923 (100.00%)	58,189 (100.00%)	67,287 (100.00%)	76,633 (100.00%)	86,787 (100.00%)	99,346 (100.00%)	112,055 (100.00%)	125,607 (100.00%)	141,752 (100.00%)	2.78

出所：（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010 年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2011 年，2012），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2012 年，2013），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2013 年，2014），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2014 年，2015a），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2015 年，2016），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2016 年，2017），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2017 年，2018），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2018 年，2019）に基づき筆者作成。

表 26. 2010 年から 2018 年まで中国，日本，イギリス，ドイツ，フランス，アメリカ，イタリアにおける「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の年間可処分所得」に対する比率の推移（単位：%）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
中国	46.31	47.62	50.21	55.61	59.19	63.96	72.62	81.27	88.16
日本	108.19	104.41	104.30	105.85	106.73	106.38	107.49	110.47	109.98
イギリス	156.76	155.91	150.44	146.20	145.81	141.54	144.99	146.34	143.37
ドイツ	100.59	98.38	97.21	96.55	95.59	95.02	94.53	94.59	94.76
フランス	112.81	113.46	108.26	110.34	111.18	115.49	115.84	119.74	118.45
アメリカ	128.69	121.42	114.69	116.47	111.50	108.40	108.50	107.51	104.58
イタリア	89.53	89.02	91.06	89.70	88.82	87.85	87.69	87.23	87.18

出所：（中国国家统计局，国家数据），（Organization for Economic Co-operation and Development）に基づき筆者作成。

### 3.3.2. 家計部門の金融機関貸出残高の分類と推移

中国における家計部門の「金融機関貸出残高」が急拡大している要因について，より詳細に分析するため，まず，第 2 章の 2.1.6 で指摘したように，中国における家計部門の「金融機関



貸出残高」を短期貸出残高と中長期貸出残高に分けて検討する必要がある。そのため、「金融機関貸出残高」について、「金融機関短期貸出残高<sup>288</sup>」と「金融機関中長期貸出残高<sup>289</sup>」に分類して分析する。次に、「金融機関貸出残高」を「金融機関消費貸出残高<sup>290</sup>」と「金融機関経営貸出残高<sup>291</sup>」に分類して分析する。

家計部門の「金融機関貸出残高」は、「金融機関短期貸出残高」と「金融機関中長期貸出残高」に分類することが可能である。中国人民銀行が制定した『贷款统计分类及编码（JR/T 0135-2016）』によると、家計部門の「金融機関短期貸出残高」とは金融機関が家計部門に向けた貸出期間が1年以内（1年を含む）の貸出金の残高である。また、家計部門の「金融機関中長期貸出残高」とは、金融機関が家計部門に向けた貸出期間が1年以上（1年を含まない）の貸出金の残高である。

家計部門の「金融機関貸出残高」について、「金融機関消費貸出残高」と「金融機関経営貸出残高」に分類することも可能である。「金融機関消費貸出残高」とは、金融機関が家計部門に向けた消費用途の貸出金の残高である。また、「金融機関経営貸出残高」とは、金融機関が家計部門に向けた経営用途の貸出金の残高である。

表 27 は 2010 年から 2018 年における、「金融機関貸出残高」について、「金融機関短期貸出残高」、「金融機関中長期貸出残高」別に分類した推移を示す。

表 27 によれば、2010 年から 2018 年までの期間において、「金融機関短期貸出残高」は 2010 年の 3,438 十億元から 2018 年の 13,809 十億元まで 4.02 倍に拡大した。「金融機関中長期貸出残高」は 2010 年の 7,821 十億元から 2018 の 34,087 十億元まで 4.36 倍に拡大した。これらの拡大は、家計部門の「金融機関貸出残高」の 2010 年の 11,259 十億元から 2018 年の 47,895 十億元までの 4.25 倍の拡大と概ね類似した成長率であるといえる。

家計部門の「金融機関貸出残高」における「金融機関短期貸出残高」と「金融機関中長期貸出残高」の占める割合の推移からは、以下の点が確認できる。「金融機関短期貸出残高」の「金融機関貸出残高」に占める割合は 2010 年の 30.54%から 2018 年の 28.83%まで微減した。「金融機関中長期貸出残高」の「金融機関貸出残高」に占める割合は 2010 年の 69.46%から 2018 年の 71.17%まで微増した。このことから、家計部門の「金融機関貸出残高」において「金融機関短期貸出残高」と「金融機関中長期貸出残高」の占める割合は、これまで示したような他の経済指標のような大きな変動は確認できない。

次に、「金融機関消費貸出残高」、「金融機関経営貸出残高」別に分類して確認する。表 28 は 2010 年から 2018 年中国における家計部門の「金融機関貸出残高」、「金融機関消費貸出残高」、

<sup>288</sup> 中国人民銀行が制定した『贷款统计分类及编码（JR/T 0135-2016）』によれば、家計部門の金融機関短期貸出残高とは、金融機関が家計部門に向けた貸出期間が1年以内（1年を含む）の貸出金の残高である。

<sup>289</sup> 中国人民銀行が制定した『贷款统计分类及编码（JR/T 0135-2016）』によれば、家計部門の金融機関中長期貸出残高とは、金融機関が家計部門に向けた貸出期間が1年以上（1年を含まない）の貸出金の残高である。

<sup>290</sup> 中国人民銀行が制定した『贷款统计分类及编码（JR/T 0135-2016）』によれば、家計部門の金融機関消費貸出残高とは、金融機関が家計部門に向けた消費用途の貸出金の残高である。

<sup>291</sup> 中国人民銀行が制定した『贷款统计分类及编码（JR/T 0135-2016）』によれば、家計部門の金融機関経営貸出残高とは、金融機関が家計部門に向けた経営用途の貸出金の残高である。

「金融機関経営貸出残高」と「金融機関消費貸出残高」,「金融機関経営貸出残高」の「金融機関貸出残高」に占める割合の推移を示す。

表 28 に示すように、2010 年から 2018 年までの期間において、「金融機関消費貸出残高」は 2010 年の 7,511 十億元から 2018 年の 37,801 十億元まで 5.03 倍に拡大した。「金融機関経営貸出残高」は 3,748 十億元から 2018 年の 10,094 十億元まで 2.69 倍に拡大した。そのため、表 28 で示した 2010 年から 2018 年の期間に 4.25 倍に拡大した「金融機関貸出残高」は、「金融機関消費貸出残高」の拡大が主な要因として考えられる。

また、家計部門の「金融機関貸出残高」における「金融機関消費貸出残高」と「金融機関経営貸出残高」の占める割合の推移から、「金融機関消費貸出残高」について 2010 年の 66.71% から 2014 年の 66.42%まで維持しているものの、2015 年には 70.15%に増加し、2018 年には 78.92%まで増加したことが確認できる。

それに対して、「金融機関経営貸出残高」は 2010 年の 33.29%から 2014 年の 33.58%まで維持しているものの、その後 2015 年には 29.85%に減少し、2018 年には 21.08%まで減少した。これらのことから、2010 年から 2018 年までの期間の「金融機関貸出残高」において、「金融機関消費貸出残高」の占める割合が拡大傾向にあったことが確認できる。

以上について詳細に確認するため、「金融機関短期貸出残高」、「金融機関中長期貸出残高」、「金融機関消費貸出残高」、「金融機関経営貸出残高」を組み合わせた。これについて、表 29 と表 30 に示す。

表 27. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の「金融機関短期貸出残高」、家計部門の「金融機関中長期貸出残高」、家計部門の「金融機関貸出残高」と家計部門の「金融機関貸出残高」に占める割合の推移（単位：十億元，%，倍）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比： 2018 年 /2010 年
家計部門の金融機関短期貸出残高	3,438	4,381	5,567	7,022	8,080	8,907	9,562	11,398	13,809	4.02
	(30.54%)	(32.19%)	(34.49%)	(35.36%)	(34.90%)	(32.95%)	(28.65%)	(28.13%)	(28.83%)	
家計部門の金融機関中長期貸出残高	7,821	9,227	10,571	12,838	15,071	18,123	23,811	29,117	34,087	4.36
	(69.46%)	(67.81%)	(65.51%)	(64.64%)	(65.10%)	(67.04%)	(71.35%)	(71.87%)	(71.17%)	
家計部門の金融機関貸出残高	11,259	13,607	16,138	19,860	23,151	27,031	33,373	40,515	47,895	4.25
	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	

出所：（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010 年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2011 年，2012），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2012 年，2013），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2013 年，2014），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2014 年，2015a），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2015 年，2016），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2016 年，2017），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2017 年，2018），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2018 年，2019）に基づき筆者作成。

表 28. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の家計部門の「金融機関消費貸出残高」、家計部門の「金融機関経営貸出残高」、家計部門の「金融機関貸出残高」と家計部門の「金融機関貸出残高」に占める割合の推移（単位：十億元，%，倍）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比： 2018 年 /2010 年
家計部門の金融機関消費貸出残高	7,511	8,878	10,444	12,982	15,376	18,962	25,059	31,530	37,801	5.03
	(66.71%)	(65.24%)	(64.72%)	(65.37%)	(66.42%)	(70.15%)	(75.09%)	(77.82%)	(78.92%)	
家計部門の金融機関経営貸出残高	3,748	4,729	5,694	6,878	7,775	8,068	8,314	8,985	10,094	2.69
	(33.29%)	(34.76%)	(35.28%)	(34.63%)	(33.58%)	(29.85%)	(24.91%)	(22.18%)	(21.08%)	
家計部門の金融機関貸出残高	11,259	13,607	16,138	19,860	23,151	27,031	33,373	40,515	47,895	4.25
	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	

出所：（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010 年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2011 年，2012），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2012 年，2013），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2013 年，2014），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2014 年，2015a），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2015 年，2016），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2016 年，2017），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2017 年，2018），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2018 年，2019）に基づき筆者作成。

表 29 と表 30 に示すように，2010 年から 2018 年までの期間において，金融機関短期消費貸出残高は 2010 年の 960 十億元から 2018 年の 8,808 十億元まで 9.17 倍に拡大した。金融機関短期経営貸出残高は 2010 年の 2,478 十億元から 2018 年の 5,001 十億元まで 2.02 倍に拡大した。金融機関中長期消費貸出残高は 2010 年の 6,551 十億元から 2018 年の 28,993 十億元まで 4.43 倍に拡大した。金融機関中長期経営貸出残高は 2010 年の 1,270 十億元から 2018 年の 5,094 十億元まで 4.01 倍に拡大した。

また，表 29 に示す，金融機関短期貸出残高における金融機関短期消費貸出残高と金融機関短期経営貸出残高の占める割合の推移から以下の状況が確認できる。金融機関短期消費貸出残高は 2010 年の 27.92%から 2018 年の 63.79%まで大きく拡大した。金融機関短期経営貸出残高は 2010 年の 72.08%から 2018 年の 36.21%まで大きく縮小した。

他方，表 30 に示す，金融機関中長期貸出残高における金融機関中長期消費貸出残高と金融機関中長期経営貸出残高の占める割合の推移をから以下の状況が確認できる。金融機関中長期消費貸出残高は 2010 年の 83.76%から 2018 年の 85.06%まで微増した。金融機関中長期経営貸出残高は 2010 年の 16.24%から 2018 年の 14.94%まで微減した。このことから，金融機関中長期

貸出残高において、金融機関中長期消費貸出残高と金融機関中長期経営貸出残高の割合は、これまで示した他の経済指標のような大きな変動を確認できない。

表 29 と表 30 に示す、金融機関短期貸出残高と金融機関中長期貸出残高の内訳において、金融機関短期経営貸出残高、金融機関中長期消費貸出残高、金融機関中長期経営貸出残高と比較した際、金融機関短期消費貸出残高が突出して拡大していることが確認できる。

表 29. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の「金融機関短期消費貸出残高」、家計部門の「金融機関短期経営貸出残高」、家計部門の「金融機関短期貸出残高」と家計部門の「金融機関短期貸出残高」に占める割合の推移（単位：十億元，%，倍）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比： 2018 年 /2010 年
家計部門の金融機関短期消費貸出残高	960 (27.92%)	1,361 (31.06%)	1,943 (34.91%)	2,664 (37.93%)	3,257 (40.31%)	4,108 (46.13%)	4,941 (51.67%)	6,812 (59.77%)	8,808 (63.79%)	9.17
家計部門の金融機関短期経営貸出残高	2,478 (72.08%)	3,020 (68.94%)	3,624 (65.09%)	4,359 (62.07%)	4,823 (59.69%)	4,798 (53.87%)	4,621 (48.33%)	4,585 (40.23%)	5,001 (36.21%)	2.02
家計部門の金融機関短期貸出残高	3,438 (100.00%)	4,381 (100.00%)	5,567 (100.00%)	7,022 (100.00%)	8,080 (100.00%)	8,907 (100.00%)	9,562 (100.00%)	11,398 (100.00%)	13,809 (100.00%)	4.02

出所：（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010 年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2011 年，2012），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2012 年，2013），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2013 年，2014），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2014 年，2015a），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2015 年，2016），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2016 年，2017），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2017 年，2018），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2018 年，2019）に基づき筆者作成。

表 30. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の「金融機関中長期消費貸出残高」、家計部門の「金融機関中長期経営貸出残高」、家計部門の「金融機関中長期貸出残高」と家計部門の「金融機関中長期貸出残高」に占める割合の推移（単位：十億元，%，倍）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比： 2018 年 /2010 年
家計部門の金融機関中長期消費貸出残高	6,551 (83.76%)	7,517 (81.47%)	8,501 (80.41%)	10,318 (80.37%)	12,119 (80.41%)	14,853 (81.96%)	20,118 (84.49%)	24,717 (84.89%)	28,993 (85.06%)	4.43
家計部門の金融機関中長期経営貸出残高	1,270 (16.24%)	1,710 (18.53%)	2,071 (19.59%)	2,520 (19.63%)	2,953 (19.59%)	3,270 (18.04%)	3,694 (15.51%)	4,400 (15.11%)	5,094 (14.94%)	4.01
家計部門の金融機関中長期貸出残高	7,821 (100.00%)	9,227 (100.00%)	10,571 (100.00%)	12,838 (100.00%)	15,071 (100.00%)	18,123 (100.00%)	23,811 (100.00%)	29,117 (100.00%)	34,087 (100.00%)	4.36

出所：（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010 年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2011 年，2012），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2012 年，2013），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2013 年，2014），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2014 年，2015a），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2015 年，2016），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2016 年，2017），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2017 年，2018），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2018 年，2019）に基づき筆者作成。

このことから，2010 年から 2018 年までの期間において，中国における家計部門の「金融機関貸出残高」の拡大は，「金融機関消費貸出残高」のうち「金融機関短期消費貸出残高」が急拡大した影響にあるといえる。

短期貸出は短期間で返済する必要がある<sup>292</sup>。2010 年から 2018 年までの期間において，表 17 に示したように，家計部門の「年間消費支出」の拡大比 2.89 倍は，家計部門の「年間可処分所得」の 2.45 倍，家計部門の年間黒字の 1.85 倍以上に拡大している。この状況に加え，家計部門の金融機関短期消費貸出残高が急拡大している。これらのことから，中国の家計部門において「借入の量と規模を拡大させつつ，消費もまた拡大している」動向があると考えられる。また，家計部門の「金融機関中長期消費貸出残高」の拡大から，家計部門の「金融機関消費貸出

<sup>292</sup> 中国人民银行が制定した『贷款统计分类及编码（JR/T 0135-2016）』によれば，短期貸出は，貸出期間が 1 年以内（1 年を含む）の貸出である。

残高」の急拡大が家計部門の「金融機関中長期消費貸出残高」まで影響を及ぼしていると考えられる。

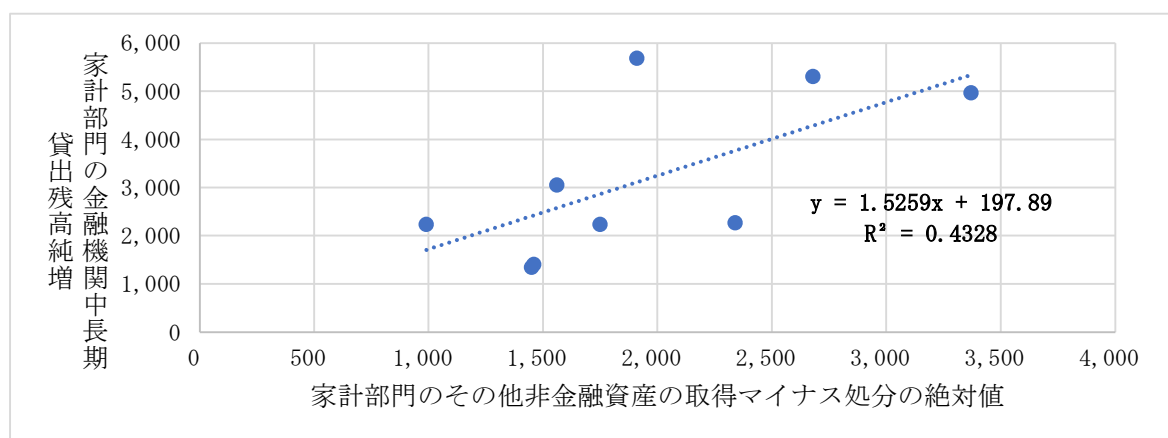


図2. 2010年から2018年まで家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」、家計部門の「金融機関中長期貸出純増」の相関図

出所：筆者作成。

また、表23、表27から、家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」、「金融機関中長期貸出残高純増」をこの2つの指標の相関関係について図2に示す。図2の $R^2$ は、「その他非金融資産の取得マイナス処分」と「金融機関中長期貸出残高純増」の相関関係の有無を示す指標である<sup>293</sup>。図2中の数式、 $y = 1.5259x + 197.89$ と $R^2 = 0.4328$ によると、家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」と「金融機関中長期貸出残高純増」は、高い相関関係にあるとみられる。

表31に示すように、2016年の中国における家計部門の「金融機関中長期貸出残高純増」は5,688十億元であり、2015年の3,052十億元から急激に拡大したことが確認できる。これは、中国当局が実施した政策の影響によると考えられる。2015年12月18日から2015年12月21日に開催された中央経済工作会议（中央经济工作会议）において、不動産市場に対して“在庫を減らす”という方針が示された<sup>294</sup>。この方針に基づき、中国当局は、住宅購入時頭金の割合を下げる政策、住宅積立金の使用上限額を上げる政策、農民工の住宅購入の奨励政策、不動産に関連する税制優遇政策などの政策を制定した。それらの政策により、2016年に住宅平均価格と住宅の年間売上高は急激に増加したと考えられる。表32に、2010年から2018年までの中国全国の住宅平均価格、住宅平均価格の前年比伸び率、住宅の年間売上高、住宅の年間売上高の前年比伸び率の推移を示す。

<sup>293</sup>  $R^2$ の値が $1.0 \geq R^2 \geq 0.49$ となる場合は、かなりの高い相関関係があることを示されている。 $R^2$ の値が $0.49 \geq R^2 \geq 0.25$ となる場合は、高い相関関係があることを示されている。 $R^2$ の値が $0.25 \geq R^2 \geq 0.16$ となる場合は、中程度の相関があることを示されている。 $R^2$ の値が $0.16 \geq R^2 \geq 0.09$ となる場合は、ある程度の相関があることを示されている。 $R^2$ の値が $0.09 \geq R^2 \geq 0.04$ となる場合は、弱い相関があることを示されている。 $R^2$ の値が $0.04 \geq R^2$ となる場合は、ほとんど相関がないことを示されている。

<sup>294</sup> (新华社, 2015)

表 31. 2010 年から 2018 年まで家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」、家計部門の「金融機関中長期貸出残高純増」の推移（単位：十億元，倍）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比： 2018 年 /2010 年
家計部門のその他 非金融資産の取得 マイナス処分	-990	-1,460	-1,450	-2,340	-1,750	-1,560	-1,910	-2,680	-3,370	3.40
金融機関中長期貸 出残高純増	2,234	1,406	1,344	2,267	2,233	3,052	5,688	5,306	4,970	2.22

出所：（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010 年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2011 年，2012），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2012 年，2013），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2013 年，2014），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2014 年，2015a），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2015 年，2016），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2016 年，2017），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2017 年，2018），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2018 年，2019），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2012』，2012），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2013』，2013），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2014』，2014），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2015』，2015），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2016』，2016），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2017』，2017），（国家统计局，『中国统计年鉴 2018』，2018），（国家统计局，『中国统计年鉴 2019』，2019），（国家统计局，『中国统计年鉴 2020』，2020）に基づき筆者作成。

表 32. 2010 年から 2018 年まで中国全国の住宅平均価格，住宅平均価格の前年比伸び率，住宅の年間売上高，住宅の年間売上高の前年比伸び率（単位：元/m<sup>2</sup>，%，十億元）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
中国全国の住宅平均価格	4,725	4,993	5,430	5,850	5,933	6,473	7,203	7,614	8,553
中国全国の住宅平均価格の前年比伸び率	5.97%	5.68%	8.75%	7.74%	1.42%	9.10%	11.28%	5.71%	12.33%
中国の住宅の年間売上高	4,412	4,820	5,347	6,769	6,241	7,277	9,906	11,024	12,637
中国の住宅の年間売上高の前年比伸び率	14.80%	9.24%	10.93%	26.61%	-7.81%	16.60%	36.13%	11.28%	14.64%

出所：（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2011』，2011），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2012』，2012），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2013』，2013），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2014』，2014），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2015』，2015），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2016』，2016），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2017』，2017），（国家统计局，『中国统计年鉴 2018』，2018），（国家统计局，『中国统计年鉴 2019』，2019）に基づき筆者作成。



表 32 に示すように、2016 年の全国の住宅平均価格は 7,203 円/㎡であり、前年比伸び率は 11.28%である。これは、2010 年から 2018 年までの期間における、二番目の伸び率である。また、2016 年の住宅の年間売上高は、9,906 十億元であり、前年比伸び率が 36.13%である。これは、2010 年から 2018 年までの期間における、最大の伸び率である。このような状況において、家計部門では住宅の購入がおこなわれたと考えられ、2015 年から 2016 年の家計部門の金融機関中長期貸出残高純増の急拡大との関連性が示される。このことから、2016 年の家計部門の金融機関中長期貸出残高純増のデータに特異な状況があったと確認できる。

そこで、特殊性のある 2016 年のデータを除き、2010 年から 2018 年までの家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」、金融機関中長期貸出残高純増の相関関係を再度確認する。その結果を、図 3 に示す。

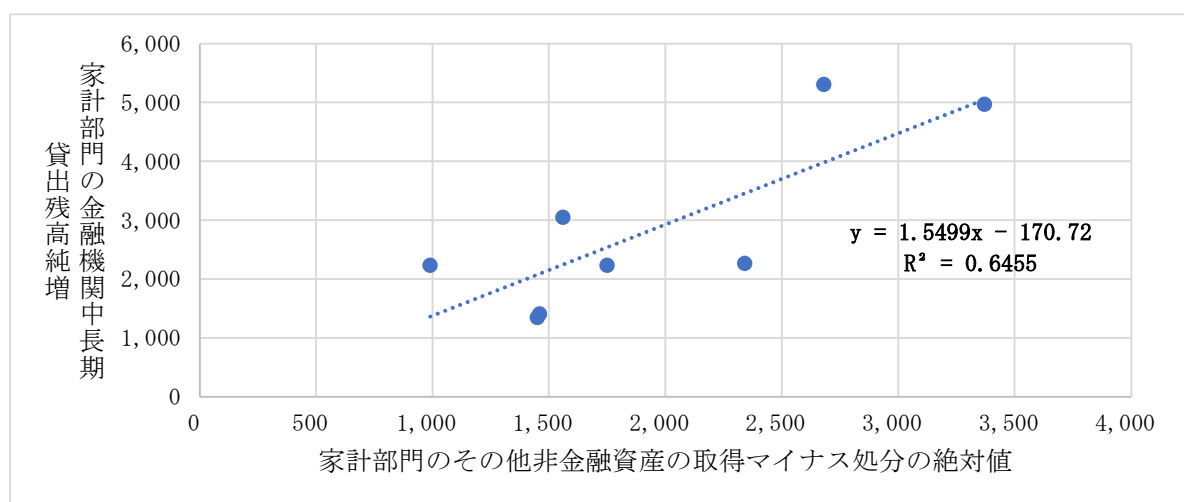


図 3. 2010 年から 2018 年まで (2016 年除き) 家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」、家計部門の「金融機関中長期貸出残高純増」の相関図  
出所：筆者作成。

前述のように、図 3 の  $R^2$  は、家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」と「金融機関中長期貸出残高純増」の相関関係の有無を示す指標である<sup>295</sup>。図 3 中の数式、 $y = 1.5499x - 170.72$  と  $R^2 = 0.6455$  から、家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」と「金融機関中長期貸出残高純増」は、かなり高い相関関係にあることが示される。これらのことから、家計部門の不動産投資には独自の動向があることが確認できる。

また、表 22、表 29 から家計部門の「資本形成」と「金融機関短期消費貸出残高純増」の相関関係をこの 2 つの指標の相関関係について図 4 に示す。図 4 の  $R^2$  は、家計部門の「金融機関短

<sup>295</sup>  $R^2$  の値が  $1.0 \geq R^2 \geq 0.49$  となる場合は、かなりの高い相関関係があることを示されている。 $R^2$  の値が  $0.49 \geq R^2 \geq 0.25$  となる場合は、高い相関関係があることを示されている。 $R^2$  の値が  $0.25 \geq R^2 \geq 0.16$  となる場合は、中程度の相関があることを示されている。 $R^2$  の値が  $0.16 \geq R^2 \geq 0.09$  となる場合は、ある程度の相関があることを示されている。 $R^2$  の値が  $0.09 \geq R^2 \geq 0.04$  となる場合は、弱い相関があることを示されている。 $R^2$  の値が  $0.04 \geq R^2$  となる場合は、ほとんど相関がないことを示されている。

期消費貸出残高純増」と「資本形成」の相関関係の有無を示す指標である<sup>296</sup>。図4中の数式、 $y = 1.3916x + 5439.1$  と  $R^2 = 0.2266$  から、家計部門の「資本形成」と「金融機関短期消費貸出残高純増」は、中程度の相関関係にあることが示される。これらのことから、家計部門の不動産投資には金融機関短期消費貸出残高との強い関連性があることを説明しにくいと考えられる。

一方、表33に示すように、家計部門の「金融機関消費貸出残高純増」は2010年の1,974十億元から2018年の6,271十億元まで3.18倍に拡大した。そのうち、家計部門の「金融機関短期消費貸出残高純増」は2010年の320十億元から2018年の1,996十億元まで6.24倍に拡大した。これは、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の3.40倍の拡大と比較した際、「金融機関短期消費貸出残高純増」が急拡大したことが確認できる（付録1参照）。

また、「金融機関短期消費貸出残高」は2010年の960十億元から2018年の8,808十億元まで9.17倍に拡大している。これは、「金融機関中長期貸出残高」の2010年の7,821十億元から2018年の34,087十億元までの4.36倍の拡大を上回る急拡大である。住宅ローンは中長期貸出に含まれることから、「金融機関短期消費貸出残高」の急拡大について、不動産投資が要因であるとは説明し難い（付録1参照）。

したがって、家計部門の不動産投資と年間消費支出の拡大には、明確な関係性を捉えることができなかった。このことをふまえ、本論文では以降不動産投資を検討から除外する。

そのため、中国における家計部門の年間黒字率の減少について、第一の要因である「その他非金融資産の取得マイナス処分」でなく、第二の要因と考えられる「年間消費支出」の拡大について着目する。

以上から、本論文では、家計部門の不動産投資を除外し、「金融機関短期消費貸出残高」の急拡大に注目する。前述のように、中国の家計部門は、「借入の量と規模を拡大させつつ、消費もまた拡大している」状況が確認できた。このような状況において、家計部門の「金融商品投資」が拡大し、投機目的の資金需要が拡大した可能性が存在する。

前述のように、家計部門において「金融機関貯蓄残高」は、急拡大している「金融機関貸出残高」を上回っている。このことから、「金融機関貯蓄残高」によって「金融機関貸出残高」を返済できる余力を有していた。返済余力を有していれば、借入金の返済が可能であると思われる。そのため、家計部門の年間黒字から借入金返済の状況について検証しなければならない。

次節では、家計部門の年間黒字の構成から借入金返済を推計し、不動産投資を除外した家計部門の消費行動を分析する。

---

<sup>296</sup>  $R^2$ の値が  $1.0 \geq R^2 \geq 0.49$  となる場合は、かなりの高い相関関係があることを示されている。 $R^2$ の値が  $0.49 \geq R^2 \geq 0.25$  となる場合は、高い相関関係があることを示されている。 $R^2$ の値が  $0.25 \geq R^2 \geq 0.16$  となる場合は、中程度の相関があることを示されている。 $R^2$ の値が  $0.16 \geq R^2 \geq 0.09$  となる場合は、ある程度の相関があることを示されている。 $R^2$ の値が  $0.09 \geq R^2 \geq 0.04$  となる場合は、弱い相関があることを示されている。 $R^2$ の値が  $0.04 \geq R^2$  となる場合は、ほとんど相関がないことを示されている。

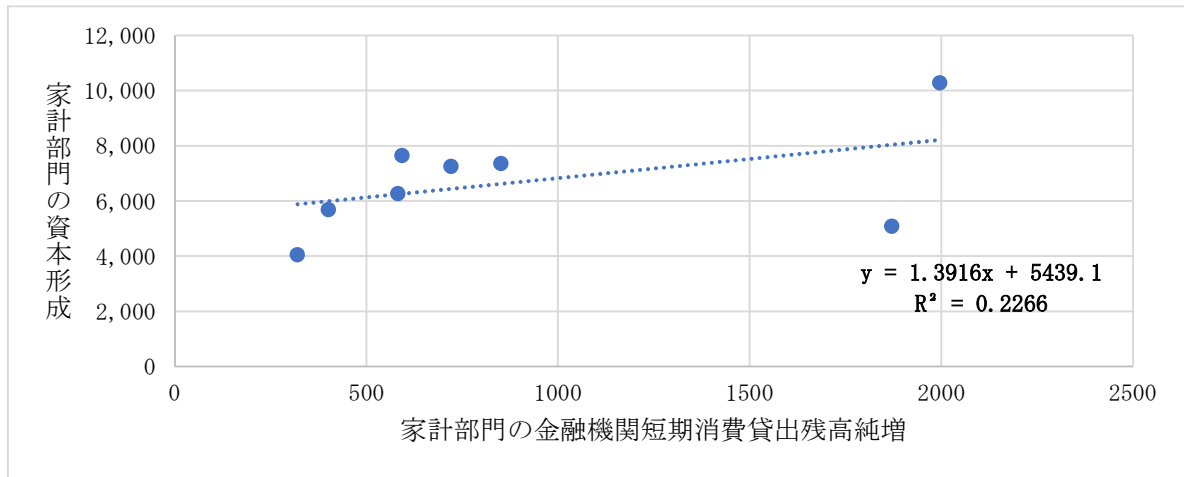


図 4. 2010 年から 2018 年まで（2016 年除き）家計部門の「資本形成」と家計部門の「金融機関短期消費貸出残高純増」の相関図

出所：筆者作成。

表 33. 2010 年から 2018 年まで家計部門の「金融機関消費貸出残高純増」，家計部門の「金融機関短期消費貸出残高純増」の推移（単位：十億元，倍）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比： 2018 年 /2010 年
金融機関消費貸出残高純増	1,974	1,367	1,566	2,538	2,394	3,586	6,097	6,471	6,271	3.18
金融機関短期消費貸出残高純増	320	401	582	721	593	851	833	1,871	1,996	6.24

出所：（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010 年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2011 年，2012），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2012 年，2013），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2013 年，2014），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2014 年，2015a），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2015 年，2016），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2016 年，2017），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2017 年，2018），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2018 年，2019）に基づき筆者作成。

### 3.3.3. まとめ

本節では，中国における家計部門の「金融機関貸出残高」の拡大から，その拡大要因と家計部門の不動産投資との関連性について検討をおこなった。

まず，3.3.1 では，家計部門の「金融機関貸出残高」の推移を確認した。この確認から，2010 年から 2018 年までの期間において，「金融機関貸出残高」が急激に拡大していることを確認した。次いで，急拡大している「金融機関貸出残高」は，同期間における「年間可処分所得」を上回っていないことを確認し，その問題点について，家計部門の「金融機関貸出残高」の分類から示した。

次に、3.3.2では、家計部門の「金融機関貸出残高」を「金融機関短期貸出残高」、「金融機関中長期貸出残高」、「金融機関消費貸出残高」、「金融機関経営貸出残高」に分類し分析をおこなった。

その結果、家計部門の不動産投資と年間消費支出の拡大には、明確な関係性を捉えることができなかった。これに基づき、本論文では、家計部門の年間黒字率の減少について、第一の要因である「その他非金融資産の取得マイナス処分」でなく、第二の要因である「年間消費支出」の拡大について着目することを示した。

次節では、家計部門の年間黒字の構成から借入金返済を推計し、不動産投資を除外した家計部門の消費行動を分析する。

### 3.4. 中国における家計部門の年間黒字の構成からみた借入金返済

本節では、中国における家計部門の年間黒字を構成している項目から借入金返済の状況を推計する。

前節3.2でのべたように、家計部門の年間黒字の構成項目は、「貯蓄」、「金融商品投資」、「資本形成」、「その他非金融資産の取得マイナス処分」、「借入金返済」である。このうち、家計部門の「借入金返済」の統計データは存在しない。しかし、家計部門の年間黒字を構成している項目のうち、「貯蓄」、「金融商品投資」、「資本形成」、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の統計データが確認できるため、残りの1つの項目である「借入金返済」を算出できると考える。

そのため、まず、2010年から2018年までの期間において、借入金返済を除く家計部門の年間黒字を構成している項目の「年間可処分所得 (D)」、「年間消費支出 (C)」、「年間黒字 (K)」、「資本形成 (G)」、「その他非金融資産の取得マイナス処分 (A)」、「金融商品投資 (F)」の推移について確認する。これについて、表34に示す<sup>297</sup>。

2010年から2018年までの期間において、家計部門の年間黒字の構成項目は以下の倍率で推移していることが確認できる。「金融商品投資」は2.56倍に拡大、「金融機関貯蓄残高」は2.32倍に拡大、「資本形成」は2.53倍に拡大、「その他非金融資産の取得マイナス処分」は3.40倍に拡大した。これらの項目の拡大率は家計部門の年間黒字の1.85倍拡大と比較した際、いずれの項目についても家計部門の年間黒字の伸び率以上に拡大していることが確認できる（付録1参照）。

その結果として、家計部門の年間黒字を構成している、もう1つの項目である「借入金返済」について、家計部門の年間黒字内の構成比が減少している可能性があることが推察できる。これについて、中国の家計部門の年間黒字 (K) を構成している借入金返済を試算する。この計算から、家計部門の年間黒字 (K) を構成している「借入金返済」の推計が確認できる。

<sup>297</sup> 年間可処分所得 (D) : Disposable income ; 年間消費支出 (C) : Consumption expenditure ; 年間黒字 (K) : KUROJI ; 資本形成 (G) : Gross capital formation ; その他非金融資産の取得マイナス処分 (A) : Acquisitions less disposals of other non-financial assets ; 金融商品投資 (F) : Financial product investment.

表 34. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の年間可処分所得，年間消費支出，年間黒字，資本形成，その他非金融資産の取得マイナス処分，金融商品投資の推移（単位：十億元，倍）<sup>298</sup>

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比： 2018 年 /2010 年
年間可処分所得 (D)	24,312	28,577	32,140	35,711	39,111	42,263	45,953	49,853	59,580	2.45
年間消費支出 (C)	14,076	16,896	19,058	21,976	24,254	26,598	29,344	31,796	40,662	2.89
年間黒字 (K)	10,236	11,682	13,081	13,735	14,857	15,665	16,609	18,056	18,918	1.85
資本形成 (G)	4,060	5,700	6,280	7,260	7,660	7,370	5,270	5,100	10,290	2.53
その他非金融資産の取得マイナス処分 (A)	-990	-1,460	-1,450	-2,340	-1,750	-1,560	-1,910	-2,680	-3,370	3.40
金融商品投資 (F)	2,291	3,105	3,813	3,488	4,362	7,586	5,936	7,237	5,861	2.56

出所：（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2012』，2012），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2013』，2013），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2014』，2014），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2015』，2015），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2016』，2016），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2017』，2017），（国家统计局，『中国统计年鉴 2018』，2018），（国家统计局，『中国统计年鉴 2019』，2019），（国家统计局，『中国统计年鉴 2020』，2020）に基づき筆者作成。

まず，家計部門の年間黒字を算出するため，家計部門の「年間可処分所得」と「年間消費支出」の差を確認する。

K を家計部門の「年間黒字」とし，D を「年間可処分所得」とし，C を「年間消費支出」とする。

前述のように，家計部門の「年間黒字」を構成している項目は，「貯蓄」，「金融商品投資」，「資本形成」，「その他非金融資産の取得マイナス処分」，「借入金返済」である。

$$K=D-C \quad (1)$$

<sup>298</sup>（中国国家统计局，2020）によると，2018 年に，『中国统计年鉴（中国统计年鉴）』は，資金循環表の統計方法を改訂し，2018 年以前の年間可処分所得の項目と異なり，実物社会転移という項目を増設した。実物社会転移と年間可処分所得の合計額が調整後の年間可処分所得となる。調整前の 2018 年の年間可処分所得は 54,330 十億元であり，それを用いて算出された 2018 年の年間黒字が 13,668 十億元である。調整前の 2018 年の年間可処分所得で算出された 2018 年の年間黒字を使用し，家計部門の年間預入額と消費貸出返済額の合計（S1+L1）を計算していると，家計部門の年間預入額と消費貸出返済額の合計（S1+L1）は 887 十億元しかないとなる。この数値は，2017 年以前のデータと桁違い，大きな差が生じているとみられる。本論文では，データの継続性を遵守し，過去のデータとの比較をおこなうために，2018 年の家計部門の年間可処分所得は，実物社会転移を含めた調整後の年間可処分所得を使用し分析する。

$\Delta S$  を、家計部門の年間貯蓄純増とし、 $S1$  を家計部門の年間預入額とし、 $S2$  を家計部門の年間引出額とする。

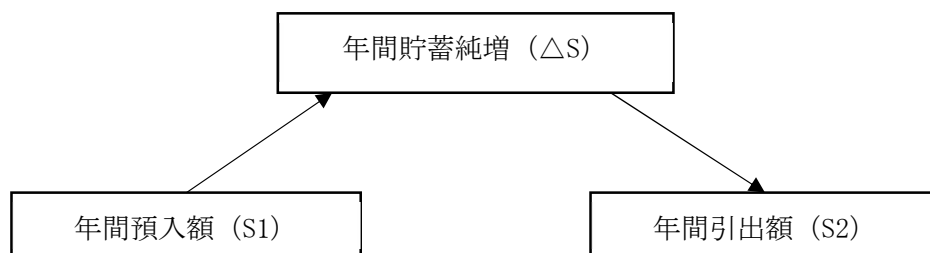


図 5. 中国における家計部門の年間貯蓄純増とその構成の表示図

出所：筆者作成。

このことから、家計部門の年間貯蓄純増 ( $\Delta S$ ) を算出するため、家計部門の年間預入額 ( $S1$ ) と家計部門の年間引出額 ( $S2$ ) の差を確認する。

$$\Delta S = S1 - S2 \quad (2)$$

図 5 に示すように、家計部門の年間貯蓄純増 ( $\Delta S$ ) は、家計部門の年間預入額 ( $S1$ ) と家計部門の年間引出額 ( $S2$ ) との差額である。

前述のように、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の 3.40 倍の拡大は、家計部門の年間消費支出の 2.89 倍の拡大を上回っている。そのため、中国における家計部門の年間黒字率の減少は、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の拡大が主な原因と考えられる。しかし、家計部門の金融機関短期消費貸出残高は、2010 年の 7,511 十億元から 2018 年の 37,801 十億元まで 9.17 倍に拡大している。この拡大は、家計部門の金融機関中長期貸出残高の 2010 年の 7,821 十億元から 2018 年の 34,087 十億元までの 4.36 倍の拡大を上回る急拡大である（付録 1 参照）。住宅ローンは中長期貸出に含まれるため、家計部門の金融機関短期消費貸出残高の急拡大の要因に関して、住宅ローンが要因であるとは説明し難い。そのため、本論文では、中国における家計部門の年間黒字率が減少している第二の要因であると考えられる年間消費支出の拡大について着目し、家計部門の年間消費貸出のみを確認する。

$\Delta L$  を家計部門の年間消費貸出純増とし、 $L1$  を家計部門の年間消費借入返済額とし、 $L2$  を家計部門の年間消費借入貸出額とする。

図 6 に示すように、家計部門の年間消費貸出純増 ( $\Delta L$ ) は、家計部門の年間消費借入貸出額 ( $L2$ ) から家計部門の年間消費借入返済額 ( $L1$ ) との差額である。前述のように、本論文では、中国における家計部門の年間黒字率が減少している第二の要因とおもわれる年間消費支出の拡大について着目する。そのため、家計部門の年間消費貸出に基づき推計する。

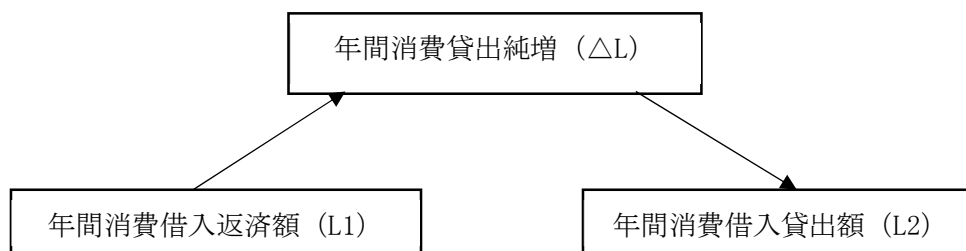


図 6. 中国における家計部門の年間消費貸出純増とその構成の表示図

出所：筆者作成。

年間消費借入貸出額 (L2) と年間消費借入返済額 (L1) との差額から、年間消費貸出純増 (ΔL) を算出できる。そのため、これについて確認する。

$$\Delta L = L2 - L1 \quad (3)$$

家計部門の年間預入額と消費貸出返済額の合計 (S1+L1) については、家計部門の年間黒字 (K) の構成から、家計部門の金融商品投資 (F)、家計部門の資本形成 (G)、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分 (A) を除くと算出できる。

S1+L1 を家計部門の年間預入額と消費貸出返済額の合計とし、K を家計部門の年間黒字とし、G を家計部門の資本形成とし、A を家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分とし、F を家計部門の金融商品投資とする。

$$S1 + L1 = K - G - A - F \quad (4)$$

上記の (2), (3) に基づき、家計部門の年間預入額 (S1) と家計部門の年間消費借入返済額 (L1) を、(5), (6) のように示すことができる。

S1 を家計部門の年間預入額とし、ΔS を家計部門の年間貯蓄純増とし、S2 を家計部門の年間引出額とする。

L1 を家計部門の年間消費借入返済額とし、L2 を家計部門の年間消費借入貸出額とし、ΔL を家計部門の年間貯蓄純増とする。

$$S1 = \Delta S + S2 \quad (5)$$

$$L1 = L2 - \Delta L \quad (6)$$

(5), (6) を (4) に代入すると、家計部門の年間引出額と家計部門の年間消費借入貸出額の合計 (S2+L2) が算出できる。

S2+L2 を、家計部門の年間引出額と家計部門の年間消費借入貸出額の合計とする。家計部門の年間黒字 (K)、家計部門の年間貯蓄純増 (ΔS)、家計部門の年間消費貸出純増 (ΔL)、家計

部門の資本形成 (G)、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分 (A)、家計部門の金融商品投資 (F) の数値をそれぞれ代入する。

$$\begin{aligned} (\Delta S+S2) + (L2-\Delta L) &=K-G-A-F \\ S2+L2+ (\Delta S-\Delta L) &=K-G-A-F \\ S2+L2+&=K- (\Delta S-\Delta L) -G-A-F \\ S2+L2&=K-\Delta S+\Delta L-G-A-F \quad (7) \end{aligned}$$

これらから、中国の家計部門の年間預入額と消費貸出返済額の合計 (S1+L1) と家計部門の年間引出額と家計部門の年間消費借入貸出額の合計 (S2+L2) が算出できる。

2010年から2018年までの期間において、中国における家計部門の年間黒字 (K) は表 17 から、家計部門の金融機関年間貯蓄純増 ( $\Delta S$ ) は表 18 から、そして、家計部門の金融機関消費貸出純増 ( $\Delta L$ ) は表 28 に基づく。また、家計部門の金融商品投資 (F)、家計部門の資本形成 (G)、家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分 (A) は、それぞれ表 20、表 22、表 23 に基づく。

以上について計算した結果、2010年から2018年までの期間における、家計部門の年間預入額と消費貸出返済額の合計 (S1+L1) の推移を表 36 に示す。

表 35. 2010年から2018年まで中国における家計部門の金融機関消費貸出残高と家計部門の金融機関消費貸出純増の推移 (単位：十億元)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
家計部門の金融機関消費貸出残高	7,511	8,878	10,444	12,982	15,376	18,962	25,059	31,530	37,801
家計部門の金融機関消費貸出純増 ( $\Delta L$ )	1,974	1,367	1,566	2,538	2,394	3,586	6,097	6,471	6,271

出所：(中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表 (按部门分类) 2010年, 2011), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表 (按部门分类) 2011年, 2012), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表 (按部门分类) 2012年, 2013), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表 (按部门分类) 2013年, 2014), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表 (按部门分类) 2014年, 2015a) (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表 2015年, 2016), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表 2016年, 2017), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表 2017年, 2018), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表 2018年, 2019)に基づき筆者作成。



表 36. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の年間黒字，金融機関貯蓄純増，家計部門の金融機関消費貸出純増，資本形成，その他非金融資産の取得マイナス処分，金融商品投資，家計部門の年間預入額と消費貸出返済額の合計，家計部門の年間引出額と家計部門の年間消費借入貸出額の合計の推移（単位：十億元，倍）<sup>299</sup>

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比： 2018 年 /2010 年
年間黒字 (K)	10,236	11,682	13,081	13,735	14,857	15,665	16,609	18,056	18,918	1.85
金融機関貯蓄純増 ( $\Delta S$ )	4,365	3,966	5,824	5,524	4,145	4,504	5,459	4,546	7,246	1.66
家計部門の金融機関 消費貸出純増 ( $\Delta L$ )	1,974	1,367	1,566	2,538	2,394	3,586	6,097	6,471	6,272	3.18
資本形成 (G)	4,060	5,700	6,280	7,260	7,660	7,370	5,270	5,100	10,290	2.53
その他非金融資産の 取得マイナス処分 (A)	-990	-1,460	-1,450	-2,340	-1,750	-1,560	-1,910	-2,680	-3,370	3.40
金融商品投資 (F)	2,291	3,105	3,813	3,488	4,362	7,586	5,936	7,237	5,861	2.56
家計部門の年間預入 額と消費貸出返済額 の合計 ( $S1+L1$ ) = $K-G-A-F$	4,875	4,337	4,438	5,328	4,585	2,269	7,313	8,400	6,137	
家計部門の年間引出 額と家計部門の年間 消費借入貸出額の合 計 ( $S2+L2$ ) = $K-$ $\Delta S+\Delta L-G-A-F$	2,484	1,739	180	2,342	2,834	1,350	7,950	10,325	5,163	

出所：（中国国家统计局，国家数据），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2012』，2012），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2013』，2013），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2014』，2014），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2015』，2015），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2016』，2016），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2017』，2017），（国家统计局，『中国统计年鉴 2018』，2018），（国家统计局，『中国统计年鉴 2019』，2019），（国家统计局，『中国统计年鉴 2020』，2020），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010 年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2011 年，2012），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2012 年，2013），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2013 年，2014），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2014 年，2015a），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2015 年，2016），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2016 年，2017），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2017 年，2018），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2018 年，2019）に基づき筆者作成。

<sup>299</sup> 前述の表 34 でのべたように（中国国家统计局，2020）によると，2018 年に，『中国统计年鉴（中国统计年鉴）』は，資金循環表の統計方法を改訂し，2018 年以前の年間可処分所得の項目と異なり，実物社会転移という項目を増設した。実物社会転移と年間可処分所得の合計額が調整後の年間可処分

表 36 に示すように、2010 年から 2018 年までの期間に、中国における家計部門の年間黒字 (K) を構成している項目は以下のように推移した。

金融機関貯蓄純増 ( $\Delta S$ ) は 2010 年の 4,365 十億元から 2018 年の 7,246 十億元まで 1.66 倍に拡大した。資本形成 (G) は 2010 年の 4,060 十億元から 2018 年の 10,290 十億元まで 2.53 倍に拡大した。その他非金融資産の取得マイナス処分 (A) は 2010 年の 990 十億元から 2018 年の 3,370 十億元まで 3.40 倍に拡大した。金融商品投資 (F) は 2010 年の 2,291 十億元から 2018 年の 5,861 十億元まで 2.56 倍に拡大した。これらの項目について、家計部門の年間黒字 (K) の 2010 年の 10,236 十億元から 2018 年の 18,918 十億元までの 1.85 倍の拡大と比較した際、家計部門の年間黒字 (K) の伸び率以上に拡大していることが確認できる。つまり、これらの家計部門の年間黒字を構成している項目を除く、残り 1 つの構成項目である借入金返済は減少していると考えてよいだろう。

そこで、家計部門の年間預入額と消費貸出返済額の合計 ( $S1+L1$ ) について、家計部門の年間預入額 ( $S1$ ) がないと仮定すると、家計部門の年間預入額と消費貸出返済額の合計 ( $S1+L1$ ) の値が消費貸出返済額 ( $L1$ ) として考えられる。これは、家計部門の消費貸出返済額 ( $L1$ ) がとりうる最大値となる。この仮定に基づき、家計部門の消費貸出返済額 ( $L1$ ) の最大値が減少している時期が 2 つあることがみられる。第 1 期は、2013 年から 2015 年までの期間であり、第 2 期は、2017 年から 2018 年までの期間である。

第 1 期では、家計部門の消費貸出返済額 ( $L1$ ) の最大値が、2013 年の 5,328 十億元から 2015 年の 2,236 十億元まで減少していることが確認できる。家計部門にとって、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることは困難であると考えられる。2015 年時点では非銀行系融資の融資型クラウドファンディングに当局による制限をかけられていない。そのため、この時期に金融機関の債務返済が滞っている可能性がある家計部門は、非銀行系融資の融資型クラウドファンディングへの借り換えの可能性が考えられる。

第 2 期にあたる 2017 年から 2018 年まで、家計部門の消費貸出返済額 ( $L1$ ) の最大値は、8,400 十億元から 6,137 十億元まで減少していることが確認できる。前述のように、家計部門にとって、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることは困難であると考えられる。しかし、非銀行系融資の融資型クラウドファンディングは 2016 年 8 月以降中国当局から相次いで制限をかけられ、2019 年の 1 月には全ての融資型クラウドファンディングプラットフォームは退出することとなった。第 2 期の状況においては、金融機関の債務返済が滞っている可能性がある家計部門で、非銀行系融資の融資型クラウドファンディングへの借入の資金需要が存在する。しかし、この期間において、中国当局の制限により、融資型クラウドファンディングからの借入ができなくなったと考えられる。

---

所得となる。調整前の 2018 年の年間可処分所得は 54,330 十億元であり、それをを用いて算出された 2018 年の年間黒字が 13,668 十億元である。調整前の 2018 年の年間可処分所得で算出された 2018 年の年間黒字を使用し、家計部門の年間預入額と消費貸出返済額の合計 ( $S1+L1$ ) を計算していると、家計部門の年間預入額と消費貸出返済額の合計 ( $S1+L1$ ) は 887 十億元しかないとなる。この数値は、2017 年以前のデータと桁違い、大きな差が生じているとみられる。本論文では、データの継続性を遵守し、過去のデータとの比較をおこなうために、2018 年の家計部門の年間可処分所得は、実物社会転移を含めた調整後の年間可処分所得を使用し分析する。

表 37. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の金融機関消費貸出残高の前年比伸び率の推移（単位：％）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
家計部門の金融機関消費貸出残高の前年比伸び率	35.66%	18.20%	17.64%	24.30%	18.44%	23.32%	32.15%	25.82%	19.89%

出所：（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010 年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2011 年，2012），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2012 年，2013），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2013 年，2014），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2014 年，2015a），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2015 年，2016），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2016 年，2017），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2017 年，2018），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2018 年，2019）に基づき筆者作成。

これらの状況において、この時期に家計部門の金融機関消費貸出残高の成長率が縮小している傾向を確認できる。表 37 に示したように、2013 年から 2015 年まで、家計部門の金融機関消費貸出残高の前年比伸び率は、2013 年の 24.30% から 2014 年の 18.44% まで減少した。2015 年には 23.32% に増加したものの、この値は 2013 年の 24.30% より低い。また、2017 年から 2018 年までの期間において、家計部門の金融機関消費貸出残高の前年比伸び率は 25.82% から 2018 年の 19.89% まで減少している。このことから、家計部門の金融機関消費貸出残高の伸びが鈍化を示すものと考えられる。

このように、家計部門の金融機関消費貸出返済額の減少が発生している可能性と家計部門の金融機関消費貸出残高の伸びの鈍化があったことが確認できる。加えて、家計部門の消費支出について表 17 に示したように拡大している。これらのことから、家計部門の金融機関消費貸出の借入金返済が滞っている可能性が認められる。

本節では、家計部門の借入金返済が滞っている可能性が推察できた。家計部門において、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることは困難であると考えられる。そのため、中国の家計部門は、非銀行系融資への借り換えの可能性があったとの仮説が考えられる。この仮説について、非銀行系融資がそれらの借り手を受け入れ、急拡大したと考えられる。中国の個人信用情報機関の整備は先進国より遅れているものの<sup>300</sup>、2018 年 3 月に中国当局は民間の大手会社のデータを統合し、中国全土で共通される信用情報機関を設置した。しかし、この政府系個人信用情報収集機関による個人信用情報の収集は、本論文の取り扱う

<sup>300</sup> 日本の個人信用情報機関である全国銀行個人信用情報センター（KSC）は 1988 年に、株式会社シー・アイ・シー（CIC）は 1984 年に、株式会社日本信用情報機構（JICC）は 1972 年に設立された。アメリカの個人信用情報機関であるエキファックス（Equifax）は 1899 年に、トランスユニオン（TransUnion）は 1968 年に、エクスペリアン（Experian）は 1980 年に設立された。これらに対し、中国初の個人信用情報機関である中国人民銀行信用情報収集センター（中国人民银行征信中心）は 2006 年に設立された。

2010年から2018年までの期間においてはまだ稼働していないことが確認できる<sup>301</sup>。そのため、銀行系融資を受けた返済滞納者が非銀行系融資を受ける際に、信用情報をもとに融資から除外されるといった影響があったとは考えられない。

以上のことから、次章では、前述の仮説を用いて非銀行系融資の拡大について検討をおこなう。

### 3.5. まとめ：債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている中国の家計部門

本章では、2010年から2018年までの期間における、本論文の第1の課題「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」について詳細な状況を明らかにした。

第1節では、諸統計情報に基づき、中国における家計部門の金融機関貸出残高の推移を確認した。まず、金融機関貸出残高の推移について、金融機関貯蓄残高との比較をおこなった。この作業から、2010年から2018年までの期間において金融機関貯蓄残高が金融機関貸出残高を上回っていることを確認した。このことから、中国における家計部門は、金融機関貯蓄残高によって、急拡大している金融機関貸出残高を返済できる余力を有していたことが確認できる。その返済について検証するため、家計部門の年間黒字から借入金返済の状況を確認するため、第2節では、家計部門の年間黒字に着目した。

第2節では、中国における家計部門の年間黒字の推移と年間黒字を構成している各項目について確認した。まず、金融機関貯蓄残高を確認した。この作業から、2010年から2018年までの期間において、年間可処分所得と年間消費支出が拡大している状況において、「金融機関貯蓄残高」も拡大していることを確認した。次に、「金融商品投資」の推移を確認した。この作業から、中国における家計部門は、「消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」状況にあることが推察できた。また、「資本形成」の推移の確認から、中国における家計部門の住宅需要が拡大していることを確認した。最後に、家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」について確認した。この作業から、中国における家計部門は、2010年から2018年までの期間において、不動産売買による利益を得ていたと考えられ、その利益が拡大傾向にあったことを確認した。また、家計部門の年間黒字率の減少は、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の拡大が主な原因であると推察した。

中国における家計部門の不動産投資は、「金融機関貸出残高」の急拡大にどのような影響を与えたのか。これについて確認するため、第3節では「金融機関貸出残高」の分類から、不動産投資との関連性について分析した。

---

<sup>301</sup> 2015年1月、中国人民銀行による「個人信用情報収集業務の準備作業に関する通知（关于做好个人征信业务准备工作的通知）」が公表され、アリババ傘下の「ごま信用管理会社」（芝麻信用管理有限公司）、テンセント傘下の信用管理会社（腾讯征信有限公司）を含む民間8社に対して個人信用情報収集業務の準備に着手することを求めた。これらの民間8社には、大型金融機関やインターネット金融企業傘下の信用情報企業も含まれる。（中国人民銀行、2015b）これらの準備に続き、2018年3月、民間8社の情報は「百行征信有限公司」という政府系個人信用情報収集機関に統合された。2021年6月時点で、2.2億人超の信用情報が登録されている。（百行征信、2021）

第3節では、中国における家計部門の「金融機関貸出残高」の拡大から、その拡大要因と家計部門の不動産投資との関連性について検討した。その結果、不動産投資と家計部門の消費拡大との関連性が確認しがたいことが示された。まず、「金融機関貸出残高」の推移を確認した。この作業から、2010年から2018年までの期間において、中国における家計部門の「金融機関貸出残高」が急激に拡大していることを確認した。急拡大している「金融機関貸出残高」であるが、同期間において、家計部門の「年間可処分所得」を上回っていない。この問題について「金融機関貸出残高」の分類から確認することができる。そのため、「金融機関貸出残高」について、「金融機関短期貸出残高」、「金融機関中長期貸出残高」、「金融機関消費貸出残高」、「金融機関経営貸出残高」に分類し分析した。「金融機関中長期貸出残高」と「その他非金融資産の取得マイナス処分」の相関関係についての分析から、「金融機関中長期貸出残高」と「その他非金融資産の取得マイナス処分」について、かなり高い相関関係が存在することを明らかにした。また、家計部門の「資本形成」と「金融機関短期消費貸出残高純増」の相関関係についての分析から、家計部門の「資本形成」と「金融機関短期消費貸出残高純増」は、中程度の相関関係にあることが示された。これらのことから、家計部門の不動産投資には金融機関短期消費貸出残高との強い関連性があることを説明しにくいと考えられる。このことから、家計部門の不動産投資と年間消費支出の拡大には、明確な関係性を捉えることができなかった。

これらのことから、家計部門の年間黒字率が減少している原因について、第一の要因である「その他非金融資産の取得マイナス処分」でなく、第二の要因と考えられる「年間消費支出」の拡大について着目すべきであると示された。そのため、第4節では、家計部門の年間黒字の構成から「借入金返済」を推計し、不動産投資を除外した家計部門の消費行動について分析した。

第4節では、中国における家計部門の年間黒字の構成項目から「借入金返済」の状況を推計した。家計部門の「借入金返済」に関する統計データは存在しない。しかし、家計部門の年間黒字を構成している項目について、「貯蓄」、「金融商品投資」、「資本形成」、「その他非金融資産の取得マイナス処分」の統計データを確認できるため、残りの1つの項目である「借入金返済」が算出できる。これらの項目についての検討から、家計部門の「借入金返済」が滞っている可能性を推察できた。つまり、中国の家計部門において「債務返済を軽視している」といえる。

以上の第3章の分析を踏まえ、本論文の第1の課題である「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」について明らかにした。

家計部門にとって、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることは困難であると考えられる。そのため、中国の家計部門は、非銀行系融資からの借入へと資金需要の転換があったと考えられる。この仮説について、非銀行系融資がそれらの借り手を受け入れ、急拡大したと考えられる。そのため、次章では、この仮説を用いて非銀行系融資の拡大について検討をおこなう。

## 第4章 中国の家計部門における非銀行系融資の拡大

本章では、中国の家計部門における非銀行系融資の拡大傾向について分析する。

家計部門にとって、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることが困難である。そのため、非銀行系融資へと資金需要が転換し、家計部門の非銀行系融資が拡大したと予測されことから、これについて検証する。

そこで、まず、中国における四大銀行の個人消費貸出の条件を確認し比較する。これらの貸出条件の比較から、中国における四大銀行の個人消費貸出は返済滞納者に対して追加融資が困難であるという前提を確認する。

次に、中国における家計部門の年間黒字について所得階層別の推移を確認する。この確認から、銀行系融資からの借入が困難である所得階層を特定する。それらの階層は、非銀行系融資と直結する可能性があると考えられる。

さらに、非銀行系融資を増大させる主な要因と考えられる年間黒字がプラスの所得階層の貸出状況を確認する。そのため、年間黒字がプラスである所得階層の貸出状況を推計する。そのうえで、最低収入戸・低収入戸を除いた11省・1自治区家計部門のその他所得階層の一世帯当たり最大借入額と家計部門の一世帯当たり金融機関消費貸出を概算し比較する。この作業から、家計部門の貸出状況を確認する。

なお、これらについて確認するにあたり、前章の3.3でのべたように、中国における家計部門の不動産投資と年間消費支出の拡大には、明確な関係性を捉えることができなかった。そのため、不動産投資を除外し、家計部門の消費拡大について検討する。

### 4.1. 中国における四大銀行の個人消費貸出条件の比較

本節では、中国の四大銀行である中国銀行（中国銀行）、中国工商銀行（中国工商银行）、中国建設銀行（中国建设银行）、中国農業銀行（中国农业銀行）<sup>302</sup>の個人消費貸出条件について比較する。これについて、各銀行のウェブサイト上で公表された情報から概ね確認することが可能である。この比較から、各銀行の個人消費貸出の条件の相違点を確認する。

#### 4.1.1. 中国銀行

本項では、中国銀行の個人貸出の条件について確認する。中国銀行のウェブサイトから個人貸出について21種類が確認できる<sup>303</sup>。この種類は、①国家学生貸出（国家助学贷款）、②個人留学貸出（理想之家・个人留学贷款）、③インターネット貸出（中银E贷）、④個人インターネット循環貸出（个人网络循环贷款）、⑤給料貸出-企業従業員の専属貸出（工薪贷-企事业单位的专属贷款）、⑥農民貸出-個人農業貸出（益农贷-个人涉农贷款）、⑦個人理財商品融資便利貸出（个人理财产品融资便利贷款）、⑧個人商業用不動産貸出（个人商业用房贷款）、⑨個人住宅積立金貸出（个人住房公积金贷款）、⑩個人新品住宅貸出（个人一手房住房贷款）、⑪個人中古住宅貸出（个人二手房住房贷款）、⑫中古住宅取引資金委託管理業務（取引者向け）（安易宝二手

<sup>302</sup> 上記の4つの銀行が中国銀行監督管理委員会の分類構成の国有大型商業銀行に属し、中国では、四大銀行とも呼ばれている。2003年末時点に、四大銀行の総資産が中国の銀行業金融機関総資産の54.90%を占めている。（中国银行保险监督管理委员会，2004）

<sup>303</sup>（中国銀行）

房交易資金委託管理業務), ⑬中古住宅取引資金委託管理業務(取引保証機構向け)(安心宝二手房交易資金委託管理業務), ⑭個人消費自動車貸出(個人消費類汽車貸款), ⑮個人營業自動車貸出(個人營運類汽車貸款), ⑯商業用教育學業助成貸出(商業性教育助學貸款), ⑰VIP向け個人クレジット循環貸出(個人信用循環貸款—一般只針對VIP用戶), ⑱個人經營貸出(個人經營貸款), ⑲個人讓渡抵當・質權循環貸出(個人抵(質)押循環貸款), ⑳個人定期預金質權貸出(個人存單質押貸款), ㉑國債質權貸出(國債質押貸款)である。このうち, 一般的な消費用途に限定すると, ③個人インターネット消費貸出(中銀E貸)<sup>304</sup>, ④個人インターネット循環貸出(個人網絡循環貸款)<sup>305</sup>の2つが対象となる。それぞれの貸出条件を検討する。

中国銀行の「個人インターネット消費貸出(中銀E貸)」に関して, ウェブサイト上には, その用途を「リフォーム工事, 自動車購入, 教育, 医療などに使用できる貸出」と記載されている。貸出上限について30万元と設定し, 期間についても最大1年の貸出期限を設けている。担保は不要であるが, その適用対象について, 「中国銀行の高品質の顧客, 住宅ローンの顧客, 住宅積立金/社会保障金/税金の支払顧客(一部地域)」と規定されている<sup>306</sup>。

他方, 中国銀行の「個人インターネット循環貸出(個人網絡循環貸款)」に関して, ウェブサイト上には, その用途を「教育, 旅行, リフォーム工事, ショッピング, 結婚などに使用できる貸出」と記載されている。貸出上限について30万元と設定し, 期間についても1ヶ月から1年までの貸出期限を設けている。担保が必要であり, その方式は讓渡抵當, 質權, 信用保証, 第三者保証とある。適用対象について, 「完全民事行為能力のある自然人<sup>307</sup>」, 「中華人民共和國に居住する中国国民」, 「固定された住所と安定された収入があること, 本銀行やその他の金融機関に信用不良の記録がなく, ローンの元本と利息を期限内に返済する意欲と能力が持つこと」, 「本銀行で個人口座を開設すること」, 「年齢と貸出期間の合計が65歳を超えないこと」と規定されている<sup>308</sup>。

以上の中国銀行のウェブサイトに掲載された貸出条件から, 「個人インターネット消費貸出(中銀E貸)」と「個人インターネット循環貸出(個人網絡循環貸款)」の双方とも, 貸出上限が30万元であり, 貸出期限は1年以内であることが確認できる。また, 担保不要な貸出として③個人インターネット消費貸出(中銀E貸)もあるが, その担保不要の条件は「中国銀行の良好な顧客」でなければならないため, その貸出を利用することは一般的ではないと考えられる。

#### 4.1.2. 中国工商銀行

本項では, 中国工商銀行の個人貸出の条件について確認する。中国工商銀行のウェブサイトから個人貸出について7種類が確認できる<sup>309</sup>。この種類は, ①個人不動産抵當消費と經營組合貸

---

<sup>304</sup> (中国銀行, 2016)

<sup>305</sup> (中国銀行, 2014)

<sup>306</sup> (中国銀行, 2016)

<sup>307</sup> 自然人とは, 法人に対して, 法律で権利・義務の主体である個人。近代法では出生から死亡まで完全な権利能力を認められる。(『デジタル大辞泉』小学館)

<sup>308</sup> (中国銀行, 2014)

<sup>309</sup> (中国工商银行, a)

出（個人房产抵押消费与经营组合贷款）、②個人居住消費貸出（个人家居消费贷款）、③個人文化消費貸出（个人文化消费贷款）、④個人学生貸出（个人助学贷款）、⑤個人留学貸出（个人留学贷款）、⑥個人自動車貸出（个人自用车贷款）、⑦個人インターネット貸出（融e借）である。

⑦個人インターネット貸出（融e借）は、ウェブサイト「特定の条件を満たした顧客に対する担保不要の貸出」と記載されていたが、具体的な条件は記載されていない。そのため、これ以外の貸出について検討する。これらにおいて一般的な消費用途での貸出に限定すると、②個人居住消費貸出（个人家居消费贷款）<sup>310</sup>、③個人文化消費貸出（个人文化消费贷款）<sup>311</sup>の2つが対象となる。それぞれの貸出条件を検討する。

中国工商銀行の「個人居住消費貸出（个人家居消费贷款）」に関して、ウェブサイト上では、その用途を「住宅のリフォーム、飾り、住宅資材等の消費財の購入等を目的として借り手に使用できる貸出」と記載されている。貸出上限について100万元と設定し、その期間について最大10年の貸出期限を設けている。担保が必要であり、その方式は譲渡抵当、質権、信用保証、第三者保証、あるいは複合保証や部分保証となる。適用対象について、「完全民事行為能力のある18歳から65歳までの自然人であること」、「合法かつ有効な身分証明書、婚姻状況証明書、固定居住地および戸籍証明書を持つこと」、「本銀行格付けシステムでの評価を満たされていること」、「良好な信用履歴と返済意欲があり、本銀行やその他の金融機関に信用不良の記録がないこと」、「安定された収入を持つ、ローンの元本と利息を期限内に全額返済する意欲と能力を持つこと」、「合法で明確な用途があること」、「本銀行に個人口座を開設すること」、「本銀行が定めるその他の条件」と規定されている<sup>312</sup>。

中国工商銀行の「個人文化消費貸出（个人文化消费贷款）」に関して、ウェブサイト上では、その用途を「教育と訓練、観光、結婚式、美容、フィットネス、クラブ会員活動、その他の文化的消費などの目的に使用できる貸出」と記載されている。貸出上限について100万元と設定し、その期間について最大10年までの貸出期限を設けている。担保が必要であり、その方式は譲渡抵当、質権、信用保証、第三者保証、あるいは複合保証や部分保証となる。適用対象について、「完全民事行為能力のある18歳から65歳までの自然人であること」、「合法かつ有効な身分証明書、婚姻状況証明書、固定居住地および戸籍証明書を持つこと」、「本銀行格付けシステムでの評価を満たされていること」、「良好な信用履歴と返済意欲があり、本銀行やその他の金融機関に信用不良の記録がないこと」、「安定された収入を持つ、ローンの元本と利息を期限内に全額返済する意欲と能力を持つこと」、「合法で明確な用途があること」、「本銀行に個人口座を開設すること」、「本銀行が定めるその他の条件」と規定されている<sup>313</sup>。

以上の中国工商銀行のウェブサイトに掲載された貸出条件から、「個人居住消費貸出（个人家居消费贷款）」と「個人文化消費貸出（个人文化消费贷款）」の双方とも、貸出上限が100万元であり、貸出期限は10年以内であることが確認できる。また、担保は必要であり、その方式は譲渡抵当、質権、信用保証、第三者保証、あるいは複合保証や部分保証が設定される。

<sup>310</sup>（中国工商银行，b）

<sup>311</sup>（中国工商银行，c）

<sup>312</sup>（中国工商银行，b）

<sup>313</sup>（中国工商银行，c）



#### 4.1.3. 中国建設銀行

本項では、中国建設銀行の個人貸出の条件について確認する。中国建設銀行のウェブサイトから個人貸出として10種類が確認できる<sup>314</sup>。その種類として、①個人消費貸出（个人消费贷款）、②個人自動車貸出（个人汽车贷款）、③個人権力譲渡抵当貸出（个人权力质押贷款）、④国家学生貸出（国家助学贷款）、⑤失業者小額担保貸出（下岗失业人员小额贷款）、⑥留学教育貸出（学易贷）、⑦個人黄金譲渡抵当貸出（个人黄金质押贷款）、⑧商業用個人小額貸出（善融商务个人小额贷款）、⑨商業用個人権力譲渡抵当貸出（善融商务个人权利质押贷款）、⑩住宅リフォーム貸出（家装贷）がある。これらについて一般的な消費用途での貸出に限定すると、①個人消費貸出（个人消费贷款）<sup>315</sup>、⑩住宅リフォーム貸出（家装贷）<sup>316</sup>の2つが対象となる。それぞれの貸出条件を検討する。

中国建設銀行の「個人消費貸出（个人消费贷款）」に関して、ウェブサイト上では、その用途を「個人および家族のための明確な消費用途を持つ貸出。住宅のリフォーム、耐久消費財、自動車の購入、旅行、結婚、教育などの目的」と記載されている。貸出上限は200万元と設定し、その期間について最大5年の貸出期限を設けている。担保が必要であり、その方式は譲渡抵当、質権、信用保証とある。適用対象について、「完全民事能力のある18歳から60歳までの中国国民であること」のみが記載されている<sup>317</sup>。

中国建設銀行の「住宅リフォーム貸出（家装贷）」に関して、ウェブサイト上では、その用途を「住宅のリフォーム」と明確に記載されている。貸出上限は100万元と設定し、その期間について最大5年の貸出期限を設けている。担保が必要であり、その方式は譲渡抵当、質権、信用保証とある。適用対象について、「完全民事能力のある18歳から60歳までの中国国民であること」のみが記載されている<sup>318</sup>。

以上の中国建設銀行のウェブサイトに掲載された貸出条件から、「個人消費貸出（个人消费贷款）」と住宅リフォーム貸出（家装贷）」の双方とも、貸出上限が最大200万元であり、貸出期限は5年以内であることが確認できる。また、担保は必要であり、その方式は譲渡抵当、質権、信用保証である。

#### 4.1.4. 中国農業銀行

本項では、中国農業銀行の個人貸出の条件について確認する。中国農業銀行のウェブサイトから個人貸出として6種類が確認できる<sup>319</sup>。その種類として、①インターネット便利貸出（网捷贷）、②給料貸出（随薪贷）、③個人自動車貸出（个人汽车贷款）、④国家学生貸出（国家助学贷款）、⑤留学貸出（留学贷款）、⑥住宅リフォーム貸出（家装贷）がある。これらについて一般的な消費用途の貸出に限定すると、①インターネット便利貸出（网捷贷）<sup>320</sup>、②給料貸出（随薪

---

<sup>314</sup> (中国建设银行, a)

<sup>315</sup> (中国建设银行, b)

<sup>316</sup> (中国建设银行, 2013)

<sup>317</sup> (中国建设银行, a)

<sup>318</sup> (中国建设银行, 2013)

<sup>319</sup> (中国农业银行)

<sup>320</sup> (中国农业银行, 2016)

貸)<sup>321</sup>、⑥住宅リフォーム貸出(家装貸)<sup>322</sup>の3つが対象となる。それぞれの貸出条件を検討する。

中国農業銀行の「インターネット便利貸出(网捷貸)」に関して、ウェブサイト上では、その用途について「住宅のリフォーム、耐久消費財、自動車の購入、旅行、結婚、教育などの目的に使用できる小額貸出」と記載されている。貸出上限を30万元と設定し、その期間について最大5年の貸出期限を設けている。ただし、貸出金額が20万元を超えた場合は、オンライン審査のみではなく、支店に資料を提出することの条件がある。担保は不要であるが、その適用対象について、「中国農業銀行の個人住宅貸出をしている顧客、中国農業銀行を通じて給与支払顧客、VIP顧客、住宅積立金(一部地域)の支払いがある顧客、その他ホワイトリストに登録された顧客である」と規定されている<sup>323</sup>。

中国農業銀行の「給料貸出(随薪貸)」に関して、ウェブサイト上では、その用途を「住宅のリフォーム、耐久消費財、自動車の購入、旅行、結婚、教育などの目的」と記載されている。貸出上限を200万元と設定し、その期間について最大5年の貸出期限を設けている。担保が必要であり、その方式は譲渡抵当、質権、信用保証とある。適用対象について、「完全民事能力のある18歳から60歳までの中国国民」、「合法的かつ有効な身分証明書、戸籍証明書(あるいは有効居住証明)を有すること」、「借り手とその配偶者は、中国農業銀行の信用記録条件に満たすこと」、「借り手の信用スコア、仕事年数、税込年収が中国農業銀行の基準に満たすこと」、「ローンの元本と利息を期限内に返済する意欲と能力を持つこと」、「合法で明確な用途があること」、「本銀行に個人口座を開設すること」、「本銀行が定めるその他の条件」と規定されている<sup>324</sup>。

中国農業銀行の「住宅リフォーム貸出(家装貸)」に関して、ウェブサイト上では、その用途を「住宅のリフォーム、家具や家電製品の購入などの目的」と記載されている。貸出上限は50万元であり、その期間について貸出期限は最大10年の貸出期限を設けている。担保が必要であり、その方式は譲渡抵当、質権、信用保証とある。適用対象について、「完全民事能力のある中国国民」、「合法的かつ有効な身分証明書を持つこと」、「固定な住所、安定な職や安定な経営場所を持つこと」、「ローンの元本と利息を期限内に返済する意欲と能力を持つこと」、「借り手の信用記録が良好であり、信用スコアが中国農業銀行の基準に満たすこと」、「本銀行が定めるその他の条件」と規定されている<sup>325</sup>。

以上の中国農業銀行のウェブサイトに掲載された貸出条件から、「インターネット便利貸出(网捷貸)」、「給料貸出(随薪貸)」と「住宅リフォーム貸出(家装貸)」の3つとも、担保が必要の貸出の貸出上限が最大200万元であり、貸出期限は5年以内であることが確認できる。担保が不要な貸出の貸出上限は最大30万元であり、貸出期限は5年以内であるが、中国農業銀行の良好な顧客でなければならないという条件がある。そのため、一般的な顧客がその貸出を利用することはできないと考えられる。

---

<sup>321</sup> (中国农业银行, 2014a)

<sup>322</sup> (中国农业银行, 2014b)

<sup>323</sup> (中国农业银行, 2016)

<sup>324</sup> (中国农业银行, 2014a)

<sup>325</sup> (中国农业银行, 2014b)

#### 4.1.5. まとめ

以上の確認から、中国における四大銀行の個人消費貸出の貸出条件について表 38 に整理する。

表 38. 中国における四大銀行の個人消費貸出の貸出条件の比較

個人貸出 項目名称	中国銀行		中国工商銀行		中国建設銀行		中国農業銀行		
	個人インター ネット消 費貸出 (中 銀 E 貸)	個人インター ネット循 環貸出 (个 人网络循环 贷款)	個人居住消 費貸出 (个 人家居消费 贷款)	個人文化消 費貸出 (个 人文化消费 贷款)	個人消費 貸出 (个 人消费贷 款)	住宅リフ ォーム貸 出 (家装 贷)	インター ネット便 利貸出 (网捷 贷)	給料貸出 (随薪 贷)	住宅リフ ォーム貸 出 (家装 贷)
年齢制限	18-65 歳	18-65 歳	18-65 歳	18-65 歳	18-60 歳	18-60 歳	-	18-60 歳	-
国籍	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国
貸出上限 額	30 万元	30 万元	100 万元	100 万元	200 万元	100 万元	30 万元	200 万元	50 万元
貸出期限 (上限)	1 年	1 年	10 年	10 年	5 年	5 年	5 年	5 年	10 年
担保	不要	必要	必要	必要	必要	必要	不要	必要	必要
担保方式	-	譲渡抵当, 質権, 信用 保証, 第三 者保証	譲渡抵当, 質権, 信用 保証, 第三 者保証, あ るいは複合 保証や部分 保証	譲渡抵当, 質権, 信用 保証, 第三 者保証, あ るいは複合 保証や部分 保証	譲渡抵 当, 質 権, 信用 保証	譲渡抵 当, 質 権, 信用 保証	-	譲渡抵 当, 質 権, 信用 保証	譲渡抵 当, 質 権, 信用 保証
信用記録 の要求	信用不良の 記録がない	信用不良の 記録がない	信用不良の 記録がない	信用不良の 記録がない	-	-	信用記録 が良好	信用記録 が良好	信用記録 が良好

出所：(中国銀行, 2016), (中国銀行, 2014), (中国工商银行, b), (中国工商银行, c), (中国建设银行, a), (中国建设银行, 2013), (中国农业銀行, 2016), (中国农业銀行, 2014a), (中国农业銀行, 2014b)に基づき筆者作成。

注：“-”の項目は、ウェブサイトにも明確に掲載されていない項目である。

表 38 から、中国における四大銀行の個人消費貸出の貸出条件について、6 つの特徴が確認できる。①18 歳から 60 歳や 65 歳までの年齢制限が設けている。借り手の年齢は生産年齢の範囲内に含まれており、返済能力の保証を理由に設定されていると考えられる。②中国国民のみに貸し出すこと。③貸出上限額については各銀行毎に設定額が異なり、最小 30 万元から最大 200 万元まで。④貸出期限についても各銀行毎に設定期間が異なり、最小 1 年から最大 10 年まで。⑤担保が必要である。担保不要の貸出項目も存在するが、その際、該当銀行の信用記録が良好であることや、該当銀行の住宅ローンを組んでいる顧客、給与支払顧客、VIP 顧客、住宅積立金の支払いがある顧客などの条件に該当する人のみが利用できる。⑥信用記録は良好であり、その他の金融機関での信用不良の記録がないことである。

上記に示した特徴から、中国における四大銀行で個人消費貸出の申請をする際に、担保を有することが重要であることが確認できる。そのため、担保になる資産を有していないと融資を受けることが困難であると考えられる。また、担保がない場合は、借り手の信用記録に信用不良の記録がないことが必要となる。つまり、借り手の返済の滞納が発生した場合、該当銀行を含め、その他の銀行から追加融資を受けることは困難であると考えられる。

本節では、中国の四大銀行である中国銀行、中国工商銀行、中国建設銀行、中国農業銀行の個人消費貸出条件の比較をおこなった。貸出上限があり、担保が必要であるということは、いつか貸出限界額に達し、追加融資が困難になることについて確認した。

このことから、前章において提示した「家計部門にとって、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることが困難」であるという前提が妥当であることが示された。

次に、中国における各所得階層別の家計収支の状況を確認し、どの所得階層が「金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることが困難」に該当するのか確認する。

次節では、中国における家計部門の年間黒字について所得階層別からその推移を確認する。

## 4.2. 所得階層別からみる中国における家計部門の年間黒字の推移

本節では、中国における家計部門の年間黒字について所得階層別にその推移を確認する。

『中国統計年鑑（中国統計年鑑）』による所得階層別のデータは、都市部についてのみ記載があり、農村部におけるデータは存在しない。また、『中国統計年鑑（中国統計年鑑）』には、中国における家計部門の都市部所得階層別の年間可処分所得と年間消費支出のデータが2012年まで掲載されたが、その後については、都市部所得階層別の年間消費支出のデータが掲載されていない。そこで、2013年から2018年までの都市部所得階層別の年間可処分所得と年間消費支出のデータを確認するため、各省が毎年発行する統計年鑑を確認する。各省の統計年鑑において都市部所得階層別のデータを掲載している省と掲載していない省が存在する。そのため、都市部所得階層別の年間可処分所得と年間消費支出のデータについて掲載の有無を省別に整理し、表39に示す。

表39から、2013年から2018年まで、中国全国の31の省・直轄市・自治区（香港・マカオ・台湾を除く）について、11省・1自治区の統計年鑑に都市部所得階層別のデータがあることが確認できる。データがある省・自治区は、①河北省、②遼寧省、③江蘇省、④安徽省、⑤江西省、⑥河南省、⑦湖北省、⑧広東省、⑨海南省、⑩四川省、⑪陝西省、⑫寧夏回族自治区である。

このうち、2013年から2018年まで所得階層別のデータについて確認できる省は、①河北省、②遼寧省、④安徽省、⑤江西省、⑦湖北省、⑨海南省、⑩四川省の10省である。

2013年のデータはないものの、2014年から2018年までの都市部所得階層別のデータがある省は③江蘇省、⑥河南省の2省である。2013年と2018年のデータはないものの、2014年から2017年まで都市部所得階層別のデータがある省は⑧広東省の1省である。2018年のデータはないものの、2013年から2017年まで都市部所得階層別のデータがある省は⑪陝西省の1省である。2017年と2018年のデータはないものの、2013年から2016年まで都市部所得階層別のデータがあるのは⑫寧夏回族自治区の1自治区である。

11省所得階層の分類基準については、低収入戸（20%）、中低収入戸（20%）、中等収入戸（20%）、中高収入戸（20%）、高収入戸（20%）を人口から5段階に区分している。寧夏回族自治区の所得階層の分類基準については、家計部門の調査世帯数を最低収入戸（10%）、低収入

戸（10%）、中低収入戸（20%）、中等収入戸（20%）、中高収入戸（20%）、高収入戸（10%）、最高収入戸（10%）の7段階に区分している。

上記の整理に基づき、中国における31の省・直轄市・自治区（香港・マカオ・台湾を除く）のうち、都市部所得階層別のデータを確認できる11省・1自治区について年間黒字の推移を分析する。

表 39. 2013 年から 2018 年まで中国の 31 省・直轄市・自治区（香港・マカオ・台湾を除く）、省別で都市部所得階層別のデータの有無

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
北京市	2013	2014	-	-	-	-
天津市	2013	-	-	-	-	-
河北省	2013	2014	2015	2016	2017	2018
山西省	-	-	-	-	-	-
内モンゴル自治区	-	-	-	-	-	-
遼寧省	2013	2014	2015	2016	2017	2018
吉林省	-	-	-	-	-	-
黒竜江省	-	-	-	-	-	-
上海市	2013	2014	-	-	-	-
江蘇省	-	2014	2015	2016	2017	2018
浙江省	2013	-	-	-	-	-
安徽省	2013	2014	2015	2016	2017	2018
福建省	2013	2014	-	-	-	-
江西省	2013	2014	2015	2016	2017	2018
山東省	-	-	-	-	-	-
河南省	-	2014	2015	2016	2017	2018
湖北省	2013	2014	2015	2016	2017	2018
湖南省	-	-	-	-	2017	2018
広東省	-	2014	2015	2016	2017	-
広西チワン族自治区	2013	-	-	-	-	-
海南省	2013	2014	2015	2016	2017	2018
重慶市	-	2014	2015	-	-	-
四川省	2013	2014	2015	2016	2017	2018
貴州省	-	-	-	-	-	-
雲南省	-	-	-	-	-	-
チベット自治区	-	-	-	-	-	-
陝西省	2013	2014	2015	2016	2017	-
甘肅省	2013	-	-	-	-	-
青海省	-	-	-	-	-	-
寧夏回族自治区	2013	2014	2015	2016	-	-
新疆ウイグル自治区	-	-	-	-	-	-

出所：河北省人民政府『河北经济年鉴』（2014-2019），辽宁省统计局『辽宁统计年鉴』（2014-2019），江苏省统计局・国家统计局江苏调查总队『江苏统计年鉴』（2014-2019），安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队『安徽统计年鉴』（2014-2019），江西省统计局・国家统计局江西调查总队『江西统计年鉴』（2014-2019），河南省统计局・国家统计局河南调查总队『河南统计年鉴』（2014-2019），湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019），广东省统计局・国家统计局广东调查总队『广东统计年鉴』（2014-2019），海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019），四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019），陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019），宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。

表 40. 2013 年から 2018 年まで中国における 11 省・1 自治区都市部の家計部門の調査世帯数（単位：世帯）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
河北省	-	-	-	-	-	-
遼寧省	-	-	-	-	-	-
江蘇省	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
安徽省	-	-	-	-	-	-
江西省	-	-	-	-	-	-
河南省	-	-	-	-	-	-
湖北省	1,718	3,060	3,073	3,053	3,031	3,489
広東省	7,795	7,825	7,972	8,154	8,082	7,900
海南省	720	720	720	720	720	990
四川省	-	-	-	-	-	-
陝西省	4,351	4,292	4,309	4,339	4,304	4,800
寧夏回族自治区	891	998	1,011	1,006	-	-

出所：江苏省统计局・国家统计局江苏调查总队『江苏统计年鉴』（2014-2019），湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019），广东省统计局・国家统计局广东调查总队『广东统计年鉴』（2014-2019），海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019），四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019），陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019），宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。

#### 4.2.1.11 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移

2013年から2018年までの期間について、中国の11省・1自治区における家計部門の年間可処分所得と年間消費支出のデータを確認した<sup>326</sup>。これに基づき、家計部門の年間黒字を算出し、その推移を確認する。これについて、表41に示す。

表41. 2013年から2018年まで中国の11省・1自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移（全省・自治区）（単位：元、倍）

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	拡大比 <sup>327</sup>
河北省	7,257	7,938	8,566	9,144	9,947	10,850	1.50
遼寧省	7,549	8,562	9,569	7,880	9,614	10,894	1.44
江蘇省	-	10,870	12,207	13,719	15,896	17,738	1.63
安徽省	6,829	8,731	9,702	9,550	10,900	12,870	1.88
江西省	8,022	9,167	9,768	10,978	11,954	13,059	1.63
河南省	-	7,488	8,421	9,145	10,136	10,885	1.45
湖北省	7,157	8,171	8,859	9,346	10,614	10,459	1.46
広東省	12,371	8,536	9,084	9,071	10,777	13,417	1.08
海南省	7,336	6,973	7,908	9,438	10,445	10,378	1.41
四川省	6,025	6,474	6,928	7,675	8,736	9,732	1.62
陝西省	5,947	6,820	7,956	9,071	10,422	-	1.75
寧夏回族自治区	6,512	6,068	6,202	6,789	-	-	1.04

出所：河北省人民政府『河北经济年鉴』（2014-2019）、辽宁省统计局『辽宁统计年鉴』（2014-2019）、江苏省统计局・国家统计局江苏调查总队『江苏统计年鉴』（2014-2019）、安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队『安徽统计年鉴』（2014-2019）、江西省统计局・国家统计局江西调查总队『江西统计年鉴』（2014-2019）、河南省统计局・国家统计局河南调查总队『河南统计年鉴』（2014-2019）、湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019）、广东省统计局・国家统计局广东调查总队『广东统计年鉴』（2014-2019）、海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019）、四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019）、陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019）、宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。

まず、表41に示すように、河北省都市部における家計部門の年間黒字は、2013年の7,257元から、2018年の10,850元まで1.50倍に拡大した。遼寧省都市部における家計部門の年間黒字は、2013年の7,549元から、2018年の10,894元まで1.44倍に拡大した。江蘇省都市部における家計部門の年間黒字は、2014年の10,870元から、2018年の17,738元まで1.63倍に拡大し

<sup>326</sup> 本論文で取り上げる2013年から2018年までの期間において、中国の11省・1自治区における家計部門の年間可処分所得、年間消費支出また年間黒字率のデータは付録4、付録5、付録6に参照すること。

<sup>327</sup> 河北省、遼寧省、安徽省、江西省、湖北省、広東省、海南省、四川省の拡大比は、2013年から2018年までの拡大比である。江蘇省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；河南省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；陝西省の拡大比は2013年から2017年までの拡大比である；寧夏回族自治区の拡大比は2013年から2016年までの拡大比である。



た。安徽省都市部における家計部門の年間黒字は、2013年の6,829元から、2018年の12,870元まで1.88倍に拡大した。江西省都市部における家計部門の年間黒字は、2013年の8,022元から、2018年の13,059元まで1.63倍に拡大した。河南省都市部における家計部門の年間黒字は、2014年の7,488元から、2018年の10,885元まで1.45倍に拡大した。湖北省都市部における家計部門の年間黒字は、2013年の7,157元から、2018年の10,459元まで1.46倍に拡大した。広東省都市部における家計部門の年間黒字は、2013年の12,371元から、2018年の13,417元まで1.08倍に拡大した。海南省都市部における家計部門の年間黒字は、2013年の7,336元から、2018年の10,378元まで1.41倍に拡大した。四川省都市部における家計部門の年間黒字は、2013年の6,025元から、2018年の9,732元まで1.62倍に拡大した。陝西省都市部における家計部門の年間黒字は、2013年の5,947元から、2017年の10,422元まで1.75倍に拡大した。寧夏回族自治区都市部における家計部門の年間黒字は、2013年の6,512元から、2016年の6,789元まで1.04倍に拡大した。

2013年から2018年までの期間において、11省・1自治区における家計部門の年間黒字は全て拡大した<sup>328</sup>。このうち、広東省都市部における年間黒字の拡大比1.08倍と寧夏回族自治区の1.04倍は最も低い。しかし、広東省の絶対値13,417元は江蘇省の17,738元を除けば、いずれの省をも上回っている。

このことから、各省における年間黒字は全て拡大しており、沿海部にある広東省と江蘇省の年間黒字は他の省を上回っていることが確認できる。

次に、2013年から2018年までの期間について、11省・1自治区都市部における低収入戸の家計部門の年間黒字の推移を確認する。なお、寧夏回族自治区については、前述のように、他の11省と違い、低収入戸（20%）をさらに区分し、低収入戸（10%）と最低収入戸（10%）にわかれている。そのため、最低収入戸（10%）についても取り扱う。これについて、表42に示す。

---

<sup>328</sup> 江蘇省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；河南省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；陝西省の拡大比は2013年から2017年までの拡大比である；寧夏回族自治区の拡大比は2013年から2016年までの拡大比である。

表 42. 2013 年から 2018 年まで中国の 11 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移  
(低収入戸，最低収入戸) (単位：元，倍)

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比 <sup>329</sup>
河北省低収入戸	1,239	1,896	1,146	1,141	-51	2,519	2.03
遼寧省低収入戸	182	321	1,676	7	750	-131	-1.72
江蘇省低収入戸	-	1,940	2,862	2,877	3,042	2,670	1.38
安徽省低収入戸	992	1,531	1,082	-644	-635	-2,069	-3.09
江西省低収入戸	3,332	3,033	3,881	4,279	3,284	1,253	0.38
河南省低収入戸	-	3,581	1,396	2,276	2,696	1,555	0.43
湖北省低収入戸	1,604	1,080	-714	-757	165	-2,695	-2.68
広東省低収入戸	-	1,718	1,987	977	2,081	-	1.21
海南省低収入戸	1,222	698	-333	915	-674	-959	-1.78
四川省低収入戸	1,130	-683	41	-1,912	-3,743	-2,462	-3.18
陝西省低収入戸	-645	623	1,153	1,329	1,500	-	3.33
寧夏回族自治区最低収入戸	-1,704	-3,336	-2,835	-3,548	-	-	-2.08
寧夏回族自治区低収入戸	2,287	26	653	-676	-	-	-1.30

出所：河北省人民政府『河北経済年鑑』(2014-2019)，遼寧省統計局『遼寧統計年鑑』(2014-2019)，江蘇省統計局・国家统计局江蘇調査总队『江蘇統計年鑑』(2014-2019)，安徽省統計局・国家统计局安徽調査总队『安徽統計年鑑』(2014-2019)，江西省統計局・国家统计局江西調査总队『江西統計年鑑』(2014-2019)，河南省統計局・国家统计局河南調査总队『河南統計年鑑』(2014-2019)，湖北省統計局・国家统计局湖北調査总队『湖北統計年鑑』(2014-2019)，广东省統計局・国家统计局广东調査总队『广东統計年鑑』(2014-2019)，海南省統計局・国家统计局海南調査总队『海南統計年鑑』(2014-2019)，四川省統計局・国家统计局四川調査总队『四川統計年鑑』，陝西省統計局・国家统计局陝西調査总队『陝西統計年鑑』(2014-2019)，寧夏回族自治区統計局・国家统计局寧夏調査总队『寧夏統計年鑑』(2014-2019) に基づき筆者作成。

表 42 に示すように，河北省都市部における低収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 1,239 元から，2018 年の 2,519 元まで 2.03 倍に拡大した。しかし，2014 年以降年間黒字は毎年減少し，2017 年の年間黒字はマイナスの-51 元となった。遼寧省都市部における低収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 182 元から，2017 年の 750 元まで拡大した。しかし，2018 年の年間黒字はマイナスに転じ，-131 元となった。江蘇省都市部における低収入戸の家計部門の年間黒字は，2014 年の 1,940 元から，2018 年の 2,670 元まで 1.38 倍に拡大した。安徽省都市部における低収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 992 元から，2015 年の 1,082 元まで増加した。しかし，その後 2016 年，2017 年，2018 年の年間黒字はマイナスになり，その絶対値についてもマイナスが拡大した。江西省都市部における低収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 3,332 元から，2018 年の 1,253 元まで 0.38 倍に減少した。河南省都市部における低収入戸

<sup>329</sup> 河北省，遼寧省，安徽省，江西省，湖北省，広東省，海南省，四川省の拡大比は，2013 年から 2018 年までの拡大比である。江蘇省の拡大比は 2014 年から 2018 年までの拡大比である；河南省の拡大比は 2014 年から 2018 年までの拡大比である；陝西省の拡大比は 2013 年から 2017 年までの拡大比である；寧夏回族自治区の拡大比は 2013 年から 2016 年までの拡大比である。

の家計部門の年間黒字は、2014年の3,581元から、2018年の1,555元まで0.43倍に減少した。湖北省都市部における低収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の1,604元から、2014年の1,080元に減少した。その後2015年、2016年、2018年の年間黒字がマイナスになり、その絶対値についてもマイナスが拡大した。広東省都市部における低収入戸の家計部門の年間黒字は、2014年の1,718元から、2017年の2,081元まで1.21倍に拡大した。海南省都市部における低収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の1,222元から2014年の698元に減少した。その後2015年、2017年、2018年の年間黒字はマイナスになり、その絶対値もマイナスが拡大した。四川省都市部における低収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年に1,130元であったが、その後2014年、2016年、2017年、2018年にマイナスになり、その絶対値もマイナスが拡大した。2015年については年間黒字がマイナスではないものの、わずか41元である。陝西省都市部における低収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年にマイナスの-645元であったが、その後は黒字に転じ、2017年の時点で1,500元まで拡大した。寧夏回族自治区最低収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の時点でマイナスの-1,704元であったが、2016年の-3,548元まで減少した。2013年、2014年、2015年、2016年の寧夏回族自治区都市部における最低収入戸の家計部門の年間黒字はすべてマイナスである。寧夏回族自治区都市部における低収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の2,287元以降、2016年の時点で-676元へとマイナスに転じた。

2013年から2018年までの期間において、11省・1自治区都市部における低収入戸・最低収入戸の家計部門の年間黒字は、マイナスになっている省が確認できる。それは、2017年の河北省低収入戸、2018年の遼寧省低収入戸、2016年から2018年までの安徽省低収入戸、2015年・2016年・2018年の湖北省低収入戸、2015年・2017年・2018年の海南省低収入戸、2014年・2016年・2017年・2018年の四川省低収入戸、2013年の陝西省低収入戸、2013年から2016年までの寧夏回族自治区最低収入戸、2016年の寧夏回族自治区低収入戸である。

つまり、それらの家計部門は、収入を上回る消費をする生活を送っていると考えられる。とくに寧夏回族自治区都市部における最低収入戸の家計部門の年間黒字率は2013年から2016年にかけて全てマイナスであり、その額が拡大している傾向がある。

次に、2013年から2018年までの期間について中国11省・1自治区都市部における中低収入戸の家計部門の年間黒字の推移を確認する。これについて、表43に示す。

表 43. 2013 年から 2018 年まで中国の 11 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移（中低収入戸）（単位：元，倍）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比 <sup>330</sup>
河北省中低収入戸	4,112	5,729	5,561	5,537	6,856	6,105	1.48
遼寧省中低収入戸	4,160	4,049	6,070	5,120	6,028	5,667	1.36
江蘇省中低収入戸	-	6,428	6,951	8,940	10,504	8,879	1.38
安徽省中低収入戸	4,005	5,207	5,668	4,918	6,337	6,587	1.64
江西省中低収入戸	6,209	6,287	7,041	7,574	8,746	6,141	0.99
河南省中低収入戸	-	2,976	4,604	5,895	6,300	5,822	1.96
湖北省中低収入戸	3,796	5,000	6,025	6,211	5,499	4,231	1.11
広東省中低収入戸	-	4,902	6,505	5,707	6,383	-	1.30
海南省中低収入戸	3,741	3,240	3,741	4,653	3,909	4,344	1.16
四川省中低収入戸	3,719	2,944	3,470	4,335	4,653	4,967	1.34
陝西省中低収入戸	2,942	4,498	3,417	4,620	5,345	-	1.82
寧夏回族自治区中低収入戸	4,456	2,438	1,635	2,206	-	-	0.50

出所：河北省人民政府『河北经济年鉴』（2014-2019），辽宁省统计局『辽宁统计年鉴』（2014-2019），江苏省统计局・国家统计局江苏调查总队『江苏统计年鉴』（2014-2019），安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队『安徽统计年鉴』（2014-2019），江西省统计局・国家统计局江西调查总队『江西统计年鉴』（2014-2019），河南省统计局・国家统计局河南调查总队『河南统计年鉴』（2014-2019），湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019），广东省统计局・国家统计局广东调查总队『广东统计年鉴』（2014-2019），海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019），四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019），陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019），宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。

表 43 に示すように，河北省都市部における中低収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 4,112 元から，2018 年の 6,105 元まで 1.48 倍に拡大した。遼寧省都市部における中低収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 4,160 元から，2018 年の 5,667 元まで 1.36 倍に拡大した。江蘇省都市部における中低収入戸の家計部門の年間黒字は，2014 年の 6,428 元から，2018 年の 8,879 元まで 1.38 倍に拡大した。安徽省都市部における中低収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 4,005 元から，2018 年の 6,587 元まで 1.64 倍に拡大した。江西省都市部における中低収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 6,209 元から，2018 年の 6,141 元まで 0.99 倍に減少した。河南省都市部における中低収入戸の家計部門の年間黒字は，2014 年の 2,976 元から，2018 年の 5,822 元まで 1.96 倍に拡大した。湖北省都市部における中低収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 3,796 元から，2018 年の 4,231 元まで 1.11 倍に拡大した。広東省都市

<sup>330</sup> 河北省，遼寧省，安徽省，江西省，湖北省，広東省，海南省，四川省の拡大比は，2013 年から 2018 年までの拡大比である。江蘇省の拡大比は 2014 年から 2018 年までの拡大比である；河南省の拡大比は 2014 年から 2018 年までの拡大比である；陝西省の拡大比は 2013 年から 2017 年までの拡大比である；寧夏回族自治区の拡大比は 2013 年から 2016 年までの拡大比である。

部における中低収入戸の家計部門の年間黒字は、2014年の4,902元から、2017年の6,383元まで1.30倍に拡大した。海南省都市部における中低収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の3,741元から、2018年の4,344元まで1.16倍に拡大した。四川省都市部における中低収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の3,719元から、2018年の4,967元まで1.34倍に拡大した。陝西省都市部における中低収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の2,942元から、2017年の5,345元まで1.82倍に拡大した。寧夏回族自治区都市部における中低収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の4,456元から、2016年の2,206元まで0.50倍に減少した。

2013年から2018年までの期間において、11省・1自治区の中低収入戸の家計部門の年間黒字は、江西省、寧夏回族自治区を除き全て拡大した<sup>331</sup>。このうち、江西省都市部における中低収入戸の年間黒字は2013年から2017年まで拡大しているが、2018年は2013年の水準まで減少した。寧夏回族自治区都市部における中低収入戸の年間黒字は2012年が最も高く、2013年から2015年まで減少傾向にあった。2015年は最も低かったが2016年には増加した。

これらのことから、中低収入戸の年間黒字については、内陸部にある江西省、寧夏回族自治区を除き全て拡大し、江西省、寧夏回族自治区の中低収入戸の家計は毎年の黒字が減少している状況が確認できる。

次に、2013年から2018年までの期間について中国11省・1自治区都市部における中等収入戸の家計部門の年間黒字の推移を確認する。これについて、表44に示す。

---

<sup>331</sup> 江蘇省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；河南省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；広東省の拡大比は2014年から2017年までの拡大比である；陝西省の拡大比は2013年から2017年までの拡大比である；寧夏回族自治区の拡大比は2013年から2016年までの拡大比である。

表 44. 2013 年から 2018 年まで中国の 11 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移（中等収入戸）（単位：元，倍）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比 <sup>332</sup>
河北省中等収入戸	7,455	7,414	8,532	8,915	10,673	7,080	0.95
遼寧省中等収入戸	6,343	6,884	9,053	7,569	8,484	8,930	1.41
江蘇省中等収入戸	-	8,464	9,765	11,891	13,901	13,739	1.62
安徽省中等収入戸	5,384	7,119	8,991	8,008	10,285	11,595	2.15
江西省中等収入戸	6,872	9,317	10,086	11,027	12,144	10,999	1.60
河南省中等収入戸	-	8,144	7,683	7,714	7,948	8,827	1.08
湖北省中等収入戸	7,277	7,939	8,654	9,312	10,048	9,392	1.29
広東省中等収入戸	-	7,972	8,327	9,119	10,205	-	1.28
海南省中等収入戸	6,390	5,711	7,037	7,574	9,106	7,137	1.12
四川省中等収入戸	5,469	6,101	7,143	7,486	8,215	9,406	1.72
陝西省中等収入戸	5,989	5,909	8,764	8,573	9,568	-	1.60
寧夏回族自治区中等収入戸	5,989	6,104	5,567	6,154	-	-	1.03

出所：河北省人民政府『河北经济年鉴』（2014-2019），辽宁省统计局『辽宁统计年鉴』（2014-2019），江苏省统计局・国家统计局江苏调查总队『江苏统计年鉴』（2014-2019），安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队『安徽统计年鉴』（2014-2019），江西省统计局・国家统计局江西调查总队『江西统计年鉴』（2014-2019），河南省统计局・国家统计局河南调查总队『河南统计年鉴』（2014-2019），湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019），广东省统计局・国家统计局广东调查总队『广东统计年鉴』（2014-2019），海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019），四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019），陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019），宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。

表 44 に示すように，河北省都市部における中等収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 7,455 元から，2018 年の 7,080 元まで 0.95 倍に減少した。遼寧省都市部における中等収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 6,343 元から，2018 年の 8,930 元まで 1.41 倍に拡大した。江蘇省都市部における中等収入戸の家計部門の年間黒字は，2014 年の 8,464 元から，2018 年の 13,739 元まで 1.62 倍に拡大した。安徽省都市部における中等収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 5,384 元から，2018 年の 11,595 元まで 2.15 倍に拡大した。江西省都市部における中等収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 6,872 元から，2018 年の 10,999 元まで 1.60 倍に拡大した。河南省都市部における中等収入戸の家計部門の年間黒字は，2014 年の 8,144 元から，2018 年の 8,827 元まで 1.08 倍に拡大した。湖北省都市部における中等収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 7,277 元から，2018 年の 9,392 元まで 1.29 倍に拡大した。広東省都市

<sup>332</sup> 河北省，遼寧省，安徽省，江西省，湖北省，広東省，海南省，四川省の拡大比は，2013 年から 2018 年までの拡大比である。江蘇省の拡大比は 2014 年から 2018 年までの拡大比である；河南省の拡大比は 2014 年から 2018 年までの拡大比である；陝西省の拡大比は 2013 年から 2017 年までの拡大比である；寧夏回族自治区の拡大比は 2013 年から 2016 年までの拡大比である。

部における中等収入戸の家計部門の年間黒字は、2014年の7,972元から、2017年の10,205元まで1.28倍に拡大した。海南省都市部における中等収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の6,390元から、2018年の7,137元まで1.12倍に拡大した。四川省都市部における中等収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の5,469元から、2018年の9,406元まで1.72倍に拡大した。陝西省都市部における中等収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の5,989元から、2017年の9,568元まで1.60倍に拡大した。寧夏回族自治区都市部における中等収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の5,989元から、2016年の6,154元まで1.03倍に拡大した。

2013年から2018年までの期間において、11省・1自治区都市部における中等収入戸の家計部門の年間黒字は、河北省を除き全て拡大した<sup>333</sup>。このうち、河北省都市部における中等収入戸の年間黒字は2013年から2017年まで拡大しているが、2018年に減少に転じ、2013年の年間黒字を下回った。

これらのことから、中等収入戸の年間黒字については、全て拡大しているうちに、河北省の中等収入戸の年間黒字は2018年に減少している傾向がみられる。

次に、2013年から2018年までの期間について中国11省・1自治区都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字の推移を確認する。これについて、表45に示す。

---

<sup>333</sup> 江蘇省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；河南省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；広東省の拡大比は2014年から2017年までの拡大比である；陝西省の拡大比は2013年から2017年までの拡大比である；寧夏回族自治区の拡大比は2013年から2016年までの拡大比である。

表 45. 2013 年から 2018 年まで中国の 11 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移（中高収入戸）（単位：元，倍）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比 <sup>334</sup>
河北省中高収入戸	10,621	11,091	13,344	13,800	14,831	14,063	1.32
遼寧省中高収入戸	8,546	11,403	11,674	10,777	9,996	13,554	1.59
江蘇省中高収入戸	-	12,717	14,751	17,248	18,600	20,914	1.64
安徽省中高収入戸	8,456	11,484	13,544	13,407	14,403	17,380	2.06
江西省中高収入戸	10,231	11,001	10,861	14,824	15,218	18,829	1.84
河南省中高収入戸	-	6,069	12,029	11,747	13,769	13,366	2.20
湖北省中高収入戸	8,877	12,182	11,616	13,170	15,405	13,762	1.55
広東省中高収入戸	-	8,765	12,447	12,744	15,229	-	1.74
海南省中高収入戸	8,502	8,628	11,511	13,705	15,173	13,980	1.64
四川省中高収入戸	7,369	8,932	9,793	10,620	13,580	14,074	1.91
陝西省中高収入戸	9,721	9,960	11,213	13,184	14,951	-	1.54
寧夏回族自治区中高収入戸	10,190	7,944	10,094	12,527	-	-	1.23

出所：河北省人民政府『河北经济年鉴』（2014-2019），辽宁省统计局『辽宁统计年鉴』（2014-2019），江苏省统计局・国家统计局江苏调查总队『江苏统计年鉴』（2014-2019），安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队『安徽统计年鉴』（2014-2019），江西省统计局・国家统计局江西调查总队『江西统计年鉴』（2014-2019），河南省统计局・国家统计局河南调查总队『河南统计年鉴』（2014-2019），湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019），广东省统计局・国家统计局广东调查总队『广东统计年鉴』（2014-2019），海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019），四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019），陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019），宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。

表 45 に示すように，河北省都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 10,621 元から，2018 年の 14,063 元まで 1.32 倍に拡大した。遼寧省都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 8,546 元から，2018 年の 13,554 元まで 1.59 倍に拡大した。江蘇省都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字は，2014 年の 12,717 元から，2018 年の 20,914 元まで 1.64 倍に拡大した。安徽省都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 8,456 元から，2018 年の 17,380 元まで 2.06 倍に拡大した。江西省都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 10,231 元から，2018 年の 18,829 元まで 1.84 倍に拡大した。河南省都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字は，2014 年の 6,069 元から，2018 年の 13,366 元まで 2.20 倍に拡大した。湖北省都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 8,877 元から，2018 年の 13,762 元まで 1.55 倍に拡大し

<sup>334</sup> 河北省，遼寧省，安徽省，江西省，湖北省，広東省，海南省，四川省の拡大比は，2013 年から 2018 年までの拡大比である。江蘇省の拡大比は 2014 年から 2018 年までの拡大比である；河南省の拡大比は 2014 年から 2018 年までの拡大比である；陝西省の拡大比は 2013 年から 2017 年までの拡大比である；寧夏回族自治区の拡大比は 2013 年から 2016 年までの拡大比である。



た。広東省都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字は、2014年の8,765元から、2017年の15,229元まで1.74倍に拡大した。海南省都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の8,502元から、2018年の13,980元まで1.64倍に拡大した。四川省都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の7,369元から、2018年の14,951元まで1.91倍に拡大した。陝西省都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の9,721元から、2017年の14,951元まで1.54倍に拡大した。寧夏回族自治区都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の10,190元から、2016年の12,527元まで1.23倍に拡大した。

2013年から2018年までの期間において、11省・1自治区都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字は全て拡大した<sup>335</sup>。11省・1自治区都市部における中高収入戸の家計部門の年間黒字の絶対値も増加し、このうち、江蘇省都市部における中高収入戸の年間黒字の絶対値は2018年に2万元台を超えた。この額は年間黒字が1万元台の江蘇省以外の省・自治区を上回っている。

これらのことから、中高収入戸の年間黒字については全て拡大しているうちに、沿海部にある江蘇省が他の省より上回っているといえる。

次に、2013年から2018年までの期間について中国11省・1自治区都市部における高収入戸・自治区の家計部門の年間黒字の推移を確認する。なお、寧夏回族自治区について、前述のように、他の11省と違い、高収入戸（20%）をさらに区分し、高収入戸（10%）と最低収入戸（10%）にわけている。そのため、最高収入戸（10%）についても取り扱う。これについて、表46に示す。

---

<sup>335</sup> 江蘇省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；河南省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；広東省の拡大比は2014年から2017年までの拡大比である；陝西省の拡大比は2013年から2017年までの拡大比である；寧夏回族自治区の拡大比は2013年から2016年までの拡大比である。

表 46. 2013 年から 2018 年まで中国の 11 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移（高収入戸，最高収入戸）（単位：元，倍）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	拡大比 <sup>336</sup>
河北省高収入戸	16,985	18,080	19,328	22,156	23,432	31,656	1.86
遼寧省高収入戸	21,200	23,348	23,246	18,416	25,726	30,352	1.43
江蘇省高収入戸	-	29,550	31,055	32,524	38,841	52,034	1.76
安徽省高収入戸	18,649	22,108	23,751	28,282	30,210	39,162	2.10
江西省高収入戸	16,553	20,245	20,616	23,131	25,677	36,077	2.18
河南省高収入戸	-	29,845	21,535	23,194	25,231	32,226	1.08
湖北省高収入戸	17,815	19,378	24,127	24,455	27,631	33,207	1.86
広東省高収入戸	-	23,518	20,415	22,376	25,862	-	1.10
海南省高収入戸	22,607	21,692	22,728	27,064	33,201	35,751	1.58
四川省高収入戸	15,554	19,789	17,935	20,135	27,088	30,736	1.98
陝西省高収入戸	15,274	16,958	19,657	22,846	26,722	-	1.75
寧夏回族自治区高収入戸	8,613	16,284	13,306	14,785	-	-	1.72
寧夏回族自治区最高収入戸	22,484	28,493	26,819	29,518	-	-	1.31

出所：河北省人民政府『河北经济年鉴』（2014-2019），辽宁省统计局『辽宁统计年鉴』（2014-2019），江苏省统计局・国家统计局江苏调查总队『江苏统计年鉴』（2014-2019），安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队『安徽统计年鉴』（2014-2019），江西省统计局・国家统计局江西调查总队『江西统计年鉴』（2014-2019），河南省统计局・国家统计局河南调查总队『河南统计年鉴』（2014-2019），湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019），广东省统计局・国家统计局广东调查总队『广东统计年鉴』（2014-2019），海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019），四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019），陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019），宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。

表 46 に示すように，河北省都市部における高収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 16,985 元から，2018 年の 31,656 元まで 1.86 倍に拡大した。遼寧省都市部における高収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 21,200 元から，2018 年の 30,352 元まで 1.43 倍に拡大した。江蘇省都市部における高収入戸の家計部門の年間黒字は，2014 年の 29,550 元から，2018 年の 52,034 元まで 1.76 倍に拡大した。安徽省都市部における高収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 18,649 元から，2018 年の 39,162 元まで 2.10 倍に拡大した。江西省都市部における高収入戸の家計部門の年間黒字は，2013 年の 16,553 元から，2018 年の 36,077 元まで 2.18 倍に拡大した。河南省都市部における高収入戸の家計部門の年間黒字は，2014 年の 29,845 元から，2018 年の 32,226 元まで 1.08 倍に拡大した。湖北省都市部における高収入戸の家計部門の

<sup>336</sup> 河北省，遼寧省，安徽省，江西省，湖北省，広東省，海南省，四川省の拡大比は，2013 年から 2018 年までの拡大比である。江蘇省の拡大比は 2014 年から 2018 年までの拡大比である；河南省の拡大比は 2014 年から 2018 年までの拡大比である；陝西省の拡大比は 2013 年から 2017 年までの拡大比である；寧夏回族自治区の拡大比は 2013 年から 2016 年までの拡大比である。

年間黒字は、2013年の17,815元から、2018年の33,207元まで1.86倍に拡大した。広東省都市部における高収入戸の家計部門の年間黒字は、2014年の23,518元から、2017年の25,862元まで1.10倍に拡大した。海南省都市部における高収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の22,607元から、2018年の35,751元まで1.58倍に拡大した。四川省都市部における高収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の15,554元から、2018年の30,736元まで1.98倍に拡大した。陝西省都市部における高収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の15,274元から、2017年の14,785元まで1.75倍に拡大した。寧夏回族自治区都市部における高収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の8,613元から、2016年の14,784.77元まで1.72倍に拡大した。寧夏回族自治区都市部における最高収入戸の家計部門の年間黒字は、2013年の22,484元から、2016年の29,518元まで1.31倍に拡大した。

2013年から2018年までの期間において、11省・1自治区都市部における高収入戸・最高収入戸の家計部門の年間黒字は全て拡大した<sup>337</sup>。11省・1自治区の年間黒字の絶対値も拡大し、このうち、江蘇省都市部における高収入戸の年間黒字の絶対値は最も高く、2018年に5万元台を超えた。

これらのことから、高収入戸の年間黒字について全て拡大しているうちに、沿海部にある江蘇省が他の省より上回っているといえる。

上記に示した、各省における都市部所得階層別の年間消費支出の検討からは以下について指摘できる。

2013年から2018年までの期間において、11省・1自治区における家計部門の年間黒字は全体的に全て拡大した<sup>338</sup>。しかし、所得階層別の検討からは年間黒字がマイナスの階層があることが確認できる。最低収入戸・低収入戸の階層では、マイナスになっている省がある。これらの階層では、収入を超えた消費をしている生活を送っていると考えられる。とくに寧夏回族自治区都市部における最低収入戸の家計部門の年間黒字率は2013年から2016年まで全てマイナスであり、そのマイナスが拡大している傾向が確認できる。中等収入戸の階層について、河北省を除き全ての省において年間黒字が拡大した。中低収入戸、中高収入戸、高収入戸・最高収入戸の階層において全て年間黒字が拡大した。

これらのことから、各省における都市部所得階層別の年間黒字については、最低収入戸・低収入戸の階層では、マイナスになっている省がある。これらの階層では、収入を超えた消費をしている生活を送っていると考えられる。それ以外の階層の年間黒字は全て拡大し、収入を超えていない消費をしている生活を送っているといえる。

家計部門の年間黒字がマイナスの階層は、前節の分析した銀行系融資の基準に満たすことができないため、銀行系融資を受けることが困難であると考えられる。これらの階層が、第3章

---

<sup>337</sup> 江蘇省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；河南省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；広東省の拡大比は2014年から2017年までの拡大比である；陝西省の拡大比は2013年から2017年までの拡大比である；寧夏回族自治区の拡大比は2013年から2016年までの拡大比である。

<sup>338</sup> 江蘇省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；河南省の拡大比は2014年から2018年までの拡大比である；陝西省の拡大比は2013年から2017年までの拡大比である；寧夏回族自治区の拡大比は2013年から2016年までの拡大比である。

で分析した「金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることは困難である」という状況にはならない。そのため、これらの階層は借金が必要となる時に、銀行系融資ではなく、直接非銀行系融資へ利用する可能性があると考えられる。それらの階層は中国の家計部門にどのような規模で存在することを確認するため、次節では、家計部門の年間黒字がマイナスの階層が家計部門の全体に占める割合について分析をおこなう。

#### 4.2.2.11 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字がマイナスの階層の割合

本節では、家計部門の年間黒字がマイナスの階層が家計部門の全体に占める割合について分析をおこなう。

前節でのべたように、2013年から2018年までの期間において、11省・1自治区のうちに、河北省、遼寧省、安徽省、湖北省、海南省、四川省、陝西省、寧夏回族自治区都市部の家計部門の最低収入戸・低収入戸の階層は、年間黒字がマイナスであることが確認した。そこで、それらの階層の世帯数の占める割合を確認し、年間黒字がマイナスである世帯数を概算する。

前述のように、本論文で取り上げる11省所得階層の分類基準については、低収入戸（20%）、中低収入戸（20%）、中等収入戸（20%）、中高収入戸（20%）、高収入戸（20%）の5段階に区分している。寧夏回族自治区の所得階層の分類基準については、家計部門の調査世帯数を最低収入戸（10%）、低収入戸（10%）、中低収入戸（20%）、中等収入戸（20%）、中高収入戸（20%）、高収入戸（10%）、最高収入戸（10%）の7段階に区分している。

上記の7省・1自治区の総世帯数については、『中国統計年鑑（中国統計年鑑）』（2014-2019年）から算出できる。7省・1自治区都市部のうちに家計部門の最低収入戸・低収入戸の世帯数は、それぞれの総世帯数の20%であり、表47のように該当する。また、7省・1自治区都市部の家計部門の最低収入戸・低収入戸の世帯数が全国の都市部の世帯数に占める割合は、表48のように示す。

中国の広い国土状況から、地域別の差異が生じる可能性がある。そのため、7省・1自治区の最低収入戸・低収入戸のうち、年間黒字がマイナスとなる世帯の推移からでは、中国全土の状況を説明しにくいと考えられる。その制限に留意し、以下の検討をおこなう。

表42で示したように、2013年から2018年までの期間において、中国7省・1自治区都市部における家計部門の最低収入戸・低収入戸の年間黒字がマイナスとなるのは、①2017年の河北省、②2018年の遼寧省、③2016年、2017年、2018年の安徽省、④2015年、2016年、2018年の湖北省、⑤2015年、2017年、2018年の海南省、⑥2014年、2016年、2017年、2018年の四川省、⑦2013年の陝西省、⑧2013年、2014年、2015年、2016年の寧夏回族自治区である。

以上の年間黒字がマイナスとなる各年の家計部門の最低収入戸・低収入戸の世帯数の7省・1自治区都市部の総世帯数に占める割合を表48のように示す。2013年から2018年までの期間において、中国7省・1自治区都市部における家計部門の最低収入戸・低収入戸の年間黒字がマイナスとなる世帯数の7省・1自治区都市部の総世帯数に占める割合は、2013年の2.34%から2018年の15.78%まで増加し、拡大している傾向がみられる。

年間黒字がマイナスとなる世帯は、銀行系融資からの借入が困難であるとおもわれる。それらの世帯は、非銀行系融資と直結する可能性があると考えられる。

したがって、前章で検討した「金融機関の債務返済が滞っている家計部門が同一融資先から追加融資を受けることは困難であり、それらが非銀行系融資へ利用する可能性がある」とのべたが、本節で検討した年間黒字がマイナスである世帯は、もとより銀行系融資からの借入が困難であるとおもわれる。それらの世帯は、非銀行系融資と直結する可能性があると考えられる。そのうえ、年間黒字がマイナスとなる世帯が7省・1自治区総世帯数に占める割合は中国全国に占める割合が少数であるが、2013年から2018年までの期間において、それらの世帯が、非銀行系融資を拡大させた可能性があると考えられる。

そのため、本論文では、「金融機関の債務返済が滞っている家計部門が同一融資先から追加融資を受けることは困難であり、それらが非銀行系融資へ利用する可能性がある」ということが非銀行系融資を増大させる主な原因とおもわれるが、非銀行系融資と直結する可能性がある年間黒字がマイナスである世帯も拡大しつつあり、すでに無視できなくなっていたと考えられる。

非銀行系融資を増大させる主な原因とおもわれる年間黒字がマイナスである以外の所得階層は、どのような貸出状況になっているのか。それを振り返って確認するため、次節では、年間黒字がプラスである所得階層の貸出状況を推計する。

表 47. 2013 年から 2018 年まで中国全国および 7 省・1 自治区都市部における家計部門の最低収入戸・低収入戸の世帯数（単位：世帯）<sup>339</sup>

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
河北省	2, 228, 740	2, 282, 023	2, 318, 401	2, 447, 496	2, 566, 377	2, 710, 429
遼寧省	2, 118, 963	2, 230, 106	2, 103, 110	2, 155, 357	2, 208, 659	2, 306, 265
安徽省	1, 881, 212	1, 920, 198	1, 889, 528	1, 948, 786	2, 104, 935	2, 198, 138
湖北省	2, 109, 709	2, 140, 925	2, 127, 481	2, 187, 531	2, 295, 140	2, 331, 992
海南省	264, 342	268, 015	272, 492	276, 370	301, 188	305, 383
四川省	2, 636, 755	2, 789, 828	2, 542, 535	2, 696, 144	2, 847, 199	2, 979, 127
陝西省	1, 273, 778	1, 294, 953	1, 265, 582	1, 290, 341	1, 390, 804	-
寧夏回族自治区	213, 102	223, 049	226, 436	239, 821	-	-
合計	12, 726, 601	13, 149, 097	12, 745, 565	13, 241, 846	13, 714, 302	12, 831, 334

出所：（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2014』，2014），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2015』，2015），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2016』，2016），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2017』，2017），（国家统计局，『中国统计年鉴 2018』，2018），（国家统计局，『中国统计年鉴 2019』，2019），河北省人民政府『河北经济年鉴』（2014-2019），辽宁省统计局『辽宁统计年鉴』（2014-2019），安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队『安徽统计年鉴』（2014-2019），湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019），海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019），四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019），陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019），宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。

注：太字表示欄は年間黒字がマイナスの世帯である。

<sup>339</sup> 11 省・1 自治区の世帯数は、『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』（2014-2019 年）の世帯数サンプル調査から算出された。2013 年から 2018 年までのサンプル抽出比は 0.0822%，0.0822%，1.55%，0.0837%，0.0824%，0.0820%である。算出された総世帯数が各省・自治区の都市・農村人口比率を利用して各省・自治区の都市部世帯数を推計する。各省・自治区の都市・農村人口比率は付録 7 に参照すること。

表 48. 2013 年から 2018 年まで中国 7 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字がマイナスである省・自治区の世帯数，7 省・1 自治区都市部総世帯数に占める割合，11 省・1 自治区都市部総世帯数に占める割合の推移（単位：世帯，％）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
年間黒字がマイナスである省・自治区の世帯数の合計	1,486,880	3,012,877	2,626,409	7,072,282	7,819,699	10,120,905
7 省・1 自治区都市部における家計部門の総世帯数	63,633,009	65,745,483	63,727,825	66,209,232	68,571,511	64,156,672
11 省・1 自治区都市部における家計部門の総世帯数	122,073,680	125,294,117	122,642,630	127,652,520	134,566,558	139,332,729
年間黒字がマイナスである省・自治区の世帯数の合計 対 7 省・1 自治区都市部における家計部門の総世帯数	2.34%	4.58%	4.12%	10.68%	11.40%	15.78%
年間黒字がマイナスである省・自治区の世帯数の合計 対 11 省・1 自治区都市部における家計部門の総世帯数	1.22%	2.40%	2.14%	5.54%	5.81%	7.26%

出所：河北省人民政府『河北经济年鉴』（2014-2019），辽宁省统计局『辽宁统计年鉴』（2014-2019），安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队『安徽统计年鉴』（2014-2019），湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019），海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019），四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019），陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019），宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。

#### 4.3. 所得階層別からみる中国における年間黒字がプラスである階層の貸出状況

本節では，2013 年から 2018 年までの期間において，非銀行系融資を増大させる主な原因として考えられる年間黒字がプラスである階層の貸出状況について分析をおこなう。年間黒字がマイナスである階層を除いたその他の階層の最大貸出額と金融機関消費貸出残高の比較を提示することにより，中国における銀行系金融機関が家計部門に対する融資状況を概算する。

まず，中国における家計部門の一世帯あたり金融機関消費貸出残高を確認する。前述の表 28 を加え，家計部門の一世帯あたり金融機関消費貸出残高を算出する。

表 49. 中国における家計部門の金融機関消費貸出残高，総世帯数，一世帯あたり金融機関消費貸出残高の推移（単位：十億元，十億世帯，元/世帯）<sup>340</sup>

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
総世帯数	0.45	0.46	0.43	0.44	0.46	0.46
家計部門の金融機関消費貸出残高	12,982	15,376	18,962	25,059	31,530	37,801
家計部門の一世帯あたりの金融機関消費貸出残高	28,702	33,698	43,767	56,524	69,247	81,863

出所：（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2014』，2014），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2015』，2015），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2016』，2016），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2017』，2017），（国家统计局，『中国统计年鉴 2018』，2018），（国家统计局，『中国统计年鉴 2019』，2019），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010年，2011），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2011年，2012），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2012年，2013），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2013年，2014），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2014年，2015a），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2015年，2016），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2016年，2017），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2017年，2018），（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表 2018年，2019）に基づき筆者作成。

表 49 に示されたように，中国における家計部門一世帯あたり金融機関消費貸出残高は，2013年の 28,702 十億元から 2018年の 81,863 十億元まで拡大していることがみられる。

次に，家計部門の年間黒字の全額が借入金返済に使用することを仮定すると，家計部門の中低収入戸，中等収入戸，中高収入戸，高収入戸・最高収入戸の最大借入可能額は概算できる。表 41 を基にし，2013年から 2018年まで最低収入戸・低収入戸を除いた 11 省・1 自治区都市部の家計部門の年間黒字は，表 50 に示す。

前述の 4.1 で中国における四大銀行の個人消費貸出の項目を整理した。前述の表 38 で整理した貸出項目のうち，最大貸出期間が 5 年である項目は最も多い。そのため，家計部門の消費貸出期間を 5 年に仮定する。

以上の仮定を踏まえ，2013年から 2018年まで最低収入戸・低収入戸を除いた 11 省・1 自治区都市部の家計部門の一世帯あたり最大借入可能額を概算する。概算方法として，まず，表 50 で示した 11 省・1 自治区都市部の家計部門の年間黒字を基にして各年の 11 省・1 自治区都市部の家計部門の年間黒字の平均値を算出する。次に，仮定した 5 年の最大貸出期間を 11 省・1 自治区都市部の家計部門の年間黒字の平均値と相乗し，2013年から 2018年まで最低収入戸・低収入戸を除いた 11 省・1 自治区都市部の家計部門の一世帯あたり最大借入可能額を概算する。

そこで，家計部門の一世帯あたり金融機関消費貸出残高との比較をおこない，表 51 に示す。

<sup>340</sup> 総世帯数は，『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』（2014-2019年）の世帯数サンプル調査から算出された。2013年から 2018年までのサンプル抽出比は 0.0822%，0.0822%，1.55%，0.0837%，0.0824%，0.0820%である。



表 50. 2013 年から 2018 年まで最低収入戸・低収入戸を除いた 11 省・1 自治区都市部の家計部門の年間黒字の推移（単位：元/世帯）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
河北省	9,071	9,923	10,708	11,430	12,434	13,563
遼寧省	9,436	10,703	11,961	9,850	12,018	13,618
江蘇省	-	13,588	15,259	17,149	19,870	22,173
安徽省	8,536	10,914	12,128	11,938	13,625	16,088
江西省	10,028	11,459	12,210	13,723	14,943	16,324
河南省	-	9,360	10,526	11,431	12,670	13,606
湖北省	8,946	10,214	11,074	11,683	13,268	13,074
広東省	15,464	10,670	11,355	11,339	13,471	16,771
海南省	9,170	8,716	9,885	11,798	13,056	12,973
四川省	7,531	8,093	8,660	9,594	10,920	12,165
陝西省	7,434	8,525	9,945	11,339	13,028	-
寧夏回族自治区	8,140	7,585	7,753	8,486	-	-

出所：河北省人民政府『河北经济年鉴』（2014-2019），辽宁省统计局『辽宁统计年鉴』（2014-2019），江苏省统计局・国家统计局江苏调查总队『江苏统计年鉴』（2014-2019），安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队『安徽统计年鉴』（2014-2019），江西省统计局・国家统计局江西调查总队『江西统计年鉴』（2014-2019），河南省统计局・国家统计局河南调查总队『河南统计年鉴』（2014-2019），湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019），广东省统计局・国家统计局广东调查总队『广东统计年鉴』（2014-2019），海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019），四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019），陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019），宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。

表 51. 2013 年から 2018 年まで最低収入戸・低収入戸を除いた 11 省・1 自治区都市部の家計部門の一世帯あたり最大借入可能額の推移（単位：元/世帯）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
家計部門の年間黒字の平均値	9,376	9,979	10,955	11,646	13,573	15,035
11 省・1 自治区都市部の家計部門の一世帯あたり最大借入可能額	46,878	49,895	54,776	58,232	67,864	75,176
家計部門の一世帯あたり金融機関消費貸出残高	28,702	33,698	43,767	56,524	69,247	81,863

出所：河北省人民政府『河北经济年鉴』（2014-2019），辽宁省统计局『辽宁统计年鉴』（2014-2019），江苏省统计局・国家统计局江苏调查总队『江苏统计年鉴』（2014-2019），安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队『安徽统计年鉴』（2014-2019），江西省统计局・国家统计局江西调查总队『江西统计年鉴』（2014-2019），河南省统计局・国家统计局河南调查总队『河南统计年鉴』（2014-2019），湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019），广东省统计局・国家统计局广东调查总队『广东统计年鉴』（2014-2019），海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019），四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019），陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019），宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。

表 51 で示したように，2013 年から 2018 年までの期間において，中国における家計部門の一世帯あたり最大借入可能額と 11 省・1 自治区都市部の一世帯あたり金融機関消費貸出残高の比較により，2 つの時期があることがみられる。第 1 期は，2013 年から 2016 年までの期間であり，第 2 期は，2017 年から 2018 年までの期間である。

第 1 期では，家計部門の一世帯あたり金融機関消費貸出残高が 11 省・1 自治区都市部の家計部門の一世帯あたり最大借入可能額を超えていないことがみられる。2013 年から 2016 年まで，中国における家計部門の一世帯あたり金融機関消費貸出残高は，2013 年の 28,702 元/世帯から，2016 年の 56,524 元/世帯まで拡大していたが，この期間において，11 省・1 自治区都市部の家計部門の一世帯あたり最大借入可能額より下回っていることがみられる。つまり，2013 年から 2016 年まで，中国の 11 省・1 自治区都市部の家計部門は，最大借入可能額を超えない貸出をおこなっており，貸出額を増加させる余力が持っている。したがって，中国の家計部門は，さらに借入を拡大させたい時に，非銀行系融資へ利用する可能性が考えられる。

第 2 期では，中国の金融機関は，家計部門の最大借入可能額を超えて貸出をおこなっていることがみられる。中国における家計部門の一世帯あたり金融機関消費貸出残高は 2017 年の 69,247 元/世帯に達し，2018 年さらに 81,863 元/世帯に増加した。つまり，この時期において，中国の金融機関は 11 省・1 自治区都市部の家計部門に対してオーバーローンをおこなっているといえよう。後述のように，2016 年 8 月に中国当局が非銀行系融資である融資型クラウドファンディングに制限をかけていた。そのため，2017 年から 2018 年まで，中国の家計部門は，銀行系融資への利用を再度増やしたことが考えられる。

このように、中国における家計部門は、2013年から2016年まで、11省・1自治区都市部の一世帯あたり最大借入可能額に達していないため、さらに追加融資をおこなう時に、非銀行系融資へ利用する可能性が生じていると考えられる。

#### 4.4. まとめ

本章では、中国における非銀行系融資の拡大について分析をおこなった。第3章でのべたように、家計部門にとって、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることが困難であると考えられる。そのため、中国の家計部門は、非銀行系融資を利用する可能性があると考えられ、その仮説を用いて検証をおこなった。

第1節では、中国における四大銀行である中国銀行、中国工商銀行、中国建設銀行、中国農業銀行の個人消費貸出の条件を比較した。その結果、中国における四大銀行の個人消費貸出について、銀行が規定された基準に満たさなければ、あるいは担保がなければ、銀行からの借入が困難であることが示された。また、銀行貸出の返済滞納者に対して、その他の金融機関も含めて追加融資が困難であることが示された。

このことから、銀行からの借入が困難である人々や銀行貸出の返済滞納者に対して、非銀行系融資を利用する可能性があると考えられる。そのため、第2節ではそれらの人々について所得階層から特定した。

第2節では、中国における都市部家計部門の所得階層別の年間黒字について確認をおこなった。『中国統計年鑑（中国統計年鑑）』には、中国における家計部門の都市部所得階層別の年間可処分所得と年間消費支出のデータが2012年まで掲載されたが、その後は掲載されていない。そこで、2013年から2018年までの都市部所得階層別の年間消費支出のデータを確認するため、各省が毎年発行する統計年鑑を確認する。各省の統計年鑑において都市部所得階層別の年間可処分所得と年間消費支出のデータが掲載の有無について省別に整理し、11省・1自治区の統計年鑑に都市部所得階層別のデータがあることが確認できた。中国における都市部家計部門の所得階層別の年間黒字の分析から、もとより銀行系融資からの借入が困難である年間黒字がマイナスである世帯は、非銀行系融資と直結する可能性があることが示された。

第3節では、2013年から2018年までの期間において、非銀行系融資を増大させる主な原因として考えられる年間黒字がプラスである階層の貸出状況について分析をおこなった。年間黒字がマイナスである階層を除いたその他の階層の最大借入可能額と金融機関消費貸出残高の比較から、中国における銀行系金融機関が家計部門に対する融資状況を概算した。その結果、2013年から2018年までの期間において、中国における家計部門の一世帯あたり最大借入可能額と一世帯あたり金融機関消費貸出残高の比較により、2つの時期があることが明らかとなった。

第1期は、2013年から2016年までの期間であり、家計部門の一世帯あたり金融機関消費貸出残高が家計部門の一世帯あたり最大借入可能額を超えていないことが確認できた。このことから、中国の家計部門は、さらに借入を拡大させたい際に、非銀行系融資を利用した可能性が示される。

第2期は、2017年から2018年までの期間であり、中国の金融機関は、11省・1自治区都市部の家計部門の最大借入可能額を超えて貸出をおこなっている。つまり、この時期において、中

国の金融機関は11省・1自治区都市部の家計部門に対してオーバーローンをおこなっていたと考えられる。2016年8月に中国当局が非銀行系融資である融資型クラウドファンディングに制限をかけた。中国の家計部門は、銀行系融資への利用を再度増加したと考えられる。そのため、2017年から2018年まで、中国の金融機関が11省・1自治区都市部の家計部門に対して一世帯当たり最大借入可能額を超えた貸出をおこなっていたと考えられる。

本章では、家計部門の各所得階層が非銀行系融資を利用する可能性が示されたものの、各所得階層が非銀行系融資を利用する明確な関連性について、本論文では捉えることができなかった。この点を留意し、次章の分析に進む。

第3章でのべたように、中国の家計部門において借入金返済が滞っている可能性が推察できた。家計部門にとって、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることが困難であると考えられる。また、もとより銀行系融資の基準に満たされない低所得者層も、銀行系融資からの借入が困難であると考えられる。それらの人々が非銀行系融資を利用した可能性が示された。この仮説を用いて、次章では、急激に拡大している非銀行系融資について検討をおこなう。

## 第5章 中国における融資型クラウドファンディングの発展要因

本章では、中国における非銀行系融資である融資型クラウドファンディングについて急成長を促した発展要因を考察する。

中国におけるクラウドファンディングの99%が融資型クラウドファンディングであり2010年から2018年までの期間において、融資型クラウドファンディング年間貸出純増額は2,569倍に急拡大した。2017年に融資型クラウドファンディング年間貸出純増額は世界の規模へと発達した。このように、急速に市場の拡大を遂げた非銀行系融資の融資型クラウドファンディングについて、その発展要因を検討する。

まず、第1節では、中国における非銀行系融資のマイクロクレジットと融資型クラウドファンディングの拡大について分析する。マイクロクレジットと融資型クラウドファンディングについて貸出残高の拡大を比較し、中国における融資型クラウドファンディングの発展が特異な状況にあったことを明らかにする。この確認から、中国における家計部門の資金源として、非銀行系融資の融資型クラウドファンディングを検討する必要性が示されると考えられる。

第2節では、中国における融資型クラウドファンディングを取り巻く環境について分析する。この分析から、中国における融資型クラウドファンディングの発展要因を明らかにする。

第3節では、融資型クラウドファンディングのシステム上の発展要因を考察する。中国における融資型クラウドファンディングとグループレンディングについてシステム上の相違点を明らかにするため、グループレンディング代表例として「グラミン銀行」について検討をおこなう。「グラミン銀行」のシステムと融資型クラウドファンディングのシステムを比較することにより、「グラミン銀行」と融資型クラウドファンディングのシステム上の相違点をのべる。

第4節では、中国における融資型クラウドファンディングのシステム上の発展要因を考察する。これについて、中国における融資型クラウドファンディングと伝統的な庶民金融システム「合会」のシステム上の類似点を検討する。

第5節では、中国における融資型クラウドファンディングと伝統的な庶民金融システム「合会」の比較から、中国における融資型クラウドファンディングのシステム上に存在する独自の発展要因についてのべる。

### 5.1. 非銀行系融資としたマイクロクレジットと融資型クラウドファンディングの拡大

本節では中国における非銀行系融資のうち、マイクロクレジットと融資型クラウドファンディングの状況について検討をおこなう。

#### 5.1.1. マイクロクレジットとは

2005年、中国当局は中国の三農（農村・農業・農家）と中小企業向けの資金供給不足を解消するため、マイクロクレジット企業の設立を試験的に開始した。当初は、山西省、四川省、貴州省、陝西省、内モンゴル自治区の4省・1自治区を試験地域としてマイクロクレジット企業の7社が設立された。その後、これらの地域において試験が順調に進んだことから、他の地域にも試験が拡大した。

2008年5月、中国当局はマイクロクレジットに関する法律「マイクロクレジット企業の試行に関する指導意見（关于小额贷款公司试点的指导意见）」を公表した。この制定により、マイクロクレジット企業の法的根拠が示され、正式に設立することが可能となった。同法では、マイクロクレジット企業の性質を「自然人、企业法人、その他の社会組織が投資して設立し、公衆の預貯金を吸収せず、小額貸出業務を經營する有限責任会社や株式有限会社である<sup>341</sup>」と規定されている。この規定によると、マイクロクレジット企業は預貯金の業務をおこなわず、貸出業務のみをおこない、資金元は出資側のみにある。登録資本金について有限責任会社は最低500万元であり、株式有限会社は最低1,000万元から最大2億元までである。その営業範囲については、所在省（区、市）の管轄下の県まで展開することができると示される。

図7に、同法に基づく中国におけるマイクロクレジット企業の仕組みについて示す。

図7に示すように、融資について、借り手は借入の申請と必要な情報をマイクロクレジット企業に提出する。マイクロクレジット企業は審査をおこない、その審査の結果として借り手に融資することを決定する。融資後、借り手はマイクロクレジット企業に資金を返済する。

法規制によって公的に承認されたマイクロクレジットは、2008年以降非銀行系融資として発展する。その発展状況について第3項で確認する。

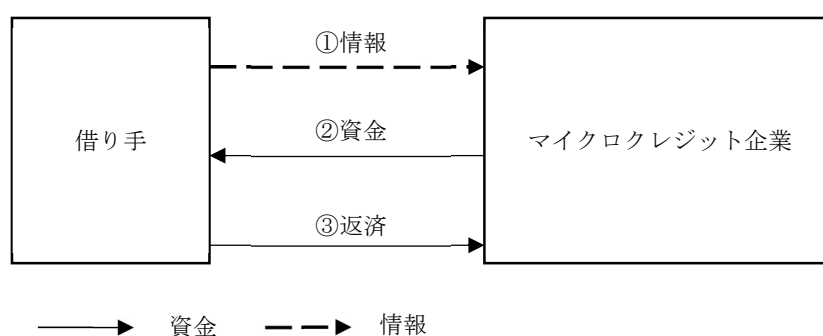


図7. 中国におけるマイクロクレジットの仕組み

出所：筆者作成。

### 5.1.2. 融資型クラウドファンディングとは

融資型クラウドファンディングとは、個人および企業がインターネット上のプラットフォームを通じて不特定多数の人から資金を調達する仕組みを指す<sup>342</sup>。まず、資金を必要とする個人や企業は資金用途や金利、返済期間などをプラットフォーム上にプロジェクトとして掲載する。その後、貸し手はプロジェクトの情報を勘案して投資する<sup>343</sup>。融資後、借り手はプラットフォームに資金を返済し、貸し手は将来の利息に合わせて元本を回収する。

2007年6月に、中国初の融資型クラウドファンディングプラットフォーム「拍拍貸」

<sup>341</sup> 原文 「小额贷款公司是由自然人、企业法人与其他社会组织投资设立，不吸收公众存款，经营小额贷款业务的有限责任公司或股份有限公司」

<sup>342</sup> (佐藤, 2017, p. 2)

<sup>343</sup> (竹内, 2015, p. 5)

(PaiPaiDai) が成立してから 10 年以上が経過した。しかし、2016 年 8 月融資型クラウドファンディングに対する規制法「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」が制定される以前、中国において融資型クラウドファンディングに関する法律および規制は存在していなかった。そのため、プラットフォームは「中華人民共和国民法通則（中华人民共和国民法通则）」、「中華人民共和国物権法（中华人民共和国物权法）」、「中華人民共和国担保法（中华人民共和国担保法）」、「中華人民共和国契約法（中华人民共和国契约法）」、「中華人民共和国民事訴訟法（中华人民共和国民事诉讼法）」、「中華人民共和国刑事訴訟法（中华人民共和国刑事诉讼法）」などの関連法に準拠し事業をおこなっていた<sup>344</sup>。2016 年 8 月以前の融資型クラウドファンディングの仕組みを図 8 に示す。

図 8 に示すように、借り手は借金需要をプラットフォームに申請し、プラットフォームが審査をおこなう。この審査において基準を満たしたものにおいて融資プロジェクトとしてウェブサイトに公開する。これに対し、貸し手は融資プロジェクトの公開情報を確認した後、プラットフォームに資金を提供する。プラットフォームは借り手と貸し手の需要をマッチングさせ、取引が成立する。中国における融資型クラウドファンディングの発展状況について第 3 項で確認する。

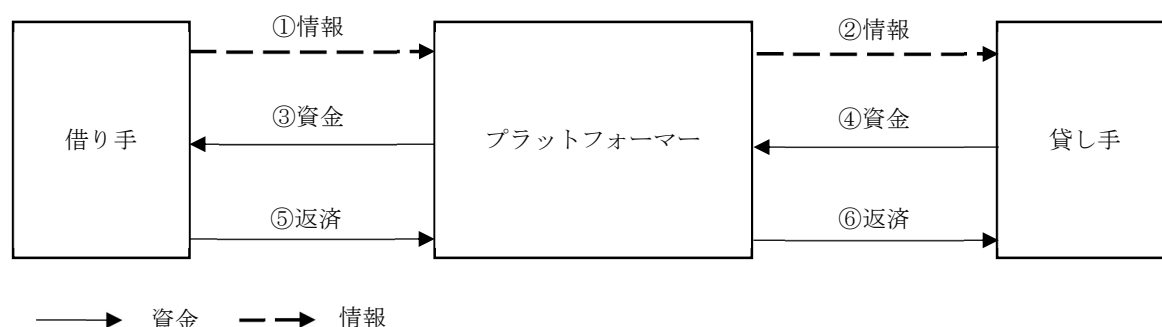


図 8. 中国における融資型クラウドファンディングの仕組み

出所：(王・徐, 『2014 中国网络借贷行业蓝皮书』, 2015) に基づき筆者作成。

### 5. 1. 3. マイクロクレジット, 融資型クラウドファンディングの貸出残高の推移

本項では、非銀行系融資についてマイクロクレジットと融資型クラウドファンディングの発展状況を貸出残高の推移から確認する。これについて、表 52 に示す。

表 52 に示すように、2010 年から 2018 年までの期間において、マイクロクレジットと融資型クラウドファンディングはともに貸出残高が拡大した。しかし、拡大比について比較した際、マイクロクレジットの貸出残高が 4.84 倍に拡大したことにに対し、融資型クラウドファンディングは 13,149 倍と極めて大規模に拡大している。

絶対値に着目した際、2010 年から 2013 年までの期間、マイクロクレジットの貸出残高は 198 十億元から 918 十億元まで拡大した。しかし、2013 年以降その拡大が鈍化する。2013 年の 918

<sup>344</sup> 最高人民法院 (2015) 「最高人民法院關於審理民間借貸案件適用法律若干問題的規定」

十億元から2018年の955十億元までの拡大はわずか1.04倍である。対して、融資型クラウドファンディングの貸出残高は2010年に0.06十億元から、ピークの2017年の1,225十億元までその規模を極めて大きく拡大した。

前節に示したように、2010年から2018年までの期間において、中国の家計部門の金融機関消費貸出残高は5.03倍に拡大した。このうち、家計部門の金融機関短期消費貸出残高は9.17倍に急拡大している。

このことから、マイクロクレジットが家計部門の急拡大した資金需要を満したとはいえない。つまり、マイクロクレジットによる家計部門の資金元としての効果は限定的であると考えられる。それに対して、融資型クラウドファンディングは13,149倍に拡大し、2017年時点の貸出残高はマイクロクレジットの貸出残高を上回る。

このことから、中国における家計部門の資金源として、融資型クラウドファンディングについて検討する必要があるが示される。これについて、次節で詳細に検討する。

表 52. 2010年から2018年までマイクロクレジット、融資型クラウドファンディングの貸出残高の推移（単位：十億元、倍）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	拡大比： 2018年 /2010年
マイクロクレジット	198	391	592	918	942	941	927	980	955	4.84
融資型クラウドファンディング	0.06	1.20	5.60	27	104	440	816	1,225	789	13,149

出所：（中国金融年鉴杂志社，『中国金融年鉴2011』，2011），（中国金融年鉴杂志社，『中国金融年鉴2012』，2012），（中国金融年鉴杂志社，『中国金融年鉴2013』，2013），（中国金融年鉴杂志社，『中国金融年鉴2014』，2014），（中国金融年鉴杂志社，『中国金融年鉴2015』，2015），（中国金融年鉴杂志社，『中国金融年鉴2016』，2016），（中国金融年鉴杂志社，『中国金融年鉴2017』，2017），（中国金融年鉴杂志社，『中国金融年鉴2018』，2018），（中国金融年鉴杂志社，『中国金融年鉴2019』，2019），（王・徐，『2013中国网络借贷行业蓝皮书』，2014），（王・徐，『2014中国网络借贷行业蓝皮书』，2015），（王・徐，『2015中国网络借贷行业蓝皮书』，2016），（王・徐，『2016中国网络借贷行业蓝皮书』，2017），（王・徐，『2017中国网络借贷行业蓝皮书』，2018），（网贷之家）に基づき筆者作成。

## 5.2. 中国における融資型クラウドファンディングの発展

### 5.2.1. クラウドファンディングとは

「クラウドファンディング (Crowdfunding)」という用語は、英語の「Crowd (群衆)」と「Funding (資金調達)」を組み合わせた造語であり、個人および企業がインターネット上のプラットフォームを通じて不特定多数の人から資金を調達する仕組みを指すと定義される<sup>345</sup>。この「クラウドファンディング」という言葉自体は新しいものであるが、多数の人たちから資金

<sup>345</sup> (佐藤, 2017, p. 2)



を調達する仕組みは、昔から存在している原始的な構造であり、とくに目新しいものであるとは考えられない。例えば、親戚や友達からお金を集めて開業すること、子供の海外留学の学費を親戚や友達からお金を調達すること、さらに借り手が金銭や物品など各種の形で貸し手に返済することもクラウドファンディングに近似した仕組みと考えられる。

クラウドファンディングに近似する世界的に有名な事例は、「自由の女神像」の台座建設のための募金である。1885年、ニューヨークで新聞「ザ・ワールド」の発行をしていたジョセフ・ピューリッツァーが、ニューヨーク市民に女神像の台座をつくるための資金を寄付するよう呼びかけた。寄付金は102,000ドルにも達し女神像の台座が作られたが、集められた資金の8割は1ドル以下の寄付によるものだった<sup>346</sup>。このように、インターネットがなかった時代には、「新聞」などのメディアが募金のプラットフォームであった。また、現在のインターネットを通じた資金調達の始まりは、1990年代にアメリカのインターネットサイトの運営者が無名のアーティストの活動資金を、インターネットを駆使し、寄付の形で集めたことといわれている<sup>347</sup>。

クラウドファンディングについて、英国では2014年に金融行為規制機構 FCA (Financial Conduct Authority) が規制を導入し、その類型を明示した。それに基づくと、クラウドファンディングは次の表 53 に示すように4つに分類される<sup>348</sup>。

表 53. クラウドファンディングの分類

	寄付型	報酬型	投資型	融資型
概念	主に公益のための寄付で投資に対して利息や商品などのリターンがないもの	貸し手が出資し、それに応じたリターンとして、将来サービスや商品を受け取ることができるもの	貸し手が社債や株式の購入により、企業に投資するもの	貸し手が将来の利息に合わせて元本を回収するもの
対価	なし	サービスや商品	自社の株式、社債	金利
使用例	災害の復興資金の調達環境保護の資金の調達、文化財保存・維持資金の調達など	中小企業による新製品開発の資金調達、映画製作のための資金調達や本の出版のための資金調達など	企業創立に際する初期エクイティ募集	ビジネス目的だけではなく、結婚資金、自動車購入資金、学費など多種多様なプロジェクト

出所：(Financial Conduct Authority, 2014)に基づき筆者作成。

#### (1) 寄付型

寄付型は、主に公共的、福祉的なサービスなど公益のための寄付であり、投資に対して金銭的な見返りや商品などのリターンがないものとして、災害の復興資金の調達、環境保護の資金の調達、文化財保存・維持資金の調達などの目的で利用される。一般的な寄付プロジェクトに違いはないが、寄付型クラウドファンディングは、インターネットを利用することで、プロジェクトを世間に広く周知させ、より多くの資金を集めることが可能となる。

<sup>346</sup> (Haas, P., Blohm, I., & Leimeister, J.M., 2014, p. 2)

<sup>347</sup> (佐藤, 2017, p. 2)

<sup>348</sup> (Financial Conduct Authority, 2014, p. 10)

## (2) 報酬型

報酬型は、企画者が貸し手から提供された資金を元にプロジェクトを実施し、そのプロジェクトに関するサービスや商品の完成後、貸し手の出資に応じたリターンとしてそのサービスや商品を貸し手に提供するものである。

報酬型を利用する借り手の目的は、中小企業による新製品開発の資金調達、映画製作のための資金調達、音楽製作のための資金調達、本の出版のための資金調達などが考えられる。

企業としては、商品やサービスのイメージを提示し、プロジェクトを実施するための資金を得ると同時に、資金調達の進展状況から市場の反応を把握することができる。資金調達の成功を条件に商品の製造やサービスの提供をおこなう点は、ある意味予約販売という形に類似している。予約販売は、完成した商品を対象とした、マーケティングの手段の1つであるが、報酬型のクラウドファンディングは、未成熟な製品を対象に、自分のアイディアを貸し手に共感することを求めている<sup>349</sup>。すなわち、貸し手は各プロジェクトに共感を持つことがあれば、投資するという仕組みである。

## (3) 投資型

投資型は、インターネット上のプラットフォームを通じて、企業が非上場株式を発行することにより、多くの人から少額の資金を集め、自社の株式をリターンとして貸し手に渡すことである。それを通じて、創業時の初期エクイティの募集が可能となる。

## (4) 融資型

融資型は、資金を必要とする個人や企業が資金用途や金利、返済期間などをプラットフォーム上のプロジェクトとして掲載し、貸し手はプロジェクトの情報を勘案して投資するものであり<sup>350</sup>、貸し手が将来の利息に合わせて元本を回収するものである。その目的は、ビジネス目的に限られず、結婚資金、自動車購入資金、学費など多種多様である。

融資型クラウドファンディングはP2P レンディングやP2P ファイナンスとも呼ばれる。P2Pとは元々コンピューター用語Peer to Peerの略であり、インターネット上の複数の端末間で通信をおこなう方式の1つである。コンピューター同士が対等に通信をおこなう特徴は、クラウドファンディングと類似性を有している。個人や法人がプラットフォームを通じて貸し手から資金を集め、事業開始、もしくはプロジェクト開始のための融資をおこない、事前に決めた金利、返済期間にしたがって貸し手に返済する。

### 5.2.2. クラウドファンディングの発展状況

クラウドファンディングといえば「キックstarter<sup>351</sup>」といった報酬型タイプが広く知られている。しかし、表54に示すように、報酬型に分類される「キックstarter」は、その割合が減少傾向にあり、2014年では8.33%しか占めていない<sup>352</sup>。世界のクラウドファンディング規模

<sup>349</sup> (三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室, 2016, p. 3)

<sup>350</sup> (竹内, 2015, p. 5)

<sup>351</sup> 「キックstarter」とは、アメリカで2009年に設立された企業であり、自社のサイトにおいてプロジェクトに向けてクラウドファンディングによる資金調達をおこなう手段を提供している。

<sup>352</sup> (Massolution, 2015, p. 56)

の70%近くが融資型である。

表 54. 2011 年から 2014 年まで世界のクラウドファンディングの類型別の規模（単位：万ドル，%）

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
融資型	55,490	119,000	344,000	1,108,000
	(59.82%)	(55.90%)	(43.40%)	(31.70%)
その他	82,610	150,800	263,700	514,000
	(40.18%)	(44.10%)	(56.60%)	(68.30%)
合計	138,100	269,800	607,700	1,622,000
	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)

出所：(Massolution, 2013), (Massolution, 2015)に基づき筆者作成。

この融資型の拡大の背景には、表 55 に示すように、中国におけるクラウドファンディングの約 99%が融資型であることから、中国のクラウドファンディングの急成長が大きく影響していると考えられる。

表 55. 2015 年から 2017 年まで中国におけるクラウドファンディングの類型別の年間貸出純増（単位：十億元，%）

	2015 年	2016 年	2017 年
融資型	982	2,064	2,805
	(98.85%)	(98.92%)	(99.22%)
その他	11	22	22
	(1.15%)	(1.08%)	(0.78%)
合計	993	2,086	2,827
	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)

出所：(袁・楊・陳, 『中国众筹行业发展报告 2016』, 2016), (王・徐, 『2013 中国网络借贷行业蓝皮书』, 2014), (王・徐, 『2014 中国网络借贷行业蓝皮书』, 2015), (王・徐, 『2015 中国网络借贷行业蓝皮书』, 2016), (王・徐, 『2016 中国网络借贷行业蓝皮书』, 2017), (王・徐, 『2017 中国网络借贷行业蓝皮书』, 2018), (网贷之家)に基づき筆者作成。

中国の融資型クラウドファンディングの年間貸出純増は 2015 年の 982 十億元から 2017 年には 2,805 十億元まで成長した。いずれの年においても、融資型クラウドファンディングのクラウドファンディング全体に対する割合は 99%前後を占めている。加えて、その 99%前後を占めている中国の融資型クラウドファンディングは短期間に猛烈なスピードかつ加速度的に成長している。表 56 に示すように、2010 年の中国の融資型クラウドファンディングの年間貸出純増はわずか 0.70 十億元であった。しかし、2017 年の 2,805 十億元まで 8 年間で約 4,000 倍に拡大した。中国の融資型クラウドファンディングの年間貸出純増の成長とともに、中国の社会融資規模純増に対する比率もますます高まっており、2010 年の 0.005%に対して、2017 年には既に 14.426%にまで達している。

表 56. 中国における融資型クラウドファンディングの年間貸出純増対社会融資規模純増に対する比率の推移（単位：十億元，％）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
融資型クラウドファンディングの年間貸出純増	0.70	3.10	21	85	253	982	2,064	2,805	1,798
社会融資規模純増	14,019	12,829	15,763	17,317	15,876	15,406	17,816	19,445	19,258
融資型クラウドファンディングの年間貸出純増対社会融資総額純増に対する比率	0.005%	0.024%	0.133%	0.491%	1.594%	6.374%	11.585%	14.426%	9.336%

出所：（王・徐，『2013 中国网络借贷行业蓝皮书』，2014），（王・徐，『2014 中国网络借贷行业蓝皮书』，2015），（王・徐，『2015 中国网络借贷行业蓝皮书』，2016），（王・徐，『2016 中国网络借贷行业蓝皮书』，2017），（王・徐，『2017 中国网络借贷行业蓝皮书』，2018），（网贷之家），（中国人民银行金融稳定分析小组，『中国金融稳定报告 2010』，2010），（中国人民银行金融稳定分析小组，『中国金融稳定报告 2011』，2011），（中国人民银行金融稳定分析小组，『中国金融稳定报告 2012』，2012），（中国人民银行金融稳定分析小组，『中国金融稳定报告 2013』，2013），（中国人民银行金融稳定分析小组，『中国金融稳定报告 2014』，2014），（中国人民银行金融稳定分析小组，『中国金融稳定报告 2015』，2015），（中国人民银行金融稳定分析小组，『中国金融稳定报告 2016』，2016），（中国人民银行金融稳定分析小组，『中国金融稳定报告 2017』，2017），（中国人民银行金融稳定分析小组，『中国金融稳定报告 2018』，2018）に基づき筆者作成。

以上，クラウドファンディングについて4つの分類に基づき整理した。前述のように，2017年時点で中国においてクラウドファンディングの99%以上を融資型クラウドファンディングが占める。そこで，以降では，FCA の分類に基づいて「融資型クラウドファンディング」を中国のクラウドファンディングの代表例として検討する。

次項では，急成長した中国の融資型クラウドファンディングについて，その仕組みを検討する。

### 5.2.3. 融資型クラウドファンディングの仕組み

本項では，中国の融資型クラウドファンディングの仕組みについて検討をおこなう。

前述のように，2007年6月に，中国初の融資型クラウドファンディングプラットフォーム「拍拍貸」(PaiPaiDai)が成立した。しかし，2016年8月「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」が制定される以前，中国において融資型クラウドファンディングに関する法規制が存在していなかった。「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」制定以前の融資型クラウドファンディングの仕組みについて5.1.2の図8に示した。

図 8 に示したように、「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」制定以前の融資型クラウドファンディングの仕組みは、まず、借り手は融資プロジェクトの情報をプラットフォームに申請する。次に、プラットフォームは借り手の提出した各種の情報について審査をおこなう。審査において基準を満たしたものを融資プロジェクトとしてプラットフォームのウェブサイト公開する。

これに対し、貸し手はプラットフォームのウェブサイトを通じて、各種の融資プロジェクトの公開情報を閲覧する。

貸し手は投資したいプロジェクトを確認した後、プラットフォームに資金を提供する。そこで、プラットフォームが借り手と貸し手の需要をマッチングさせ、取引が成立する。

しかし、こうした仕組みには、大きなデメリットがある。それは、全ての流れがプラットフォームに集中するという点である。

融資型クラウドファンディングに関する法規制が制定される以前のシステムでは、借り手と貸し手の資金や情報などは全てプラットフォームを経由する。プラットフォームは借り手と貸し手の資金を管理し、元本と収益率の担保サービスの提供もできる。そのため、借り手が債務不履行になれば、事実上、プラットフォームがその返済責任を負うことになる。

また、プラットフォームが借り手と貸し手の資金を管理するため、資金の悪用や資金詐欺などの悪質業者を生み出す可能性がある。そのため、プラットフォームが自ら偽のプロジェクトを掲載し、そのプロジェクトを通じて集金することも可能である。そのような混乱した市場環境において無秩序に融資型クラウドファンディングが増大した、この状況において、問題のあるプラットフォーム<sup>353</sup>の認知件数も急速に増加した。有名な事例は、2015年に起った「e租宝」事件<sup>354</sup>である。「e租宝」は、偽融資プロジェクトを高収益率でウェブサイトに掲載し、新たな借り手から集めた資金を過去の偽融資プロジェクトに返済するという典型的なネズミ講<sup>355</sup>であり、2015年12月に当局から調査を受けて閉鎖した。

こうした事例を踏まえ、2016年に融資型クラウドファンディングに関する専門的な法律規制が制定され、監督管理体制が整備された市場へと改善が目指された。さらに、2017年2月に「インターネット貸借資金委託管理業務手引（网络借贷资金存管业务指引）」が発表され、プラットフォームの資金委託管理業務が詳細に規定された。「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」と「インターネット貸借資金委託管理業務手引（网络借贷资金存管业务指引）」では、借り手、貸し手、資金委託管理機構、プラットフォームのそれぞれの概念、責任、業務内容などが明確に規定され、中国の融資型

<sup>353</sup> 問題のあるプラットフォームとは、(王・徐, 2017, pp. 66-67)によれば、夜逃げ、現金を引き下せない、経済犯罪捜査介入などの違法行為があるプラットフォームであり、貸し手の利益に損害を与えているものである。

<sup>354</sup> (新华社, 2016)

<sup>355</sup> ネズミ講とは、1978年日本で制定された「無限連鎖講の防止に関する法律」の第二条において、「金品（財産権を表彰する証券又は証書を含む）を出えんする加入者が無限に増加するものとして、先に加入した者が先順位者、以下これに連鎖して段階的に二以上の倍率をもって増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者となり、順次先順位者が後順位者を出えんする金品から自己の出えんした金品の価額又は数量を上回る価額又は数量の金品を受領することを内容とする金品の配当組織をいう」と定義されている。

クラウドファンディングの仕組みはそれらの法律規制によって図9のように再編された。

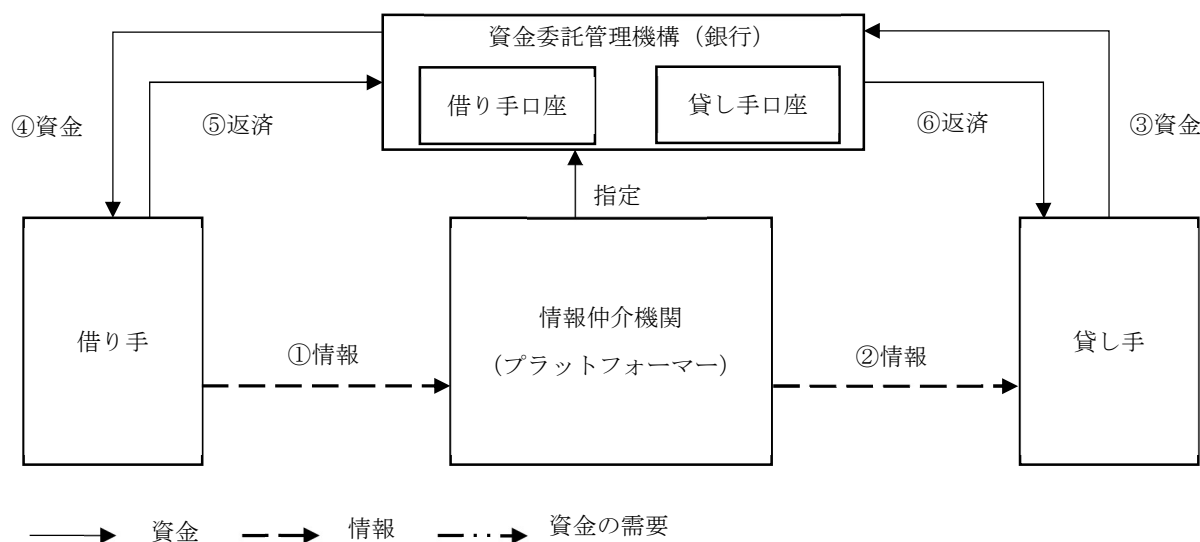


図9. 「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」が導入後の中国の融資型クラウドファンディングの仕組み

出所：（王・徐、『2014 中国网络借贷行业蓝皮书』, 2015), (中国银行业监督管理委员会, 「网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法」, 2016) に基づき筆者作成。

「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」では融資型クラウドファンディングについて、インターネットの場を通じた、個人対個人の直接貸借であり、その貸借の場を提供するプラットフォームは貸し手に担保の提供をおこなわず、単に情報仲介機構としての役割にとどまることが明確に規定された。

また、「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」が規定した「条件を満たす銀行業金融機構」とは、銀行などがプラットフォームの資金委託管理機構として資金委託管理業務をおこない、プラットフォーム、借り手と貸し手の資金をそれぞれの口座に分けて管理する。借り手と貸し手の資金を銀行が別々に管理することが義務付けられたため、プラットフォームは資金に直接手を出せなくなった。そのため、プラットフォームが法規制を遵守する限り、資金の悪用、詐欺などの行為は不可能となった。借り手と貸し手は自己責任で貸借リスクを担っていることが明確に規定され、貸し手にとって、融資型クラウドファンディングプラットフォームでおこなった貸出は自己責任の投資活動となった。

「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」の規定により、情報仲介機関として運営するプラットフォームは、融資プロジェクトの事前の審査が完了すれば、借り手の債務不履行時に、プラットフォームが返済責任を負わないと規定された。さらに、プラットフォームは、元本・収益率の保証を提供する

ことが禁止された。

したがって、プラットフォーマーは、その業務において貸し手にどのように信頼性のある投資プロジェクトを提供するかが課題となる。しかし、法規制においては、前述のように、プラットフォーマーは「元本・収益を保証する」といった担保を提供することが禁止されており、情報仲介機関としての機能に過ぎない。そこで、プラットフォーマーは第三者保証会社を通じて、投資プロジェクトに担保を付ける形式が主流となった。借り手の債務不履行時、第三者保証会社が借り手に代わり債務を返済する形式である。このように、プラットフォーマー自身が元本・収益率を保証できなくとも、第三者保証会社を通じて、投資プロジェクトに担保を付けることにより、貸し手に元本・収益率の保証を提供していた。

これらを踏まえ、次項では、中国における融資型クラウドファンディングの急成長の発展要因を探るべく、その仕組みを明確にし、既存の金融システムである銀行との比較を通じて、中国の融資型クラウドファンディングの急成長の発展要因を明らかにする。

#### 5.2.4. 融資型クラウドファンディングの発展要因

本項では、中国における融資型クラウドファンディングの急成長の発展要因を明らかにする。

融資型クラウドファンディングの仕組みは、インターネットという媒介を経由しなければ成立できない。そこで、融資型クラウドファンディングが依拠するインターネットやインターネット支払の普及率について確認する。

表 57、表 58 に示したように、中国のインターネットの普及率は 2007 年から 2018 年にかけての期間に急増している。表 59、表 60 で示したように、融資型クラウドファンディングが依拠するインターネットやインターネット支払もこの十数年間で急速に普及している。

2007 年のインターネットの利用者数は 21,000 万人、インターネットの普及率は 16.00%であったのに対し、2018 年にはインターネットの利用者数が 82,851 万人になり、インターネットの普及率は既に過半数を上回る 59.60%に急増している。また、中国では、低価格スマートフォンの普及により、一般の携帯電話利用者に対して携帯インターネットへの切り替えが促進された。これを背景として、表 57、表 58 に示すように、携帯インターネット利用者数は 2007 年にはわずか 5,040 万人、携帯インターネット利用者対インターネット利用者全体に占める割合は 24.00%であったのに対して、2018 年には携帯インターネット利用者数が 81,698 万人、携帯インターネット利用者対インターネット利用者全体に占める割合が 98.60%と大幅に上昇している。それに伴い、インターネット支払利用者数と携帯インターネット利用者数も毎年増加している。これについて表 59 に示す。

表 57. 中国におけるインターネット利用者数、携帯インターネット利用者数の推移（単位：万人）

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
インターネット利用者数	21,000	29,800	38,400	45,730	51,310	56,400	61,758	64,875	68,826	73,125	77,198	82,851
携帯インターネット利用者数	5,040	11,760	23,344	30,274	35,558	41,997	50,006	55,678	61,981	69,531	75,265	81,698

出所：（中国互连网络信息中心，2008），（中国互连网络信息中心，2009），（中国互连网络信息中心，2010），（中国互连网络信息中心，2011），（中国互连网络信息中心，2012），（中国互连网络信息中心，2013），（中国互连网络信息中心，2014），（中国互连网络信息中心，2015），（中国互连网络信息中心，2016），（中国互连网络信息中心，2017），（中国互连网络信息中心，2018），（中国互连网络信息中心，2019）のデータに基づき筆者作成。

表 58. 中国におけるインターネットの普及率及び携帯インターネット利用者のインターネット利用者全体に対する比率の推移（単位：％）

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
インターネットの普及率	16.00	22.60	28.90	34.30	38.30	42.10	45.80	47.90	50.30	53.20	55.80	59.60
携帯インターネット利用者のインターネット利用者全体に対する比率	24.00	39.50	60.80	66.20	69.30	74.50	81.00	85.80	90.10	95.10	97.50	98.60

出所：（中国互连网络信息中心，2008），（中国互连网络信息中心，2009），（中国互连网络信息中心，2010），（中国互连网络信息中心，2011），（中国互连网络信息中心，2012），（中国互连网络信息中心，2013），（中国互连网络信息中心，2014），（中国互连网络信息中心，2015），（中国互连网络信息中心，2016），（中国互连网络信息中心，2017），（中国互连网络信息中心，2018），（中国互连网络信息中心，2019）のデータに基づき筆者作成。



表 59. 中国におけるのインターネット支払利用者数, 携帯インターネット支払利用者数の推移  
(単位: 万人)

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
インターネット支払利用者数	3,318	5,200	9,406	13,719	16,676	22,065	26,020	30,431	41,618	47,450	53,110	60,040
携帯インターネット支払利用者数	-	-	-	2,543	3,058	5,531	12,548	21,739	35,771	46,920	52,703	58,339

出所: (中国互连网络信息中心, 2008), (中国互连网络信息中心, 2009), (中国互连网络信息中心, 2010), (中国互连网络信息中心, 2011), (中国互连网络信息中心, 2012), (中国互连网络信息中心, 2013), (中国互连网络信息中心, 2014), (中国互连网络信息中心, 2015), (中国互连网络信息中心, 2016), (中国互连网络信息中心, 2017), (中国互连网络信息中心, 2018), (中国互连网络信息中心, 2019)のデータに基づき筆者作成。

表 60. インターネット支払利用者数のインターネット利用者全体に対する比率及び携帯インターネット支払利用者数の携帯インターネット利用者全体に対する比率の推移 (単位: %)

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
インターネット支払利用者数のインターネット利用者全体に対する比率	15.80	17.60	24.50	30.00	32.50	39.10	42.10	46.90	60.50	64.90	68.80	71.40
携帯インターネット支払利用者数の携帯インターネット利用者全体に対する比率	-	-	-	8.40	8.60	13.20	25.10	39.00	57.70	67.50	70.00	72.50

出所: (中国互连网络信息中心, 2008), (中国互连网络信息中心, 2009), (中国互连网络信息中心, 2010), (中国互连网络信息中心, 2011), (中国互连网络信息中心, 2012), (中国互连网络信息中心, 2013), (中国互连网络信息中心, 2014), (中国互连网络信息中心, 2015), (中国互连网络信息中心, 2016), (中国互连网络信息中心, 2017), (中国互连网络信息中心, 2018), (中国互连网络信息中心, 2019)のデータに基づき筆者作成。

表 59, 表 60 に示すように, インターネット支払利用者数は 2007 年には 3,318 万人, インターネット支払利用者数対インターネット利用者全体に占める割合は 15.80%に過ぎない, 2010 年にはインターネット支払利用者数が 13,719 万人, インターネット支払利用者数対インターネット利用者全体に占める割合が 30.00%へと増加した。2018 年にはインターネット支払利用者数が 60,040 万人, インターネット支払利用者数のインターネット利用者全体に対する比率が 71.40%と大きく増加している。2010 年から登場した携帯インターネット支払利用者数の携帯インターネット利用者全体に対する比率が 8.40%であったのに対して, 2018 年にはその割合が 72.50%となっていることが確認できる。

このことから、パソコンからモバイル端末の利用へとアクセス手段の転換がみられる。インターネットに接続できれば、どこでも支払いができるため、営業所などにわざわざ足を運ぶ必要がなくなった。そのため、インターネットおよび携帯インターネット支払の普及がなければ、インターネットプラットフォームを経由する融資型クラウドファンディングはここまで成長することはなかったと考えられる。つまり、「インターネットの普及」が中国における融資型クラウドファンディングの発展の前提条件として考えられる。

次に、中国と日本の比較から確認する。中国の融資型クラウドファンディングの急成長と異なり、日本では中国のような融資型クラウドファンディングの爆発的成長がみられない。2018年時点の、日本のクラウドファンディング融資額は、同期中国の0.26%しかない<sup>356</sup>。このような差異が生じる背景として、法規制の違いや国の市場レベルの違いのほか、金融制度の整備の差が指摘できる。日本では信用組合、信用金庫、商工中金、消費者金融など既存の小口金融手段が普及しており、融資型クラウドファンディングの拡大する余地が限られると考えられる<sup>357</sup>。すなわち、中国の融資型クラウドファンディングが爆発的に成長している背景として、①「金融制度の先進国に比べた未整備」が要因として挙げられる。

表 61. 2010 年から 2018 年まで中国と日本における総人口、銀行系金融機関数、総人口の銀行系金融機関数に対する比（単位：千人、行、千人/行）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
中国の総人口	1,337,705	1,344,130	1,350,695	1,357,380	1,364,270	1,371,220	1,378,665	1,386,395	1,392,730
日本の総人口	128,070	127,833	127,629	127,445	127,276	127,141	126,995	126,786	126,529
中国の銀行系金融機関数	3,769	3,800	3,747	3,949	4,091	4,262	4,399	4,549	4,588
日本の銀行系金融機関数	1,524	1,506	1,491	1,466	1,417	1,378	1,362	1,350	1,319
中国の総人口の銀行系金融機関数に対する比	355	354	360	344	333	322	313	305	304
日本の総人口の銀行系金融機関数に対する比	84	85	86	87	90	92	93	94	96

出所：(Bank for International Settlements, a), (Bank for International Settlements, b), (The World Bank, e), (The World Bank, f) のデータに基づき筆者作成。

表 61 に示したように、2010 年から 2018 年までの期間において、中国の総人口は日本の総人口の 10 倍以上である。中国の銀行系金融機関数は 2010 年時点で、日本の銀行系金融機関数の約 2 倍以上であった。2018 年時点では日本の銀行系金融機関数の約 3 倍以上である。そのうえ、2010 年から 2018 年までの期間において、中国の総人口の銀行系金融機関数に対する比率は減少していることが確認できる。2018 年時点では、日本の約 3 倍以上である。2018 年時点で、中国における 1 つあたりの銀行系金融機関は、304 千人に対してサービスを提供しなければいけない。それに対して、日本における 1 つあたりの銀行系金融機関は、96 千人に対してサービスを提供している。このことから、中国における 1 つあたりの銀行系金融機関は日本と比較して、約 3 倍以上の人数に対してサービスを提供しなければいけない。つまり、現在の中国において、①「金融制度の先進国に比べた未整備」の状況が存在する。そのような状況において、

<sup>356</sup> (Statista)

<sup>357</sup> (松尾, 2016, p. 40)

中国における非銀行系融資の融資型クラウドファンディングが急成長する要因があると考えられる。

また、中国における預金のメガバンクへの集中度が先進国の日本より高いことが指摘できる。表 62 と表 63 に示すように、中国におけるメガバンクといわれる四大銀行の貯蓄残高は、2010 年の 17,304 十億元から 2018 年の 32,328 十億元まで拡大している。しかし、家計部門の「四大銀行の貯蓄残高」の家計部門の「金融機関貯蓄残高」に対する比率は 2010 年の 55.41%から 2018 年の 44.63%まで減少している。対して、表 64 と表 65 に示す日本におけるメガバンクといわれる三大銀行の貯蓄残高について家計部門の「三大銀行の貯蓄残高」の家計部門の「金融機関貯蓄残高」に対する比率は 2010 年度<sup>358</sup>の 28.23%から 2018 年度の 28.92%まで微増している。このことから、中国における家計部門の「四大銀行の貯蓄残高」の家計部門の「金融機関貯蓄残高」に対する比率は依然として日本を上回っているといえる。つまり、中国における預金のメガバンクへの集中度は先進国の日本より高く、中国におけるメガバンクの融資能力は先進国である日本のメガバンクより高いと考えられる。

中国の金融システムにおいて、銀行の融資は主に大型の国有企業向けである。そのため、資金が民営企業、中小零細企業、そして個人にまで行き渡らないという問題を長年抱えている<sup>359</sup>。このような企業や個人は、銀行からの融資を受けにくく、高利貸などのインフォーマル金融からの資金調達を余儀なくされる。そのような要因から、融資型クラウドファンディングの存在は、資金調達難を解決し、資金元も違法なインフォーマル金融から一般的なフォーマル金融へと移行することを可能にした。つまり、融資型クラウドファンディングが、これまで銀行からの融資が受けられない個人や企業に新しい融資ルートを提供する、②「銀行融資を受けられない層への取り込み」が可能となった。

表 62. 2010 年から 2018 年まで中国における四大銀行の家計部門の貯蓄残高（単位：十億元）

家計部門の貯蓄残高	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
中国銀行	2,973	3,350	3,422	3,697	3,887	4,240	4,691	4,861	5,329
中国工商銀行	5,244	5,901	6,554	6,896	7,189	7,601	8,140	8,569	9,436
中国農業銀行	5,065	5,626	6,422	6,924	7,422	8,066	8,815	9,247	9,792
中国建設銀行	4,023	4,419	5,078	5,515	5,877	6,367	6,927	7,106	7,771
合計	17,304	19,297	21,476	23,031	24,375	26,274	28,574	29,783	32,328

出所：中国銀行年度报告（2010-2018）、中国工商银行年度报告（2010-2018）、中国农业銀行年度报告（2010-2018）、中国建设银行年度报告（2010-2018）のデータに基づき筆者作成。

<sup>358</sup> 中国における四大銀行の貯蓄残高は、各銀行が暦年の年末のデータを公開しているが、日本における三大銀行の貯蓄残高は、各銀行が年度末のデータを公開している。そのため、時期が3ヶ月ずれて一定程度の誤差が生じていると考えられる。本論文では、ここに示す誤差を踏まえて検討をおこなう。

<sup>359</sup> (神宮, 2014, p. 14)

表 63. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の四大銀行の貯蓄残高，家計部門の金融機関貯蓄残高，「家計部門の四大銀行の貯蓄残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率（単位：十億元，％）

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
家計部門の四大銀行の貯蓄残高	17,304	19,297	21,476	23,031	24,375	26,274	28,574	29,783	32,328
家計部門の金融機関貯蓄残高	31,230	35,196	41,020	46,544	50,689	55,193	60,652	65,198	72,444
「家計部門の四大銀行の貯蓄残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率	55.41%	54.83%	52.35%	49.48%	48.09%	47.60%	47.11%	45.68%	44.63%

出所：中国银行年度报告（2010-2018），中国工商银行年度报告（2010-2018），中国农业银行年度报告（2010-2018），中国建设银行年度报告（2010-2018），（中国国家统计局，国家数据）のデータに基づき筆者作成。

表 64. 2010 年度から 2018 年度まで日本における三大銀行の家計部門の貯蓄残高（単位：十億円）

家計部門の貯蓄残高	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
三井住友銀行	36,654	37,697	38,828	40,160	41,768	42,313	43,642	45,322	47,107
三菱 UFJ	64,385	65,844	67,343	68,867	70,415	71,069	73,093	75,303	77,011
みずほ銀行	35,623	37,011	37,783	38,503	39,487	40,241	41,382	42,862	43,959
合計	136,661	140,552	143,953	147,530	151,670	153,622	158,117	163,486	168,077

出所：みずほフィナンシャルグループ決算短信（2011-2012），（みずほフィナンシャルグループ，2021），三井住友フィナンシャルグループディスクロージャー誌（2011-2019），三菱 UFJ フィナンシャル・グループ決算短信（2011-2019）のデータに基づき筆者作成。

表 65. 2010 年度から 2018 年度まで日本における家計部門の三大銀行の貯蓄残高，家計部門の金融機関貯蓄残高，「家計部門の三大銀行の貯蓄残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率（単位：十億円，％）

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
家計部門の三大銀行の貯蓄残高	136,661	140,552	143,953	147,530	151,670	153,622	158,117	163,486	168,077
家計部門の金融機関貯蓄残高	484,141	498,008	509,437	522,676	535,964	542,835	555,487	569,636	581,216
「家計部門の三大銀行の貯蓄残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率	28.23%	28.22%	28.26%	28.23%	28.30%	28.30%	28.46%	28.70%	28.92%

出所：みずほフィナンシャルグループ決算短信（2011-2012），（みずほフィナンシャルグループ，2021），三井住友フィナンシャルグループディスクロージャー誌（2011-2019），三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（2011-2019），日本銀行時系列統計データ検索サイトのデータに基づき筆者作成。

以上のように、中国の金融制度と融資型クラウドファンディングの仕組みを分析することにより、中国の融資型クラウドファンディングの発展要因として、①「金融制度の先進国に比べた未整備」、②「銀行融資を受けられない層への取り込み」が明らかになった。発展要因についてさらに検討していくべく、伝統的な金融である銀行との比較から、融資型クラウドファンディングにはどのような優位性があるのか考察を進める。

既存の銀行融資では、銀行自身が、担保の有無や信用力の高さなど個人や企業の財務指標を中心とした融資基準による与信判断・融資審査をおこなう。その際、担保力の低い個人や企業は借入できない場合が多い<sup>360</sup>。図 10 に、銀行融資と融資型クラウドファンディングの仕組みを示す。図 10 に示すように、銀行融資の源泉となる資金は不特定多数の者を対象として預金を受け入れる。銀行は融資審査をおこなって貸出先を選出し、その返済の元本と利息を受け取る。預金者が直接的に融資プロジェクトを選択することではなく、預金利息という形で配分を得る。また、預金者も銀行から借り手側の情報を得ることはない。一方、融資型クラウドファンディングの貸し手は、既存の銀行融資と大きく異なる。

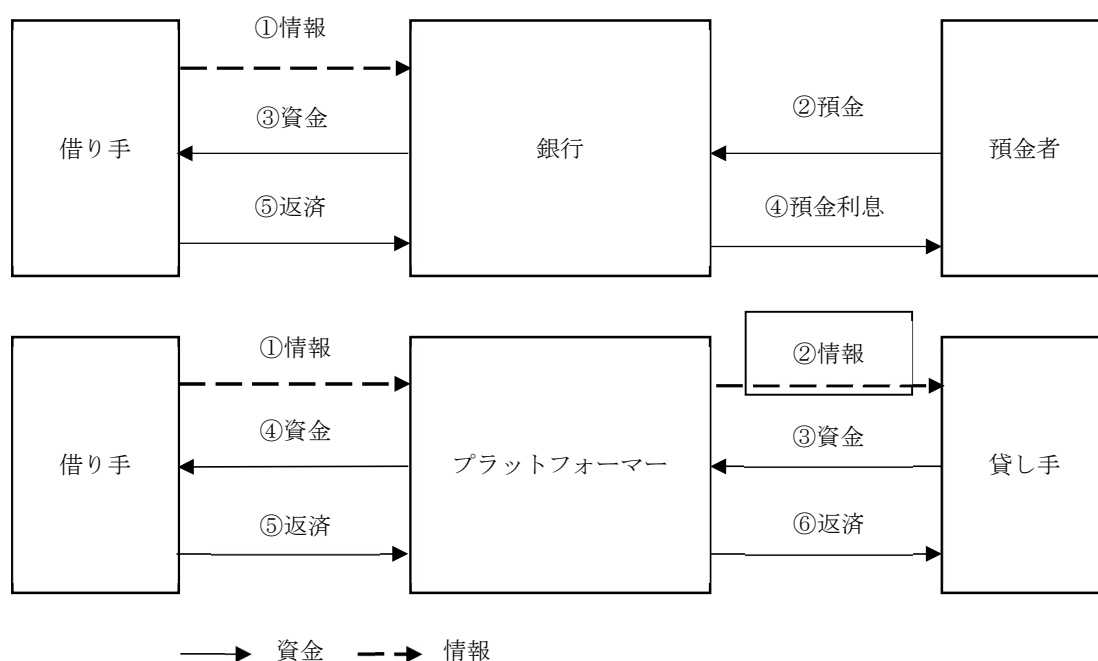


図 10. 銀行融資（上図）と融資型クラウドファンディング（下図）の仕組みの比較  
出所：筆者作成。

図 10 の下に示すように、融資型クラウドファンディングにおいて、貸し手側はプラットフォームが掲載した借り手側の資料を確認することで、直接融資プロジェクトを選択することができる。また、選択したプロジェクトの収益率によりリターンを得る。上図の銀行は自らの判断基準で貸出先を選択し、その情報は預金者側に渡すことがない。つまり、銀行がクローズド

<sup>360</sup> (佐藤, 2017, p. 7)

な情報で貸出先の選別を判断することに対して、融資型クラウドファンディングは資金使途、借入期間、平均収益率などの情報を全てプラットフォーム上でオープンに公開し、貸し手はその情報を入手して自ら投資の判断をする。

表 66. 中国における融資型クラウドファンディングの平均借入期間の推移（単位：月）

	2012 年以前	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
融資型クラウドファンディングの平均借入期間	6.90	5.98	4.73	6.12	6.81	7.89	9.16	12.65

出所：（王・徐、『2013 中国网络借贷行业蓝皮书』，2014），（王・徐、『2014 中国网络借贷行业蓝皮书』，2015），（王・徐、『2015 中国网络借贷行业蓝皮书』，2016），（王・徐、『2016 中国网络借贷行业蓝皮书』，2017），（王・徐、『2017 中国网络借贷行业蓝皮书』，2018），（网贷之家）に基づき筆者作成。

さらに、融資型クラウドファンディングの借入期間について確認する。表 66 に示すように、融資型クラウドファンディング平均借入期間の推移から、2012 年以前は 6.90 ヶ月であり、2013 年はさらに減少し最短 4.73 ヶ月であった。また、2013 年から 2018 年まで、毎年増加しているが、2017 年までは全て一年以内の短期間借入であると確認できる。

この点を踏まえ、表 67 に、1 年を期間とする銀行の貸出基準金利、預金基準金利について、融資型クラウドファンディングの平均収益率と比較する。

表 67. 2012 年から 2015 年まで中国における銀行の貸出基準金利、預金基準金利と融資型クラウドファンディングの平均収益率の推移（単位：％）

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
預金基準金利（定期預金 1 年間）	3.00%	3.00%	2.75%	1.50%
貸出基準金利（1 年間）	6.31%	6.31%	5.60%	4.35%
融資型クラウドファンディングの平均収益率	18.90%	19.13%	21.25%	17.86%

出所：（中国金融年鉴杂志社、『中国金融年鉴 2013』，2013），（中国金融年鉴杂志社、『中国金融年鉴 2014』，2014），（中国金融年鉴杂志社、『中国金融年鉴 2015』，2015），（中国金融年鉴杂志社、『中国金融年鉴 2016』，2016），（王・徐、『2013 中国网络借贷行业蓝皮书』，2014），（王・徐、『2014 中国网络借贷行业蓝皮书』，2015），（王・徐、『2015 中国网络借贷行业蓝皮书』，2016），（王・徐、『2016 中国网络借贷行业蓝皮书』，2017），（王・徐、『2017 中国网络借贷行业蓝皮书』，2018），（网贷之家）に基づき筆者作成。

表 67 に示すように、融資型クラウドファンディングの平均収益率は、銀行の預金基準金利より大幅に高い。そのため、借り手の信用力が低くても、それに見合うリスクプレミアムを勘案し、高い金利が付けば高いリターンを求める投資家により資金の運用が成立する。対して銀行について、中国金融当局が国内市場を十分に開放せず、金利を人為的に低水準に抑えている。そのため、余剰金融資産を持つ貸し手と、なるべく低い金利で資金を調達したい借り手の間に

は、③「裁定機会が存在する」ことが指摘できる<sup>361</sup>。従来であれば、小口の投融資は金融機関などにとって融資実行にかかる手間や費用に見合う収益を上げることが難しく、企業や個人の資金調達としては機能していない<sup>362</sup>。また、銀行の融資審査は時間がかかる。一方、融資型クラウドファンディングの審査はより簡単であり、当日審査を通過して当日融資ができる場合も多い。つまり、④「融資実行にかかる手間の少なさ」が融資型クラウドファンディングの1つの優位性として示される。

融資型クラウドファンディングは、IT技術によってインターネットプラットフォーム上で情報提供から契約や決済などの手続きを低コストで容易におこない<sup>363</sup>、小規模の取引を多数積み上げることが可能となる<sup>364</sup>。すなわち、個人や企業が不特定多数の人々に資金協力を求めることができるようになり、資金調達のハードルが大幅に下がったといえる。銀行は、膨大な預金者をまとめて巨額な投資をおこなうことを実現できる。しかし、インターネットという媒介を經由して、融資型クラウドファンディングにおいても膨大な数の投資者を集められ、巨額な資金の貸出も可能となった<sup>365</sup>。このことから、⑤「IT技術の発展による小規模の取引を低コストで容易におこなわれたこと」が優位性として示される。

以上から、中国における融資型クラウドファンディングの主な発展要因について、前提条件とした「インターネットの普及」に基づき、①「金融制度の先進国に比べた未整備」、②「銀行融資を受けられない層への取り込み」、③「裁定機会が存在する」、④「融資実行にかかる手間の少なさ」、⑤「IT技術の発展による小規模の取引を低コストで容易におこなわれたこと」をユーザーメリットとして指摘できる。では、以上に示した5つ以外の要因はあるだろうか。

融資型クラウドファンディングの発展要因を検討するうえで、グループレンディングについて比較する。この理由として、複数的人数でおこなわれる融資制度であることが挙げられる。グループレンディングについての検討から、融資型クラウドファンディングの急成長の要因を考察する。これについて、次節で取り扱う。

また、既存の銀行融資と融資型クラウドファンディングは、貸し手側が借り手側の情報を入力可能か否かについての差異がみられる。中国には古い歴史を持つ伝統的な庶民金融システムとして「合会」が存在する。この伝統的な庶民金融システムも、融資型クラウドファンディングと同様に借り手側の情報を入力することができる。そのため、「合会」について、第4節で検討する。

---

<sup>361</sup> (李, 2017, p. 177)

<sup>362</sup> (佐藤, 2017, p. 5)

<sup>363</sup> (松尾, 2014, p. 18)

<sup>364</sup> (神宮, 2014, p. 15)

<sup>365</sup> なお、アリババのような大手Fintech会社傘下の「招财宝」などの融資型クラウドファンディングプラットフォームは、自社に登録された7億人超(2018年6月時点)(毎日经济新闻, 2018)のユーザーデータを利用し分析し、個人や中小企業などの資金調達ニーズと運用先を求める投資家ニーズをAI(人工知能)などの進化したIT技術からオンラインマッチングさせることも可能している。

### 5.2.5. まとめ

本節では、中国における融資型クラウドファンディングの急成長の発展要因に関して、融資型クラウドファンディングを取り巻く環境について分析をおこなった。中国における融資型クラウドファンディングの仕組み、発展状況についての分析から、前提条件と5つの主な発展要因を明らかにした。それは、前提条件とした「インターネットの普及」と、主な発展要因として①「金融制度の先進国に比べた未整備」、②「銀行融資を受けられない層への取り込み」、③「裁定機会が存在する」、④「融資実行にかかる手間の少なさ」、⑤「IT技術の発展による小規模の取引を低コストで容易におこなわれたこと」の5つである。融資型クラウドファンディングのシステム上には、さらなる発展要因が存在するのか。これについて融資型クラウドファンディングと同じく、複数の人数でおこなわれる融資制度について比較をおこなう。そのため、次節では、世界的に注目されているグループレンディングの代表例として「グラミン銀行」と比較する。

### 5.3. グループレンディングの代表例とした「グラミン銀行」

本節ではグループレンディングについて、その代表例である「グラミン銀行」から検討する。

#### 5.3.1. グループレンディングとは

本項では、まずその概要として、世界的に注目されている貧困層向けのグループレンディングという融資制度について概観する。

グループレンディングとは、貧困層の個人が小規模な借り手グループを結成し、融資を可能にする融資制度である。多くの場合は、グループに属するメンバーが連帯保証責任をもち、その連帯保証責任を通じて担保を提供する<sup>366</sup>。

世界的なグループレンディングの代表例であるバングラデシュの「グラミン銀行」は、グループレンディングの融資制度を使用し、高返済率でありながら、その規模を拡大した。

Morduch (1999) は、グループレンディングの基本的特徴として貧困層を小規模な借手グループとして組織化し、連帯保証制度下で無担保の小規模融資をおこなうこと挙げる<sup>367</sup>。

三重野 (2006) は、グループレンディングが貧困層に機能する理由として、相互監視と相互選抜を挙げる<sup>368</sup>。相互監視を通じて、グループに属するメンバーが情報の非対称性の低い血縁関係のない隣人に対して連帯保証を導入することにより、それぞれが監視し合いモラルハサードが防止される。相互選抜を通じて、メンバーがグループを結成する際、債務不履行のリスクの高い借り手が排除される。この2つの理由から、高返済率が達成されるとのべる<sup>369</sup>。

---

<sup>366</sup> (José , 2016)

<sup>367</sup> (Morduch, J, 1999, p. 1575)

<sup>368</sup> (三重野, 2006, p. 139)

<sup>369</sup> (三重野, 2006, p. 139)



Armendariz and Morduch (2005) は、バングラデシュの「グラミン銀行」の成功を受け、世界中の金融機関が連帯保証制度を採用したグループレンディングを各地域に試験し適用することが開発政策の重要な潮流になったとのべる<sup>370</sup>。

これらをふまえて、次項では、グループレンディングの代表例として「グラミン銀行」について検討をおこなう。

### 5.3.2. 「グラミン銀行」とは

「グラミン」(Grameen) とは、ベンガル語の言葉で「村の」という意味を持っている。グラミン銀行の前身は、1976年にムハマド・ユヌス博士がバングラデシュで始めた「グラミン・バンク・プロジェクト (Grameen Bank Project)」である。「グラミン・バンク・プロジェクト」は、貧困層の人々に対して、貧困の克服と自立を期待し、無担保の少額融資をおこなった<sup>371</sup>。その後、1983年に政令に基づき、特殊銀行「グラミン銀行」として正式に設立した。設立当時は、政府が60%、全てのメンバーが40%の株(一人一株)を持っていた<sup>372</sup>。

坪井(2006)は、グラミン銀行の主な特徴として下記の6つを整理した<sup>373</sup>。それは、①「貧しい人々しか融資を受けられないこと」、②「メンバーになるためには、自分たちの5人グループをつくること」、③「担保はいらぬが、5人グループで連帯保証責任を持つこと」、④「毎週集会所で開かれる集會に参加すること」、⑤「支店の行員が集會所に来ること」、⑥「自分たちで考えて経済活動に融資を活用すること」である。

この5人グループについて、融資を希望する最貧困の人々は同性<sup>374</sup>の5人でグループを自主的に作らなければいけないと規定される。この5人グループに一世帯から一人しか入ることできず、殆どは隣人同士である。そのため、借り手は独立した存在ではない。この血縁関係のない5人グループのうち1人が借金したいときには、残りの4人から許可を得なければならない。また、5人グループにグループ長とグループ書記を設けており、その任期は1年の輪番制である<sup>375</sup>。融資を受ける際、5人のグループ担保は不要だが、連帯責任を有している。もし、同グループで融資を受けた誰かが返済できなくなった場合、同グループの他のメンバーが融資を受けることができなくなる。しかし、代わりに返済する責任はない<sup>376</sup>。このように、5人グループには、物的担保が不要であるが、社会的担保が必要であると考えられる。

この5人グループはセンターの集會所に毎週集まる必要がある。センターの集會所は5人グループのメンバーが用意する。集會ではセンター長が毎回「十六カ条の決意<sup>377</sup>」を唱える。セン

<sup>370</sup> (Armendariz de Aghion, Betriz and Jonathan Morduch, 2005, p. 45)

<sup>371</sup> (坪井, 2006, p. 41)

<sup>372</sup> (ユヌス・ジョリ, 1998, p. 226)

<sup>373</sup> (坪井, 2006, p. 54)

<sup>374</sup> その理由について、(ユヌス・ジョリ, 1998, p. 136) は、男性と女性の混合グループでは、女性が思うように意見がいえないからであるとのべた。

<sup>375</sup> (坪井, 2006, p. 59)

<sup>376</sup> (坪井, 2006, p. 60)

<sup>377</sup> 十六カ条の決意は、1984年開催された全国ワークショップで女性のセンター長100人が生活を改善するために定めたものである。その原文と翻訳は以下のように示す。原文「1. We shall follow and

ターにはグラミン銀行支店の行員も参加し、毎週ローンの返済金を回収し、新たなローンの発行をする。自発的な貯金があれば、その場で受け取ることもできる。融資を実行する際、最初に5人グループのうち2人が融資を受け、その1ヶ月後に他の2人が融資を受ける。さらにそ

---

advance the four principles of Grameen Bank – Discipline, Unity, Courage and Hard work - in all walks of our lives.」翻訳「私たちは、どのような人生を歩んだとしても、グラミン銀行の4つの原則である、規律、団結、勇気、勤勉を守ること」；原文「2.Pro Prosperity we shall bring to our families.」翻訳「私たちは、家族に繁栄をもたらすこと」；原文「3.We shall not live in dilapidated houses. We shall repair our houses and work towards constructing new houses at the earliest.」翻訳「私たちは、あばら家には住まないこと。できるだけ早く改築するか、新築できるように、仕事に励むこと」；原文「4.We shall grow vegetables all the year round. We shall eat plenty of them and sell the surplus.」翻訳「私たちは、一年を通して野菜を育て、多く食べることに。余ればそれを売ること」；原文「5.During the plantation seasons, we shall plant as many seedlings as possible.」翻訳「私たちは、苗木を植える季節には、できるだけ多く植えること」；原文「6.We shall plan to keep our families small. We shall minimize our expenditures. We shall look after our health.」翻訳「私たちは、少人数の家族にし、出費を最低限に抑え、健康に注意すること」；原文「7.We shall educate our children and ensure that they can earn to pay for their education.」翻訳「私たちは、子供に教育を受けさせること。子供が教育費を確実に稼げるようにすること」；原文「8.We shall always keep our children and the environment clean.」翻訳「私たちは、常に子供と環境を清潔に保つこと」；原文「9.We shall build and use pit-latrines.」翻訳「私たちは、簡易トイレを設置し、使うこと」；原文「10.We shall drink water from tubewells. If it is not available, we shall boil water or use alum.」翻訳「私たちは、管井戸の水を飲むこと。もしなければ、水を沸騰させるか、ミョウバンで浄化すること」；原文「We shall not take any dowry at our sons' weddings, neither shall we give any dowry at our daughters' wedding. We shall keep our centre free from the curse of dowry. We shall not practice child marriage.」翻訳「私たちは、息子の結婚で持参金を要求せず、娘の結婚でも持参金を出さないこと。私たちは、自分たちのセンターから持参金を解放する。児童婚はさせないこと」；原文「12.We shall not inflict any injustice on anyone, neither shall we allow anyone to do so.」翻訳「私たちは、誰にも不正義を押しつけず、誰からも不正義を押しつけられることを許さないこと」；原文「13.We shall collectively undertake bigger investments for higher incomes.」翻訳「私たちは、より高い収入を得るために、共同で大きな投資をおこなうこと」；原文「14.We shall always be ready to help each other. If anyone is in difficulty, we shall all help him or her.」翻訳「私たちは、常に助け合う準備ができています。誰かが困っていれば、みなで助けること」；原文「15.If we come to know of any breach of discipline in any centre, we shall all go there and help restore discipline.」翻訳「私たちは、どこかのセンターが規律を破っているとわかれば、みなで駆けつけ、規律の回復を努めること」；原文「16.We shall take part in all social activities collectively.」翻訳「私たちは、すべての社会活動に、みなで参加すること」。

(Grameen Bank, a)

の1ヶ月後に最後の1人が融資を受ける<sup>378</sup>。

「グラミン銀行」の貸出金の返済システムについて、ユヌス・ジョリ（1998）は、ローンの1回当たりの返済を小額にし、さらに借り手がすぐ理解できるよう、極力システムを簡略化したとのべる<sup>379</sup>。ローンの貸出期限は1年間であり、毎週一定額を返済する。返済はローンを借りた1週間後から開始する。貸出利率は単利の20%であり、その返済額は1週間に2%ずつ返済をおこない、50週間で返済を完成することになる<sup>380</sup>。

上記に示すように、「グラミン銀行」はグループレンディングのシステムを使い、貧困層に対して融資をおこなっている。その結果、「グラミン銀行」の規模は拡大し、ローンの回収率も高い。2002年の回収率は98.74%であり<sup>381</sup>、2018年の回収率は99.00%であった<sup>382</sup>。

次に、「グラミン銀行」の発展状況について確認する。「グラミン銀行」は1983年の設立から、その規模を拡大している。このことから、2006年にグラミン銀行とユヌスはノーベル平和賞を受賞した。表68に、「グラミン銀行」の1983年から2018年までの発展状況を示す。

表68. 「グラミン銀行」の貸出累計額，貸出残高，メンバー数の推移（単位：百万ドル，人，%）

	1983年	1990年	2018年
貸出累計額	194.95	248.08	26,554.06
貸出残高	72.07	38.60	1,830.73
メンバー数	58,320	869,538	9,084,503
女性メンバーの占める割合	46%	91%	97%

出所：(Grameen Bank, b)に基づき筆者作成。

表68に示すように、「グラミン銀行」は1983年の設立当初、58,320人に対して194.95百万ドルの融資をおこなった。このうち女性メンバーが46%である。1990年にはメンバー数が大幅に増加し、869,538人に対して248.08百万ドルの融資をおこなった。このうち女性メンバーは91%である。2018年の「グラミン銀行」のメンバー数は1990年の10倍以上に拡大し、9,084,503人に対して26,554.06百万ドル融資をおこなった。このうち、女性メンバーは97%である。

2002年に、「グラミン銀行」は、設立当時のシステムから、「グラミン銀行Ⅱ：グラミン総合的システム (Grameen Generalized System)」に変更した。そのため、以前のグラミン銀行のシステムは「グラミン銀行Ⅰ：グラミン・クラシック・システム (Grameen Classic System)」と呼ばれ、「グラミン銀行Ⅱ」と区別される。

「グラミン銀行Ⅱ」は「グラミン銀行Ⅰ」と比較して、主に以下の8つの特徴がある。①ローンを組み合わせることができる。返済が困難なベーシック・ローンから返済が緩やかなフレキ

<sup>378</sup> (ユヌス・ジョリ, 1998, p. 155)

<sup>379</sup> (ユヌス・ジョリ, 1998, p. 155)

<sup>380</sup> (ユヌス・ジョリ, 1998, p. 155)

<sup>381</sup> (Grameen Bank, 2003)

<sup>382</sup> (Grameen Bank, 2019)

シンプル・ローンへと変更することができるようになったこと、②返済は個人の責任となり、連帯責任ではないこと、③メンバーの要望に合わせて、貸出額、貸出期間、返済方法を決めることができること（ただし毎週返済である）、④義務的な有利子の個人貯蓄、特別貯蓄、年金貯蓄が必要であること、⑤最貧困層の加入を奨励すること、⑥年間で滞ることなく毎週返済したメンバーを「ゴールド・メンバー」として褒章し、より高額な融資をより早くうけることができること。また、成績の良い支店に五つ星のランク付けを導入したこと、⑦それまでは5人グループに欠員がなければグラミン銀行に加入できなかったが、新しい5人グループができるまで、既存のグループに6番目のメンバーとして加入できるようになったこと、⑧メンバーは、グラミン銀行の株を上限なしで購入することができるようになったこと<sup>383384</sup>、である。

「グラミン銀行Ⅱ」と「グラミン銀行Ⅰ」との主な差異として以下に整理できる。

まず、「グラミン銀行Ⅱ」ではメンバーはグラミン銀行から融資を受けるのみではなく、同時に預金をおこなう必要がある。

次に、融資を希望するメンバーは、貸出額、貸出期間、返済方法を決めることができ、「グラミン銀行Ⅰ」と異なり、融資を受ける順番を決める必要も不要になった。

さらに、グループ内でメンバーが債務不履行になった場合でも、その他のメンバーに対する連帯責任がなくなった。すなわち、「グラミン銀行Ⅱ」は、返済の責任を借り手のみが負うという個別貸付の形式といえる。

「グラミン銀行Ⅰ」から「グラミン銀行Ⅱ」の変更により、「グラミン銀行Ⅱ」はより市中銀行の貸出形態に近づいたといえる。借り手が望ましい貸出期間と貸出額を申し込み、自ら返済責任を持つこととなった。そのため、「グラミン銀行Ⅱ」について市中銀行の貸出形態との差異が確認できないため、本論文では、融資型クラウドファンディングと「グラミン銀行Ⅰ」を比較する。

### 5.3.3. 「グラミン銀行Ⅰ」と融資型クラウドファンディングの比較

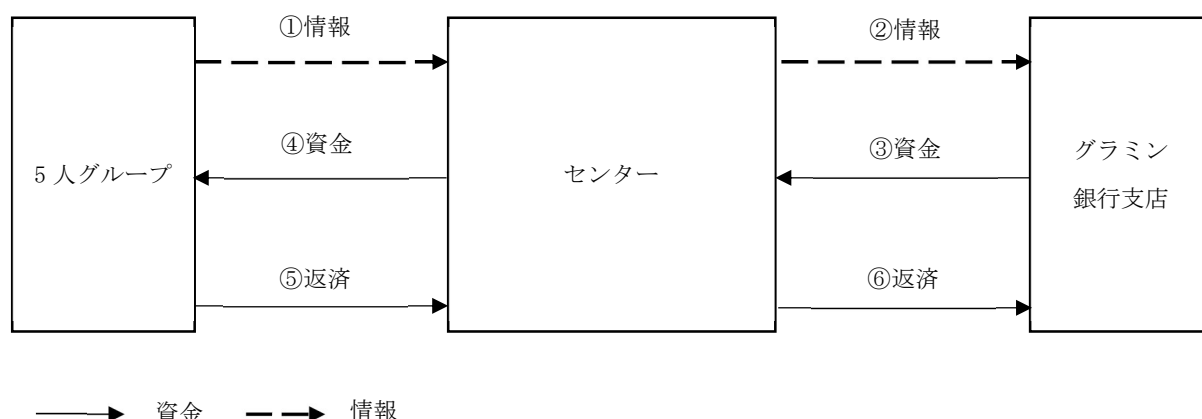
本項では、「グラミン銀行Ⅰ」と融資型クラウドファンディングについて仕組みの比較をおこなう。「グラミン銀行Ⅰ」 グラミン・クラシック・システム (Grameen Classic System) の仕組みについて、図 11 に示す。

---

<sup>383</sup> (坪井, 2006, pp. 142-144)。

<sup>384</sup> (坪井, 2016, pp. 24-27)

図 11. 「グラミン銀行 I」の仕組み



出所：筆者作成。

図 11 に示すように、「グラミン銀行 I」の仕組みは、地縁関係など従来から存在する社会関係に基づくネットワークに依拠した融資システムであり、まず、融資を希望する同性 5 人のグループを結成してグラミン銀行に融資を申し込む。次に、毎週センターで集会し、そこでローンの返済と新たな貸出をおこなう。グラミン銀行の行員が返済金を集め、貸出金をメンバーに交付する。このように、融資を希望する 5 人がグループを結成し、相互連帯責任を負いグラミン銀行から融資を受ける。

「グラミン銀行 I」と融資型クラウドファンディングの仕組みについて、表 69 にその相違点を整理する。

表 69. 「グラミン銀行 I」と融資型クラウドファンディングとの比較

	「グラミン銀行 I」	融資型クラウドファンディング
借り手	5 人グループを結成した個人	個人
貸し手	グラミン銀行	不特定多数
人間関係	必要	不要
貸出原資	設立当時は中央銀行などの外部資金、その後は自己資本	貸し手からの資金
手段（空間）	集会	インターネット
貸出期間	1 年	7.53 ヶ月（2012-2018 年の平均値）
貸出利率	単利 20%	15.02%（2012-2018 年の平均値）
担保	相互連帯保証	なくでも借入可能
貸し手への報酬	金銭	金銭

出所：筆者作成。

表 69 に示すように、中国における融資型クラウドファンディングと「グラミン銀行 I」について借り手と貸し手に違いが捉えられる。まず、借り手について、①融資型クラウドファンディングは、個人がプラットフォーム上にプロジェクトを立ち上げ、不特定多数の人々から資金を集める。それに対して、「グラミン銀行 I」は、5 人グループを結成し個人が融資をグラミ

ン銀行に申請し、「グラミン銀行 I」が申請した個人資金を提供する。次に、貸し手について、②融資型クラウドファンディングの貸し手は不特定多数である、その貸出原資も不特定多数の貸し手からの資金である。対して、「グラミン銀行 I」の貸し手はグラミン銀行であり、貸出原資は中央銀行などの外部資金である。さらに、③融資型クラウドファンディングの貸出期間と貸出利率は多種多様であるが、「グラミン銀行 I」の貸出期間は1年であり、貸出利率は20%である。また、④借り手が債務不履行となった場合、融資型クラウドファンディングは、不特定多数の貸し手に不利益をもたらす。対して、「グラミン銀行 I」は、融資資金を提供したグラミン銀行に不利益をもたらす。

以上のことから、同じく、複数の人数でおこなわれる融資制度ではあるものの、「グラミン銀行 I」と融資型クラウドファンディングは類似性が希薄である。そのため、この比較から融資型クラウドファンディングのシステム上の発展要因を捉えることはできなかった。

#### 5.3.4. まとめ

本節では、「グラミン銀行」について検討をおこなった。この検討から、「グラミン銀行 I」と融資型クラウドファンディングについて類似性が希薄であることが示された。

「グラミン銀行」はグループレンディングの代表例として、相互連帯保証制度を利用しながら貧困層に融資をおこなっている。「グラミン銀行」はそのシステムを活用し、規模を拡大した。

「グラミン銀行 I」と融資型クラウドファンディングとの比較から、借り手、貸し手、貸出期間・利率、債務不履行時の損失などの異なりが捉えられる。それは、借り手について、①融資型クラウドファンディングは、個人が不特定多数の人々から資金を集めている。それに対して、「グラミン銀行 I」は、5人グループを結成して個人がグラミン銀行から資金を受け取る。貸し手について、②融資型クラウドファンディングの貸し手は不特定多数であり、その貸出原資も不特定多数の貸し手からの資金である。対して、「グラミン銀行 I」の貸し手はグラミン銀行であり、貸出原資は中央銀行などの外部資金である。さらに、貸出期間・利率について、③融資型クラウドファンディングの貸出期間と貸出利率は多種多様であるが、「グラミン銀行 I」の貸出期間は1年であり、貸出利率は20%で固定される。また、借り手の債務不履行について、④債務不履行時、融資型クラウドファンディングは、不特定多数の貸し手に不利益をもたらす。対して、「グラミン銀行 I」は、融資資金を提供したグラミン銀行に不利益をもたらす。

これらのことから、同じく複数の人数でおこなわれる融資制度ではあるものの、「グラミン銀行 I」と融資型クラウドファンディングは類似性が希薄であることが示される。そのため、この比較から融資型クラウドファンディングのシステム上の発展要因を捉えることはできない。

次節では、融資型クラウドファンディングと同じく融資原資を複数から集める伝統的な庶民金融システム「合会」について検討し、融資型クラウドファンディングのシステム上の発展要因を捉える。

#### 5.4. 中国における伝統的な庶民金融システム「合会」

本節では、中国における伝統的な庶民金融システム「合会」について検討をおこなう。「合会」では、融資型クラウドファンディングと同じく融資原資を複数から集める伝統的な庶民金融システムである。この検討から融資型クラウドファンディングのシステム上の発展要因を捉える。

##### 5.4.1. 「合会」とは

「合会」とは、中国における庶民間の小規模な金融合作組織であり<sup>385</sup>、国民間の旧式な経済合作制度の一種であり、会員相互間の金融救済制度である<sup>386</sup>。中国における伝統的な庶民金融システム「合会」の起源は特定されていないが、王宗培（1930）によると、起源説の2種である龐公創始説と竹林七賢遺伝説について信憑性が薄いとされる<sup>387</sup>。王（1930）は、「合会」の起源について、7世紀ごろの唐の時代にインドから伝来し、中国に適応し独特な形を作り上げて流行したとのべる<sup>388</sup>。

また、王（1930）は「合会」が中国で長年存在している理由の1つとして、相互扶助・相互共済という社会的な意義を挙げ<sup>389</sup>、「合会」が中国で流行した理由について5つに整理した。それは、①「庶民向けの貸出機関の不備があること（平民貸款機關之不完備也）」、②「物的信用を重視しすぎること（社會上對物信用觀念太深也）」、③「貯蓄機関が発達しなかったこと（儲蓄機關之不發達也）」、④「人民生活水準が急上昇していること（人民生活程度之驟増也）」、⑤「利益重視観念は他人に嫌われること（重利之為人所痛恨也）」である。

なお、「合会」は形態について数多くの種類が存在し、その名称・方法・目的なども地域によって異なる。その動機も、創業、投資、工具の購入などの積極的な経済活動や、親戚、友人の依頼に応じる社会的、消極的、他動的な場合がある<sup>390</sup>。楊西孟（1935）は、給付金の給付順位を決める方法などによって、大きく「輪会」、「搖会」、「標会」などに分類する<sup>391</sup>。「輪会」とは、日本の「順番無尽」に相当する。その方法は、1回目の会合でまず給付金と給付順番によって違う積立金を決め、次に発起人が会員に相談したうえで、給付順番を定める<sup>392</sup>。「搖会」とは、「輪会」と同様に、まず給付金と掛け金を決めるが、給付の順番は抽籤やサイコロの点数によって決める<sup>393</sup>。「標会」とは、日本の「入札無尽」に相当し、1回目に発起人が給付を受け、2回目以降は入札により給付者を決定する。資金需要の高い会員は、高い支払利息で入札することにより、早い順番で給付を受けることが可能となる。そのため、資金需給の程度が金利水準に反映される方式である<sup>394</sup>。これらの種類は、それぞれが日本の「順番無尽」、「抽籤無尽」、「入札無

<sup>385</sup>（楊，1935，p. 1）

<sup>386</sup>（全国相互銀行協会，1971，p. 13）

<sup>387</sup>（王，1930，pp. 3-4）

<sup>388</sup>（王，1930，p. 5）

<sup>389</sup>（王，1930，p. 1）

<sup>390</sup>（全国相互銀行協会，1971，pp. 13-14）

<sup>391</sup>（楊，1935，pp. 7-9）

<sup>392</sup>（陳，2010，p. 71）

<sup>393</sup>（陳，2010，p. 71）

<sup>394</sup>（陳，2010，p. 73）

尽」に相当する<sup>395</sup>。

中国における伝統的な庶民金融システム「合会」は、清の時代の後期から中華人民共和国成立以前に大きく流行した<sup>396</sup>。1949年の中華人民共和国成立以降、計画経済体制の下において「合会」は停滞したが、陳（2010）によると、1978年の改革開放以降に復活が確認できる。商品経済と私営・個人企業の発展という状況において、インフォーマル金融「合会」は復活し、浙江省、福建省、広東省、貴州省、江蘇省、雲南省など東南海沿岸部を中心に、その活動が確認できる<sup>397</sup>。しかし、1990年代に入り、中国政府は「合会」を中心とするインフォーマル金融に対して、取締を強化した。そのため、「合会」は再び規模を縮小した<sup>398</sup>。

次項では、「合会」の仕組みについて検討する。

#### 5.4.2. 「合会」の仕組み

本項では、中国における伝統的な庶民金融システム「合会」の仕組みについて検討する。

「合会」は、お互いに信頼できる者同士が十数名から数十名程度集り、限られた人数でグループを作り、定期的な会合をおこなう。参加者の人数に等しい開催回数で積立金を支払い、毎回そのうちの一人がその一回の積立金の全てを受け取るという庶民間の相互的な金融方式である<sup>399</sup>。この仕組みについて図12に示す。つまり、「合会」は、地縁関係や血縁関係など従来から存在する社会関係に基づくネットワークに依拠した庶民金融システムと考えられる。

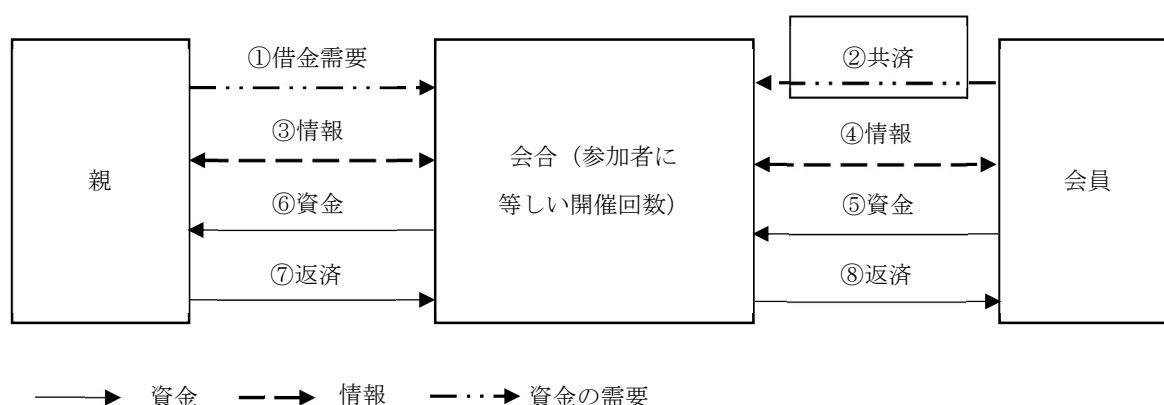


図12. 発起人（親）から見た「合会」の仕組み<sup>400</sup>

出所：筆者作成。

図12に示したように、まず、発起人（親）は「合会」を発起し会員を集める。次に、会員の

<sup>395</sup> (陳, 2010, pp. 70-73)

<sup>396</sup> (于・刘, 2010, p. 5)

<sup>397</sup> (陳, 2010, p. 62)

<sup>398</sup> (陳, 2010, p. 105)

<sup>399</sup> (陳, 2010, p. 153)

<sup>400</sup> 初回の場合、親の役割が借り手になるが、二回目以降は貸し手役になり、会員が一人ずつ親の位置に来ること。



人数と同じ回数の会合を開き、全会員から積立金を集めて各会員に給付する。発起人（親）は「合会」の主催者であるため、「合会」の運営の事務をおこなう必要がある。そこで、会員が積立てをしないなどの事故が発生した場合は発起人（親）がその責任を取る可能性がある。そのため、発起人（親）が最初に給付を受ける。発起人（親）は以後、積立金を支払うことによりこれを分割返済する。また親のみ給付を受けた額と返済する額が同額であり、利息を負担しないという特権を有する。発起人（親）の次に給付金を受け取る会員は、受け取った給付金に支払利子相当額を加え、元本と利子の合計額を分割返済という形で毎回の積立金を支払う。

また、最終回に給付金を受け取る会員は、それまでの毎回の積立金の累計額に利息の相当額を加えたものを給付金として受け取る。すなわち、最終回に給付金を受け取る会員にとって、「合会」は利子付積立預金に等しく、それ以外の会員にとって「合会」への参加は借り入れと預金の性格を併せ持つ。給付の順番が早い会員は資金の借り手であるのに対し、給付の順番が遅い会員は、資金の貸し手となる<sup>401</sup>。

こうしたことから、中国における伝統的な庶民金融システム「合会」の特徴として、会員が「特定少数」に限られ、空間的にも顔を合わせられる範囲に限定されるという「空間性」が挙げられる。しかし、「合会」の人数と地域というこの2つの限定性により、多額の資金を集めることは構造的に困難である。一方で、近代的銀行制度は預金者に数の制限はなく、合会と比較してはるか広域に展開できる。そのため、膨大な資金の貸出を取扱うことが可能である。そのため、近代銀行が普及した結果、「合会」が衰退したのは、必然的な帰結といえる。しかし、現代において、インターネットの出現により銀行の仕組みを使わずとも、多数を参加させ、大規模な資金を動かすことが可能となった。そのため、融資型クラウドファンディングと伝統的な庶民金融システム「合会」について、金融システム上の共通構造が見出せる。

次項では、伝統的な庶民金融システム「合会」と融資型クラウドファンディングの仕組みの比較をおこなう。

#### 5.4.3. 伝統的な庶民金融システム「合会」と融資型クラウドファンディングと仕組みの比較

本項では、伝統的な庶民金融システム「合会」と融資型クラウドファンディングについて、仕組みを比較する。これについて図13に示す。

---

<sup>401</sup> (陳, 2010, pp. 59-60)

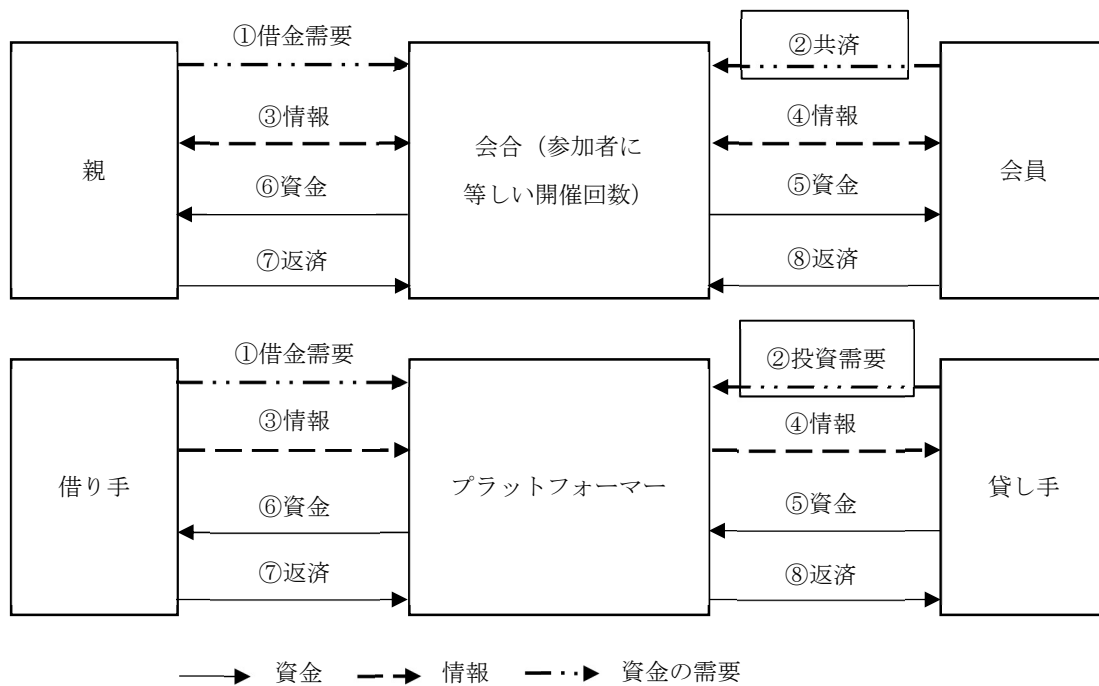


図 13. 発起人（親）から見た「合会」の仕組み（上図）と融資型クラウドファンディング（下図）の比較

出所：筆者作成。

図13に示すように、元々共済目的の「合会」に対し、融資型クラウドファンディングは共済を投資需要に置き換え、貸し手は共済目的のみならず、投資目的で借り手に資金を提供する。「空間性」という特徴において、地域で繋がりのあるメンバーが参加した「合会」は、他の成員についての情報量は多いと考えられる。それに対して、融資型クラウドファンディングはプラットフォームで公開した情報について確認することができる。そのため、公開情報の開示項目が多いほど、「合会」の情報量に近づくと考えられる。これらの比較から得られる類似性と差異について、表70に示す。

表 70. 伝統的な庶民金融システム「合会」と融資型クラウドファンディングの比較

	伝統的な庶民金融システム「合会」	融資型クラウドファンディング
借り手	個人	個人
貸し手	特定少数（会合）	不特定多数
人間関係	必要	不要
貸出原資	貸し手からの資金	貸し手からの資金
手段（空間）	面会	インターネット
貸出期間	不定	7.53ヶ月 <sup>402</sup>
貸出利率	不定	15.02% <sup>403</sup>
担保	なくでも借入可能	なくでも借入可能
貸し手への報酬	金銭，なし	金銭

出所：筆者作成。

表70に示したように、「合会」は発起人（親）がプロジェクトを立ち上げ、資金の提供者はプロジェクトの内容を承知・納得して小口・小規模な形で参加し、預けた資金は利子付で回収する、という仕組みがある。この合会と共通する原始的な仕組み自体は、現代においては、インターネットの上に融資型クラウドファンディングとして捉えられる。そのため、歴史的に庶民金融の役目を果たしてきた「合会」の持つ特徴（≒優位性）について、融資型クラウドファンディングにおいても機能しているという点に、一定の合理性が見られる。

まず、類似点について、「合会」と融資型クラウドファンディングの借り手は同様に、個人が融資をおこなう。その貸出原資も同様に、貸し手からの出資であり、外部からの資金ではない。同様に、担保なくても融資可能であり、貸し手への報酬は金銭である。

このことから、伝統的な庶民金融システム「合会」との類似性が、中国における融資型クラウドファンディングの急成長をもたらした1つの要因であるといえる。

では、相違点としてどのようなことが示されるのか。

相違点として、「合会」に参加するには、会員間で地域の繋がりがなければならないため、人間関係を維持する必要がある。また、定期的に会合をおこなう必要がある。そのため、「空間性」という制限があると考えられる。「空間性」という制限から、参加人数も制限され、「特定少数」の参加者のみが加入できると考えられる。また、「特定少数」という制限から、貸出可能な金額も限定されると考えられる。

一方、融資型クラウドファンディングは、インターネットを通じて、面識のない人々でも参加できる。そのため、地縁関係や血縁関係など借り手と貸し手の間の繋がりは不要である。インターネットを通じることにより、人間関係が不要であるため、「空間性」という制限がなくなったと考えられる。さらに、「空間性」という制限がなくなったため、参加人数への制限も突破され、「不特定多数」の参加者でも加入できるようになった。また、「不特定多数」の参加者により、大規模な資金を動かすことが可能となった。

このように、融資型クラウドファンディングは、地縁関係や血縁関係など従来から存在する

<sup>402</sup> 2012-2018年の平均値である。

<sup>403</sup> 2012-2018年の平均値である。

社会関係に基づくネットワークに依拠した庶民金融システムから、借り手と貸し手の間の社会関係が不要な金融システムへと転換したと考えられる。

このことから、伝統的な庶民金融システム「合会」との相違性から、中国における融資型クラウドファンディングの急成長をもたらした1つの要因として捉えられる。

融資型クラウドファンディングにおいて、個人がある場を通じて複数の人々から資金を集めて返済するという極めて簡単な仕組みは、中国の歴史上流行した庶民金融システム「合会」と類似している。そのため、中国人民も融資型クラウドファンディングの仕組みを理解して受け入れやすかったと考えられる。相違点として、融資型クラウドファンディングは、インターネットの出現によって、合会の持つ特徴「特定少数」と「空間性」という2つの限界を突破されたことから、「空間を越え」、「不特定多数」という新たな特徴を持っている。すなわち、融資型クラウドファンディングはインターネットを利用して、地理的制限を越え、より多くの多様な借り手や貸し手をマッチングして参加することが可能となる。インターネットの開放性はより多くの借り手、貸し手の参加が可能となり、両者の資格に対する制限が少なく、参入障壁も低い。融資型クラウドファンディングは信用力の低い個人や零細企業を金融排除していた従来の中国金融システムの不完全性を補完する機能を果たしており、インターネットの出現によって、空間性の限界をはずされたことで、インターネットに接続すれば、どこでも融資、出資が可能となり、特定少数ではなく、不特定多数の貸し手から、大金を集める仕組みを与えられた。このように、融資型クラウドファンディングは、伝統的な庶民金融システム「合会」との類似性を持つこと、さらに「合会」の持つ制限が突破されたこと。この2つの理由について、融資型クラウドファンディングが拡大した優位性として示される。そのため、融資型クラウドファンディングは、伝統的な庶民金融システム「合会」との類似性が中国において急成長をもたらした1つの要因と考えられる。

前述のように、中国における融資型クラウドファンディングの発展要因は①「金融制度の先進国に比べた未整備」、②「銀行融資を受けられない層への取り込み」、③「裁定機会が存在する」、④「融資実行にかかる手間の少なさ」、⑤「IT技術の発展による小規模の取引を低コストで容易におこなわれたこと」である。この5つの要因に加え、本節で明らかにした、「合会」と共通する仕組みという⑥「伝統的な庶民金融システム『合会』との類似性」が、中国における融資型クラウドファンディングの急成長をもたらした発展要因である。

## 5.5. まとめ

本章では、中国における非銀行系融資である融資型クラウドファンディングについて、急成長をもたらした発展要因を明らかにした。

第1節では、中国における非銀行系融資のマイクロクレジットと融資型クラウドファンディングの拡大について分析をおこなった。マイクロクレジットと融資型クラウドファンディングの貸出残高拡大の比較から、中国における融資型クラウドファンディングの発展が特異な状況にあることを明らかにした。この結果から、中国における家計部門の資金源として、非銀行系融資の融資型クラウドファンディングについて検討すべきであることを示した。

次に、中国における融資型クラウドファンディングを取り巻く環境について分析した。

この分析から、中国における融資型クラウドファンディングの5つの主な発展要因と前提条件として、「インターネットの普及」を前提条件とした、①「金融制度の先進国に比した未整備」、②「銀行融資を受けられない層への取り込み」、③「裁定機会が存在する」、④「融資実行にかかる手間の少なさ」、⑤「IT技術の発展による小規模の取引を低コストで容易におこなわれたこと」を主要因として特定した。

他の発展要因を探究するため、融資型クラウドファンディングと同じく複数の人数でおこなわれる融資制度グループレンディングについて検討した。世界中に広がっている貧困層向けのグループレンディングの代表例である「グラミン銀行」と融資型クラウドファンディングとの比較検討をおこなった。その際、「グラミン銀行」について、「グラミン銀行 I」という形式に限定した。その比較の結果として、同じく複数の人数でおこなわれる融資制度ではあるものの、「グラミン銀行 I」と融資型クラウドファンディングは類似性が希薄であることが示された。そのため、この比較から融資型クラウドファンディングのシステム上の発展要因を捉えることはできなかった。

次に融資型クラウドファンディングと同じく複数の人数でおこなわれる、中国の伝統的な庶民金融システム「合会」について検討をおこなった。「合会」と融資型クラウドファンディングのシステムの比較から、「合会」と融資型クラウドファンディングのシステム上の類似点と相違点を示した。その結果として、「合会」と共通する仕組みという⑥「伝統的な庶民金融システム『合会』との類似性」が、中国における融資型クラウドファンディングの急成長をもたらした1つの発展要因であることを明らかにした。

これらの、6項目が融資型クラウドファンディングの急成長をもたらした発展要因である。

しかし、人々の資金需要を満たし、急成長した融資型クラウドファンディングは、中国当局から制限をかけられ、2020年11月に全て廃業されることになった。なぜ、そのような結果に至ったのだろうか。そこで、次章では、本論文が設定された第2の課題「このような状況（第1の課題）では、中国の家計部門が金融機関貸出残高を拡大している中で、さらに非銀行系融資である融資型クラウドファンディングからの融資も増大させた」について分析をおこない、全ての融資型クラウドファンディングが廃業させることになった要因について明らかにする。

## 第6章 中国当局が融資型クラウドファンディングに制限をかける要因

本章では、中国当局が融資型クラウドファンディングに制限をかけるに至った要因について検討する。

中国の融資型クラウドファンディングについて、2019年1月に、「インターネット貸借機構分類処置とリスク防止作業に関する意見（关于做好网贷机构分类处置和风险防范工作的意见）」が公表され、「プラットフォームの良性退出<sup>404</sup>が唯一の方向」と示された。この指導にしたがい、融資型クラウドファンディングのプラットフォーム数は減少し、2020年11月には全て廃業させられるに至った。

2007年6月に中国初の融資型クラウドファンディングが設立され、2017年には世界一の貸出純増に成長した。しかし、2020年11月に全て廃業させられるに至り、14年の歴史に終止符を打った。

そのような状況について、本論文では第2の課題として、「このような状況（第1の課題）では、中国の家計部門が金融機関貸出残高を拡大している中で、さらに非銀行系融資である融資型クラウドファンディングからの融資も増大させた」を設定した。なぜ中国の家計部門はそれほどまでに借金をするのか。この問題について解明することが本論文の第二の目的である。第2の課題の解明から、中国当局が融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除するに至った金融リスクについて明らかにすることができる。と考える。

まず、第1節では中国における融資型クラウドファンディングに関する法規制を整理し、行政による融資型クラウドファンディングへの指導を確認する。次に、第2節で中国における融資型クラウドファンディングの発展にともなう問題点と反社会的事件を検討する。これらの整理から、中国当局が融資型クラウドファンディングに制限をかけるに至った要因を明らかにする。

以上の検討に基づき、本論文の第2の課題「このような状況（第1の課題）では、中国の家計部門が金融機関貸出残高を拡大している中で、さらに非銀行系融資である融資型クラウドファンディングからの融資も増大させた」について明らかにする。

### 6.1. 中国における融資型クラウドファンディングに関する法規制

中国における融資型クラウドファンディングは、上述のように中国当局による制限により全て廃業させられるに至った。そのため、本節では、中国における融資型クラウドファンディングに関する法規制について検討する。

まず、中国における法規制の分類について確認する。中国における国家レベルの法規制の分類は、表71に示すように、「法律（法律）」、「行政法規（行政法規）」、「部門規章（部門規章）」に区分できる。

---

<sup>404</sup> 良性退出とは、融資型クラウドファンディングプラットフォームが、既存の貸借残高を全て清算してから廃業すること。

表 71. 中国に国家レベルにおける法制度の分類と制定機関

レベル	法規制	制定機関	例
国家	法律 (Law)	全国人民代表大会 及び常務委員会	「〇〇法」
	行政法規 (Administrative Regulations)	国家国務院	「〇〇条例」 「〇〇規定」 「〇〇弁法」 「〇〇暫定条例」 「〇〇暫定規定」 「〇〇暫定弁法」
	部門規章 (Ministerial Regulations)	国家国務院の所在部門	「〇〇弁法」 「〇〇通知」 「〇〇意見」

出所：（全国人民代表大会，2000），（環境省，2011）に基づき筆者作成。

中国における融資型クラウドファンディングは、上述のように当局による制限により全て廃業させられるに至った。そのため、本節では、中国における融資型クラウドファンディングに関する法規制について検討する。まず、中国における法規制の分類について確認する。中国における国家レベルの法規制の分類は、表 71 に示すように、「法律（法律）」、「行政法規（行政法規）」、「部門規章（部門規章）」に区分できる。

表 71 に示すように、「法律（法律）」は、全国人民代表大会およびその常務委員会が制定する<sup>405</sup>。これは、「刑法（刑法）」、「民法通則（民法通則）」など基本的な法律とその他の法律に分けられる。基本的な法律は全国人民代表大会において制定され、その他の法律は全国人民代表大会常務委員会において制定される<sup>406</sup>。

「行政法規（行政法規）」は、国家国務院が制定する。これは、法律でないが、現行の法律との衝突がなければ、法律と同等の効力を持つ規定である<sup>407</sup>。国家国務院は「行政法規（行政法規）」について、「条例（条例）」、「規定（規定）」、「弁法（办法）」などに区分し制定する<sup>408</sup>。国家国務院が全国人民代表大会およびその常務委員会の授権を受けて制定する「行政法規（行政法規）」とは、「暫定条例（暫行条例）」、「暫定規定（暫行規定）」、「暫定弁法（暫行办法）」などに分類することができる<sup>409</sup>。

「部門規章（部門規章）」は国家国務院の所在部門によって制定され、所在部門の権限内で公表された規範化規定である<sup>410</sup>。「部門規章（部門規章）」は、現行の法律、行政法規との衝突がなければ、法律と同等の効力を持つ<sup>411</sup>。「部門規章（部門規章）」については、「弁法（办法）」、「通知（通知）」、「意見（意見）」などに分類することができる<sup>412</sup>。

<sup>405</sup>（全国人民代表大会，2000，第七条）

<sup>406</sup>（全国人民代表大会，2000，第七条）

<sup>407</sup>（全国人民代表大会，2000，第七十九条）

<sup>408</sup>（全国人民代表大会，2000，第五十六条）

<sup>409</sup>（全国人民代表大会，2000，第五十六条）

<sup>410</sup>（全国人民代表大会，2000，第七十一条）

<sup>411</sup>（全国人民代表大会，2000，第七十九条）

<sup>412</sup>（全国人民代表大会，2000，第七十一条）

このように、中国における「規定（規定）」、「条例（条例）」、「弁法（办法）」、暫定条例（暫行条例）」、「暫定規定（暫行規定）」、「通知（通知）」、「意見（意見）」などの規定は、「法律」と称されていないものの、法律との衝突がなければ、全て法律と同等の効力を持つことがわかる。

以上に留意し、次に、中国における主な融資型クラウドファンディングに関する法規制について整理する。この整理から、拡大の一途にあった融資型クラウドファンディングに対して行政からどのような指導がなされてきたのか確認する。

前章の 5.1.3 でのべたように、中国における融資型クラウドファンディングは 2007 年から始まった。2016 年 8 月に『インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）』が制定される以前は融資型クラウドファンディングに関する法的規制は存在していなかった。しかし、2016 年 8 月以降、中国当局による融資型クラウドファンディングに対する補足の条例が相次いで公表された。これについて、2015 年から 2019 年までの期間における、融資型クラウドファンディングに関する主な法規制を整理する。この整理から、行政から融資型クラウドファンディングに対してどのように指導されたか確認する。

表 72 に、2015 年から 2019 年までの中国における融資型クラウドファンディングに関する主な法規制を示す。

表 72. 2015 年から 2019 年まで中国における主な融資型クラウドファンディングに関する法規制

公表時間	制定機関	法規制名	規制内容
2015 年 7 月	中国人民銀行（中国人民银行）、工業及び情報化部（工业和信息化部）、公安部（公安部）、財政部（财政部）、国家工商総局（国家工商总局）、国务院法制弁（国务院法制办）、中国銀行業監督管理委員会（中国银行业监督管理委员会）、中国証券監督管理委員会（中国证券监督管理委员会）、中国保険監督管理委員会（中国保险监督管理委员会）、国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）	「インターネット金融の健全発展の促進に関する指導意見（关于促进互联网金融健康发展的指导意见）」	インターネット貸借の性質をインターネット上のプラットフォームを通じた直接貸借と規定された。インターネットプラットフォームの性質が情報仲介機構と規定された。
2015 年 8 月	最高人民裁判所（最高人民法院）	「最高人民裁判所の民間貸借案件の適用法律に関するいくつかの問題への規定（最高人民法院关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定）」	借り手と貸し手がインターネット貸借プラットフォームを通じて貸借関係を結び、プラットフォームは仲介業務のみを提供し、担保を提供することができないと規定された。もしインターネット貸借プラットフォームがウェブサイト、広告、その他のルートで貸借に担保を提供した証拠があれば、人民裁判所はインターネット貸借プラットフォームが保証責任を負うと裁定することができる。



2015年12月	中国銀行業監督管理委員会（中国銀行業監督管理委員会）	「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（意見聴取稿）（网络借貸信息中介机构业务活动管理暂行办法（征求意见稿））」	インターネット貸借情報仲介機構は、完全性、自主性、公平性の原則にしたがって、借り手と貸し手に情報仲介サービスを提供する。担保の提供、資金プールの設立、不法融資はすることができない。
2016年4月	中国銀行業監督管理委員会（中国銀行業監督管理委員会）、教育部（教育部）	「学校内インターネット貸借リスク防止および教育指導作業の強化に関する通知（关于加强校园不良网络借贷风险防范和教育引导工作的通知）」	学生の消費観念に関する教育を強化し、金融およびインターネットセキュリティ知識の普及を促進すること。
2016年8月	中国銀行業監督管理委員会（中国銀行業監督管理委員会）、工業及び情報化部（工業和信息化部）、公安部（公安部）、中国中央インターネット安全および情報化委員会弁公室（中国中央网络安全与情报化委员会办公室）	「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借貸信息中介机构业务活动管理暂行办法）」	インターネットプラットフォームの性質が情報仲介機構に過ぎないと定義される。借り手に対して元本保証の提供を禁じること。
2016年9月	中国銀行業監督管理委員会（中国銀行業監督管理委員会）	「インターネット貸借資金委託管理業務手引（意見聴取稿）（网络借貸资金存管业务指引（征求意见稿））」	インターネット貸借資金委託管理に関する業務要求が規定された。
2016年9月	教育部（教育部）	「学校におけるインターネット貸借リスク防止集中専門教育の展開に関する通知（关于开展校园网贷风险防范集中专项教育工作的通知）」	学校に対する、以下の3つの要求が明確に提示された。①インターネット貸借に関する教育と指導を尽くすこと。②インターネット貸借リスクの防止を努めること。③経済上困難のある学生への支援を努めること。
2016年10月	國務院弁公庁（国务院办公厅）	「インターネット金融リスク専門修正改善作業の実施方法に関する通知（关于互联网金融风险专项整治工作实施方案的通知）」	P2Pインターネット貸借、インターネット資産管理業務、第三者支払、インターネット金融広告に関する方針が公表された。2017年3月まで完成する予定。
2016年10月	中国銀行業監督管理委員会（中国銀行業監督管理委員会）	「P2Pインターネット貸借リスク専門修正改善作業の実施方法（P2P网络借貸风险专项整治工作实施方案）」	専門修正改善作業の焦点は、インターネット企業がオフライン、オンラインで展開した違法業務、インターネット貸借の名で展開した違法融資活動である。
2016年10月	中国インターネット金融協会（中国互联网金融协会）	「インターネット金融貸借情報公開（互联网金融个体网络借貸信息披露）」	インターネット貸借情報公開の96項目を定義し公表された。このうち、強制公開の項目は65項目であり、公開を促す項目は31項目である。
2016年11月	中国銀行業監督管理委員会（中国銀行業監督管理委員会）、工業及び情報化部（工業和信息化部）、国家工商総局（国家工商总局）	「インターネット貸借情報仲介機構届出登記管理手引（网络借貸信息中介机构备案登记管理指引）」	プラットフォームの新設機構届出登記申請、既存機構届出登記管理、届出登記後の管理に関する規定が公表された。
2017年2月	中国銀行業監督管理委員会（中国銀行業監督管理委員会）	「インターネット貸借資金委託管理業務手引（网络借貸资金存管业务指引）」	銀行業金融機関が資金委託管理業務をおこなう資格を明確にし、インターネット貸借資金委託管理に関する業務要求が規定された。

2017年4月	中国銀行業監督管理委員会（中国銀行業監督管理委員会）	「銀行業リスク防止作業に関する指導意見（关于银行业风险防控工作的指导意见）」	インターネット金融リスク対策の指導。リスク対策管理作業の推進、プラットフォームの取り組みの推進、学校における取り組みの推進、現金貸出業務の修正改善作業の推進と公表された。
2017年4月	インターネット金融リスク専門整備工作指導組弁公室（互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室）	「現金貸出業務の修正改善の展開に関する通知（关于开展“现金贷”业务活动清理整顿工作的通知）」	現金貸出業務について、インターネット金融リスク専門整備工作に加え、規則違反のプラットフォームに分類処置をおこなう。
2017年6月	中国銀行業監督管理委員会（中国銀行業監督管理委員会）、教育部（教育部）、人的資源社会保証部（人力资源部社会保障部）	「学校内貸出規範化作業の更なる強化に関する通知（关于进一步加强校园贷规范管理工作通知）」	大学生に対するインターネット貸借業務を一旦停止し、その貸出残高を減少すると規定された。
2017年6月	中国人民銀行（中国人民银行）、中央宣伝部（中央宣传部）、中央インターネット安全及び情報化委員会弁公室（中央网络安全和信息化委员会办公室）、中央安定維持作業指導組弁公室（中央维护稳定工作领导小组办公室）、国家発展及び改革委員会（国家发展和改革委员会）、中国工業及び情報化部（中国工业和信息化部）、公安部（公安部）、財政部（财政部）、住宅都市農村建設部（住房城乡建设部）、工商行政管理総局（工商行政管理总局）、國務院法規制弁公室（国务院法制办公室）、中国銀行業監督管理委員会（中国银行业监督管理委员会）、中国証券監督管理委員会（中国证券监督管理委员会）、中国銀行保險監督管理委員会（保监会）、国家投書局（国家信访局）、最高人民裁判所（最高人民法院）	「インターネット金融リスク専門の修正改善作業の更なる展開に関する通知（关于进一步做好互联网金融风险专项整治清理整顿工作的通知）」	改正実施の期限について2018年6月末と規定された。改正期間において、プラットフォームの規定に満たされない貸出残高は0まで減少すべき、規定に満たされない新規貸出はおこなえないと示された。
2017年7月	インターネット金融リスク専門整備工作指導組弁公室（互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室）	「インターネットプラットフォーム及び各種取引場所の法律違反・規則違反の修正改善活動の展開に関する通知（关于对互联网平台与各类交易场所合作从事违法违规业务开展清理整顿的通知）」	法律違反・規則違反の修正改善活動の展開をおこない、2017年7月15日までに法律違反・規則違反のプラットフォームは業務を停止すべきと規定された。
2017年8月	中国銀行業監督管理委員会（中国銀行業監督管理委員会）	「インターネット貸借情報仲介機構業務活動情報公開手引（网络借贷信息中介机构业务活动信息披露指引）」	プラットフォームの情報公開項目が明確された。プラットフォームは63項目の情報を公開しなくてはならないと規定された。
2017年9月	中国インターネット金融協会（中国互联网金融协会）	「インターネット金融貸借資金委託管理業務規範（意見聴取稿）（互联网金融个体网络借贷资金存管业务规范（征求意见稿）」	資金委託管理業務の運営資格、業務管理、業務運営などに関する要求と規定された。
2017年9月	中国インターネット金融協会（中国互联网金融协会）	「インターネット金融貸借資金委託管理システム規範（意見聴取稿）（互联网金融个体网络借贷资金存管系统规范（征求意见稿）」	委託管理アカウント、資金、取引、標的管理、情報安全などについて要求がのべられた。

2017年9月	中国インターネット金融協会（中国互联网金融協会）	「インターネット金融貸借の貸借契約要素（意見聴取稿）（互联网金融个体网络借贷借款合同要素（征求意见稿））」	インターネット貸借の貸借契約に含まれる基本要素が規定された。
2017年9月	中国インターネット金融協会（中国互联网金融協会）	「インターネット金融情報公開（互联网金融信息披露个体网络借贷）」	プラットフォームの運営及び項目の情報開示の126項目の要求が規定された。そのうち、強制公開の項目は109項目であり、公開を促す項目は17項目である。
2017年11月	P2Pインターネット貸借リスク専門整備工作指導組弁公室（P2P网络借贷风险专项管理工作领导小组办公室），中国インターネット金融協会（中国互联网金融協会）	「インターネット貸借資金委託管理作業評価の展開に関する通知（关于开展网络借贷资金存管测评工作的通知）」	資金委託管理業務を展開した銀行業金融機構に対する作業評価をはじめ、評価の原則、手順、範囲が明確に規定された。
2017年12月	インターネット金融リスク専門整備工作指導組弁公室（互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室），P2Pインターネット貸借リスク専門整備工作指導組弁公室（P2P网络借贷风险专项管理工作领导小组办公室）	「現金貸出業務の規範化及び修正改善に関する通知（关于规范整顿“现金贷”业务的通知）」	P2Pプラットフォームが貸借元本から先に利息、手数料、管理費、保証金を回収すること、高額の延滞金、延滞利息の設定も禁止された。 また、銀行業金融機関によるP2P業務展開、不動産頭金貸出の提供、資金使途のない貸出の提供についても禁止された。
2017年12月	P2Pインターネット貸借リスク専門整備工作指導組弁公室（P2P网络借贷风险专项管理工作领导小组办公室）	「インターネット貸借リスク専門修正改善作業の受入に関する通知（关于做好P2P网络借贷风险专项整治整改验收工作的通知）」	2018年6月末までに各地の管轄範囲においてP2P機構の届出登記管理作業を完成することが規定された。
2017年12月	中国インターネット金融協会（中国互联网金融協会）	「インターネット金融貸借の貸借契約要素（互联网金融个体网络借贷借款合同要素）」	インターネット貸借の貸借契約に含まれる基本要素が規定された。
2018年1月	国務院（国务院）	「暴力団排除の展開に関する通知（关于开展扫黑除恶专项斗争的通知）」	全国レベルで暴力団排除活動を展開すること。
2018年1月	最高人民裁判所（最高人民法院），最高人民検察院（最高人民檢察院），公安部（公安部），司法部（司法部）	「反社会勢力犯罪案件の処理における、いくつかの問題に関する指導意見（关于办理黑恶势力犯罪案件若干问题的指导意见）」	違法な貸出および犯罪行為にあたる債権回収の取り締まりが明示された。
2018年3月	インターネット金融協会（中国互联网金融協会）	「インターネット金融延滞債務回収自主規制公約（互联网金融逾期债务催收自律公約）」	資金元本が法律の規定を超える場合、超過部分は回収されないものと規定された。債務回収は、債権者およびその他の関係者に頻繁に嫌がらせ電話をかけてはいけないと規定された。債務回収現場検査では、録画と録音すべきであると規定された。債務返済のために債権者が新たな貸出の申請を誘導や強迫することが禁止された。

2018年3月	インターネット金融リスク専門整備 工作指導組弁公室（互联网金融风险 专项整治工作领导小组办公室）	「インターネット資産運用 業務の改正及び受入作業の 実施に関する通知（关于加 大通过互联网开展资产管理 业务整治力度及开展验收工 作的通知）」	インターネット上で資産運用商品 の販売と公開をおこなう場合、資 産運用事業免許または資産運用商 品委託免許を取得する必要がある と規定された。インターネットプ ラットフォーマーは、各種の委託 販売サービスの提供が禁止され た。インターネット資産運用事業 を別の事業体に分離した場合、分 離した事業体を元のP2P プラット フォーマーの構成部分とみなし、 まとめて受入作業を実施すべきで あると規定された。インターネット プラットフォームの不良貸出 残高は2018年6月末までに0に 減らすべきであると規定された。
2018年8月	中国インターネット金融協会（中国 互联网金融协会）	「架空貸借項目、悪意貸借 などP2P インターネット貸 借リスクの防止に関する通 知（关于防范虚构借款项 目、恶意骗贷等P2P 网络借 贷风险的通知）」	プラットフォームは、借り手に 信用契約を結ぶ必要がある。商業 銀行が借り手の口座開設および現 金引き出し業務において、「顔認 識」およびその他のテクノロジー を使用して、借り手の身元を確認 するように促すこと。
2018年8月	インターネット金融リスク専門整備 工作指導組弁公室（互联网金融风险 专项整治工作领导小组办公室）	「P2P プラットフォーマーに おける、借り手の夜逃げ債 務の報告に関する通知（关 于报送P2P 平台借款人逃 废债信息的通知）」	P2P プラットフォーマー借り手の 夜逃げ債務を報告すること。
2018年8月	インターネット金融リスク専門整備 工作指導組弁公室（互联网金融风险 专项整治工作领导小组办公室）	「P2P インターネット貸借機 構合法化検査作業の展開に 関する通知（关于开展P2P 网络借贷机构合规检查工 作的通知）」	インターネット貸借機構の検査作 業の要求、手順が公表された。 2018年12月を期限に完成すべ きであると規定された。
2018年8月	中国インターネット金融協会（中国 互联网金融协会）	「P2P インターネット貸借機 構自己検査の展開に関する 通知（关于开展P2P 网络借 贷机构自律检查工作的通 知）」	2018年12月31日を期限に、自己 検査の報告の必要があると規定さ れた。
2018年8月	中国インターネット金融協会（中国 互联网金融协会）	「P2P インターネット貸借会 員機構自己診断及び自己修 正の問題リスト（P2P 网络借 贷协会会员机构自查自纠问题清 单）」	中国インターネット金融協会が自 己診断及び自己修正に関する基準 が公表された。
2018年9月	インターネット金融リスク専門整備 工作指導組弁公室（互联网金融风险 专项整治工作领导小组办公室）	「インターネット貸借信用 不良のさらなる懲戒作業に 関する通知（关于进一步做 好网贷行业失信惩戒有关工 作的通知）」	プラットフォームは基準にした がって悪意のある債務不履行のリ ストを選別し、各地の債務問題の あるプラットフォームの幹部と ブラックリストの情報公開を促 す。信用不良者の情報を信用調査 システムに提供することを規定さ れた。

2018年10月	中国人民銀行（中国銀行）	「インターネット金融操業機関の反マネーロンダリングと反テロ融資管理弁法（試行）（互联网金融从业机构反洗钱和反恐怖融资管理办法（试行）」	プラットフォームが、インターネット金融業務の反マネーロンダリングと反テロ融資管理弁法範囲に属することを明確に規定された。ネットワーク監視プラットフォームを通じてオンラインマネーロンダリングの監視システムを改善し、情報共有を強化し、大口取引の監視システムを設立すること。
2018年12月	中国インターネット金融協会（中国互联网金融协会）	「P2Pインターネット貸借会員機構自己診断及び自己修正のオフサイト検査段階の進入（P2P网络借贷会员机构自律检查进入非现场检查阶段）」	プラットフォームが自己診断及び自己修正のオフサイト検査をおこなうこと。
2019年1月	インターネット金融リスク専門整備工作指導組弁公室（互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室）、P2Pインターネット貸借リスク専門整備工作指導組弁公室（P2P网络借贷风险专项管理工作指导组办公室）	「インターネット貸借機構分類処置とリスク防止作業に関する意見（关于做好网贷机构分类处置和风险防范工作的意见）」	インターネット貸借機構の良性退出が唯一の方向であると示された。一部の厳格に基準に満たされて営業しているプラットフォーム以外は全て退出させ、廃業、修正改善の作業を強化すること。
2019年1月	インターネット金融リスク専門整備工作指導組弁公室（互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室）、P2Pインターネット貸借リスク専門整備工作指導組弁公室（P2P网络借贷风险专项管理工作指导组办公室）	「P2Pインターネット貸借合法化検査及びフォローアップ作業に関する通知（关于进一步做实P2P网络借贷合规检查及后续工作的通知）」	合法化検査を完成したプラットフォームは、データのリアルタイムアクセスをおこなうべきであると規定され、データのリアルタイムアクセスをおこなわないプラットフォームは廃業させることを規定された。
2019年3月	インターネット金融リスク専門整備工作指導組弁公室（互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室）、P2Pインターネット貸借リスク専門整備工作指導組弁公室（P2P网络借贷风险专项管理工作指导组办公室）、国家計算機インターネット緊急対応技術対処組（国家计算机网络应急技术处理协调小组）	「インターネット貸借情報仲介機構運営データのリアルタイムアクセス作業の展開に関する通知（关于启动网络借贷信息中介机构运营数据实时接入工作的通知）」	2019年5月末までに運営データのリアルタイムアクセス作業を完成すると規定された。
2019年11月	中国インターネット金融協会（中国互联网金融协会）	「インターネット貸借資金管理作業のさらなる強化に関する通知（关于进一步加强网络借贷资金存管工作的通知）」	評価に合格された商業銀行は、資金委託管理業務の関連する規定と規則に厳密にしたがっておこなう必要がある。評価に合格されない商業銀行は、資金委託管理業務をおこなうことができない。評価の結果は2年間のみ有効である。

出所：公開資料に基づき筆者作成。

表 72 をふまえ、中国における融資型クラウドファンディングに関する法規制は、4つの時期に分けられる。第1期は、2015年7月から2017年2月までである。第2期では、2017年4月から2017年12月までである。第3期では、2018年1月から2018年12月までである。第4期では、2019年1月以降である。

第1期では、融資型クラウドファンディングについて、法的根拠が与えられ、経営範囲と経営方式など合法化の指導を受けていた時期である。

2015年7月に、中国当局は「インターネット金融の健康発展の促進に関する指導意見（关于促进互联网金融健康发展的指导意见）」を公表した。この中で、インターネット貸借の性質をインターネット上のプラットフォームを通じた直接貸借と規定され、インターネットプラットフォームの性質は情報仲介機構であると規定された。

2015年12月に、中国当局は「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（意見聴取稿）（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法（征求意见稿）」を公表し、2016年8月には正式稿である「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」が公表された。これらから、中国における融資型クラウドファンディングに対して、経営範囲の明確化、法的根拠が与えられた。

さらに、2016年11月に、中国当局が「インターネット貸借情報仲介機構届出登記管理手引（网络借贷信息中介机构备案登记管理指引）」を公表し、2017年2月に、「インターネット貸借資金委託管理業務手引（网络借贷资金存管业务指引）」を公表した。これらの規定も、2016年8月の「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」に規定された融資型クラウドファンディングプラットフォームの業務に関して補足規定である。

第2期では、第1期で公表された法規制の補足として、融資型クラウドファンディングの業務改善令と業務内容禁止令が公表された時期である。

業務禁止令として、2017年4月に「銀行業リスク防止作業に関する指導意見（关于银行业风险防控工作的指导意见）」が公表され、学校におけるインターネット貸借の修正改善作業に焦点を当てること、現金貸出業務の修正改善作業の引続きの推進が定められた。2017年6月に、「学校内貸出規範化作業の更なる強化に関する通知（关于进一步加强校园贷规范管理工作通知）」が公表され、学生のインターネット貸借が正式に禁止された。このように、この時期においては、とくに学生に対する貸出の禁止をおこなっている。

第3期では、融資型クラウドファンディングの関わった反社会的事件について、業務の禁止令を中心として法令が公表された時期である。

2018年1月に、中国国務院（中国国务院）は、「暴力団排除の展開に関する通知（关于开展扫黑除恶专项斗争的通知）」を公表し、中国全土の暴力団排除活動を本格的に展開しはじめた。また、2018年1月に、「反社会勢力犯罪案件の処理におけるいくつかの問題に関する指導意見（关于办理黑恶势力犯罪案件若干问题的指导意见）」を公表し、融資型クラウドファンディングプラットフォームが暴力団を使って債務回収することを取り締まる方針が定められた。2018年3月に、「インターネット金融延滞債務回収自主規制公約（互联网金融逾期债务催收自律公约）」が公表され、債務回収において、債権者およびその他の関係者に大して頻繁に嫌がらせ電話をかけてはいけないと規定された。債務回収現場検査では、録画と録音をすべきであると規定された。このように、2018年に公表された融資型クラウドファンディングに関する法規制は、融資型クラウドファンディングの業務内容における禁止項目を中心に公表された。

第4期は、融資型クラウドファンディングの急消滅を迎えた時期である。

2019年1月に、インターネット金融リスク専門整備工作指導組弁公室（互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室）、P2Pインターネット貸借リスク専門整備工作指導組弁公室（P2P网

络借贷风险专项管理工作指导组办公室)が「インターネット貸借機構分類処置とリスク防止作業に関する意見(关于做好网贷机构分类处置和风险防范工作的意见)」を公表し、インターネット貸借機構の良性退出が唯一の方向であると示された。一部の厳格に基準に満たして営業しているプラットフォーム以外は、全て廃業されるに至り、のちに基準に満たして営業しているプラットフォームも廃業した。

以上の整理から、中国における融資型クラウドファンディングに関する法規制について、4つの時期に分けられた。

これらの時期において、融資型クラウドファンディングに関する法規制がどのような背景に基づいて制定されたのか。

次節では、中国当局による融資型クラウドファンディングに関する法規制を背景として、融資型クラウドファンディングの急成長から急消滅の要因について分析する。

## 6.2. 中国における融資型クラウドファンディングの急成長から急消滅

本節では、中国当局による融資型クラウドファンディングに関する法規制を背景として、融資型クラウドファンディングの急成長から急消滅の要因について分析する。

第1章でのべたように、本論文では、第2の課題として、「このような状況(第1の課題)では、中国の家計部門が金融機関貸出残高を拡大している中で、さらに非銀行系融資である融資型クラウドファンディングからの融資も増大させた」を設定した。なぜ中国の家計部門はそれほどまでに借金をするのか。この問題を解明することが本論文の第二の目的である。第2の課題を解明することにより、中国当局が融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除することに至った金融リスクについて明らかにする。

まず、表73に示したように、中国における「融資型クラウドファンディングの貸出残高純増」の家計部門の「金融機関短期貸出残高純増」に対する比率は、2011年から2016年までの期間において、急上昇していることが確認できる。2011年の0.12%から、2014年の7.26%に成長し、2015年に40.60%、2016年はさらに57.54%まで上昇している。つまり、融資型クラウドファンディングの貸出残高純増の増加は、家計部門の「金融機関短期貸出残高純増」の増加より速いことが指摘できる。このように、中国当局は、融資型クラウドファンディングが急拡大している状況をふまえ、前節で示した第1期の期間において、融資型クラウドファンディングに関する法規制を整備した。

2015年から2016年にあたる第1期の期間において、表74に示すように、融資型クラウドファンディングプラットフォーム数は減少した。それは、「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法(网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法)」によって参入基準が制定され、基準に満たないプラットフォームの新規参入が減少したからだと考えられる。また、操業中であっても基準に満たないプラットフォームが退出したこともその要因として考えられる。表74に示すように、2015年から2016年にかけて、融資型クラウドファンディングの貸出残高と貸出純増の成長率は減少していたが、その絶対値は拡大している。

このように、2015年から2016年にかけて、融資型クラウドファンディングの貸出残高と貸出純増は拡大しているが、法規制によりプラットフォーム数は減少した。表75で示すように、「問題のあるプラットフォーム数」が「営業停止・業務変換のプラットフォーム数と問題のあるプラットフォーム数」に占める割合は、2015年の69.18%から2016年の32.28%へと減少し、一時的な健全化が確認できる。

第1期において、融資型クラウドファンディングが合法化されたことにより、中国当局の指導に基づく融資型クラウドファンディング業界は合法的な発展が期待された。

表73. 中国における融資型クラウドファンディングの貸出残高純増、家計部門の短期貸出残高純増、「融資型クラウドファンディングの貸出残高純増」の「家計部門の金融機関短期貸出残高純増」に対する比率の推移（単位：十億元，%）

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
融資型クラウドファンディングの貸出残高純増	1.14	4.40	21.20	76.80	336	377	408	-436
家計部門の短期貸出残高純増	942	1,186	1,455	1,057	827	655	1,836	2,411
「融資型クラウドファンディングの貸出残高純増」の「家計部門の金融機関短期貸出残高純増」に対する比率	0.12%	0.37%	1.46%	7.26%	40.60%	57.54%	22.24%	-18.07%

出所：（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2010年，2011）（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2011年，2012）（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2012年，2013）（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2013年，2014）（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表（按部门分类）2014年，2015a）（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表2015年，2016）（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表2016年，2017）（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表2017年，2018）（中国人民银行，金融机构本外币信贷收支表2018年，2019），（王・徐，『2013中国网络借贷行业蓝皮书』，2014），（王・徐，『2014中国网络借贷行业蓝皮书』，2015），（王・徐，『2015中国网络借贷行业蓝皮书』，2016），（王・徐，『2016中国网络借贷行业蓝皮书』，2017），（王・徐，『2017中国网络借贷行业蓝皮书』，2018），（网贷之家）に基づき筆者作成。



表 74. 中国における融資型クラウドファンディングの貸出残高，貸出純増，プラットフォーム数と前年比伸び率の推移（単位：十億元，%，社）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
融資型クラウドファンディングの貸出残高	0.06	1.20	5.60	27	104	440	816	1,225	789	492
融資型クラウドファンディングの貸出残高の前年比伸び率	-	1,900.00%	366.67%	378.57%	286.57%	324.23%	85.71%	50.04%	-35.57%	-37.69%
融資型クラウドファンディングの貸出純増	0.70	3.10	21	85	253	982	2,064	2,805	1,798	965
融資型クラウドファンディングの貸出純増の前年比伸び率	-	342.86%	583.87%	299.06%	198.82%	288.57%	110.11%	35.90%	-35.88%	-46.35%
プラットフォーム数	23	55	132	572	2,251	3,464	2,568	2,240	1,021	343
プラットフォーム数の伸び率	-	139.13%	140.00%	333.33%	293.53%	53.89%	-25.87%	-12.77%	-54.42%	-66.41%

出所：（王・徐，『2013 中国网络借贷行业蓝皮书』，2014），（王・徐，『2014 中国网络借贷行业蓝皮书』，2015），（王・徐，『2015 中国网络借贷行业蓝皮书』，2016），（王・徐，『2016 中国网络借贷行业蓝皮书』，2017），（王・徐，『2017 中国网络借贷行业蓝皮书』，2018），（网贷之家）に基づき筆者作成。

表 75. 中国における融資型クラウドファンディングの営業停止・業務変換のプラットフォーム数、問題のあるプラットフォーム数、営業停止・業務変換のプラットフォーム数と問題のあるプラットフォーム数対運営されているプラットフォーム数の比の推移（単位：社，%）

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
営業停止・業務変換のプラットフォーム数	2	5	270	1,179	429	621	510
	(2.63%)	(1.82%)	(30.82%)	(67.72%)	(66.51%)	(48.55%)	(69.67%)
問題のあるプラットフォーム数	74	270	606	562	216	658	222
	(97.37%)	(98.18%)	(69.18%)	(32.28%)	(33.49%)	(51.45%)	(30.33%)
営業停止・業務変換のプラットフォーム数と問題のあるプラットフォーム数	76	275	876	1,741	645	1,279	732
	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)	(100.00%)
運営されているプラットフォーム数 <sup>413</sup>	572	2,251	3,464	2,568	2,240	1,021	343
営業停止・業務変換のプラットフォーム数と問題のあるプラットフォーム数対運営されているプラットフォーム数の比	13.29%	12.22%	25.29%	67.80%	28.79%	125.27%	213.41%

出所：（王・徐，『2013 中国网络借贷行业蓝皮书』，2014），（王・徐，『2014 中国网络借贷行业蓝皮书』，2015），（王・徐，『2015 中国网络借贷行业蓝皮书』，2016），（王・徐，『2016 中国网络借贷行业蓝皮书』，2017），（王・徐，『2017 中国网络借贷行业蓝皮书』，2018），（网贷之家）に基づき筆者作成。

しかし、その後、融資型クラウドファンディング業界は規範化されたにもかかわらず、反社会的事件が続発した。そのような状況において、第2期では中国における融資型クラウドファンディングの規模は拡大し続けていた。

まず、第1期において、2016年8月の「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」が公表される直前の2016年6月に、“裸ローン（裸貸）”と報道される悪質な融資事件が明るみになった<sup>414</sup>。裸ローン（裸貸）とは、女性（とくに大学生）がインターネット貸借をおこなう際、裸で身分証明書を持つ様子を写真や動画で提出する。その写真や動画は担保の代わりとされ、借り手の債務不履行時、プラットフォームは写真や動画を公開し両親や親戚に連絡すると脅迫し、債務返済を強いた<sup>415</sup>。

2016年12月、インターネット上に投稿された約10GBのファイルから合計167人の女性の個人情報、家族の連絡先、裸の写真や動画が流出し、反社会的事件として注目を浴びた。流出元は融資型クラウドファンディングプラットフォーム「借貸宝（JieDaiBao）」であった<sup>416</sup>。また、2017年4月に、“裸ローン（裸貸）”に関与した女子大学生が自殺に追い込まれたと報道さ

<sup>413</sup> 運営されているプラットフォーム企業数は、営業停止・業務変換のプラットフォーム企業数と問題のあるプラットフォーム企業数を含めない。

<sup>414</sup> （南方都市报，2016）

<sup>415</sup> （南方都市报，2016）

<sup>416</sup> （中国新闻网，2017）

れた<sup>417</sup>。“裸ローン（裸貸）”のような社会問題が起こる中で、中国当局は、学生のインターネット貸借について規制をかけた。

また、第2期では、融資型クラウドファンディングの規模も拡大しつつあった。2016年8月の法規制にもかかわらず、2017年に融資型クラウドファンディングの貸出残高と貸出純増は表74で示したように拡大し、世界一になった。

このように、第2期では、融資型クラウドファンディングが法規制にもかかわらず、貸出残高と貸出純増が拡大しているとともに、反社会的な事件も続発した。つまり、融資型クラウドファンディングは法規制があっても、健全な発展をすることができなかった。

さらに、第3期では、融資型クラウドファンディングの学生をめぐる反社会的な事件以外に、プラットフォームが暴力団を使って債務回収をおこなうことが続発し問題となった<sup>418</sup>。

2017年から2018年までの期間において、融資型クラウドファンディングをめぐる相次いで反社会的な事件が明るみになった。2018年には、問題のあるプラットフォームに関する被害が拡大し、この現象について“地雷踏みまくれ（暴雷潮）”と名付けられた。

この時期、問題のあるプラットフォームの数が拡大していた。表75に示したように、2017年から2018年までの期間における、「問題のあるプラットフォーム数」が「営業停止・業務変換のプラットフォーム数と問題のあるプラットフォーム数」に占める割合は、2015年の33.49%から2016年の51.45%に拡大した。これらのことから、2016年の法規制が公表され、2018年までの期間において、中国における融資型クラウドファンディング業界は健全な発展をすることができなかったといえる。

また、この時期において、最も問題視されるのは、問題のあるプラットフォームの増加に加え、被害金額が拡大したことである。表76に示すように、2013年以前は融資型クラウドファンディングの規模は小さく、問題のあるプラットフォームに関連する被害金額も突出していない。2016年に「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」が公表され、2017年には被害金額も一時的に減少した。しかし、2018年には、問題のあるプラットフォームに関連する被害金額が急増し、2018年にはその額は最も多くなった。2017年の問題のあるプラットフォームに関連する被害金額は6.65十億元であり、2018年には143.41十億元まで21.66倍に急激に増加した。

表 76. 中国における融資型クラウドファンディング問題のあるプラットフォームに関連する被害金額の推移（単位：十億元，倍）

	2013年以前	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	拡大比： 2018年/2017年
問題のあるプラットフォームに関連する被害金額	1.62	5.22	9.95	9.80	6.65	143.41	21.66

出所：（网贷之家）に基づき筆者作成。

<sup>417</sup>（中国新闻网，2017）

<sup>418</sup>（搜狐网，2017）

このように、第3期では、2016年と2017年に一連の法規制が整備されたにもかかわらず、問題のあるプラットフォーマーが拡大し、2018年には被害金額が最も拡大し、大きな社会問題になった。

以上のように、中国における融資型クラウドファンディング業界は、2015年と2016年の法規制により、中国当局の指導に基づく健全な発展が期待されていた。しかし、法規制にもかかわらず、融資型クラウドファンディングに関連する反社会的事件が続発した。また、融資型クラウドファンディングの貸出残高と貸出純増は2017年に最も拡大し、2018年には被害金額も最も大きく拡大していた。

このように、中国における融資型クラウドファンディング業界は、法規制による健全な発展ができなかったのみならず、融資型クラウドファンディングに関連する反社会的事件や被害金額が拡大していた。

そのような状況において、第4期ではプラットフォーマーに対する最も強い法令が出された。2019年1月、中国当局は“175号文”とよばれる「インターネット貸借機構分類処置とリスク防止作業に関する意見（关于做好网贷机构分类处置和风险防范工作的意见）」を公表し、融資型クラウドファンディング業界に対して、「プラットフォーマーの良性退出が唯一の方向」と示された。その後、プラットフォーマー数は減少し、表74に示すように、融資型クラウドファンディングの貸出残高と貸出純増も減少した。

2020年11月27日、中国銀行保険監督管理委員会主席弁護士劉福寿（中国銀行保険監督管理委員会首席律師劉福壽）は、北京でおこなわれた“財經年会2021（财经年会2021）”の記者会見において、中国において運営されている融資型クラウドファンディングプラットフォーマーの社数が2020年11月中旬時点で、0社まで減少したと発言した<sup>419</sup>。

このように、中国の融資型クラウドファンディングは2007年6月に初のプラットフォーマーが設立され、2017年には世界一の貸出純増に成長した。しかし、反社会的事件が頻繁に発生し、2019年1月に中国当局により退出が示された。その後、2020年11月には全て廃業させられるに至り、14年の歴史に終止符を打った。

以上の中国における融資型クラウドファンディングの急成長から急消滅の検討を踏まえ、中国当局が融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除するに至った理由について、以下のように整理できる。

第一の理由として、①中国における融資型クラウドファンディング業界は、法規制の制定と整備があるにもかかわらず、反社会的事件や被害金額が拡大したため、健全な発展ができなかったことである。中国における融資型クラウドファンディング業界は、2015年と2016年の法規制の制定にもかかわらず、融資型クラウドファンディングに関連する反社会的事件が続発した。また、融資型クラウドファンディングの貸出残高と貸出純増は2017年に最も拡大した。そのような発展にともない、2018年には問題のあるプラットフォーマーに関連する被害金額が最も大きく拡大した。このように、中国における融資型クラウドファンディング業界は、法規制による健全な発展ができなかったのみならず、融資型クラウドファンディングに関連する反社

---

<sup>419</sup>（财经网，2020）

会的事件や被害金額が拡大したといえる。そのため、中国当局は融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除せざるを得なかった。

中国当局が融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除するに至った第二の理由として、②家計部門の大規模な破産が発生する可能性を防ぐためと考えられる。

前述の第1の課題「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」により、家計部門の借入金返済が滞っている可能性が推測できる。家計部門にとって、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることが困難であると考えられるため、非銀行系融資である融資型クラウドファンディングはそれらの借り手を吸収したと考えられる。しかし、第1の課題で示した中国の家計部門の状況が継続すると、大規模な破産が発生する可能性が予想される。そのため、中国当局は融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除せざるを得なかったと考えられる。

中国当局が融資型クラウドファンディングに制限をかけ、全てのプラットフォームが廃業させるに至ったが、その後、融資型クラウドファンディングにあった中国の家計部門の資金需要は、規制を受けた金融機関へ吸収を促されたと考えられる。それは、①「融資型クラウドファンディングプラットフォームのマイクロクレジット企業への転換」、②「商業銀行のインターネット貸出に関する法規制の公表」である。

①「融資型クラウドファンディングプラットフォームのマイクロクレジット企業への転換」について、2019年11月に、中国当局は「インターネット貸借情報仲介機構のマイクロクレジット企業への転換に関する指導意見（关于网络借贷信息中介机构转型为小额贷款公司试点的指导意见）」を公表し、マイクロクレジット企業の設立条件を満たす融資型クラウドファンディングプラットフォームが、マイクロクレジット企業へ転換する可能性が示された。この指導意見から、基準を満たした融資型クラウドファンディングプラットフォームは、廃業のみでなく、マイクロクレジット企業へ転換するルートが示された。

②「商業銀行インターネット貸出に関する法規制の公表」について、2020年7月に、中国当局は「商業銀行インターネット貸出管理暫定弁法（商业银行网络借贷管理暂行办法）」を公表し、中国の商業銀行が扱うインターネット貸借の内容が規定された。

この法規制において、商業銀行インターネット貸出において、融資型クラウドファンディングの優位性が織り込まれたことが捉えられる。

商業銀行インターネット貸出の内容に関して、「商業銀行インターネット貸出管理暫定弁法（商业银行网络借贷管理暂行办法）」によると、以下に示す貸出業務は商業銀行インターネット貸出業務に含まれないと規定された。その貸出業務は、①借り手はオンラインでローン申請やその他の業務をおこなうが、商業銀行は貸出の事前調査、リスク評価、信用情報収集をオフラインまたは主にオフラインでおこなうこと<sup>420</sup>。②商業銀行が発行された抵当貸出、かつ抵当物がオフライン、あるいは主にオフラインでの評価、登録、保管が必要である貸出業務<sup>421</sup>。このほか、③中国銀行保険監督管理委員会が規定された他の貸出業務と規定される。

<sup>420</sup>（中国銀行保険監督管理委員会，2020）

<sup>421</sup>（中国銀行保険監督管理委員会，2020）

つまり、該当規制によると、商業銀行のインターネット貸出の全ての手続きがオンライン上で完成すると規定されている<sup>422</sup>。このことから、中国当局は融資型クラウドファンディングの全ての手続きがオンライン上で完成する優位性を認め、その優位性を商業銀行のインターネット貸出として利用したと考えられる。また、商業銀行のインターネット貸出は担保・抵当物が不要であることから、融資型クラウドファンディングがもとより銀行系金融機関から借入できない人々の資金需要を満たすという優位性を認めたとも考えられる。

商業銀行インターネット貸出の上限額に関して、「商業銀行インターネット貸出管理暫定弁法（商业銀行网络借贷管理暂行办法）」によると、個人向けのクレジット消費貸出の上限額は20万元まで、借入期間が1年を超えないこととされる。この貸出上限額の設定は、2016年の融資型クラウドファンディングに関する「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」に設定された上限額と同じである。

このことから、中国当局は商業銀行インターネット貸出が融資型クラウドファンディングと、小口・短期間の性格を法律規制の側面から裏付ける狙いがあると思われる。そのため、融資型クラウドファンディングが小口・短期間の資金需要を満たすという優位性を認めたと考えられる。

商業銀行インターネット貸出業務の範囲について、2020年5月の「商業銀行インターネット貸出管理暫定弁法（意見聴取稿）（商业银行网络借贷管理暂行办法（意見聴取稿）」では、商業銀行のインターネット貸出は、主にその支店の所在地の顧客に貸出を提供し、他の地域の顧客にインターネット貸出を提供する時、その貸出残高が該当銀行のインターネット総貸出残高の20%を超えてはならないと規定された。しかし、2020年7月に正式に公表された「商業銀行インターネット貸出管理暫定弁法（商业银行网络借贷管理暂行办法）」では、他の地域の顧客にインターネット貸出を提供する時の貸出上限に関する制限が撤廃された。つまり、該当規制により、商業銀行のインターネット貸出業務は、インターネットを通じて中国全土で展開することになった。

このことから、中国当局が融資型クラウドファンディングの持つ、インターネットを通じて中国全土で展開するという優位性を認めたと考えられる。

貸出資金の回収について、「商業銀行インターネット貸出管理暫定弁法（商业银行网络借贷管理暂行办法）」第56条に、商業銀行は貸出資金を回収する時、暴力的な回収など法規制違反の記録のある第三者機関に委託してはならないと規定された。また、借り手以外の貸出と関係のない第三者から回収してはならないと規定された<sup>423</sup>。

このことから、中国当局は商業銀行インターネット貸出に対して、融資型クラウドファンディングの優位性を認めたいうえで、融資型クラウドファンディングの起こした反社会的事件に関して、商業銀行インターネット貸出で、再度繰り返すことがないように要求したと考えられる。

以上に示すように、中国当局は、家計部門の破産が大規模で発生する恐れを防ぐため、融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除するに至った。排除後、融資型クラウドファンディングが満たしていた家計部門の資金需要は銀行系金融機関へと移転する方向性が

<sup>422</sup>（中国银行保险监督管理委员会，2020）

<sup>423</sup>（中国银行保险监督管理委员会，2020）

示された。その際、中国当局が融資型クラウドファンディングと類似する特徴を持つ商業銀行のインターネット貸出を規定したことから、融資型クラウドファンディングの優位性が示される。

### 6.3. まとめ

本章では、第2の課題「このような状況（第1の課題）では、中国の家計部門が金融機関貸出残高を拡大している中で、さらに非銀行系融資である融資型クラウドファンディングからの融資も増大させた」の解明をおこなった。第2の課題を解明することにより、中国当局は家計部門の消費性向がもたらしたリスクを抑えるために、融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除せざるを得なかったことを明らかにした。

その理由として、第一に、中国における融資型クラウドファンディング業界が健全な発展ができなかったことが挙げられる。融資型クラウドファンディング業界は、法規制の制定と整備があるにもかかわらず、反社会的事件や被害金額が拡大している傾向がみられた。そのため、中国当局が融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除せざるを得なかった。

第二に、前述の第3章でのべたように、家計部門の借入金返済が滞っている可能性が挙げられる。このような状況が継続すると、家計部門の大規模な破産が発生する可能性が予想される。そのため、中国の家計部門の大規模な破産の発生を防ぐため、中国当局が融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除するに至った。

中国当局による制限から、全てのプラットフォーマーは廃業に至ったが、法規制の制定により、融資型クラウドファンディングが満たした中国の家計部門資金需要は、規制を受けたマイクロクレジット企業と商業銀行インターネット貸出へ吸収を促されたと考えられる。このことは、商業銀行インターネット貸出が融資型クラウドファンディングと類似する特徴を用いて利用したことからも示される。その特徴は、①「全ての手続きがオンライン上で完成できること」、②「貸出上限額が小口の20万元と設定されること」、③「インターネットを通じて全国範囲内で業務を展開できること」である。このことから、中国当局は、融資型クラウドファンディングを持つ優位性が認められたと考えられる。

## 第7章 本論文の結論と今後の課題

### 7.1. 本論文で明らかにした課題

本論文の目的は、中国の家計部門における金融商品投資と借入金問題を踏まえ、2つの課題を設定し、その2つ課題を解明することである。

第1の課題は、「中国の家計部門では、金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」である。第1の課題を解明することにより、現代の中国人民の消費や投資の特徴を明らかにした。

この課題は、第3章の分析から明らかにした。中国における家計部門の年間黒字を構成している各項目の分析から、家計部門の借入金返済が滞っている可能性が推測された。これらのことから示される現代の中国人民の消費や投資の特徴とは、第1の課題で仮説として設定した「金融機関貸出残高が拡大しているにもかかわらず、債務返済を軽視して消費も拡大しながら金融商品投資をおこなっている」であり、この仮説が正しいことが示された。

しかし、家計部門にとって、金融機関の債務を返済しなければ、同一融資先から追加融資を受けることは困難であると考えられる。そのため、中国の家計部門は、非銀行系融資からの借入へと資金需要の転換があったと考えられる。この仮説について、非銀行系融資がそれらの借り手を受け入れ、急拡大したと考えられる。この仮説を用いて非銀行系融資の拡大について検討をおこなった。

第2の課題は、「このような状況（第1の課題）では、中国の家計部門が金融機関貸出残高を拡大している中で、さらに非銀行系融資である融資型クラウドファンディングからの融資も増大させた」である。第2の課題の解明から、中国当局が融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除するに至った金融リスクについて明らかにした。

第4章では、この仮説に基づき、中国における非銀行系融資の拡大について分析をおこなった。その結果、中国の家計部門は、非銀行系融資の利用が拡大していることが示された。また、もとより銀行系融資の基準に満たない低所得者層が非銀行系融資と直結した可能性が示された。

第5章では、急激に拡大している非銀行系融資の融資型クラウドファンディングについて急成長を促した発展要因を明らかにした。この分析から、前提条件と5つの主な発展要因として、「インターネットの普及」を前提条件とした、①「金融制度の先進国に比べた未整備」、②「銀行融資を受けられない層への取り込み」、③「裁定機会が存在する」、④「融資実行にかかる手間の少なさ」、⑤「IT技術の発展による小規模の取引を低コストで容易におこなわれたこと」⑥「伝統的な庶民金融システム『合会』との類似性」を特定した。

中国人民の消費性向と、これらの発展要因から融資型クラウドファンディングは規模を拡大した。しかし、人々の資金需要を満たし、急成長した融資型クラウドファンディングは、中国当局から制限をかけられ、2020年11月に全て廃業されるに至った。なぜ、そのような結果に至ったのだろうか。そこで、第6章では、本論文が設定した第2の課題について分析をおこない、全ての融資型クラウドファンディングが廃業させることに至った要因について明らかにした。

第4章、第5章、第6章の分析から、第2の課題について、中国当局は家計部門の消費性向がもたらしたリスクを抑えるために、融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除せざるを得なかったことを明らかにした。



その理由として、第一に、中国における融資型クラウドファンディング業界は、法規制の制定と整備があるにもかかわらず、反社会的事件や被害金額が拡大していた。そのため、健全な発展ができなかったことが挙げられる。

第二に、家計部門の借入金返済が滞っている可能性がある。第3章で示した、このような状況が継続すると、家計部門の破産が大規模に発生する可能性が予想される。そのため、家計部門の破産が大規模で発生することを防ぐため、中国当局は融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除することに至ったことが挙げられる。

これらの理由から、中国当局は、融資型クラウドファンディングを家計部門の融資先から排除せざるを得なかった。

本論文では、以上の2つの課題を解明した。この解明の過程において、いくつかの項目について検討から除外した。次節では、本論文の限界性と残された課題についてのべ、検討から除外した理由について示す。

## 7.2. 本論文の限界性と残された課題

最後に、本論文の限界性と残された課題として以下の5項目を示す。

まず、第一に、本論文では、家計部門の金融機関中長期貸出残高と不動産投資を検討から除外した。

この理由として、本論文の目的が家計部門の消費拡大について明らかにすることが挙げられる。そのため、家計部門の金融機関中長期貸出残高と不動産投資については、その様態について明らかにしたものの、その後の検討から除外した。

第3章の3.3.2で分析したように、2010年から2018までの期間において、家計部門の金融機関短期消費貸出残高は9.17倍に拡大している。これは、家計部門の金融機関中長期貸出残高の4.36倍の拡大を上回る急拡大である。住宅ローンは中長期貸出に含まれることから、「金融機関短期消費貸出残高」の急拡大について、不動産投資が要因であるとは説明し難い。

また、第3章の3.3.2で分析したように、「家計部門の金融機関中長期貸出残高純増」と「その他非金融資産の取得マイナス処分」は、かなり高い相関関係にあることが示され、家計部門の「資本形成」と「金融機関短期消費貸出残高純増」は、中程度の相関関係にあることが示される。これらの分析から、家計部門の不動産投資には金融機関短期消費貸出残高との強い関連性があることを説明しにくいと考えられる。

このことから、家計部門の不動産投資と年間消費支出の拡大には、明確な関係性を捉えることができなかった。そのため、本論文では家計部門の消費拡大を明らかにすべき課題として設定している。

以上の理由として、本論文では家計部門の金融機関中長期貸出残高と不動産投資を検討から除外した。

第二に、本論文では、家計部門の年間黒字について家計部門の年間可処分所得と年間消費支出について、その内訳の分析をおこなわなかった。

中国の家計部門の年間可処分所得と年間消費支出の統計に関して、家計調査ベースとSNAベースは統計基準が異なるため、統計上の差異が生じる。中国全土の家計部門の年間可処分所得

と年間消費支出の全体像を正確に把握するため、SNA ベースで統計した家計部門の年間可処分所得と年間消費支出のデータについて『中国統計年鑑（中国统计年鉴）』から確認した。しかし、家計部門の年間可処分所得と年間消費支出は家計調査ベースにのみ記載がある。そのため、中国全土の状況を把握するため SNA ベースを採用した本論文では、それらの内訳の変化について分析をおこなわなかった。

年間可処分所得と年間消費支出の内訳の変化から、家計部門の収支の特徴の変化を捉える可能性がある。しかし、SNA ベースと家計調査ベースを同時に採用すると統計上の差異が生じ、正確な状況を把握することが困難になる。そのため、家計部門の年間可処分所得と年間消費支出の内訳の変化から家計部門の年間黒字について検討から除外した。

これについて本論文の家計部門の年間黒字に対する分析の限界として指摘できる。

第三に、本論文では、家計部門の所得階層別の収支状況について、省別・都市部農村部別の分析をおこなわなかった。

分析の過程において中国全土の家計部門の所得階層別の収支状況を確認する必要があった。しかし、2012 年以降の「中国統計年鑑（中国统计年鉴）」に中国全土の所得階層別の年間可処分所得と年間消費支出は掲載されていない。その為、2013 年から 2018 年までの都市部所得階層別の年間消費支出のデータについて、各省が毎年発行する統計年鑑を確認した。しかし、中国全土の 31 の省・直轄市・自治区（香港・マカオ・台湾を除く）に対して、11 省・1 自治区の統計年鑑にのみ都市部所得階層別のデータが確認できた。

そのため、11 省・1 自治区の都市部所得階層別のデータから中国全国の状況を限定的に捉えたことが本論文の家計部門の所得階層別の収支状況に関する分析の限界である。

また、中国の広い国土状況から、省別・都市部農村部別に差異が生じている可能性があると考えられる。そのような状況において、省毎・都市部農村部に固有の特徴も有する可能性がある。

しかし、第 5 章でのべたように、融資型クラウドファンディングはインターネットを通じて、「空間性」という制限を超える特性を有する。融資型クラウドファンディングはその優位性を活用し、特定の地域によらない資金需要を満たすことができるため、各省・農村部都市部別で家計部門の所得階層別の収支状況について本論文では検討から除外した。

第四に、本論文では、伝統的な庶民金融システム「合会」の現在の中国国内における実態を明らかにしなかった。

中華人民共和国が成立する以前に流行した伝統的な庶民金融システム「合会」は、1949 年に中華人民共和国の成立以降、計画経済体制の下において停滞した。しかし、1978 年の改革開放以降、東南海沿岸部を中心に見られるようになった。1990 年代に入り、中国政府は「合会」を中心にインフォーマル金融に対する取締を強化したため、「合会」は規模縮小に追い込まれた。「合会」は、現在の中国においてどのような形で継続しているのか。これについて、現在の「合会」の実態を把握する必要がある。しかし、インフォーマル金融である「合会」について、統計上のデータを確認することができない。そのため、融資型クラウドファンディングが全て廃業させられた後、「合会」が庶民金融としてどのように機能しているかについて調査する必要がある。

以上のように、伝統的な庶民金融システム「合会」について、実態調査をおこなわなかったことが本論文の庶民金融システムに対する分析の限界として指摘できる。

第五に、融資型クラウドファンディングの廃業以降、商業銀行についてインターネット貸出の発展状況を確認し、家計部門の資金需要をどのように満たしたか検討する必要がある。

第6章で示したように、中国当局は融資型クラウドファンディングに制限をかけ、全てのプラットフォームが廃業させるに至った。その一方で、そのような状況において、中国当局は、融資型クラウドファンディングが満たした中国の家計部門資金需要を商業銀行インターネット貸出へ吸収を促している姿勢が法整備から確認できる。とくに、商業銀行インターネット貸出は、全ての手続きがオンライン上で完成すること、小口・短期間で貸出すること、インターネットを通じて全国範囲内で業務運営すること、といった融資型クラウドファンディングの優位性を利用して展開している。そのため、融資型クラウドファンディングが廃業させられた後、融資型クラウドファンディングの優位性を持つ商業銀行インターネット貸出が、今後の中国においてどのように成長を遂げるかについて詳細に検討する必要性が認められる。

しかし、これについて統計上のデータは本論文執筆時点で公開されておらず、本論文では検討から除外した。

以上に列挙した緒論点を、今後の課題として取り扱いたい。

## 謝辞

本研究をおこなうあたり、多くの方々にご協力いただいた。本論文を執筆する上でご指導とご援助をいただいた方々に感謝の意を表わす。

本論文を結ぶにあたり、本研究を進めるにあたり終始暖かく多大なるご指導と激励を賜りました萩野誠教授に心から深く感謝の意を表わす。博士後期課程在学期間、萩野教授には貴重な時間を割いて頂き、何度も指導や助言をいただいた。萩野教授のご指導がなければ、本論文を書き上げることは決してなかった。

西村知教授からご貴重な資料や知識を提供して頂き、論文作成にも多大なるお力添えを頂いた。心からの謝意を表わす。

市川英孝准教授も指導や助言を頂き、ティーチング・アシスタントも何度も担当させて頂いた。謹んで感謝申し上げます。

研究室の後輩であり、本学の特任助教である日高優介先生には、多くの貴重なご意見を頂くとともに研究遂行にご協力頂いた。深く御礼申し上げます。

本田親啓さん、竹下友章さんを始め、研究室のメンバーには刺激的な議論を頂くのみでなく、常に精神的に支えられた。厚く感謝する。

最後に、これまで私を経済面・精神面から支えて下さり、常に寛大な心で応援してくれた中国にいる両親に深く敬意を表わす。心より感謝する。

## 参考文献

### 英語文献

- Armendariz de Aghion, Betriz and Jonathan Morduch. (2005). *The Economics of Microfinance*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Haas, P., Blohm, I., & Leimeister, J.M. (2014). *An empirical taxonomy of crowdfunding intermediaries*. Paper presented at the International Conference on Information Systems (ICIS), Auckland, New Zealand, pp.1-18.
- Morduch, J. (1999). *The microfinance promise*. *Journal of economic Literature*, 37(4), pp. 1569-1614.

### 英語引用 URL

- Bank For International Settlements. (n.d. a). *Credit to the non-financial sector*.  
<https://www.bis.org/statistics/totcredit/totcredit.xlsx> (accessed 2021-08)
- Bank For International Settlements. (n.d. b). *Number of institutions: Banks, CN*.  
[http://stats.bis.org:8089/statx/srs/tseries/CPMI\\_INST/A:CN:BA:N:A?t=T3&c=CN&m=&p=2018&i=8.1&x=&f=CSV](http://stats.bis.org:8089/statx/srs/tseries/CPMI_INST/A:CN:BA:N:A?t=T3&c=CN&m=&p=2018&i=8.1&x=&f=CSV) (accessed 2021-08)
- Bank For International Settlements. (n.d. c). *Number of institutions: Banks, JP*.  
[http://stats.bis.org:8089/statx/srs/tseries/CPMI\\_INST/A:JP:BA:N:A?t=T3&c=JP&m=&p=2018&i=8.1&x=&f=CSV](http://stats.bis.org:8089/statx/srs/tseries/CPMI_INST/A:JP:BA:N:A?t=T3&c=JP&m=&p=2018&i=8.1&x=&f=CSV) (accessed 2021-08)
- Financial Conduct Authority. (2014). *The FCA's regulatory approach to crowdfunding (and similar activities) October 2013*.  
<https://www.fca.org.uk/publication/consultation/cp13-13.pdf> (accessed 2021-08)
- Grameen Bank. (2003). *Annual Report 2002*. <https://grameenbank.org/wp-content/uploads/bsk-pdf-manager/GB-2002.pdf> (accessed 2021-08)
- Grameen Bank. (2019). *Annual Report 2018*. [https://grameenbank.org/wp-content/uploads/bsk-pdf-manager/gb\\_annual\\_report\\_2018.pdf](https://grameenbank.org/wp-content/uploads/bsk-pdf-manager/gb_annual_report_2018.pdf) (accessed 2021-08)
- Grameen Bank. (n.d. a). *16-decisions*. <https://grameenbank.org/16-decisions/> (accessed 2021-08)
- Grameen Bank. (n.d. b). *Historical Data Series in USD*. <https://grameenbank.org/data-and-report/historical-data-series-in-usd/> (accessed 2021-08)
- José, Saiz-Álvarez Manuel. (n.d.). *What is Group Lending*. <https://www.igi-global.com/dictionary/group-lending/54841> (accessed 2021-08)
- Organization for Economic Co-operation and Development. (n.d.). *Household debt (indicator)*. <https://data.oecd.org/hha/household-debt.htm#indicator-chart> (accessed 2021-08)
- Statista. (n.d.). *Digital Markets > FinTech > Alternative Financing > Crowdfunding*.  
<https://www.statista.com/outlook/335/100/crowdfunding/worldwide> (accessed 2021-08)
- The World Bank. (n.d. a). *GDP growth (annual %) - China*.

- <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.KD.ZG?locations=CN> (accessed 2021-08)
- The World Bank. (n. d. b). *GDP (current US\$) - China*.  
<https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?end=2018&locations=CN&start=2010> (accessed 2021-08)
- The World Bank. (n. d. c). *GDP (current US\$) - Japan*.  
<https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?end=2018&locations=JP&start=2010> (accessed 2021-08)
- The World Bank. (n. d. d). *GDP (current US\$) - United States*.  
<https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?end=2018&locations=US&start=2010> (accessed 2021-08)
- The World Bank. (n. d. e). *Population, total - China*.  
<https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?end=2018&locations=CN&start=2010> (accessed 2021-08)
- The World Bank. (n. d. f). *Population, total - Japan*.  
<https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?end=2018&locations=JP&start=2010> (accessed 2021-08)

## 日本語文献

- アングス・マディソン. (1995). *Monitoring the World Economy 1820-1992*, 政治経済研究所訳『世界経済の成長史 1820-1992 年—199 カ国を対象とする分析と推計』. 東洋経済新報社.
- 荒井俊行. (2019). 「高水準が続く中国の債務残高の動向について」. 『土地総合研究』(土地総合研究所) 2019 年秋号, pp. 106-125.
- 王雷軒. (2013). 「中国の小額貸付会社の現状と課題—江蘇省の現地調査を踏まえて—」. 『農中総研 調査と情報』(農林中金総合研究所) 第 39 号, pp. 22-23.
- 梶谷懐. (2012). 「「過剰資本蓄積」の罣と和階社会」. 『中国経済研究』(中国経済学会) 第 9 巻第 2 号, pp. 31-44.
- 関志雄. (2010). 「調整局面に入った中国の不動産市場」. 『中国資本市場研究』(公益財団法人野村財団) 第 4 号第 3 巻, pp. 42-44.
- 佐藤淳. (2017). 「クラウドファンディングと既存金融—企業の外部資金調達」の「第 3 の道」—. 『野村資本市場クォーターリー』(野村資本市場研究所) 2017Summer, pp. 1-11.
- 齊藤誠. (2006). 『成長信仰の桎梏—消費重視のマクロ経済学』. 勁草書房.
- 神宮健. (2014). 「拡大する中国 P2P のリスクとチャンス」. 『Financial Information Technology Focus』(野村総合研究所) 9 月, pp. 14-15.
- 许宪春著. (2006). 『統計研究参考資料 No. 94 中国国民経済計算体系 2002』李潔訳. 法政大学日本統計研究所.
- 全国相互銀行協会. (1971). 『相互銀行史』. 全国相互銀行協会.
- 宋立水. (2017). 「中国経済「新常态」下の政策課題についての再考」. 『経済研究』(明治学

- 院大学) 第 153 号, pp. 35-43.
- 曾根康雄. (2013). 「グローバル金融危機と中国の政策対応 過剰貯蓄の解消に向けた課題」. 『グローバル金融危機と途上国経済の政策対応』(日本貿易振興機構アジア経済研究所) No. 603, pp. 121-142.
- 竹内英二. (2015). 「中小企業や NPO の可能性を広げるクラウドファンディング」. 『日本政策金融公庫論集』(日本政策金融公庫総合研究所) 第 26 号, 2 月, pp. 1-14.
- 田中直毅. (2016). 『中国大停滞』. 日本経済新聞出版社.
- 田村隆善・魏興福. (2015). 「中国不動産バブルに関する一考察」. 『日本経営診断学会論集』(日本経営診断学会) 第 15 号, pp. 74-79.
- 趙彤・水ノ上智邦. (2019). 「中国 P2P ネット金融規制について」. 『パーソナルファイナンス研究』(パーソナルファイナンス学会) 第 6 巻, pp. 81-97.
- 張明. (2014). 「中国の金融システミック・リスク」. 『中国資本市場研究』(公益財団法人野村財団) 第 8 号第三巻, pp. 27-45.
- 陳玉雄. (2004). 「中国東南沿海部における「合会」の実態とその金融機能—浙江省温州市と福建省福清市における「標会」の事例比較を中心に」. 『中国経営管理研究』(中国経済経営学会) 第 4 号, pp. 23-47.
- 陳玉雄. (2010). 『中国のインフォーマル金融と市場化』. 麗澤大学出版会.
- 陳乃佳. (2014). 「中国の民間金融問題についての一考察—資金調達の不均衡と利益集団の衝突を中心に—」. 『総合政策論叢』(島根県立大学総合政策学会) 第 28 号, pp. 47-62.
- 坪井ひろみ. (2006). 『グラミン銀行を知っていますか』. 東洋経済新報社.
- 坪井ひろみ. (2016). 『進化するグラミン銀行—ソーシャル・ビジネスの躍動』. 秋田魁新報社.
- 藤鑑・房文慧. (2017). 「中国大衆消費社会の光と影—消費水準、EC 市場、消費者問題を中心として—」. 『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』(岡山大学大学院社会文化科学研究科) 第 43 号, pp. 41-60.
- 松尾順介. (2014). 「クラウドファンディングと地域再生」. 『証券経済研究』(日本証券経済研究所) 第 88 号, 12 月, pp. 17-39.
- 松尾順介. (2016). 「英国のクラウドファンディング市場—FCA による新規制導入後の市場動向—」. 『証券経済研究』(日本証券経済研究所) 第 96 号, 12 月, pp. 21-41.
- 三浦有史. (2014). 「中国の貯蓄率はなぜ高いのか中国リスクのもうひとつの見方」. 『環太平洋ビジネス情報』(日本総合研究所) 第 53 号, pp. 1-33.
- 三浦有史. (2019). 「中国が直面する家計債務増加のリスクとジレンマ」. 『JRI レビュー = Japan Research Institute review』(日本総合研究所) 第 4 号, pp. 2-23.
- 三重野文晴. (2006). 「途上国農村の金融問題とマイクロファイナンス」『新版 開発金融論』. 日本評論社, pp. 129-147.
- 三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室. (2016). 「P2P ネット金融急成長の光と影—監督管理具体策の発表が近いか」. 『BTMU(China)経済週報』(三菱 UFJ 銀行) 第 289 期, pp. 1-9.
- 三輪春樹. (2012). 「何が中国の住宅ブームを支えているのか」. 『21 世紀アジア学研究』(国

士館大学) 第 10 号, pp.19-41.

ムハマド・ユヌス、アラン・ジョリ著 (1998). *Banker to the Poor: Micro-Lending and the Battle Against World Poverty*. 『ムハマド・ユヌス自伝：貧困なき世界を目指す銀行家』. 猪熊弘子訳, 早川書房.

李立栄. (2017). 「急成長する中国のオンライン・オルタナティブ・ファイナンスと課題」. 『野村資本市場クォーターリー』(野村資本市場研究所) 2017Winter, 第 21 巻 2 号, pp.170-190.

## 日本語引用 URL

環境省. (2011, 3). 中国における法制度の整備・執行:

<https://www.env.go.jp/air/tech/ine/asia/china/files/law/law.pdf> (最終閲覧日: 2021 年 8 月)

人民網. (n. d.). 経済用語集: <http://j.people.com.cn/94476/100561/100569/7210982.html> (最終閲覧日: 2021 年 8 月)

総務省統計局. (n. d.). 家計調査 用語の解説:

<https://www.stat.go.jp/data/kakei/kaisetsu.html> (最終閲覧日: 2021 年 8 月)

内閣府. (2020, 4). 長期経済統計 国民経済計算:

[https://www5.cao.go.jp/keizai3/2019/0207nk/n19\\_7\\_data01.html](https://www5.cao.go.jp/keizai3/2019/0207nk/n19_7_data01.html) (最終閲覧日: 2021 年 8 月)

野村証券. (n. d.). 証券用語解説集: <https://www.nomura.co.jp/terms/japan/ri/A02284.html> (最終閲覧日: 2021 年 8 月)

みずほフィナンシャルグループ. (2011, 11). みずほフィナンシャルグループ 平成 22 年度 決算説明資料: [https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/tanshin/data1103/pdf/data1103\\_3.pdf](https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/tanshin/data1103/pdf/data1103_3.pdf) (最終閲覧日: 2021 年 8 月)

みずほフィナンシャルグループ. (2012, 11). みずほフィナンシャルグループ 平成 23 年度 決算説明資料: [https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/tanshin/data1203/pdf/fy\\_3.pdf](https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/tanshin/data1203/pdf/fy_3.pdf) (最終閲覧日: 2021 年 8 月)

みずほフィナンシャルグループ. (2021). 株主・投資家のみなさまへ> 財務情報> 決算短信: <https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mizuho-fg.co.jp%2Finvestors%2Ffinancial%2Ftanshin%2Fdata%2Fhistoricaldata.xls&wdOrigin=ROWSSELINK> (最終閲覧日: 2021 年 8 月)

三井住友フィナンシャルグループ. (2011, 3). 三井住友フィナンシャルグループ 平成 23 年 (2011 年)3 月期中間期版 ディスクロージャー誌. 三井住友銀行. 財務データ. 預金 (単体): [https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2303\\_c\\_disc\\_pdf/h2303c\\_23.pdf](https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2303_c_disc_pdf/h2303c_23.pdf) (最終閲覧日: 2021 年 8 月)

三井住友フィナンシャルグループ. (2012, 3). 三井住友フィナンシャルグループ 平成 24 年



- (2012年)3月期中間期版 ディスクロージャー誌. 三井住友銀行. 財務データ. 預金 (単体) :  
[https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2407\\_c\\_disc\\_pdf/h2407c\\_40.pdf](https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2407_c_disc_pdf/h2407c_40.pdf) (最終閲覧日 : 2021年8月)
- 三井住友フィナンシャルグループ. (2013, 3). 三井住友フィナンシャルグループ 平成 25 年 (2013年)3月期中間期版 ディスクロージャー誌. 三井住友銀行. 財務データ. 預金 (単体) :  
[https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2507\\_c\\_disc\\_pdf/h2507c\\_39.pdf](https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2507_c_disc_pdf/h2507c_39.pdf) (最終閲覧日 : 2021年8月)
- 三井住友フィナンシャルグループ. (2014, 3). 三井住友フィナンシャルグループ 平成 26 年 (2014年)3月期中間期版 ディスクロージャー誌. 三井住友銀行. 財務データ. 預金 (単体) :  
[https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2607\\_c\\_disc\\_pdf/h2607c\\_39.pdf](https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2607_c_disc_pdf/h2607c_39.pdf) (最終閲覧日 : 2021年8月)
- 三井住友フィナンシャルグループ. (2015, 3). 三井住友フィナンシャルグループ 平成 27 年 (2015年)3月期中間期版 ディスクロージャー誌. 三井住友銀行. 財務データ. 預金 (単体) :  
[https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2707\\_c\\_disc\\_pdf/h2707c\\_39.pdf](https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2707_c_disc_pdf/h2707c_39.pdf) (最終閲覧日 : 2021年8月)
- 三井住友フィナンシャルグループ. (2016, 3). 三井住友フィナンシャルグループ 平成 28 年 (2016年)3月期中間期版 ディスクロージャー誌. 三井住友銀行. 財務データ. 預金 (単体) :  
[https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2807\\_c\\_disc02\\_pdf/h2807c02\\_31.pdf](https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2807_c_disc02_pdf/h2807c02_31.pdf) (最終閲覧日 : 2021年8月)
- 三井住友フィナンシャルグループ. (2017, 3). 三井住友フィナンシャルグループ 平成 29 年 (2017年)3月期中間期版 ディスクロージャー誌. 三井住友銀行. 財務データ. 預金 (単体) :  
[https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2907\\_c\\_disc02\\_pdf/h2907c02\\_31.pdf](https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h2907_c_disc02_pdf/h2907c02_31.pdf) (最終閲覧日 : 2021年8月)
- 三井住友フィナンシャルグループ. (2018, 3). 三井住友フィナンシャルグループ 平成 30 年 (2018年)3月期中間期版 ディスクロージャー誌. 三井住友銀行. 財務データ. 預金 (単体) :  
[https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h3007\\_c\\_disc02\\_pdf/h3007c02\\_34.pdf](https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h3007_c_disc02_pdf/h3007c02_34.pdf) (最終閲覧日 : 2021年8月)
- 三井住友フィナンシャルグループ. (2019, 3). 三井住友フィナンシャルグループ 平成 31 年 (2019年)3月期中間期版 ディスクロージャー誌. 三井住友銀行. 財務データ. 預金 (単体) :  
[https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h3103\\_c\\_disc\\_pdf/h3103c\\_21.pdf](https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/h3103_c_disc_pdf/h3103c_21.pdf) (最終閲覧日 : 2021年8月)
- 三井住友フィナンシャルグループ. (2020, 3). SMBC GROUP REPORT 2020 ディスクロージャー誌 資料編:  
[https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/fy2019\\_f02\\_pdf/fy2019\\_f02\\_00.pdf](https://www.smfg.co.jp/investor/financial/disclosure/fy2019_f02_pdf/fy2019_f02_00.pdf) (最終閲覧日 : 2021年8月)
- 三菱UFJ フィナンシャル・グループ. (2010, 11). 三菱UFJ フィナンシャル・グループ 平成 23 年 3月期 第2四半期 (中間期) 決算短信 [日本基準] (連結) :  
[https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2010\\_j/pdf/all11009\\_ja.pdf](https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2010_j/pdf/all11009_ja.pdf) (最終閲覧日 : 2021年8月)

三菱UFJフィナンシャル・グループ. (2011, 11). 三菱UFJフィナンシャル・グループ 平成24年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結):  
[https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2011\\_j/pdf/all1109\\_ja.pdf](https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2011_j/pdf/all1109_ja.pdf) (最終閲覧日:2021年8月)

三菱UFJフィナンシャル・グループ. (2012, 11). 三菱UFJフィナンシャル・グループ 平成25年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結):  
[https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2012\\_j/pdf/all11209\\_ja.pdf](https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2012_j/pdf/all11209_ja.pdf) (最終閲覧日:2021年8月)

三菱UFJフィナンシャル・グループ. (2013, 11). 三菱UFJフィナンシャル・グループ 平成26年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結):  
[https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2013\\_j/pdf/all11309\\_ja.pdf](https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2013_j/pdf/all11309_ja.pdf) (最終閲覧日:2021年8月)

三菱UFJフィナンシャル・グループ. (2014, 11). 三菱UFJフィナンシャル・グループ 平成27年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結):  
[https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2014\\_j/pdf/all11409\\_ja.pdf](https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2014_j/pdf/all11409_ja.pdf) (最終閲覧日:2021年8月)

三菱UFJフィナンシャル・グループ. (2015, 11). 三菱UFJフィナンシャル・グループ 平成28年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結):  
[https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2015\\_j/pdf/all11509\\_ja.pdf](https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2015_j/pdf/all11509_ja.pdf) (最終閲覧日:2021年8月)

三菱UFJフィナンシャル・グループ. (2016, 11). 三菱UFJフィナンシャル・グループ 平成29年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結):  
[https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2016\\_j/pdf/all11609\\_ja.pdf](https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2016_j/pdf/all11609_ja.pdf) (最終閲覧日:2021年8月)

三菱UFJフィナンシャル・グループ. (2018, 5). 三菱UFJフィナンシャル・グループ 2018年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結):  
[https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2017\\_j/pdf/all11803\\_ja.pdf](https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2017_j/pdf/all11803_ja.pdf) (最終閲覧日:2021年8月)

三菱UFJフィナンシャル・グループ. (2018, 11). 三菱UFJフィナンシャル・グループ 2019年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結):  
[https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2018/pdf/summary1809\\_ja.pdf](https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2018/pdf/summary1809_ja.pdf) (最終閲覧日:2021年8月)

三菱UFJフィナンシャル・グループ. (2019, 11). 三菱UFJフィナンシャル・グループ 2020年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結):  
[https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2019/pdf/summary1909\\_ja.pdf](https://www.mufg.jp/dam/ir/fs/2019/pdf/summary1909_ja.pdf) (最終閲覧日:2021年8月)

## 中国語文献

安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队. (2014). 『安徽统计年鉴2014』. 中国统计出版社.

安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队. (2015). 『安徽统计年鉴2015』. 中国统计出版社.

安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队. (2016). 『安徽统计年鉴2016』. 中国统计出版社.

安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队. (2017). 『安徽统计年鉴2017』. 中国统计出版社.

安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队. (2018). 『安徽统计年鉴2018』. 中国统计出版社.

安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队. (2019). 『安徽统计年鉴2019』. 中国统计出版社.

广东省统计局・国家统计局广东调查总队. (2014). 『广东统计年鉴2014』. 中国统计出版社.





- 王家卓·徐红伟. (2014). 『2013 中国网络借贷行业蓝皮书』. 清华大学出版社.
- 王家卓·徐红伟. (2015). 『2014 中国网络借贷行业蓝皮书』. 清华大学出版社.
- 王家卓·徐红伟. (2016). 『2015 中国网络借贷行业蓝皮书』. 清华大学出版社.
- 王家卓·徐红伟. (2017). 『2016 中国网络借贷行业蓝皮书』. 清华大学出版社.
- 王家卓·徐红伟. (2018). 『2017 中国网络借贷行业蓝皮书』. 清华大学出版社.
- 田国强·黄晓东·宁磊·王玉琴. (2018). 「警惕家庭债务危机及其可能引发的系统性金融风险」. 『政策研究报告』(上海财经大学高等学院) 2018 年第 3 期总第 58 期, pp. 1-16.
- 王宗培. (1930). 『中国之合会』. 中国合作学社.
- 许宪春. (2013). 「准确理解中国的收入、消费和投资」. 『中国社会科学』(中国社会科学杂志社) 2013 年第 2 期. pp. 4-24.
- 楊西孟. (1935). 『中国合会之研究』. 商务印书馆.
- 袁毅·杨勇·陈亮. (2016). 『中国众筹行业发展报告』. 上海人民出版社.
- 于颖·刘东旭. (2011). 「温州“抬会”现象的历史沿革及启示」. 『科技视界』第 26 期, pp. 55-56.
- 中国金融年鉴杂志社. (2011). 『中国金融年鉴 2011』. 中国金融出版社.
- 中国金融年鉴杂志社. (2012). 『中国金融年鉴 2012』. 中国金融出版社.
- 中国金融年鉴杂志社. (2013). 『中国金融年鉴 2013』. 中国金融出版社.
- 中国金融年鉴杂志社. (2014). 『中国金融年鉴 2014』. 中国金融出版社.
- 中国金融年鉴杂志社. (2015). 『中国金融年鉴 2015』. 中国金融出版社.
- 中国金融年鉴杂志社. (2016). 『中国金融年鉴 2016』. 中国金融出版社.
- 中国金融年鉴杂志社. (2017). 『中国金融年鉴 2017』. 中国金融出版社.
- 中国金融年鉴杂志社. (2018). 『中国金融年鉴 2018』. 中国金融出版社.
- 中国金融年鉴杂志社. (2019). 『中国金融年鉴 2019』. 中国金融出版社.
- 中国人民银行金融稳定分析小组. (2010). 『中国金融稳定报告 2010』. 中国金融出版社.
- 中国人民银行金融稳定分析小组. (2011). 『中国金融稳定报告 2011』. 中国金融出版社.
- 中国人民银行金融稳定分析小组. (2012). 『中国金融稳定报告 2012』. 中国金融出版社.
- 中国人民银行金融稳定分析小组. (2013). 『中国金融稳定报告 2013』. 中国金融出版社.
- 中国人民银行金融稳定分析小组. (2014). 『中国金融稳定报告 2014』. 中国金融出版社.
- 中国人民银行金融稳定分析小组. (2015). 『中国金融稳定报告 2015』. 中国金融出版社.
- 中国人民银行金融稳定分析小组. (2016). 『中国金融稳定报告 2016』. 中国金融出版社.
- 中国人民银行金融稳定分析小组. (2017). 『中国金融稳定报告 2017』. 中国金融出版社.
- 中国人民银行金融稳定分析小组. (2018). 『中国金融稳定报告 2018』. 中国金融出版社.
- 中华人民共和国国家统计局. (2011). 『中国统计年鉴 2011』. 中国统计出版社.
- 中华人民共和国国家统计局. (2012). 『中国统计年鉴 2012』. 中国统计出版社.
- 中华人民共和国国家统计局. (2013). 『中国统计年鉴 2013』. 中国统计出版社.
- 中华人民共和国国家统计局. (2014). 『中国统计年鉴 2014』. 中国统计出版社.
- 中华人民共和国国家统计局. (2015). 『中国统计年鉴 2015』. 中国统计出版社.
- 中华人民共和国国家统计局. (2016). 『中国统计年鉴 2016』. 中国统计出版社.

中华人民共和国国家统计局. (2017). 『中国统计年鉴 2017』. 中国统计出版社.

## 中国語引用 URL

百行征信. (2021, 7). 百行征信步入发展快车道：数据库累计收录 2.2 亿人，产品总调用量突破 8.5 亿笔：

<https://www.baihangcredit.com/main/detailpage?articleId=3e341abf6a49494ca8e00d1d81aa8513> (最后访问日期：2021 年 8 月)

财经网. (2020, 11). 中国银行保险监督管理委员会首席律师刘福寿：P2P 网贷机构完全归零 大中型企业债务风险有序化解：<http://economy.caijing.com.cn/20201127/4718232.shtml> (最后访问日期：2021 年 8 月)

21 世纪经济报道. (2018, 5). 超 50 城抢人大战背后 新一二线城市的升级竞争焦虑：<http://news.sina.com.cn/c/2018-05-21/doc-ihaturft5203009.shtml> (最后访问日期：2021 年 8 月)

每日经济新闻. (2018, 11). 支付宝活跃用户超 7 亿 2018 年增长超过 35%：<http://www.nbd.com.cn/articles/2018-11-02/1269017.html> (最后访问日期：2021 年 8 月)

南方都市报. (2016, 6). “裸条”借贷现女大学生群体：不还钱就公布裸照(图)：[https://news.ifeng.com/a/20160613/48972793\\_0.shtml?\\_zbs\\_baidu\\_bk](https://news.ifeng.com/a/20160613/48972793_0.shtml?_zbs_baidu_bk) (最后访问日期：2021 年 8 月)

全国人民代表大会. (2000, 3). 中华人民共和国立法法：[http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/dbdhhy/12\\_3/2015-03/18/content\\_1930713.htm](http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/dbdhhy/12_3/2015-03/18/content_1930713.htm) (最后访问日期：2021 年 8 月)

搜狐网. (2017, 5). 暴力催收这个锅不能只让 P2P 背：[https://www.sohu.com/a/139488753\\_417694](https://www.sohu.com/a/139488753_417694) (最后访问日期：2021 年 8 月)

网贷之家. (n. d.). <http://www.wdzj.com/> (最后访问日期：2021 年 8 月)

香港环亚经济数据有限公司. (n. d.). <https://www.ceicdata.com/> (最后访问日期：2021 年 8 月)

新华社. (2015, 12). 中央经济工作会议举行 习近平李克强作重要讲话：[http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/21/content\\_5026332.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/21/content_5026332.htm) (最后访问日期：2021 年 8 月)

新华社. (2016, 1). “e 租宝”非法集资案：<http://www.chinanews.com/gn/2016/01-31/7741550.shtml> (最后访问日期：2021 年 8 月)

中国工商银行. (2011, 3). 中国工商银行股份有限公司 2010 年度报告：<http://www.icbc-ltd.com/SiteCollectionDocuments/ICBC/Resources/ICBCLTD/%E4%B8%8B%E8%BD%BD/2011/2010%E5%B9%B4%E5%B9%B4%E6%8A%A5%E8%82%A1.pdf> (最后访问日期：2021 年 8 月)

中国工商银行. (2012, 3). 中国工商银行股份有限公司 2011 年度报告：<http://www.icbc-ltd.com/SiteCollectionDocuments/ICBC/Resources/ICBCLTD/%E4%B8%8B%E8%BD%BD/2012/%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E5%B7%A5%E5%95%86%E9%93%B6%E8%A1%8C%E8%82%A1%E4%BB%BD%E6%9C%89%E9%99%90%E5%85%AC%E5%8F%B82011%E5%B9%B4%E6%8A%A5%E8%82%A1.pdf> (最后访问日期：2021 年 8 月)

中国工商银行. (2013, 3). 中国工商银行股份有限公司 2012 年度报告：<http://www.icbc-ltd.com/SiteCollectionDocuments/ICBC/Resources/ICBCLTD/%E4%B8%8B%E8%BD%BD/2013/%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E5%B7%A5%E5%95%86%E9%93%B6%E8%A1%8C%E8%82%A1%E4%BB%BD%E6%9C%89%E9%99%90%E5%85%AC%E5%8F%B82012%E5%B9%B4%E6%8A%A5%E8%82%A1.pdf> (最后访问日期：2021 年 8 月)

ltd.com/SiteCollectionDocuments/ICBC/Resources/ICBCLTD/%E4%B8%8B%E8%BD%BD/2013/2012%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E6%8A%A5%E5%91%8AA%E8%82%A1.pdf (最后访问日期: 2021年8月)

中国工商银行. (2014, 3). 中国工商银行股份有限公司年度报告 2013: [http://www.icbc-ltd.com/SiteCollectionDocuments/ICBC/Resources/ICBCLTD/download/2014/2013ndbgzy\\_a.pdf](http://www.icbc-ltd.com/SiteCollectionDocuments/ICBC/Resources/ICBCLTD/download/2014/2013ndbgzy_a.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国工商银行. (2015, 3). 中国工商银行股份有限公司年度报告 2014: [http://v.icbc.com.cn/userfiles/Resources/ICBCLTD/download/2015/2014ndbg\\_A\\_registered.pdf](http://v.icbc.com.cn/userfiles/Resources/ICBCLTD/download/2015/2014ndbg_A_registered.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国工商银行. (2016, 3). 中国工商银行股份有限公司年度报告 2015: <http://v.icbc.com.cn/userfiles/Resources/ICBCLTD/download/2016/21A20160331.pdf> (最后访问日期: 2021年8月)

中国工商银行. (2017, 3). 中国工商银行股份有限公司年度报告 2016: [http://v.icbc.com.cn/userfiles/Resources/ICBCLTD/download/2017/8\\_2016zyA20170331.pdf](http://v.icbc.com.cn/userfiles/Resources/ICBCLTD/download/2017/8_2016zyA20170331.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国工商银行. (2018, 3). 中国工商银行股份有限公司年度报告 2017: <http://v.icbc.com.cn/userfiles/Resources/ICBCLTD/download/2018/2017Ath.pdf> (最后访问日期: 2021年8月)

中国工商银行. (2019, 3). 中国工商银行股份有限公司年度报告 2018: <http://v.icbc.com.cn/userfiles/Resources/ICBCLTD/download/2019/2018A20190425.pdf> (最后访问日期: 2021年8月)

中国工商银行. (n.d. a). 个人金融>贷款:  
<https://www.icbc.com.cn/ICBC/%E4%B8%AA%E4%BA%BA%E9%87%91%E8%9E%8D/%E8%B4%B7%E6%AC%BE/> (最后访问日期: 2021年8月)

中国工商银行. (n.d. b). 个人金融>贷款>消费贷款>个人家居消费贷款:  
<https://www.icbc.com.cn/ICBC/%E4%B8%AA%E4%BA%BA%E9%87%91%E8%9E%8D/%E8%B4%B7%E6%AC%BE/> (最后访问日期: 2021年8月)

中国工商银行. (n.d. c). 个人金融>贷款>消费贷款>个人文化消费贷款:  
<https://www.icbc.com.cn/icbc/%e4%b8%aa%e4%ba%ba%e9%87%91%e8%9e%8d/%e8%b4%b7%e6%ac%be/%e6%b6%88%e8%b4%b9%e8%b4%b7%e6%ac%be/%e4%b8%aa%e4%ba%ba%e6%96%87%e5%8c%96%e6%b6%88%e8%b4%b9%e8%b4%b7%e6%ac%be.htm> (最后访问日期: 2021年8月)

中国互连网络信息中心. (2008, 1). 「中国互联网发展状况统计报告 (2008年1月)」:  
<http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzbg/hlwtjbg/201206/P020120612484941196355.rar> (最后访问日期: 2021年8月)

中国互连网络信息中心. (2009, 1). 「中国互联网发展状况统计报告 (2009年1月)」:  
<http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzbg/hlwtjbg/201206/P020120612484945944301.rar> (最后访问日期: 2021年8月)

中国互连网络信息中心. (2010, 1). 「中国互联网发展状况统计报告 (2010年1月)」:  
<http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzbg/hlwtjbg/201206/P020120612484949500779.pdf> (最

- 后访问日期：2021年8月)
- 中国互联网络信息中心. (2011, 1). 「中国互联网发展状况统计报告 (2011年1月)」：  
<http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzbg/hlwtjbg/201206/P020120612484952635717.pdf> (最后访问日期：2021年8月)
- 中国互联网络信息中心. (2012, 1). 「中国互联网发展状况统计报告 (2012年1月)」：  
<http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzbg/hlwtjbg/201206/P020120612484958777344.pdf> (最后访问日期：2021年8月)
- 中国互联网络信息中心. (2013, 1). 「中国互联网发展状况统计报告 (2013年1月)」：  
<http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzbg/hlwtjbg/201403/P020140305344412530522.pdf> (最后访问日期：2021年8月)
- 中国互联网络信息中心. (2014, 1). 「中国互联网发展状况统计报告 (2014年1月)」：  
<http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzbg/hlwtjbg/201403/P020140305346585959798.pdf> (最后访问日期：2021年8月)
- 中国互联网络信息中心. (2015, 1). 「中国互联网发展状况统计报告 (2015年1月)」：  
<http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzbg/hlwtjbg/201502/P020150203548852631921.pdf> (最后访问日期：2021年8月)
- 中国互联网络信息中心. (2016, 1). 「中国互联网发展状况统计报告 (2016年1月)」：  
<http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzbg/hlwtjbg/201601/P020160122444930951954.pdf> (最后访问日期：2021年8月)
- 中国互联网络信息中心. (2017, 1). 「中国互联网发展状况统计报告 (2017年1月)」：  
<http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzbg/hlwtjbg/201701/P020170123364672657408.pdf> (最后访问日期：2021年8月)
- 中国互联网络信息中心. (2018, 1). 「中国互联网发展状况统计报告 (2018年1月)」：  
<http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzbg/hlwtjbg/201803/P020180305409870339136.pdf> (最后访问日期：2021年8月)
- 中国互联网络信息中心. (2019, 1). 「中国互联网发展状况统计报告 (2019年1月)」：  
<http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzbg/hlwtjbg/201902/P020190318523029756345.pdf> (最后访问日期：2021年8月)
- 中国建设银行. (2011, 3). 中国建设银行股份有限公司 2010年年度报告：  
[http://www.ccb.com/cn/investor/20110517\\_1305615768/2010A.pdf](http://www.ccb.com/cn/investor/20110517_1305615768/2010A.pdf) (最后访问日期：2021年8月)
- 中国建设银行. (2012, 3). 中国建设银行股份有限公司 2011年年度报告：  
[http://www2.ccb.com/cn/investor/20120612\\_1339471437/20130726151952271967.pdf](http://www2.ccb.com/cn/investor/20120612_1339471437/20130726151952271967.pdf) (最后访问日期：2021年8月)
- 中国建设银行. (2013, 3). 中国建设银行股份有限公司 2012年年度报告：  
[http://www2.ccb.com/cn/investor/20130402\\_1364891366/20130726143949366883.pdf](http://www2.ccb.com/cn/investor/20130402_1364891366/20130726143949366883.pdf) (最后访问日期：2021年8月)
- 中国建设银行. (2013, 11). 家装贷：



[http://www2.ccb.com/cn/public/20131127\\_1385541541.html](http://www2.ccb.com/cn/public/20131127_1385541541.html) (最后访问日期: 2021年8月)

中国建设银行. (2014, 3). 中国建设银行股份有限公司 2013年年度报告:  
[http://www.ccb.com/cn/investor/20140508\\_1399530566/20140508143037334371.pdf](http://www.ccb.com/cn/investor/20140508_1399530566/20140508143037334371.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国建设银行. (2015, 3). 中国建设银行股份有限公司 2014年年度报告:  
[http://www.ccb.com/cn/investor/20150701\\_1435717430/20150701102949226104.pdf](http://www.ccb.com/cn/investor/20150701_1435717430/20150701102949226104.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国建设银行. (2016, 3). 中国建设银行股份有限公司 2015年年度报告:  
[http://www.ccb.com/cn/investor/20160513\\_1463120204/20160513142823933536.pdf](http://www.ccb.com/cn/investor/20160513_1463120204/20160513142823933536.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国建设银行. (2017, 3). 中国建设银行股份有限公司 2016年年度报告:  
[http://www.ccb.com/cn/investor/20170428\\_1493365956/20170428155259039290.pdf](http://www.ccb.com/cn/investor/20170428_1493365956/20170428155259039290.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国建设银行. (2018, 3). 中国建设银行股份有限公司 2017年年度报告:  
[http://www.ccb.com/cn/investor/20180327\\_1522156951/20180327212244394615.pdf](http://www.ccb.com/cn/investor/20180327_1522156951/20180327212244394615.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国建设银行. (2019, 3). 中国建设银行股份有限公司 2018年年度报告:  
[http://www.ccb.com/cn/investor/20190329\\_1553855391/20190329182731436393.pdf](http://www.ccb.com/cn/investor/20190329_1553855391/20190329182731436393.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国建设银行. (n. d. a). 个人消费类贷款业务:  
<http://www2.ccb.com/cn/personal/credit/xfyw.html> (最后访问日期: 2021年8月)

中国建设银行. (n. d. b). 个人消费贷款:  
<http://www2.ccb.com/cn/personal/credit/consumeloan.html> (最后访问日期: 2021年8月)

中国国家统计局. (n. d.). 国家数据: <https://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01> (最后访问日期: 2021年8月)

中国国家统计局. (2020, 10). 中国统计年鉴 2020 简要说明:  
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2020/html/sm03.htm> (最后访问日期: 2021年8月)

中国经济周刊. (2017, 8). 送房送户口送钱 主流二线城市上演“抢人大战”:  
[http://news.china.com.cn/2017-08/08/content\\_41366861.htm](http://news.china.com.cn/2017-08/08/content_41366861.htm) (最后访问日期: 2021年8月)

中国农业银行. (2011, 3). 中国农业银行股份有限公司 2010年年度报告:  
[https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor\\_relations/report/am/201511/P020151125362390219570.pdf](https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor_relations/report/am/201511/P020151125362390219570.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国农业银行. (2012, 3). 中国农业银行股份有限公司 2011年年度报告:  
[https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor\\_relations/report/am/201511/P020151125362478647655.pdf](https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor_relations/report/am/201511/P020151125362478647655.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国农业银行. (2013, 3). 中国农业银行股份有限公司 2012年年度报告:

[https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor\\_relations/report/am/201511/P020151125362561287943.pdf](https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor_relations/report/am/201511/P020151125362561287943.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国农业银行. (2014, 3). 中国农业银行股份有限公司 2013 年年度报告:  
[https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor\\_relations/report/am/201511/P020151125362650341033.pdf](https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor_relations/report/am/201511/P020151125362650341033.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国农业银行. (2015, 3). 中国农业银行股份有限公司 2014 年年度报告:  
[https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor\\_relations/report/am/201511/P020151125362743763802.pdf](https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor_relations/report/am/201511/P020151125362743763802.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国农业银行. (2016, 3). 中国农业银行股份有限公司 2015 年年度报告:  
[https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor\\_relations/report/am/201604/P020160428624326685621.pdf](https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor_relations/report/am/201604/P020160428624326685621.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国农业银行. (2016, 11). 个人服务 > 贷款 > 消费 > 网捷贷:  
[https://www.abchina.com/cn/PersonalServices/Loans/ConsumptiveLoans/201611/t20161115\\_946633.htm](https://www.abchina.com/cn/PersonalServices/Loans/ConsumptiveLoans/201611/t20161115_946633.htm) (最后访问日期: 2021年8月)

中国农业银行. (2017, 3). 中国农业银行股份有限公司 2016 年年度报告:  
[https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor\\_relations/report/am/201703/P020170427563984549959.pdf](https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor_relations/report/am/201703/P020170427563984549959.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国农业银行. (2018, 3). 中国农业银行股份有限公司 2017 年年度报告:  
[https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor\\_relations/report/am/201803/P020180428366620654344.pdf](https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor_relations/report/am/201803/P020180428366620654344.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国农业银行. (2019, 3). 中国农业银行股份有限公司 2018 年年度报告:  
[https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor\\_relations/report/am/201904/P020190820536943162460.pdf](https://www.abchina.com/cn/AboutABC/investor_relations/report/am/201904/P020190820536943162460.pdf) (最后访问日期: 2021年8月)

中国农业银行. (n.d.). 个人服务 > 贷款 > 个人消费贷款:  
<https://www.abchina.com/cn/PersonalServices/Loans/#> (最后访问日期: 2021年8月)

中国农业银行. (2014a, 7). 个人服务 > 贷款 > 消费 > 个人综合消费贷款:  
[https://www.abchina.com/cn/PersonalServices/Loans/ConsumptiveLoans/201407/t20140708\\_790149.htm](https://www.abchina.com/cn/PersonalServices/Loans/ConsumptiveLoans/201407/t20140708_790149.htm) (最后访问日期: 2021年8月)

中国农业银行. (2014b, 7). 个人服务 > 贷款 > 消费 > 随薪贷:  
[https://www.abchina.com/cn/PersonalServices/Loans/ConsumptiveLoans/201407/t20140708\\_790143.htm](https://www.abchina.com/cn/PersonalServices/Loans/ConsumptiveLoans/201407/t20140708_790143.htm) (最后访问日期: 2021年8月)

中国人民银行. (2011, 1). 金融机构本外币信贷收支表 (按部门分类) 2010 年:  
[www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2015/07/2010s01a.htm](http://www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2015/07/2010s01a.htm)  
(最后访问日期: 2021年8月)

中国人民银行. (2012, 1). 金融机构本外币信贷收支表 (按部门分类) 2011 年:  
[www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2015/07/2011s01a.htm](http://www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2015/07/2011s01a.htm)  
(最后访问日期: 2021年8月)

中国人民银行. (2013, 1). 金融机构本外币信贷收支表 (按部门分类) 2012 年:

[www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2015/07/2012s01a.htm](http://www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2015/07/2012s01a.htm)  
(最后访问日期: 2021年8月)

中国人民银行. (2014, 1). 金融机构本外币信贷收支表(按部门分类) 2013年:  
[www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2015/07/2013s01a.htm](http://www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2015/07/2013s01a.htm)  
(最后访问日期: 2021年8月)

中国人民银行. (2015a, 1). 金融机构本外币信贷收支表(按部门分类) 2014年:  
[www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2015/07/2014s01a.htm](http://www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2015/07/2014s01a.htm)  
(最后访问日期: 2021年8月)

中国人民银行. (2015b, 1). 人民银行印发《关于做好个人征信业务准备工作的通知》:  
[http://www.gov.cn/xinwen/2015-01/05/content\\_2800381.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2015-01/05/content_2800381.htm) (最后访问日期: 2021年8月)

中国人民银行. (2016, 1). 金融机构本外币信贷收支表 2015年:  
[www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2017/06/2017061416350093101.htm](http://www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2017/06/2017061416350093101.htm) (最后访问日期: 2021年8月)

中国人民银行. (2017, 1). 金融机构本外币信贷收支表 2016年:  
[www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2017/06/2017061416393220603.htm](http://www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2017/06/2017061416393220603.htm) (最后访问日期: 2021年8月)

中国人民银行. (2018, 1). 金融机构本外币信贷收支表 2017年:  
[www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2018/01/2018011515401613226.htm](http://www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2018/01/2018011515401613226.htm) (最后访问日期: 2021年8月)

中国人民银行. (2019, 1). 金融机构本外币信贷收支表 2018年:  
<http://www.pbc.gov.cn/eportal/fileDir/defaultCurSite/resource/cms/2019/01/2019011618251457386.htm> (最后访问日期: 2021年8月)

中国新闻网. (2017, 4). 大二女生陷“裸条贷”自杀: 她的死可能不因虚荣:  
<https://www.chinanews.com.cn/sh/2017/04-17/8200963.shtml> (最后访问日期: 2021年8月)

中国银行. (2011, 3). 中国银行股份有限公司 2010年年度报告:  
<https://pic.bankofchina.com/bocappd/report/201104/P020110414496766918396.pdf> (最后访问日期: 2021年8月)

中国银行. (2012, 3). 中国银行股份有限公司 2011年年度报告:  
<https://pic.bankofchina.com/bocappd/report/201203/P020120329701827674975.pdf> (最后访问日期: 2021年8月)

中国银行. (2013, 3). 中国银行股份有限公司 2012年年度报告:  
<https://pic.bankofchina.com/bocappd/report/201303/P020130326763929585429.pdf> (最后访问日期: 2021年8月)

中国银行. (2014, 3). 中国银行股份有限公司 2013年年度报告:  
<https://pic.bankofchina.com/bocappd/report/201403/P020140326636554080303.pdf> (最后访问日期: 2021年8月)

中国银行. (2014, 9). 个人网络循环贷款:  
[https://www.boc.cn/pbservice/pb2/201409/t20140922\\_3916485.html](https://www.boc.cn/pbservice/pb2/201409/t20140922_3916485.html) (最后访问日期: 2021年8月)

2021年8月)

中国银行. (2015, 3). 中国银行股份有限公司 2014 年年度报告 :  
<https://pic.bankofchina.com/bocappd/report/201503/P020150325645402478610.pdf> (最后访问日期: 2021年8月)

中国银行. (2016, 3). 中国银行股份有限公司 2015 年年度报告 :  
<https://pic.bankofchina.com/bocappd/report/201603/P020160330629658258730.pdf> (最后访问日期: 2021年8月)

中国银行. (2016, 2). 中银 E 贷 (个人网络消费贷款) :  
[https://www.boc.cn/pbservice/pb2/201602/t20160229\\_6465863.html](https://www.boc.cn/pbservice/pb2/201602/t20160229_6465863.html) (最后访问日期: 2021年8月)

中国银行. (2017, 3). 中国银行股份有限公司 2016 年年度报告 :  
<https://pic.bankofchina.com/bocappd/report/201703/P020170331642912106593.pdf> (最后访问日期: 2021年8月)

中国银行. (2018, 3). 中国银行股份有限公司 2017 年年度报告 :  
<https://pic.bankofchina.com/bocappd/report/201803/P020180329711777142258.pdf> (最后访问日期: 2021年8月)

中国银行. (2019, 3). 中国银行股份有限公司 2018 年年度报告 :  
<https://pic.bankofchina.com/bocappd/report/201903/P020190329639790845416.pdf> (最后访问日期: 2021年8月)

中国银行. (n. d.). 中国银行 > 个人金融 > 个人贷款 : <https://www.boc.cn/pbservice/pb2/>  
(最后访问日期: 2021年8月)

中国银行保险监督管理委员会. (2004, 6). 2003 年银行业金融机构境内总资产与总负债:  
<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1905&itemId=954&generaltype=0> (最后访问日期: 2021年8月)

中国银行保险监督管理委员会. (2020, 7). 商业银行互联网贷款管理暂行办法 (中国银行保险监督管理委员会令 2020 年第 9 号) :  
<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=916525&itemId=928> (最后访问日期: 2021年8月)

## 本論文関連法令等一覧

- 全国人民代表大会「中华人民共和国乡镇企业法」(1997年1月1日)
- 全国人民代表大会「中华人民共和国立法法」(2000年3月15日)
- 中国银行监督管理委员会「关于小额贷款公司试点的指导意见」(2008年5月4日)
- 中国人民银行·工业和信息化部·公安部·财政部·国家工商总局·国务院法制办·中国银行业监督管理委员会·中国证券监督管理委员会·中国保险监督管理委员会·国家互联网信息办公室「关于促进互联网金融健康发展的指导意见」(2015年7月18日)
- 中国银行业监督管理委员会「网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法(征求意见稿)」(2015年12月28日)
- 中国银行业监督管理委员会·教育部「关于加强校园不良网络借贷风险防范和教育引导工作的通知」(2016年4月13日)
- 中国银行业监督管理委员会「网络借贷资金存管业务指引(征求意见稿)」(2016年8月14日)
- 中国银行保险监督管理委员会·工业与信息化部·公安部, 中国中央网络安全与情报化委员会办公室「网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法」(2016年8月17日)
- 教育部「关于开展校园网贷风险防范集中专项教育工作的通知」(2016年9月26日)
- 国务院办公厅「关于互联网金融风险专项整治工作实施方案的通知」(2016年10月13日)
- 中国银行业监督管理委员会「P2P网络借贷风险专项整治工作实施方案」(2016年10月13日)
- 中国互联网金融协会「互联网金融个体网络借贷信息披露」(2016年10月28日)
- 中国银行业监督管理委员会, 工业与信息化部, 国家工商总局「网络借贷信息中介机构备案登记管理指引」(2016年11月30日)
- 中国银行业监督管理委员会「网络借贷资金存管业务指引」(2017年2月23日)
- 中国银行业监督管理委员会「关于银行业风险防控工作的指导意见」(2017年4月10日)
- 互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室「关于开展“现金贷”业务活动清理整顿工作的通知」(2017年4月19日)
- 中国银行业监督管理委员会·教育部·人力资源社会保障部「关于进一步加强校园贷规范管理工作的通知」(2017年5月27日)
- 中国人民银行, 中央宣传部, 中央网络安全和信息化委员会办公室, 中央维护稳定工作领导小组办公室, 国家发展和改革委员会, 工业和信息化部, 公安部, 财政部, 住房城乡建设部, 工商行政管理总局, 国务院法制办公室, 中国银行业监督管理委员会, 中国证券监督管理委员会, 中国银行保险监督管理委员会, 国家信访局, 最高人民法院「关于进一步做好互联网金融风险专项整治清理整顿工作的通知」(2017年5月17日)
- 互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室「关于对互联网平台与各类交易场所合作从事违法违规业务开展清理整顿的通知」(2017年6月30日)
- 中国银行业监督管理委员会「网络借贷信息中介机构业务活动信息披露指引」(2017年8月24日)
- 中国互联网金融协会「互联网金融个体网络借贷借款合同要素(征求意见稿)」(2017年9月21日)
- 中国互联网金融协会「互联网金融信息披露个体网络借贷」(2017年10月11日)

中国互联网金融协会·P2P网络借贷风险专项管理工作领导小组办公室「关于开展网络借贷资金存管测评工作的通知」(2017年11月21日)

互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室·P2P网络借贷风险专项管理工作领导小组办公室「关于规范整顿“现金贷”业务的通知」(2017年12月1日)

中国互联网金融协会「互联网金融个体网络借贷资金存管业务规范」(2017年12月7日)

中国互联网金融协会「互联网金融个体网络借贷资金存管系统规范」(2017年12月7日)

P2P网络借贷风险专项管理工作领导小组办公室「关于做好P2P网络借贷风险专项整治整改验收工作的通知」(2017年12月8日)

中国互联网金融协会「互联网金融个体网络借贷借款合同要素」(2017年12月29日)

最高人民法院·最高人民检察院·公安部·司法部「关于办理黑恶势力犯罪案件若干问题的指导意见」(2016年1月16日)

国务院「关于开展扫黑除恶专项斗争的通知」(2018年1月24日)

中国互联网金融协会「互联网金融逾期债务催收自律公约」(2018年3月28日)

互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室「关于加大通过互联网开展资产管理业务整治力度及开展验收工作的通知」(2018年3月28日)

中国互联网金融协会「关于防范虚构借款项目、恶意骗贷等P2P网络借贷风险的通知」(2018年8月21日)

中国人民银行「互联网金融从业机构反洗钱和反恐怖融资管理办法(试行)」(2018年10月10日)

互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室「关于报送P2P平台借款人逃废债信息的通知」(2018年8月8日)

互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室「关于开展P2P网络借贷机构合规检查工作的通知」(2016年8月17日)

中国互联网金融协会「关于开展P2P网络借贷机构自律检查工作的通知」(2018年8月22日)

中国互联网金融协会「P2P网络借贷会员机构自查自纠问题清单」(2018年8月29日)

互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室「关于进一步做好网贷行业失信惩戒有关工作的通知」(2018年9月17日)

中国互联网金融协会「P2P网络借贷会员机构自律检查进入非现场检查阶段」(2018年12月6日)

互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室·P2P网络借贷风险专项管理工作领导小组办公室「关于做好网贷机构分类处置和风险防范工作的意见」(2019年1月21日)

互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室·P2P网贷借贷风险专项整治工作领导小组办公室「关于进一步做实P2P网络借贷合规检查及后续工作的通知」(2019年1月23日)

互联网金融风险专项整治工作领导小组办公室·P2P网络借贷风险专项管理工作领导小组办公室·国家计算机网络应急技术处理协调小组「关于启动网络借贷信息中介机构运营数据实时接入工作的通知」(2019年3月15日)

中国互联网金融协会「关于进一步加强网络借贷资金存管工作的通知」(2019年11月15日)

中国银行保险监督管理委员会「商业银行互联网贷款管理暂行办法」(2020年7月17日)

## 付録目次

- 付録 1. 2010 年から 2018 年まで本論文の使用した中国における家計部門の各経済指標の一覧表  
(単位：十億元, %, 倍)
- 付録 2. 2010 年から 2018 年まで中国における全国と省別の住宅平均価格の推移 (単位：元/  
m<sup>2</sup>, 倍)
- 付録 3. 2010 年から 2018 年まで中国における全国と省別の住宅平均価格前年比伸び率の推移  
(単位：%)
- 付録 4. 2013 年から 2018 年まで中国における 11 省・1 自治区の所得階層別の年間可処分所得の  
推移 (単位：元)
- 付録 5. 2013 年から 2018 年まで中国における 11 省・1 自治区の所得階層別の年間消費支出の推  
移 (単位：元)
- 付録 6. 2013 年から 2018 年まで中国における 11 省・1 自治区の所得階層別の年間黒字率の推移  
(単位：%)
- 付録 7. 2013 年から 2018 年まで中国における 11 省・1 自治区の都市部人口対総人口の比率 (単  
位：%)

付録 1. 2010 年から 2018 年まで本論文の使用した中国における家計部門の各経済指標の一覧表  
 (単位：十億元, %, 倍)

	2010 年	2018 年	拡大比: 2018 年/2010 年
全部門の金融機関貸出残高総額	50,923	141,752	2.78
家計部門の金融機関貸出残高	11,259	47,895	4.25
その他部門の金融機関貸出残高	39,664	93,856	2.37
家計部門の金融機関消費貸出残高	7,511	37,801	5.03
家計部門の金融機関経営貸出残高	3,748	10,094	2.69
家計部門の金融機関短期貸出残高	3,438	13,809	4.02
家計部門の金融機関中長期貸出残高	7,821	34,087	4.36
家計部門の金融機関短期消費貸出残高	960	8,808	9.17
家計部門の金融機関短期経営貸出残高	2,478	5,000	2.02
家計部門の金融機関中長期消費貸出残高	6,551	28,993	4.43
家計部門の金融機関中長期経営貸出残高	1,270	5,094	4.01
家計部門の金融機関中長期貸出残高純増	2,234	4,970	2.22
家計部門の金融機関消費貸出残高純増	1,974	6,271	3.18
家計部門の金融機関短期消費貸出残高純増	320	1,996	6.24
家計部門の年間可処分所得	24,312	59,580	2.45
家計部門の年間消費支出	14,076	40,662	2.89
家計部門の年間黒字	10,236	18,918	1.85
家計部門の年間黒字率	42.10%	31.75%	
家計部門の金融機関貯蓄残高	31,230	72,444	2.32
家計部門の金融商品投資	2,291	5,861	2.56
家計部門の資本形成	4,060	10,290	2.53
家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分	-990	-3,370	3.40
「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率	36.05%	66.11%	
マイクロクレジットの貸出残高	198	955	4.84
融資型クラウドファンディングの貸出残高	0.06	789	13,149
融資型クラウドファンディングの年間貸出純増	0.70	1,798	2,569

出所：(中国国家统计局, 国家数据), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表(按部门分类) 2010 年, 2011), (中国人民银行, 金融机构本外币信贷收支表 2018 年, 2019), (中华人民共和国国家统计局, 『中国统计年鉴 2012』, 2012), (国家统计局, 『中国统计年鉴 2020』, 2020), (中国金融年鉴杂志社, 『中国金融年鉴 2011』, 2011), (中国金融年鉴杂志社, 『中国金融年鉴 2019』, 2019), (王 & 徐, 『2013 中国网络借贷行业蓝皮书』, 2014), (网贷之家)に基づき筆者作成。



付録2. 2010年から2018年まで中国における全国と省別の住宅平均価格の推移（単位：元/  
m<sup>2</sup>, 倍）

住宅平均価格	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	拡大比： 2018年 /2010年
中国全国	4,725	4,993	5,430	5,850	5,933	6,473	7,203	7,614	8,553	1.81
北京市	17,151	15,518	16,553	17,854	18,499	22,300	28,489	34,117	37,420	2.18
天津市	7,940	8,548	8,010	8,390	8,828	9,931	12,870	15,139	15,924	2.01
河北省	3,442	3,767	4,142	4,640	4,988	5,530	6,290	7,039	7,567	2.20
山西省	3,338	3,231	3,691	4,211	4,462	4,742	4,788	5,457	6,649	1.99
内モンゴル自治区	2,983	3,341	3,656	3,863	3,833	3,939	4,042	4,239	5,340	1.79
遼寧省	4,303	4,543	4,717	4,918	5,107	5,486	5,876	6,458	7,358	1.71
吉林省	3,495	4,161	3,875	4,228	4,810	5,213	4,946	5,748	6,801	1.95
黒竜江省	3,492	3,683	3,726	4,435	4,517	4,818	5,029	6,073	6,678	1.91
上海市	14,290	13,566	13,870	16,192	16,415	21,501	25,910	24,866	28,981	2.03
江蘇省	5,592	6,145	6,423	6,650	6,783	7,177	8,734	9,070	10,542	1.89
浙江省	9,332	9,801	10,680	11,016	10,586	10,755	11,447	13,430	15,242	1.63
安徽省	3,899	4,371	4,495	4,776	5,017	5,067	5,637	6,137	6,937	1.78
福建省	6,077	7,452	8,366	8,618	8,843	8,565	9,175	9,284	10,613	1.75
江西省	2,959	3,822	4,381	4,905	4,971	5,107	5,331	5,800	6,540	2.21
山東省	3,809	4,299	4,557	4,797	5,029	5,290	5,728	6,153	7,386	1.94
河南省	2,856	3,123	3,511	3,835	3,909	4,317	4,774	5,038	5,531	1.94
湖北省	3,506	4,142	4,668	4,847	5,085	5,663	6,457	7,307	8,136	2.32
湖南省	3,014	3,524	3,670	3,908	3,830	3,974	4,330	4,846	5,473	1.82
広東省	7,004	7,561	7,668	8,466	8,526	9,495	10,936	11,416	12,915	1.84
広西チワン族自治区	3,382	3,554	3,910	4,219	4,442	4,587	5,042	5,623	5,959	1.76
海南省	8,800	9,083	7,811	8,633	9,262	9,226	9,775	11,381	14,105	1.60
重慶市	4,040	4,492	4,805	5,239	5,094	5,012	5,162	6,605	8,190	2.03
四川省	3,985	4,595	4,959	5,086	5,092	5,034	5,449	5,888	6,691	1.68
貴州省	3,142	3,490	3,695	3,735	3,694	3,629	3,704	4,165	5,129	1.63
雲南省	2,893	3,388	3,861	4,176	4,451	4,800	4,812	5,664	7,384	2.55
チベット自治区	2,761	3,312	2,982	3,883	5,323	3,605	4,876	5,604	6,915	2.50
陝西省	3,668	4,705	4,803	4,991	4,823	5,082	5,264	6,477	7,922	2.16
甘肅省	2,938	3,130	3,376	3,684	4,234	4,613	4,817	5,326	5,387	1.83
青海省	2,894	3,090	3,692	3,957	4,294	4,241	4,612	5,298	5,937	2.05
寧夏回族自治区	3,107	3,389	3,621	3,917	3,747	4,010	3,925	4,243	4,737	1.52
新疆ウイグル自治区	2,872	3,287	3,594	3,949	4,057	4,176	4,204	4,538	5,427	1.89

出所：（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2011』，2011），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2012』，2012），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2013』，2013），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2014』，2014），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2015』，2015），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2016』，2016），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2017』，2017），（国家统计局，『中国统计年鉴 2018』，2018），（国家统计局，『中国统计年鉴 2019』，2019）に基づき筆者作成。

付録3. 2010年から2018年まで中国における全国と省別の住宅平均価格前年比伸び率の推移

(単位：%)

住宅平均価格前年比 伸び率	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
中国全国	5.97	5.68	8.75	7.74	1.42	9.10	11.28	5.71	12.33
北京市	29.70	-9.52	6.67	7.86	3.61	20.55	27.75	19.75	9.68
天津市	20.21	7.65	-6.29	4.75	5.22	12.49	29.59	17.63	5.19
河北省	7.23	9.44	9.96	12.02	7.50	10.87	13.74	11.91	7.50
山西省	30.80	-3.19	14.22	14.09	5.96	6.28	0.97	13.97	21.85
内モンゴル自治区	12.61	11.99	9.45	5.65	-0.78	2.77	2.61	4.87	25.97
遼寧省	11.13	5.57	3.84	4.26	3.84	7.42	7.11	9.90	13.94
吉林省	25.36	19.06	-6.87	9.11	13.77	8.38	-5.12	16.22	18.31
黒竜江省	13.86	5.46	1.16	19.04	1.85	6.66	4.38	20.76	9.96
上海市	15.58	-5.07	2.24	16.74	1.38	30.98	20.51	-4.03	16.55
江蘇省	16.38	9.89	4.52	3.54	2.00	5.81	21.69	3.85	16.23
浙江省	18.28	5.03	8.96	3.15	-3.90	1.60	6.43	17.32	13.49
安徽省	20.53	12.11	2.83	6.25	5.05	1.00	11.25	8.87	13.04
福建省	13.25	22.63	12.26	3.01	2.61	-3.14	7.12	1.19	14.31
江西省	17.56	29.17	14.63	11.96	1.35	2.74	4.39	8.80	12.76
山東省	12.36	12.86	6.00	5.28	4.84	5.19	8.28	7.42	20.04
河南省	14.19	9.35	12.43	9.22	1.93	10.44	10.59	5.53	9.78
湖北省	2.72	18.14	12.70	3.83	4.91	11.37	14.02	13.16	11.34
湖南省	19.04	16.91	4.14	6.50	-2.00	3.76	8.96	11.92	12.94
広東省	10.13	7.95	1.42	10.41	0.71	11.37	15.18	4.39	13.13
広西チワン族自治区	7.95	5.08	10.01	7.91	5.29	3.26	9.92	11.52	5.97
海南省	39.88	3.22	-14.00	10.52	7.29	-0.39	5.95	16.43	23.93
重慶市	23.70	11.20	6.96	9.04	-2.77	-1.61	2.99	27.95	24.00
四川省	16.05	15.31	7.92	2.56	0.12	-1.14	8.24	8.06	13.64
貴州省	18.93	11.07	5.89	1.07	-1.10	-1.76	2.07	12.45	23.15
雲南省	6.24	17.12	13.95	8.16	6.59	7.84	0.25	17.71	30.37
チベット自治区	15.43	19.94	-9.95	30.21	37.08	-32.28	35.26	14.93	23.39
陝西省	17.83	28.28	2.08	3.91	-3.37	5.37	3.58	23.04	22.31
甘肅省	22.62	6.54	7.86	9.12	14.93	8.95	4.42	10.57	1.15
青海省	18.51	6.77	19.49	7.17	8.52	-1.23	8.75	14.87	12.05

出所：（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2011』，2011），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2012』，2012），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2013』，2013），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2014』，2014），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2015』，2015），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2016』，2016），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2017』，2017），（国家统计局，『中国统计年鉴 2018』，2018），（国家统计局，『中国统计年鉴 2019』，2019）に基づき筆者作成。

付録 4. 2013 年から 2018 年まで中国における 11 省・1 自治区の所得階層別の年間可処分所得の推移（単位：元）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
河北省都市部の家計部門の年間可処分所得	22,227	24,141	26,152	28,249	30,548	32,977
遼寧省都市部の家計部門の年間可処分所得	25,578	29,082	31,126	32,876	34,993	37,342
江蘇省都市部の家計部門の年間可処分所得	-	34,346	37,173	40,152	43,622	47,200
安徽省都市部の家計部門の年間可処分所得	23,114	24,839	26,936	29,156	31,640	34,393
江西省都市部の家計部門の年間可処分所得	21,873	24,309	26,500	28,673	31,198	33,819
河南省都市部の家計部門の年間可処分所得	-	23,672	25,576	27,233	29,558	31,874
湖北省都市部の家計部門の年間可処分所得	22,906	24,852	27,051	29,386	31,889	34,455
広東省都市部の家計部門の年間可処分所得	36,504	32,148	34,757	37,684	40,975	44,341
海南省都市部の家計部門の年間可処分所得	22,929	24,487	26,356	28,453	30,817	33,349
四川省都市部の家計部門の年間可処分所得	22,368	24,234	26,205	28,335	30,727	33,216
陝西省都市部の家計部門の年間可処分所得	22,346	24,366	26,420	28,440	30,810	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の年間可処分所得	21,833	23,285	25,186	27,153	-	-
河北省都市部の家計部門の低収入戸の年間可処分所得	9,344	11,244	12,126	13,346	13,387	14,834
遼寧省都市部の家計部門の低収入戸の年間可処分所得	9,706	10,950	12,302	13,573	14,666	13,710
江蘇省都市部の家計部門の低収入戸の年間可処分所得	-	12,418	14,234	15,989	16,874	16,497
安徽省都市部の家計部門の低収入戸の年間可処分所得	9,855	10,427	11,466	10,959	11,888	10,740
江西省都市部の家計部門の低収入戸の年間可処分所得	11,173	11,309	13,294	14,274	14,034	12,190
河南省都市部の家計部門の低収入戸の年間可処分所得	-	13,437	11,270	12,312	12,872	12,744
湖北省都市部の家計部門の低収入戸の年間可処分所得	10,349	10,643	10,622	11,449	12,077	9,857
広東省都市部の家計部門の低収入戸の年間可処分所得	-	12,823	14,598	15,920	17,161	-
海南省都市部の家計部門の低収入戸の年間可処分所得	9,257	10,038	10,633	11,190	12,128	9,836
四川省都市部の家計部門の低収入戸の年間可処分所得	9,796	9,470	10,726	9,566	10,287	11,197
陝西省都市部の家計部門の低収入戸の年間可処分所得	8,612	9,958	10,691	11,669	12,890	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の最低収入戸の年間可処分所得	6,563	3,655	5,972	5,879	-	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の低収入戸の年間可処分所得	11,175	8,288	11,318	11,144	-	-
河北省都市部の家計部門の中低収入戸の年間可処分所得	16,519	18,822	20,533	21,607	23,440	22,169
遼寧省都市部の家計部門の中低収入戸の年間可処分所得	16,916	19,423	21,192	24,182	25,205	24,279
江蘇省都市部の家計部門の中低収入戸の年間可処分所得	-	22,192	24,632	27,057	29,310	29,588
安徽省都市部の家計部門の中低収入戸の年間可処分所得	16,044	17,522	19,200	20,403	21,923	22,318
江西省都市部の家計部門の中低収入戸の年間可処分所得	17,410	18,647	20,600	21,905	23,541	21,881
河南省都市部の家計部門の中低収入戸の年間可処分所得	-	21,030	18,493	19,693	20,760	21,371
湖北省都市部の家計部門の中低収入戸の年間可処分所得	16,768	18,232	19,428	20,535	21,604	21,418
広東省都市部の家計部門の中低収入戸の年間可処分所得	-	22,372	25,398	28,413	30,135	-
海南省都市部の家計部門の中低収入戸の年間可処分所得	14,680	16,145	17,631	18,810	20,129	18,883
四川省都市部の家計部門の中低収入戸の年間可処分所得	16,153	16,942	18,703	18,649	21,238	22,712
陝西省都市部の家計部門の中低収入戸の年間可処分所得	15,645	17,327	18,714	20,436	22,186	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の中低収入戸の年間可処分所得	15,736	13,719	17,176	16,966	-	-
河北省都市部の家計部門の中等収入戸の年間可処分所得	22,066	24,474	26,613	28,016	31,202	30,050
遼寧省都市部の家計部門の中等収入戸の年間可処分所得	22,312	25,965	28,242	31,391	32,960	32,552
江蘇省都市部の家計部門の中等収入戸の年間可処分所得	-	31,152	33,252	36,456	39,694	41,123
安徽省都市部の家計部門の中等収入戸の年間可処分所得	21,211	23,231	25,478	27,128	29,198	31,360
江西省都市部の家計部門の中等収入戸の年間可処分所得	21,977	24,148	25,833	28,246	30,520	31,163
河南省都市部の家計部門の中等収入戸の年間可処分所得	-	27,690	24,419	25,881	27,819	29,279
湖北省都市部の家計部門の中等収入戸の年間可処分所得	21,716	24,321	26,342	28,148	29,984	30,727
広東省都市部の家計部門の中等収入戸の年間可処分所得	-	30,021	33,971	37,652	39,730	-
海南省都市部の家計部門の中等収入戸の年間可処分所得	20,134	21,178	23,615	25,289	27,728	27,985
四川省都市部の家計部門の中等収入戸の年間可処分所得	21,231	23,033	25,368	25,580	29,729	30,985
陝西省都市部の家計部門の中等収入戸の年間可処分所得	21,569	23,837	26,015	28,202	30,164	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の中等収入戸の年間可処分所得	21,890	21,315	24,997	26,473	-	-
河北省都市部の家計部門の中高収入戸の年間可処分所得	22,066	24,474	26,613	28,016	31,202	30,050
遼寧省都市部の家計部門の中高収入戸の年間可処分所得	22,312	25,965	28,242	31,391	32,960	32,552

江蘇省都市部の家計部門の中高収入戸の年間可処分所得	-	31,152	33,252	36,456	39,694	41,123
安徽省都市部の家計部門の中高収入戸の年間可処分所得	21,211	23,231	25,478	27,128	29,198	31,360
江西省都市部の家計部門の中高収入戸の年間可処分所得	21,977	24,148	25,833	28,246	30,520	31,163
河南省都市部の家計部門の中高収入戸の年間可処分所得	-	27,690	24,419	25,881	27,819	29,279
湖北省都市部の家計部門の中高収入戸の年間可処分所得	21,716	24,321	26,342	28,148	29,984	30,727
広東省都市部の家計部門の中高収入戸の年間可処分所得	-	30,021	33,971	37,652	39,730	-
海南省都市部の家計部門の中高収入戸の年間可処分所得	20,134	21,178	23,615	25,289	27,728	27,985
四川省都市部の家計部門の中高収入戸の年間可処分所得	21,231	23,033	25,368	25,580	29,729	30,985
陝西省都市部の家計部門の中高収入戸の年間可処分所得	21,569	23,837	26,015	28,202	30,164	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の中高収入戸の年間可処分所得	21,890	21,315	24,997	26,473	-	-
河北省都市部の家計部門の高収入戸の年間可処分所得	43,440	44,886	47,598	52,787	56,645	70,212
遼寧省都市部の家計部門の高収入戸の年間可処分所得	55,943	61,905	60,901	61,712	66,991	81,562
江蘇省都市部の家計部門の高収入戸の年間可処分所得	-	74,515	79,350	84,072	90,992	110,611
安徽省都市部の家計部門の高収入戸の年間可処分所得	47,736	49,911	53,695	61,736	66,816	78,428
江西省都市部の家計部門の高収入戸の年間可処分所得	41,639	45,593	48,416	54,342	60,785	74,940
河南省都市部の家計部門の高収入戸の年間可処分所得	-	58,966	51,648	54,460	60,755	70,461
湖北省都市部の家計部門の高収入戸の年間可処分所得	45,866	48,879	53,979	61,157	66,923	78,309
広東省都市部の家計部門の高収入戸の年間可処分所得	-	67,251	69,313	74,437	82,141	-
海南省都市部の家計部門の高収入戸の年間可処分所得	54,507	57,172	57,821	64,993	70,262	85,549
四川省都市部の家計部門の高収入戸の年間可処分所得	45,220	50,451	51,616	54,409	63,737	74,204
陝西省都市部の家計部門の高収入戸の年間可処分所得	45,214	48,049	52,000	56,224	61,034	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の高収入戸の年間可処分所得	35,127	39,743	44,359	49,387	-	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の最高収入戸の年間可処分所得	50,321	57,376	60,229	69,414	-	-

出所：河北省人民政府『河北经济年鉴』（2014-2019），辽宁省统计局『辽宁统计年鉴』（2014-2019），江苏省统计局・国家统计局江苏调查总队『江苏统计年鉴』（2014-2019），安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队『安徽统计年鉴』（2014-2019），江西省统计局・国家统计局江西调查总队『江西统计年鉴』（2014-2019），河南省统计局・国家统计局河南调查总队『河南统计年鉴』（2014-2019），湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019），广东省统计局・国家统计局广东调查总队『广东统计年鉴』（2014-2019），海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019），四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019），陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019），宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。

付録5. 2013年から2018年まで中国における11省・1自治区の所得階層別の年間消費支出の推移（単位：元）

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
河北省都市部の家計部門の年間消費支出	14,970	16,204	17,587	19,106	20,600	22,127
遼寧省都市部の家計部門の年間消費支出	18,030	20,520	21,557	24,996	25,379	26,448
江蘇省都市部の家計部門の年間消費支出	-	23,476	24,966	26,433	27,726	29,462
安徽省都市部の家計部門の年間消費支出	16,285	16,107	17,234	19,606	20,740	21,523
江西省都市部の家計部門の年間消費支出	13,851	15,142	16,732	17,696	19,244	20,760
河南省都市部の家計部門の年間消費支出	-	16,184	17,154	18,088	19,422	20,989
湖北省都市部の家計部門の年間消費支出	15,750	16,681	18,192	20,040	21,276	23,996
広東省都市部の家計部門の年間消費支出	24,133	23,612	25,673	28,613	30,198	30,924
海南省都市部の家計部門の年間消費支出	15,593	17,514	18,448	19,015	20,372	22,971
四川省都市部の家計部門の年間消費支出	16,343	17,760	19,277	20,660	21,991	23,484
陝西省都市部の家計部門の年間消費支出	16,399	17,546	18,464	19,369	20,388	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の年間消費支出	15,321	17,216	18,984	20,364	-	-
河北省都市部の家計部門の低収入戸の年間消費支出	8,106	9,348	10,981	12,205	13,438	12,315
遼寧省都市部の家計部門の低収入戸の年間消費支出	9,524	10,629	10,626	13,566	13,916	13,842
江蘇省都市部の家計部門の低収入戸の年間消費支出	-	10,478	11,372	13,112	13,832	13,827
安徽省都市部の家計部門の低収入戸の年間消費支出	8,863	8,896	10,384	11,603	12,523	12,809
江西省都市部の家計部門の低収入戸の年間消費支出	7,841	8,276	9,414	9,996	10,750	10,937
河南省都市部の家計部門の低収入戸の年間消費支出	-	9,856	9,874	10,037	10,176	11,188
湖北省都市部の家計部門の低収入戸の年間消費支出	8,745	9,563	11,336	12,207	11,912	12,552
広東省都市部の家計部門の低収入戸の年間消費支出	-	11,104	12,611	14,942	15,081	-
海南省都市部の家計部門の低収入戸の年間消費支出	8,035	9,340	10,966	10,275	12,802	10,795
四川省都市部の家計部門の低収入戸の年間消費支出	8,666	10,154	10,685	11,478	14,030	13,660
陝西省都市部の家計部門の低収入戸の年間消費支出	9,257	9,334	9,538	10,340	11,390	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の最低収入戸の年間消費支出	8,268	6,991	8,807	9,427	-	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の低収入戸の年間消費支出	8,888	8,263	10,665	11,820	-	-
河北省都市部の家計部門の中低収入戸の年間消費支出	12,407	13,094	14,972	16,071	16,584	16,064
遼寧省都市部の家計部門の中低収入戸の年間消費支出	12,756	15,374	15,122	19,062	19,178	18,612
江蘇省都市部の家計部門の中低収入戸の年間消費支出	-	15,764	17,681	18,117	18,806	20,709
安徽省都市部の家計部門の中低収入戸の年間消費支出	12,039	12,315	13,533	15,486	15,586	15,731
江西省都市部の家計部門の中低収入戸の年間消費支出	11,201	12,360	13,559	14,330	14,795	15,740
河南省都市部の家計部門の中低収入戸の年間消費支出	-	18,055	13,889	13,798	14,460	15,549
湖北省都市部の家計部門の中低収入戸の年間消費支出	12,972	13,233	13,403	14,324	16,104	17,187
広東省都市部の家計部門の中低収入戸の年間消費支出	-	17,469	18,892	22,706	23,752	-
海南省都市部の家計部門の中低収入戸の年間消費支出	10,939	12,905	13,890	14,157	16,220	14,539
四川省都市部の家計部門の中低収入戸の年間消費支出	12,434	13,997	15,233	14,314	16,585	17,745
陝西省都市部の家計部門の中低収入戸の年間消費支出	12,703	12,829	15,297	15,816	16,840	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の中低収入戸の年間消費支出	11,280	11,280	15,542	14,760	-	-
河北省都市部の家計部門の中等収入戸の年間消費支出	14,612	17,061	18,081	19,101	20,529	22,970
遼寧省都市部の家計部門の中等収入戸の年間消費支出	15,968	19,081	19,190	23,822	24,476	23,622
江蘇省都市部の家計部門の中等収入戸の年間消費支出	-	22,688	23,487	24,565	25,793	27,384
安徽省都市部の家計部門の中等収入戸の年間消費支出	15,827	16,112	16,487	19,120	18,913	19,765
江西省都市部の家計部門の中等収入戸の年間消費支出	15,105	14,831	15,747	17,219	18,376	20,164
河南省都市部の家計部門の中等収入戸の年間消費支出	-	19,547	16,736	18,167	19,871	20,452
湖北省都市部の家計部門の中等収入戸の年間消費支出	14,439	16,382	17,687	18,836	19,936	21,335
広東省都市部の家計部門の中等収入戸の年間消費支出	-	22,049	25,644	28,533	29,525	-
海南省都市部の家計部門の中等収入戸の年間消費支出	13,744	15,467	16,578	17,715	18,622	20,848
四川省都市部の家計部門の中等収入戸の年間消費支出	15,762	16,932	18,225	18,094	21,514	21,579
陝西省都市部の家計部門の中等収入戸の年間消費支出	15,580	17,929	17,251	19,629	20,596	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の中等収入戸の年間消費支出	15,900	15,211	19,430	20,319	-	-
河北省都市部の家計部門の中高収入戸の年間消費支出	17,817	19,675	20,225	22,545	24,363	27,509
遼寧省都市部の家計部門の中高収入戸の年間消費支出	20,535	22,785	24,971	29,230	31,768	29,759

江蘇省都市部の家計部門の中高収入戸の年間消費支出	-	29,766	29,815	31,398	34,284	35,713
安徽省都市部の家計部門の中高収入戸の年間消費支出	19,545	18,948	19,694	23,224	25,270	25,719
江西省都市部の家計部門の中高収入戸の年間消費支出	17,314	19,145	21,632	20,743	23,036	24,377
河南省都市部の家計部門の中高収入戸の年間消費支出	-	30,500	20,181	22,624	22,901	26,585
湖北省都市部の家計部門の中高収入戸の年間消費支出	18,678	19,862	23,353	23,868	24,663	29,101
広東省都市部の家計部門の中高収入戸の年間消費支出	-	31,332	30,604	34,233	36,278	-
海南省都市部の家計部門の中高収入戸の年間消費支出	20,229	20,863	21,068	21,889	23,118	28,218
四川省都市部の家計部門の中高収入戸の年間消費支出	19,909	21,984	23,360	23,592	26,012	28,593
陝西省都市部の家計部門の中高収入戸の年間消費支出	18,884	21,882	23,079	23,073	24,144	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の中高収入戸の年間消費支出	18,026	21,645	23,372	26,129	-	-
河北省都市部の家計部門の高収入戸の年間消費支出	26,455	26,806	28,270	30,631	33,213	38,555
遼寧省都市部の家計部門の高収入戸の年間消費支出	34,743	38,557	37,655	43,296	41,265	51,211
江蘇省都市部の家計部門の高収入戸の年間消費支出	-	44,965	48,295	51,548	52,151	58,577
安徽省都市部の家計部門の高収入戸の年間消費支出	29,088	27,802	29,943	33,454	36,606	39,266
江西省都市部の家計部門の高収入戸の年間消費支出	25,085	25,349	27,800	31,211	35,108	38,863
河南省都市部の家計部門の高収入戸の年間消費支出	-	29,122	30,113	31,266	35,524	38,235
湖北省都市部の家計部門の高収入戸の年間消費支出	28,051	29,501	29,852	36,702	39,292	45,102
広東省都市部の家計部門の高収入戸の年間消費支出	-	43,732	48,898	52,061	56,279	-
海南省都市部の家計部門の高収入戸の年間消費支出	31,900	35,480	35,093	37,929	37,061	49,798
四川省都市部の家計部門の高収入戸の年間消費支出	29,666	30,663	33,681	34,274	36,649	43,468
陝西省都市部の家計部門の高収入戸の年間消費支出	29,939	31,091	32,343	33,378	34,312	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の高収入戸の年間消費支出	26,514	23,459	31,053	34,603	-	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の最高収入戸の年間消費支出	27,837	28,888	33,410	39,896	-	-

出所：河北省人民政府『河北经济年鉴』（2014-2019），辽宁省统计局『辽宁统计年鉴』（2014-2019），江苏省统计局・国家统计局江苏调查总队『江苏统计年鉴』（2014-2019），安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队『安徽统计年鉴』（2014-2019），江西省统计局・国家统计局江西调查总队『江西统计年鉴』（2014-2019），河南省统计局・国家统计局河南调查总队『河南统计年鉴』（2014-2019），湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019），广东省统计局・国家统计局广东调查总队『广东统计年鉴』（2014-2019），海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019），四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019），陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019），宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。

付録 6. 2013 年から 2018 年まで中国における 11 省・1 自治区の所得階層別の年間黒字率の推移

(単位：%)

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
河北省都市部の家計部門の年間黒字率	32.65	32.88	32.75	32.37	32.56	32.90
遼寧省都市部の家計部門の年間黒字率	29.51	29.44	30.74	23.97	27.47	29.17
江蘇省都市部の家計部門の年間黒字率	31.65	32.84	34.17	36.44	37.58	38.64
安徽省都市部の家計部門の年間黒字率	29.54	35.15	36.02	32.75	34.45	37.42
江西省都市部の家計部門の年間黒字率	36.68	37.71	36.86	38.29	38.32	38.62
河南省都市部の家計部門の年間黒字率	-	31.63	32.93	33.58	34.29	34.15
湖北省都市部の家計部門の年間黒字率	31.24	32.88	32.75	31.80	33.28	30.36
広東省都市部の家計部門の年間黒字率	33.89	26.55	26.14	24.07	26.30	30.26
海南省都市部の家計部門の年間黒字率	31.99	28.48	30.00	33.17	33.89	31.12
四川省都市部の家計部門の年間黒字率	26.94	26.72	26.44	27.09	28.43	29.30
陝西省都市部の家計部門の年間黒字率	26.61	27.99	30.11	31.90	33.83	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の年間黒字率	29.83	26.06	24.63	25.00	-	-
河北省都市部の家計部門の低収入戸の年間黒字率	13.26	16.86	9.45	8.55	-0.38	16.98
遼寧省都市部の家計部門の低収入戸の年間黒字率	1.87	2.94	13.62	0.05	5.11	-0.96
江蘇省都市部の家計部門の低収入戸の年間黒字率	15.62	20.11	17.99	18.03	16.18	15.63
安徽省都市部の家計部門の低収入戸の年間黒字率	10.06	14.68	9.44	-5.88	-5.34	-19.26
江西省都市部の家計部門の低収入戸の年間黒字率	29.82	26.82	29.19	29.97	23.40	10.28
河南省都市部の家計部門の低収入戸の年間黒字率	-	26.65	12.39	18.48	20.94	12.21
湖北省都市部の家計部門の低収入戸の年間黒字率	15.50	10.15	-6.72	-6.62	1.36	-27.35
広東省都市部の家計部門の低収入戸の年間黒字率	-	13.40	13.61	6.14	12.12	
海南省都市部の家計部門の低収入戸の年間黒字率	13.20	6.95	-3.13	8.18	-5.56	-9.75
四川省都市部の家計部門の低収入戸の年間黒字率	11.54	-7.21	0.38	-19.99	-36.38	-21.99
陝西省都市部の家計部門の低収入戸の年間黒字率	-7.49	6.26	10.78	11.39	11.64	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の最低収入戸の年間黒字率	-25.97	-91.25	-47.48	-60.36	-	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の低収入戸の年間黒字率	20.47	0.31	5.77	-6.07	-	-
河北省都市部の家計部門の中低収入戸の年間黒字率	24.89	30.44	27.08	25.62	29.25	27.54
遼寧省都市部の家計部門の中低収入戸の年間黒字率	24.59	20.85	28.64	21.17	23.91	23.34
江蘇省都市部の家計部門の中低収入戸の年間黒字率	28.96	28.22	33.04	35.84	30.01	32.53
安徽省都市部の家計部門の中低収入戸の年間黒字率	24.96	29.72	29.52	24.10	28.91	29.51
江西省都市部の家計部門の中低収入戸の年間黒字率	35.66	33.72	34.18	34.58	37.15	28.06
河南省都市部の家計部門の中低収入戸の年間黒字率	-	14.15	24.90	29.93	30.35	27.24
湖北省都市部の家計部門の中低収入戸の年間黒字率	22.64	27.42	31.01	30.25	25.46	19.76
広東省都市部の家計部門の中低収入戸の年間黒字率	-	21.91	25.61	20.09	21.18	-
海南省都市部の家計部門の中低収入戸の年間黒字率	25.48	20.07	21.22	24.74	19.42	23.00
四川省都市部の家計部門の中低収入戸の年間黒字率	23.02	17.38	18.55	23.25	21.91	21.87
陝西省都市部の家計部門の中低収入戸の年間黒字率	18.80	25.96	18.26	22.61	24.09	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の中低収入戸の年間黒字率	28.32	17.77	9.52	13.00	-	-
河北省都市部の家計部門の中等収入戸の年間黒字率	33.78	30.29	32.06	31.82	34.21	23.56
遼寧省都市部の家計部門の中等収入戸の年間黒字率	28.43	26.51	32.05	24.11	25.74	27.43
江蘇省都市部の家計部門の中等収入戸の年間黒字率	27.17	29.37	32.62	35.02	33.41	35.99
安徽省都市部の家計部門の中等収入戸の年間黒字率	25.38	30.64	35.29	29.52	35.23	36.97
江西省都市部の家計部門の中等収入戸の年間黒字率	31.27	38.58	39.04	39.04	39.79	35.29
河南省都市部の家計部門の中等収入戸の年間黒字率	-	29.41	31.46	29.80	28.57	30.15
湖北省都市部の家計部門の中等収入戸の年間黒字率	33.51	32.64	32.85	33.08	33.51	30.57
広東省都市部の家計部門の中等収入戸の年間黒字率	-	26.56	24.51	24.22	25.69	-
海南省都市部の家計部門の中等収入戸の年間黒字率	31.74	26.97	29.80	29.95	32.84	25.50
四川省都市部の家計部門の中等収入戸の年間黒字率	25.76	26.49	28.16	29.27	27.63	30.36
陝西省都市部の家計部門の中等収入戸の年間黒字率	27.76	24.79	33.69	30.40	31.72	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の中等収入戸の年間黒字率	27.36	28.64	22.27	23.25	-	-
河北省都市部の家計部門の中高収入戸の年間黒字率	37.35	36.05	39.75	37.97	37.84	32.90
遼寧省都市部の家計部門の中高収入戸の年間黒字率	29.39	33.35	31.86	26.94	23.93	29.17
江蘇省都市部の家計部門の中高収入戸の年間黒字率	29.93	33.10	35.46	35.17	36.93	38.64

安徽省都市部の家計部門の中高収入戸の年間黒字率	30.20	37.74	40.75	36.60	36.30	37.42
江西省都市部の家計部門の中高収入戸の年間黒字率	37.14	36.49	33.43	41.68	39.78	38.62
河南省都市部の家計部門の中高収入戸の年間黒字率	-	16.60	37.35	34.18	37.55	34.15
湖北省都市部の家計部門の中高収入戸の年間黒字率	32.22	38.02	33.22	35.56	38.45	30.36
広東省都市部の家計部門の中高収入戸の年間黒字率	-	21.86	28.91	27.13	29.57	-
海南省都市部の家計部門の中高収入戸の年間黒字率	29.59	29.26	35.33	38.50	39.63	31.12
四川省都市部の家計部門の中高収入戸の年間黒字率	27.01	28.89	29.54	31.04	34.30	29.30
陝西省都市部の家計部門の中高収入戸の年間黒字率	33.98	31.28	32.70	36.36	38.24	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の中高収入戸の年間黒字率	36.11	26.85	30.16	32.41	-	-
河北省都市部の家計部門の高収入戸の年間黒字率	39.10	40.28	40.61	41.97	41.37	45.09
遼寧省都市部の家計部門の高収入戸の年間黒字率	37.90	37.72	38.17	29.84	38.40	37.21
江蘇省都市部の家計部門の高収入戸の年間黒字率	39.66	39.14	38.69	42.69	47.04	49.90
安徽省都市部の家計部門の高収入戸の年間黒字率	39.07	44.30	44.23	45.81	45.21	49.93
江西省都市部の家計部門の高収入戸の年間黒字率	39.75	44.40	42.58	42.56	42.24	48.14
河南省都市部の家計部門の高収入戸の年間黒字率	-	50.61	41.70	42.59	41.53	45.74
湖北省都市部の家計部門の高収入戸の年間黒字率	38.84	39.65	44.70	39.99	41.29	42.41
広東省都市部の家計部門の高収入戸の年間黒字率	-	34.97	29.45	30.06	31.48	-
海南省都市部の家計部門の高収入戸の年間黒字率	41.48	37.94	39.31	41.64	47.25	41.79
四川省都市部の家計部門の高収入戸の年間黒字率	34.40	39.22	34.75	37.01	42.50	41.42
陝西省都市部の家計部門の高収入戸の年間黒字率	33.78	35.29	37.80	40.63	43.78	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の高収入戸の年間黒字率	24.52	40.97	30.00	29.94	-	-
寧夏回族自治区都市部の家計部門の最高収入戸の年間黒字率	44.68	49.66	44.53	42.52	-	-

出所：河北省人民政府『河北经济年鉴』（2014-2019），辽宁省统计局『辽宁统计年鉴』（2014-2019），江苏省统计局・国家统计局江苏调查总队『江苏统计年鉴』（2014-2019），安徽省统计局・国家统计局安徽调查总队『安徽统计年鉴』（2014-2019），江西省统计局・国家统计局江西调查总队『江西统计年鉴』（2014-2019），河南省统计局・国家统计局河南调查总队『河南统计年鉴』（2014-2019），湖北省统计局・国家统计局湖北调查总队『湖北统计年鉴』（2014-2019），广东省统计局・国家统计局广东调查总队『广东统计年鉴』（2014-2019），海南省统计局・国家统计局海南调查总队『海南统计年鉴』（2014-2019），四川省统计局・国家统计局四川调查总队『四川统计年鉴』（2014-2019），陕西省统计局・国家统计局陕西调查总队『陕西统计年鉴』（2014-2019），宁夏回族自治区统计局・国家统计局宁夏调查总队『宁夏统计年鉴』（2014-2019）に基づき筆者作成。



付録 7. 2013 年から 2018 年まで中国における 11 省・1 自治区の都市部人口対総人口の比率（単位：％）

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年
河北省	48.12%	49.33%	51.33%	53.32%	55.01%	56.43%
遼寧省	66.45%	67.05%	67.35%	67.37%	67.49%	68.10%
江蘇省	64.11%	65.21%	66.52%	67.72%	68.76%	69.61%
安徽省	47.86%	49.15%	50.50%	51.99%	53.49%	54.69%
江西省	48.87%	50.22%	51.62%	53.10%	54.60%	56.02%
河南省	43.80%	45.20%	46.85%	48.50%	50.16%	51.71%
湖北省	54.51%	55.67%	56.85%	58.10%	59.30%	60.30%
広東省	67.76%	68.00%	68.71%	69.20%	69.85%	70.70%
海南省	52.74%	53.76%	55.12%	56.78%	58.04%	59.06%
四川省	44.90%	46.30%	47.69%	49.21%	50.79%	52.29%
陝西省	51.31%	52.57%	53.92%	55.34%	56.79%	58.13%
寧夏回族自治区	52.01%	53.61%	55.23%	56.29%	57.98%	58.88%

出所：（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2014』，2014），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2015』，2015），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2016』，2016），（中华人民共和国国家统计局，『中国统计年鉴 2017』，2017），（国家统计局，『中国统计年鉴 2018』，2018），（国家统计局，『中国统计年鉴 2019』，2019）に基づき筆者作成。

## 表目次

表 1. 国別の最も高い 10 年間実質 GDP 成長率の平均値 (単位: %)	1
表 2. 2001 年, 2009 年中国における家計部門の年間可処分所得と年間消費支出 (単位: 十億元, 倍)	2
表 3. 2010 年, 2018 年中国における家計部門の年間可処分所得と年間消費支出 (単位: 十億元, 倍)	2
表 4. 2010 年, 2018 年中国における家計部門の金融機関貸出残高, 家計部門の金融機関貯蓄残高, 「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率 (単位: 十億元, %, 倍)	3
表 5. 中国における家計部門の年間黒字の構成項目 (単位: 十億元, %)	4
表 6. 2010 年, 2018 年中国における家計部門の年間可処分所得, 年間消費支出と年間黒字 (単位: 十億元, 倍)	4
表 7. 2010 年, 2018 年中国における全部門の金融機関貸出残高と家計部門の金融機関貸出残高の推移 (単位: 十億元, 倍)	5
表 8. 2010 年, 2018 年国別の「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の年間可処分所得」に対する比率 (単位: %)	6
表 9. 2010 年, 2018 年中国における家計部門の金融機関貸出残高, 家計部門の金融機関短期貸出残高, 家計部門の金融機関中長期貸出残高の拡大比と家計部門の金融機関貸出残高に占める割合 (単位: 十億元, %, 倍)	6
表 10. 2010 年, 2018 年中国における家計部門の金融機関貸出残高, 家計部門の金融機関消費貸出残高, 家計部門の金融機関経営貸出残高の拡大比と家計部門の金融機関貸出残高に占める割合 (単位: 十億元, %, 倍)	7
表 11. 2010 年, 2018 年中国における家計部門の金融機関短期消費貸出残高, 家計部門の金融機関短期経営貸出残高の拡大比と家計部門の金融機関短期貸出残高に占める割合 (単位: 十億元, %, 倍)	8
表 12. 2010 年, 2018 年中国における家計部門の金融機関中長期消費貸出残高, 家計部門の金融機関中長期経営貸出残高の拡大比と家計部門の金融機関中長期貸出残高に占める割合 (単位: 十億元, %, 倍)	8
表 13. 2010 年, 2018 年中国における家計部門の金融機関貯蓄残高, 家計部門の金融商品投資, 家計部門の資本形成, 家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分の推移と拡大比 (単位: 十億元, 倍)	9
表 14. 2010 年, 2018 年中国における融資型クラウドファンディングの貸出残高, 年間貸出純増の推移と拡大比 (単位: 十億元, 倍)	10
表 15. グループレンディングに属する「グラミン銀行 I」, 中国の伝統的な庶民金融システム「合会」, 融資型クラウドファンディングのシステムの比較	11
表 16. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の金融機関貸出残高, 家計部門の金融機関貯蓄残高, 「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率の推移 (単位: 十億元, %, 倍)	56

表 17. 2010 年から 2018 年まで中国における「家計部門の年間可処分所得」, 「家計部門の年間消費支出」, 「家計部門の年間黒字」, 「家計部門の年間黒字率」の推移 (単位: 十億元, %)	58
表 18. 2010 年から 2018 年まで中国における「家計部門の金融機関貯蓄残高」, 「家計部門の金融機関貯蓄純増」の推移 (単位: 十億元, 倍)	59
表 19. 家計部門の「資金循環表 (金融勘定)」の項目一覧	59
表 20. 2010 年から 2018 年まで中国における「家計部門の金融商品投資」, 「家計部門の金融機関貸出残高」の推移 (単位: 十億元, 倍)	61
表 21. 2013 年から 2015 年まで中国における「家計部門の金融商品投資」, 「家計部門の年間可処分所得」の推移 (単位: 十億元, 倍)	61
表 22. 2010 年から 2018 年まで中国における「家計部門の資本形成」の推移 (単位: 十億元, 倍)	63
表 23. 2010 年から 2018 年まで中国における「家計部門のその他非金融資産の取得マイナス処分」の推移 (単位: 十億元, 倍)	64
表 24. 2010 年から 2018 年まで中国, 日本, イギリス, ドイツ, フランス, アメリカ, イタリアにおける「家計部門の金融機関貸出残高」の GDP に対する比率の推移 (単位: %)	66
表 25. 2010 年から 2018 年まで中国における「金融機関貸出残高総額」, 「家計部門の金融機関貸出残高」, 「その他の部門の金融機関貸出残高」と「金融機関貸出残高総額」に占める割合 (単位: 十億元, %, 倍)	67
表 26. 2010 年から 2018 年まで中国, 日本, イギリス, ドイツ, フランス, アメリカ, イタリアにおける「家計部門の金融機関貸出残高」の「家計部門の年間可処分所得」に対する比率の推移 (単位: %)	67
表 27. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の「金融機関短期貸出残高」, 家計部門の「金融機関中長期貸出残高」, 家計部門の「金融機関貸出残高」と家計部門の「金融機関貸出残高」に占める割合の推移 (単位: 十億元, %, 倍)	70
表 28. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の家計部門の「金融機関消費貸出残高」, 家計部門の「金融機関経営貸出残高」, 家計部門の「金融機関貸出残高」と家計部門の「金融機関貸出残高」に占める割合の推移 (単位: 十億元, %, 倍)	71
表 29. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の「金融機関短期消費貸出残高」, 家計部門の「金融機関短期経営貸出残高」, 家計部門の「金融機関短期貸出残高」と家計部門の「金融機関短期貸出残高」に占める割合の推移 (単位: 十億元, %, 倍)	72
表 30. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の「金融機関中長期消費貸出残高」, 家計部門の「金融機関中長期経営貸出残高」, 家計部門の「金融機関中長期貸出残高」と家計部門の「金融機関中長期貸出残高」に占める割合の推移 (単位: 十億元, %, 倍)	73
表 31. 2010 年から 2018 年まで家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」, 家計部門の「金融機関中長期貸出残高純増」の推移 (単位: 十億元, 倍)	75

表 32. 2010 年から 2018 年まで中国全国の住宅平均価格，住宅平均価格の前年比伸び率，住宅の年間売上高，住宅の年間売上高の前年比伸び率（単位：元/m <sup>2</sup> ，%，十億元） ..	75
表 33. 2010 年から 2018 年まで家計部門の「金融機関消費貸出残高純増」，家計部門の「金融機関短期消費貸出残高純増」の推移（単位：十億元，倍） .....	78
表 34. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の年間可処分所得，年間消費支出，年間黒字，資本形成，その他非金融資産の取得マイナス処分，金融商品投資の推移（単位：十億元，倍） .....	80
表 35. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の金融機関消費貸出残高と家計部門の金融機関消費貸出純増の推移（単位：十億元） .....	83
表 36. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の年間黒字，金融機関貯蓄純増，家計部門の金融機関消費貸出純増，資本形成，その他非金融資産の取得マイナス処分，金融商品投資，家計部門の年間預入額と消費貸出返済額の合計，家計部門の年間引出額と家計部門の年間消費借入貸出額の合計の推移（単位：十億元，倍） .....	84
表 37. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の金融機関消費貸出残高の前年比伸び率の推移（単位：%） .....	86
表 38. 中国における四大銀行の個人消費貸出の貸出条件の比較 .....	94
表 39. 2013 年から 2018 年まで中国の 31 省・直轄市・自治区（香港・マカオ・台湾を除く），省別で都市部所得階層別のデータの有無 .....	97
表 40. 2013 年から 2018 年まで中国における 11 省・1 自治区都市部の家計部門の調査世帯数（単位：世帯） .....	98
表 41. 2013 年から 2018 年まで中国の 11 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移（全省・自治区）（単位：元，倍） .....	99
表 42. 2013 年から 2018 年まで中国の 11 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移（低収入戸，最低収入戸）（単位：元，倍） .....	101
表 43. 2013 年から 2018 年まで中国の 11 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移（中低収入戸）（単位：元，倍） .....	103
表 44. 2013 年から 2018 年まで中国の 11 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移（中等収入戸）（単位：元，倍） .....	105
表 45. 2013 年から 2018 年まで中国の 11 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移（中高収入戸）（単位：元，倍） .....	107
表 46. 2013 年から 2018 年まで中国の 11 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字の推移（高収入戸，最高収入戸）（単位：元，倍） .....	109
表 47. 2013 年から 2018 年まで中国全国および 7 省・1 自治区都市部における家計部門の最低収入戸・低収入戸の世帯数（単位：世帯） .....	113
表 48. 2013 年から 2018 年まで中国 7 省・1 自治区都市部における家計部門の年間黒字がマイナスである省・自治区の世帯数，7 省・1 自治区都市部総世帯数に占める割合，11 省・1 自治区都市部総世帯数に占める割合の推移（単位：世帯，%） .....	114
表 49. 中国における家計部門の金融機関消費貸出残高，総世帯数，一世帯あたり金融機関消	

費貸出残高の推移（単位：十億元，十億世帯，元/世帯）	115
表 50. 2013 年から 2018 年まで最低収入戸・低収入戸を除いた 11 省・1 自治区都市部の家計部門の年間黒字の推移（単位：元/世帯）	116
表 51. 2013 年から 2018 年まで最低収入戸・低収入戸を除いた 11 省・1 自治区都市部の家計部門の一世帯あたり最大借入可能額の推移（単位：元/世帯）	117
表 52. 2010 年から 2018 年までマイクロクレジット，融資型クラウドファンディングの貸出残高の推移（単位：十億元，倍）	123
表 53. クラウドファンディングの分類	124
表 54. 2011 年から 2014 年まで世界のクラウドファンディングの類型別の規模（単位：万ドル，%）	126
表 55. 2015 年から 2017 年まで中国におけるクラウドファンディングの類型別の年間貸出純増（単位：十億元，%）	126
表 56. 中国における融資型クラウドファンディングの年間貸出純増対社会融資規模純増に対する比率の推移（単位：十億元，%）	127
表 57. 中国におけるインターネット利用者数，携帯インターネット利用者数の推移（単位：万人）	131
表 58. 中国におけるインターネットの普及率及び携帯インターネット利用者のインターネット利用者全体に対する比率の推移（単位：%）	131
表 59. 中国におけるのインターネット支払利用者数，携帯インターネット支払利用者数の推移（単位：万人）	132
表 60. インターネット支払利用者数のインターネット利用者全体に対する比率及び携帯インターネット支払利用者数の携帯インターネット利用者全体に対する比率の推移（単位：%）	132
表 61. 2010 年から 2018 年まで中国と日本における総人口，銀行系金融機関数，総人口の銀行系金融機関数に対する比（単位：千人，行，千人/行）	133
表 62. 2010 年から 2018 年まで中国における四大銀行の家計部門の貯蓄残高（単位：十億元）	134
表 63. 2010 年から 2018 年まで中国における家計部門の四大銀行の貯蓄残高，家計部門の金融機関貯蓄残高，「家計部門の四大銀行の貯蓄残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率（単位：十億元，%）	135
表 64. 2010 年度から 2018 年度まで日本における三大銀行の家計部門の貯蓄残高（単位：十億円）	135
表 65. 2010 年度から 2018 年度まで日本における家計部門の三大銀行の貯蓄残高，家計部門の金融機関貯蓄残高，「家計部門の三大銀行の貯蓄残高」の「家計部門の金融機関貯蓄残高」に対する比率（単位：十億円，%）	135
表 66. 中国における融資型クラウドファンディングの平均借入期間の推移（単位：月）	137
表 67. 2012 年から 2015 年まで中国における銀行の貸出基準金利，預金基準金利と融資型クラウドファンディングの平均収益率の推移（単位：%）	137

表 68. 「グラミン銀行」の貸出累計額，貸出残高，メンバー数の推移（単位：百万ドル，人，%）	142
表 69. 「グラミン銀行 I」と融資型クラウドファンディングとの比較	144
表 70. 伝統的な庶民金融システム「合会」と融資型クラウドファンディングの比較	150
表 71. 中国に国家レベルにおける法制度の分類と制定機関	154
表 72. 2015 年から 2019 年まで中国における主な融資型クラウドファンディングに関する法規制	155
表 73. 中国における融資型クラウドファンディングの貸出残高純増，家計部門の短期貸出残高純増，「融資型クラウドファンディングの貸出残高純増」の「家計部門の金融機関短期貸出残高純増」に対する比率の推移（単位：十億元，%）	163
表 74. 中国における融資型クラウドファンディングの貸出残高，貸出純増，プラットフォーマー数と前年比伸び率の推移（単位：十億元，%，社）	164
表 75. 中国における融資型クラウドファンディングの営業停止・業務変換のプラットフォーマー数，問題のあるプラットフォーマー数，営業停止・業務変換のプラットフォーマー数と問題のあるプラットフォーマー数対運営されているプラットフォーマー数の比の推移（単位：社，%）	165
表 76. 中国における融資型クラウドファンディング問題のあるプラットフォーマーに関連する被害金額の推移（単位：十億元，倍）	166

## 図目次

図 1. 家計部門の年間可処分所得，年間消費支出，年間黒字，年間その他非金融資産の取得マイナス処分の表示.....	64
図 2. 2010 年から 2018 年まで家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」，家計部門の「金融機関中長期貸出純増」の相関図.....	74
図 3. 2010 年から 2018 年まで（2016 年除き）家計部門の「その他非金融資産の取得マイナス処分」，家計部門の「金融機関中長期貸出残高純増」の相関図.....	76
図 4. 2010 年から 2018 年まで（2016 年除き）家計部門の「資本形成」と家計部門の「金融機関短期消費貸出残高純増」の相関図.....	78
図 5. 中国における家計部門の年間貯蓄純増とその構成の表示図.....	81
図 6. 中国における家計部門の年間消費貸出純増とその構成の表示図.....	82
図 7. 中国におけるマイクロクレジットの仕組み.....	121
図 8. 中国における融資型クラウドファンディングの仕組み.....	122
図 9. 「インターネット貸借情報仲介機構業務活動管理暫定弁法（网络借贷信息中介机构业务活动管理暂行办法）」が導入後の中国の融資型クラウドファンディングの仕組み.....	129
図 10. 銀行融資（上図）と融資型クラウドファンディング（下図）の仕組みの比較....	136
図 11. 「グラミン銀行 I」の仕組み.....	144
図 12. 発起人（親）から見た「合会」の仕組み.....	147
図 13. 発起人（親）から見た「合会」の仕組み（上図）と融資型クラウドファンディング（下図）の比較.....	149